

常磐国際紀要

Tokiwa International Studies Review

第 19 号

2015年 3 月

<研究論文>

- 国際会計基準第41号「農業」の適用可能性 田邊 正 1
- 『行人』の中の『ハムレット』——漱石の『ハムレット』解釈の影響 辻川 美和 25
- 1940年代国民党による新疆統治の論理 —吳忠信と張治中を中心に 木下 恵二 49
- The Influence of L1 Vowel Categories on the Identification of English Vowels Atsushi Chiba 69
- The French Influence on the Multiple Negation in Middle English: A Corpus Based Study
..... Reiko Ito 89
- 人民代表大会直接選挙に見る中国共産党の適応能力
—独立候補への対応を例に 中岡 まり 99
- Bid Premiums and the Interrelation between Stock Price Momentums in Japan
: Contrasting Premium Offers and Discount Offers Hiroyuki Bundo 119
- アナトール・フランス、フロイト、プラトン、釈迦の欲望論（エロース論）比較研究
—性愛から哲学、人類統合、そして仏教へ 土居 守 141
- 国際機構の存在意義としてのグローバル・ジャスティス（世界正義）
—国連による「地球規模の平和と安全の維持」を中心として— 渡部 茂己 159

<研究ノート>

- わが国の農業の現状と担い手不足による法人化の問題点
—第六次産業における会計の複雑化を中心として— 田邊 正 187
- 茨城県における平成以降の信用保証協会保証実績の推移と背景 文堂 弘之・船橋 信正 203
- 戦後日米交流と日米協会の新たな模索（1951－1955年） 飯森 明子 231
- Reducing the Number of Failing Students Rika Otsu, Francisco Gonzales 245
- 時事に現れた日本の諸課題とその共通要因
—「提言的日本人論」による改善策の考察
：「思考・行動様式まで問われている」ことへの国民的「気づき」の必要性 小磯 滋 263

常磐大学国際学部

研究論文

国際会計基準第 41 号「農業」の適用可能性

田 邊 正

Possibility of Applying the International Accounting Standards No.41 “Agriculture”

Abstract

In 2001, IASC (International Accounting Standards Committee) officially announced IAS (International Accounting Standards) No.41 “Agriculture”. IAS No.41 prescribes accounting treatment, financial statement presentation, and disclosure in agricultural activity. According to this standard, they measure biological assets or agricultural produce by the fair value in settlement of accounting. With this standard, the fair value of harvested biological assets or agricultural produce is based on the recognition of revenue.

In Japan, there is no Agricultural Accounting Standards. Therefore, Financial Accounting Standards is applied to agricultural accounting treatment. In Japan, as agricultural accounting treatment, we measure biological assets or agricultural produce by acquisition price. However, it is commercial usage that revenue’s recognition is based on the fair value of harvested biological assets or agricultural produce.

Japanese agricultural accounting treatment must compulsorily apply IAS No.41 in future. But there are three points in this case, (1) Whether, we can apply or can’t apply the fair value to Japanese agricultural accounting treatment, (2) Whether, it is right or wrong, revenue’s recognition based on the fair value, (3) Accounting consideration of agricultural manager. I will explain three points at issue in this paper.

はじめに

2001 年に、国際会計基準委員会から国際会計基準第 41 号「農業」が公表された。IAS 第 41 号は、農業活動による会計処理を規定しているわけだが、大規模な農業のみならず、小規模な農業も財務諸表の作成のために準拠しなければならないとしている。そこで、IAS 第 41 号では、農業活動の規模、範囲、認識、政府補助金、表示及び開示等について明確な規定をしている。このなかで、生物資産及び農産物の評価を売却費用控除後の公正価値で測定するとしている。この公正価値による

評価にあたって、活発な市場が存在しなければならない。そこで、これらを如何に判断するかという問題が生じてくる。

一方、わが国では、農業会計基準というものは存在しないため、企業会計原則及び企業会計基準等による企業会計に委ねることになる。しかし、農業経営者による会計思考が消極的であるため、わが国の農業では、複式簿記による記帳すら慣習として定着していない状況である。農業経営者は、納税のために申告書を作成する必要性はあるが、会計及び経理については関心が希薄であった。これは、わが国の農業が、家族経営の農家を中心に発展してきた経緯があり、現在でも家族経営を中心としたものが一般的であることから、農業活動による会計処理まで手が回らなかったということが予想される。

近年、担い手不足が深刻な問題となり、それを解消するために法人化が進められることとなった。さらに、会計基準のグローバル化によって、IFRS へのコンバージェンスの波が、わが国へも押寄せており、わが国の農業が、IAS 第 41 号をどのように捉えていけばよいのかという問題が生じている。

そこで、本稿では、まず、会計基準のグローバル化の動向について、IFRS へのコンバージェンス及び、わが国の農業会計と IAS 第 41 号との関係を説明する。次に、IAS 第 41 号の概要において農業活動の規模、範囲、認識、政府補助金、表示及び開示等について説明し、わが国の農業活動による会計処理と比較してみたい。最後に、わが国の農業会計における IAS 第 41 号の適用性について、公正価値の適用性、収穫基準の是非、農業経営者の会計思考的問題について検討する。

1. 会計基準のグローバル化と農業会計

(1) 会計基準のグローバル化の動向

1962 年のニューヨークで開催された第 8 回国際会計士会議及び 1967 年にパリで開催された第 9 回国際会計士会議において、会計基準の統一化が正式に統一論題とされた¹。その後、1966 年のカナダ勅許会計士協会年次総会においてイングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会会長 H. Benson 氏を中心にして、英国、カナダ、米国の 3 カ国で国際会計共同研究機関の設置が勧告された²。そして、同年に、国際スタディ・グループ (AISG: Accounting International Study Group) が創設され、会計基準の統一化の研究が一層進められることになった³。

この国際スタディ・グループのメンバーを中心にして、1973 年 6 月に、国際会計基準委員会 (IASC: International Accounting Standards Committee) が創設されることになった。創立委員国

1 第 8 回国際会計士会議の統一論題は、「世界経済と会計」で、第 9 回国際会計士協会の統一論題は、「会計原則の国際的調和」であり、会計基準の統一化を中心に議論された。

2 勅許会計士 (Associate of the Chartered Accountants) とは、英国連邦における会計士資格であり、会計監査、公会計、管理会計等のように特化することで異なる会計士資格が存在する。

3 鳥村剛雄『国際会計論 [第 2 版]』白桃書房 1991 年 159 ～ 160 頁。

は、オーストラリア、カナダ、フランス、西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国、米国の 9 カ国であった。当時、IASC では、各国の多種多様な会計基準を可能な限り調和して統一化した会計基準を規定することが目的であった。いわゆる国際会計基準 (IAS: International Accounting Standards) である。IASC では、いかに自国の会計基準を採用若しくは尊重してもらうことを第一に考え議論されていたという⁴。そのため、各国で認められている会計基準を多く採用しようとしたことから代替的会計処理を容認していた。

80 年代後半になると、証券監督者国際機構 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions) ならびに、米国財務会計基準審議会 (FASB: Financial Accounting Standards Board) 等が IASC の諮問グループとして参加することになった。このような団体の支持が、国際的な資本市場で利用される財務諸表を作成することを目的として IAS の導入に拍車を駆けることとなる。当時、証券取引委員会 (SEC: Securities and Exchange Commission) では、IAS の導入に消極的であったが、他の団体による積極的な支持があることから無視できなくなった。

90 年代になると、さらに積極的な動向が見受けられるようになる。IOSCO のなかの第一作業部会では、国際的な証券取引で利用される目論見書及び財務諸表等の規制について検討した。そして、1993 年 6 月に、40 項目から構成されるコア・スタンダードを決定することになる。コア・スタンダードとは、多国間公募で用いられる財務諸表を作成するために利用される会計基準が備える最小限の会計基準グループとして IOSCO が指定したものである⁵。この時点で、IAS では取扱っていない金融商品、無形資産、中間財務報告、1 株あたりの利益等がコア・スタンダードには含まれていた。そして、1999 年 12 月には、IAS 第 39 号「金融商品－認識及び測定－」の完成によって、コア・スタンダードの最も困難な部分が完成し、残すは最後の基準である IAS 第 40 号「不動産投資」のみとなった。そして、2000 年 3 月に、サンパウロ会議において、IAS 第 40 号「不動産投資」が承認され、コア・スタンダードは完成することとなった。

また、IAS が実際に利用されると必然的に実務上の問題が生じ、それに対する解釈指針の必要性が指摘されるようになった。そこで、IAS が形骸化しないために、IAS の解釈に関する問題及び明確な規定のない問題の取扱いについて解釈指針を具体化することを目的として、1997 年 1 月に、解釈指針委員会 (SIC: Standing Interpretations Committee) を設置した⁶。

一方、米国において SEC が会計基準の設定権限を FASB に委譲している。そのため、FASB が設定した米国財務会計基準 (SFAS: Statement of Financial Accounting Standards) が一般に認められる会計原則 (GAAP: Generally Accepted Accounting Principles) とされている。また、世界の経

4 中央監査法人編『国際会計基準実務ハンドブック』中央経済社 1999 年 20 頁。

5 中央監査法人編 同上書 3 頁。

6 まず、問題等に対して、SIC は解釈指針案を策定し、その後、2 カ月間にコメントを求めるために公開する。次に、再び SIC において検討・コンセンサスに達したら理事会を通じて承認をえて解釈指針として公表する。

済市場が米国を中心に展開していることも確かである。したがって、証券市場も同様であり、IAS と SFAS の関係を如何に調整するかという問題も生じてきた⁷。

そこで、2001 年 4 月に、IASB を改組して、国際会計基準審議会（IASB: International Accounting Standards Board）が創設された。この IASB が、IASC の基準設定機関を承継することになり、国際財務報告基準（IFRS: International Financial Reporting Standards）を規定することとなった。また、国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRICI: International Financial Reporting Interpretations Committee）が、SIC を承継することになり、解釈指針を公表することになった。このような動向は、後の会計基準のコンバージェンスへと繋がっていく。

2002 年 7 月に、EU では、EU 域内で公募又は上場する公開会社は、原則として、2005 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度より、IFRS を採用すると決定した。これにともなって、2002 年 9 月に、米国コネチカット州ノーウォークで、FASB と IASB の合同会議が開催された。この内容は、国境を越えた高品質で比較可能な会計基準の開発に対する宣言を互いに承認した「ノーウォーク合意」であった⁸。その後、2006 年及び 2008 年に、FASB と IASB では覚書を公表している。2006 年には、短期コンバージェンス項目及び他の共同プロジェクトに分担し、具体的な優先順位及び達成目標を設定したロードマップ案が示された。すなわち、これらは、IFRS の強制適用を前提とした覚書であった。2011 年に IFRS を強制適用するか否かを一定基準に照らして判断し、2015 年から段階的に強制適用を実施する予定であった。

2007 年 8 月に、東京で、企業会計基準委員会と IASB の合同会議が開催され、2008 年までに IFRS とわが国の会計基準との主要な会計処理の差異をなくし、2011 年までには、その他の会計処理の差異も調整するというものであった。いわゆる「東京合意」である。その後、2009 年に、金融庁の企業会計審議会から公表されたロードマップにおいて、2012 年に IFRS の強制適用の是非を判断して、最短で 2014 年に強制適用を予定するとした。

しかし、FASB では、2011 年までにコンバージェンス項目を完了することを出来ず、強制適用を見送ることになった。一方、わが国でも東日本大震災での製造業のサプライチェーンが被害を受けているという理由から 2014 年の強制適用は見送られた。

(2) わが国の農業会計と IAS 第 41 号「農業」

前述したように、会計基準のグローバル化は進展しており、IFRS 及び SFAS に対して、わが国の企業会計基準とのコンバージェンスが実現されつつある。まだ、不透明な要素はあるが公開会社に対して IFRS を強制適用することも遠くはない。このように、わが国の企業を取り巻く会計基準は、グローバル化という波とともに大きく変化している。

7 中央監査法人編 前掲書 8 頁。

8 榊原英夫「U.S.GAAP と IFRS のコンバージェンスの変遷(1)」『立正経営論集』第 46 巻 1 号 2013 年 4 頁。

しかし、企業会計と比較して、わが国の農業会計は、グローバル化を如何に捉えるか困惑している。従来、農家自体は、個人経営というよりも家族の維持及び家産といった漠然とした目的で家族経営を中心に生計を立てていた⁹。また、国策による手厚い補助金制度によって、営利企業のように利益を最大化にするという目的もなく、農業経営者は徐々に兼業化することとなった。ちなみに、2013 年度の農林水産省の統計によると副業的農家の割合は、約 54% となっている。ただし、この数値は、集落営農の法人化によって年々減少している¹⁰。そして、このような農業経営者は、農産物を生産することについては専門家であるが、経営については疎い。そのため、複式簿記による記帳すら出来ていないという農業経営者が一般的であった¹¹。すなわち、「どんぶり勘定」的な思考である。

また、会計原則及び会計基準の問題もあり、従来から農業会計原則及び農業会計基準の試案が期待されていた¹²。しかし、当初、農業を生業とする株式会社が存在せず、わが国において大規模な農業経営は不可能であった。そのため、資本と経営を分離させるという概念は農業経営には定着し辛く、そのため、農業会計原則及び農業会計基準の必要性は乏しかったと考えられる。

ただし、時代も経過し農業経営の在り方も変化してきた。担い手不足を解消するために、国家は様々な政策を打ち出しており、幾度による農地制度の改正、農業参入における税制特例、構造改革特区等によって農業に参入し易い環境が整備されつつある。さらに、大手外食産業等による参入もあり、わが国の農業経営も従来のものから見直しが必要となってきた。

現在、担い手不足という問題から、集落営農の法人化が進み、全体的な農家戸数も減少してきている。法人化の際、複式簿記による記帳を試み、会計担当者を設けて会計ソフトを導入したという農業生産法人も少なくない。

そこで、農業生産法人も法人の一つであり企業であることは確かであることから、企業会計原則、企業会計基準、会社法等を遵守しなければならない。しかし、農業活動に対して、企業会計が、そのまま適用されるわけではなく、従来の農業経営で活用されてきた一つの慣行である農業簿記を適用するしかない¹³。ただ、現在、数は少ないが公開会社も存在しており、その数は徐々に増加することが予測される。そのようになれば、農業会計基準を創設するか、企業会計基準のなかに農業会計を含めて規定することになるであろう。その際、会計基準のグローバル化によるコンバージェンスを考慮すれば、IAS 第 41 号は重要な意味を持つことになる。すなわち、IAS 第 41 号に準拠させた基準となることが予測されるので、わが国の農業会計に対する適用可能性を検討しなければならない。

9 古塚秀夫、高田理『改訂 現代農業簿記会計』農林統計出版 2012 年 1 頁。

10 農林水産省統計部『農業構造動態調査』平成 25 年のデータを参考にした。

11 森本秀樹『ステップアップ集落営農―法人化とむらの和を両立させる―』農山漁村文化協会 2009 年 47～49 頁。

12 阿部亮耳「会計公準、会計原則と農業会計」『農業計算学研究』第 18 号 1986 年 1 頁。

13 京大式農業簿記を基礎とした複式簿記にもとづく会計システムのことである。

2. 国際会計基準第 41 号「農業」の概要

IAS 第 41 号は、農業活動による会計基準を規定したものである。前述したように、会計基準のグローバル化によって、米国及び EU 域内をはじめとし、会計基準のコンバージェンスが図られている。したがって、IAS 第 41 号も同様に、将来的コンバージェンスを考慮しなければならない会計基準の一つである。ただ、IAS 第 41 号は、公開会社のみを対象としているわけではなく、小規模な農業も財務諸表の作成のために準拠しなければならないとしている。そこで、IAS 第 41 号にける範囲、認識、測定、政府補助金、表示及び開示について説明する。

(1) 範囲

IAS 第 41 号では、農業活動による会計処理の基準を規定しているわけだが、伝統的な農業経営だけでなく、バイオ技術セクターで活動するような企業も含まれている。そして、IAS 第 41 号では、農業活動による生物資産及び農産物は、決算日及び収穫時に公正価値によって測定される。この公正価値は、生物資産の成長にともなって利益の認識を容認したもので、企業活動による取得原価とは異なる。この点については後述する。

生物資産、農産物及び政府補助金が農業活動に関連する場合、IAS 第 41 号を適用しなければならないが、一定の用語の定義について明確にしておかなければならない。そこで、IAS 第 41 号第 5 項において重要な用語を定義している。その定義を〔図表 1〕に示すことにする。

〔図表 1〕 IAS 第 41 号における重要な定義

用 語	定 義
農業活動 (Agricultural activity)	農業活動とは、農産物並びに追加的生物資産における販売又は移行のための生物的变化と生物資産の収穫による企業の管理である。
農産物 (Agricultural produce)	農産物とは、企業の生物資産において収穫された成果物のことである。
生物資産 (A biological assets)	生物資産とは、生きている動物又は植物のことである。
生物学的変化 (Biological transformation)	生物学的変化とは、生物資産の質的又は量的な変化を生じさせる成長、変性、生産及び生殖の過程を含んでいる。
売却費用 (Cost to sell)	売却費用とは、金融費用及び税金を控除して資産の処分に直接起因する費用のことである。
生物資産体 (A group of biological assets)	生物資産体とは、生きている動物又は植物に類似した集合体のことである。
収穫 (Harvest)	収穫とは、生物資産の果実を分離すること又は生物資産の生命活動を停止させることである。

〔出所〕 International Accounting Standards Committee (IASC) 'International Accounting Standards No.41 "Agriculture"' IASC, 2001, par5. にもとづいて著者作成。

〔図表 1〕の定義のなかで、売却費用という用語があるが、以前は販売時費用（point-of-sale costs）という用語が使用されていた。2008 年 5 月に公表された「IFRS の年次改善」（A new cycle of improvements to IFRS）において、販売時費用という用語が、IFRS のなかで IAS 第 41 号

でしか使用されていないため、当審議会で用語を統一したのである。売却費用において運送費のような費用は、生物資産の公正価値の測定から除外している。これは販売に関わる費用であって、生物資産の育成には関係しない費用だからである¹⁴。

農業活動とは、家畜の飼育、林業、収穫、果樹の栽培及びプランテーション、草花栽培及び養殖漁業等の活動であり、かなり広範囲に及んでいる。農業活動には、変化の能力、変化の管理、変化の測定という三つの特徴が存在する。そこで、農業活動か否かの判断は、生物学的変化の管理という特徴で区別されることになる。生物学的変化が起こるために必要な条件を改善又は安定させることで、生物学的変化を管理することが可能となる。この場合、生物学的変化の管理が可能であれば農業活動となる。したがって、遠洋漁業又は伐採のような場合、資源の管理を伴わないので農業活動には該当しない。

IAS 第 41 号では、収穫時までの生物資産、農産物及び政府補助金の会計処理について規定されており、収穫後は IAS 第 2 号「棚卸資産」等の規定に委ねられることになる¹⁵。また、それらに収穫後に加工を施せば製品となる。IAS 第 41 号第 4 項では、そのような製品を例示しており、その例示を〔図表 2〕に示すことにする。

〔図表 2〕 生物資産及び農産物の収穫後の加工製品

生物資産	農産物	収穫後の加工による製品
羊	羊毛	毛糸、カーペット
森林地における樹木	丸太	材木
植物	綿花	綿糸、衣類
	収穫されたさとうきび	砂糖
乳牛	牛乳	チーズ
豚	食肉処理体	ソーセージ、ハム
灌木	葉	茶、煙草
葡萄の木	葡萄	ワイン
果樹	収穫された果実	加工された果実

〔出所〕 International Accounting Standards Committee (IASC) 'International Accounting Standards No.41 "Agriculture"' IASC, 2001, par4. にもとづいて著者作成。

チーズ製品又はワインのように、収穫後、発酵又は熟成の過程を経て、その結果、製品となるものは、農業活動の論理的かつ自然な延長線上にあるため、一般的な加工処理とは異なる。そのため、発生する事象は生物学的変化に類似していることから、このような発酵又は熟成の過程を経るものは、IAS 第 41 号の農産物の範囲に含まれるべきであるという意見もある。しかし、IASB では、

14 IFRS 財団企業会計基準委員会編『国際財務報告基準 (IFRS®) 2012』中央経済社 2012 年 B1544。

15 農業活動における無形資産も IAS 第 41 号の範囲ではない。

それぞれの加工処理を区別することは困難であるということから、それらの製品は、IAS 第 41 号の農産物の範囲に含めないとしている¹⁶。

(2) 認識

生物資産及び農産物を資産として認識し計上する際、IAS 第 41 号では、下記の要件を満たさなければならないとしている¹⁷。

- ① 企業が過去の事象の結果として資産を管理している。
- ② 将来の経済的便益が企業に影響を与える資産と関係する可能性が高い。
- ③ その資産の公正価値又は原価が信頼性をもって測定できる。

上記の要件を満たせば、資産として認識し計上されるわけだが、生物資産に農産物が附帯している場合、農産物を収穫する以前に資産として認識し計上する必要性が生じる。例えば、葡萄の木は生物資産で葡萄は将来の農産物となるわけだが、当然、収穫されていない葡萄の木のほうが評価は高くなるのである。そのため、収穫されるまでは、生物資産と将来の農産物を個別に評価するのではなく、将来の農産物は生物資産の一部を形成するという考え方で全体として評価する。

(3) 測定

決算日において生物資産及び農産物を測定する場合、IAS 第 41 号では、売却費用控除後の公正価値で測定することになる。公正価値とは、測定日において市場参加者間の通常取引で資産を売却して受領する価額のことである。一方、負債では決済して支払う価額のことになる^{18 19}。ただし、公正価値の測定にあたって、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に委ねられる。したがって、IFRS 第 13 号を適用している企業は、生物資産及び農産物の公正価値の測定も IFRS 第 13 号に準拠しなければならない。生物資産及び農産物の公正価値を測定する場合、属性によって分類すれば測定が容易になる。例えば、生物資産の年齢又は品質等が属性に該当する。したがって、企業は価額を決定する基礎となる属性を適切に分類しなければならない²⁰。その際、公正価値の測定にあたって、資金調達及び課税に関するキャッシュ・フローと収穫後に生物資産を再度維持させるために必要なキャッシュ・フローは除外される²¹。

16 有限責任監査法人トーマツ訳『国際財務報告基準 (IFRS) 詳説 iGAAP2012 第 2 巻』レクシスネクス・ジャパン 2012 年 1104 頁。

17 International Accounting Standards Committee (IASC) ‘*International Accounting Standards No.41 “Agriculture”*’ IASC, 2001, par10.

18 広瀬義州『財務会計 (第 10 版)』中央経済社 2011 年 p70.

19 International Accounting Standards Committee (IASC) *op.cit.*, par8.

20 *Ibid.*, par15.

21 *Ibid.*, par22.

一方、IFRS 第 13 号を適用していない企業は、IAS 第 41 号を用いて生物資産及び農産物を測定することになる。生物資産及び農産物の公正価値を測定するにあたって、市場に運搬するための費用が計上されることになる。このような運搬費用等を如何に処理するかという問題が生じるが、これらの費用は公正価値の測定から控除することになっている²²。

ここで、重要になるのが、生物資産及び農産物の公正価値を測定するために、相場価額を何処の市場とするかである。企業において一つ以上の活発な市場（active market）が存在する場合、そのなかで最も適切な市場を選択することになる。ここで、活発な市場とはどのようなものかという問題が生じてくるが、IAS 第 41 号第 8 項では活発な市場についての定義がなされている。活発な市場とは、下記の三つの要件を満たさなければならない。

- ① 同種の生物資産及び農産物を取扱う市場で取引がなされている。
- ② 通常、買手と売手がいつでも存在している。
- ③ 価額が一般に公開され、だれでも利用できる。

上記から解るように、生物資産及び農産物の売買がなされ、その取引価額が一般に公開されていなければならない。その一般に公開された相場価額にもとづいて生物資産及び農産物の公正価値を測定することになる。したがって、市場として成立していても取引価額が一般に公開されていなければ活発な市場とはいえない。

一方、活発な市場が存在しない場合、信頼できる市場の価額を基礎にして生物資産及び農産物の測定することになる。信頼できる市場の価額とは、当該農産物に関する直近の市場の取引価額、類似の生物資産及び農産物の市場価額に適切な調整をした価額、分野ごとの基準値による価額等である²³。

また、生物資産の公正価値を測定する際、信頼できる市場の価額を選択することが困難である場合、その生物資産から将来獲得できると予想される正味キャッシュ・フローの現在価値を公正価値の測定に使用することになる。その際、IAS 第 41 号では、下記の項目に準拠して正味キャッシュ・フローの現在価値を計算することになる²⁴。

- ① 現在の市場利子率を用いて割引計算をしなければならない。
- ② その資産が最も関連のある市場で生成すると予測される正味キャッシュ・フローを使用する。
- ③ 仮定の重複及び見落としを回避することに留意して、キャッシュ・フローの変動の可能性にお

22 Ibid, par9.

23 Ibid, par18.

24 Ibid, par20-23.

いて割引率等を反映させる。

- ④ 資金調達及び課税におけるキャッシュ・フローは除外する。
- ⑤ 農産物を収穫後、再度、生物資産に定着させるために要するキャッシュ・フローは除外する。

上記の項目は、IAS 第 41 号において限定されているものであるが、その他の IAS 及び IFRS の基準における公正価値の測定の目的と異なるものではなく、これらと首尾一貫している²⁵。通常、生物資産の公正価値の測定は信頼性を有しているが、公正価値の測定が信頼性を有しないと推測される場合、取得価額の測定も容認している。この場合、生物資産に係る市場価額が一般に公表されていないため、その代替となる公正価値の測定が信頼性を有しないという条件を満たさなければならない²⁶。その際、IAS 第 2 号「棚卸資産」、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 36 号「資産の減損」にもとづいて測定されることになる。そして、その状況が変化するにつれて、公正価値の測定が信頼性を有しているか否かを判断し、信頼性を有していれば公正価値の測定に変更する。

また、農産物を測定する場合、生物資産から収穫された時に、売却費用控除後の公正価値で測定しなければならない。しかし、農産物の公正価値の測定は信頼性を有しているか否かは関係しない。その理由として、収穫物には既に市場が存在していることから、農産物の公正価値の測定には必然的に信頼性を有していると解されている。

(4) 政府補助金

公正価値を基礎として測定される生物資産において政府から補助金を受取ることになった場合、それを損益として認識しなければならない²⁷。また、附帯条件が附されている補助金は、その条件を満たすことによって、損益として認識される。このような場合、特定の事業に従事しないという条件が附されていることも多い。仮に附帯条件に違反した場合、補助金の全額を返還しなければならない。したがって、補助金を保持していれば、その時間の経過にともなって、損益を認識し計上する必要性が生じてくる。

一方、公正価値ではなく取得原価を基礎として測定される生物資産において政府から補助金を受取ることになった場合、政府補助金の会計処理等については、IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に委ねられることになる。

(5) 表示及び開示

IAS 第 41 号では、財務諸表の作成において、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に委ねることになる。IAS 第 1 号では、完全な財務諸表一式 (complete set of financial statements) として、下記の財務

25 有限責任監査法人トーマツ訳 前掲書 1110 頁。

26 International Accounting Standards Committee (IASC) *op.cit.*, par30.

27 *Ibid.*, par34.

諸表を作成することを義務付けている²⁸。

- ① 財政状態計算書 (a statement of financial position)。
- ② 包括利益計算書 (a statement of comprehensive income)。
- ③ 所有者持分変動計算書 (a statement of changes in equity)。
- ④ キャッシュ・フロー計算書 (a statement of cash flows)。
- ⑤ 重要な会計方針の概要及びその他の説明情報で構成される注記。
- ⑥ 企業が会計方針を遡及適用する場合、又は財務諸表項目を遡及して修正再表示を行う場合には、比較対象期間のうち最も早い年度の期首時点の財政状態計算書。

したがって、IAS 第 41 号でも同様に、上記のような完全な財務諸表一式を作成しなければならない。そして、IAS 第 41 号では、財政状態計算書の表示において生物資産の帳簿価額を個別に計上することを要求している。個別に計上された生物資産は、生物資産を同種類の動物又は植物等にグループ化して、そのグループ化された生物資産ごとに説明を提供しなければならない。その際、農作物のように収穫されることが前提である消費型の生産物及び果樹のように果実生成型の生産物という分類、或いは成熟及び未成熟な生物資産という分類も必要となる。これらグループ化された生物資産に説明を提供するわけだが、IAS 第 41 号では、文章による説明だけではなく、数値を用いた表現による説明も推奨している^{29 30}。

会計期間に、生物資産及び農産物から生じた利益又は損失の認識、或いは生物資産の公正価値の変動によって生じた利益又は損失の認識において、その合計額を開示しなければならない。しかし、生物資産ごと個別に開示することは要求していない。

そして、IAS 第 41 号では、会計期間における期首と期末の生物資産の帳簿価額の変動を調整することを義務付けている。調整事項には下記のものが含まれる³¹。

- ① 売却費用控除後の公正価値の変動により生じた利益又は損失。
- ② 購入による増加。
- ③ 売却及び IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に準拠して売却目的保有に分類されたことによる減少。

28 International Accounting Standards Committee (IASC) ‘*International Accounting Standards No.1 “Presentation of Financial Statements”*’ IASC, 1997, par10.

29 *Ibid.*, par41 – 44.

30 各生物資産グループが関連する活動及び各生物資産の数量に関する非財務的な測定値又は見積りは、財務諸表に開示されなければ、説明を提供しなければならない。

31 International Accounting Standards Committee (IASC) *op.cit.*, par50.

- ④ 収穫による減少。
- ⑤ 企業結合による増加。
- ⑥ 機能通貨から異なる表示通貨への財務諸表の換算から生じる正味外貨換算差額の変動。
- ⑦ その他の変動。

このように、会計期間に帳簿価額の変動があれば、その調整を義務付けているが、①から解るように、その基礎となるのが公正価値の測定である。そこで、グループ化された生物資産及び農産物の公正価値の測定を如何にして算出したか開示しなければならない。また、会計期間に収穫された農産物は、収穫時において売却費用控除後の公正価値の測定で計上されることになる。その際、制限資産、コミットメント及びリスク管理方針についても開示する必要がある³²。そして、その公正価値の測定が信頼性を有しないと判断された場合、生物資産の金額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で測定されることになる。その際、下記の事項について開示しなければならない³³。

- ① 当該生物資産の説明。
- ② 公正価値が信頼性を有しない理由の説明。
- ③ 公正価値に近似している可能性が高い見積額の範囲。
- ④ 減価償却の方法。
- ⑤ 耐用年数及び償却率。
- ⑥ 期首及び期末の帳簿価額、減価償却累計額及び減損損失累計額。

公正価値の測定が信頼性を有しない場合、帳簿価額によって評価されるわけだが、その証憑として上記の事項を開示しなければならない。帳簿価額から公正価値の測定に移行する場合、影響を受ける生物資産の説明、公正価値が信頼性を有するようになった理由の説明、変更による影響額について提供しなければならない。

3. わが国における国際会計基準第 41 号「農業」との相違性

前述したように、わが国には、農業会計基準というものは存在しない。したがって、農業活動による会計処理も企業会計の基準に準拠することになる。具体的には、企業会計原則及び企業会計基

32 制限資産、コミットメント及びリスク管理方針として、所有権が制限されている生物資産について、その存在と帳簿価額及び負債の担保として差入れている生物資産の帳簿価額、生物資産の開発又は取得に関するコミットメントの金額、農業活動に関する財務リスク管理方針がある。

33 International Accounting Standards Committee (IASC) *op.cit.*, par54.

準等が該当することになる。しかし、企業会計原則は一般に公正妥当と認められたところを要約したものであり、一方、企業会計基準に携わる企業会計基準委員会では、一般に公正妥当と認められる企業会計基準の調査研究及び開発が役割の一つであって、これらは法律ではないため法的拘束性は有しない。厭くまでも準拠するものとしている。しかし、これらは必ずしも一致したものではなく、やはり農業活動独自の会計処理というものも存在する。そこで、京大式農業簿記を基礎とした、わが国における農業会計と IAS 第 41 号の相違性について述べることにする。

(1) 範囲

従来、わが国の農業活動は、家族経営が中心であったため、複式簿記ですら定着していない状況であった。しかし、近年は農業生産法人による企業的経営の企業形態も多くみられるようになり、青色申告を前提に複式簿記による記帳も普及しており、前述したように、わが国における農業会計基準を要請する意見もある。

そのことを踏襲すれば、わが国の農業会計は慣習の一つであって、IAS 第 41 号のように整備はなされていない。わが国の農業会計では、伝統的な農業経営が前提であって、IAS 第 41 号でいうバイオ技術セクター等のようなバイオテクノロジーと関連した企業の活動は、企業会計に準拠して処理されるため、わが国の農業会計には含まれないと考えられる。また、IAS 第 41 号のように用語の定義はなされておらず、わが国では伝統的な農業経営が前提であるため、社会通念上の解釈で十分とされているようである。

しかし、わが国の農業会計の勘定科目では、農産物、生物資産及び生物資産体と類似するものがある。類似する勘定科目を〔図表 3〕に示すことにする。

〔図表 3〕 類似した勘定科目

棚卸資産 ³⁴	未販売農産物勘定	未販売農産物勘定とは、期末にまだ販売しないで在庫として保有している農産物のことである。
	未収穫作物勘定	未収穫作物勘定とは、単年性作物で期末に圃場に収穫されず残っている農作物のことである。
	肥育家畜勘定	肥育家畜勘定とは、一年以内の販売を目的として、短期間飼育される牛、豚、鶏等の中小家畜のことである。
有形固定資産	永年性植物勘定	永年性植物勘定とは、一定の樹齢に達して長期にわたって農産物の生産に使用している果樹、茶樹、桑樹等である。
	長期育成植物勘定	長期育成植物勘定とは、自己の経営内で長期にわたって育成中の果樹及び特用樹（茶樹、桑樹等）のことである。
	長期使用家畜勘定	長期使用家畜とは、一定の年齢に達して長期にわたって農産物の生産のために飼養している牛、馬、めん羊、豚、鶏等のことである。
	長期育成家畜勘定	長期育成家畜勘定とは、自己の経営内で長期にわたって育成中の牛、馬、めん羊、種豚等のことである。

〔出所〕 古塚秀夫、高田理『改訂 現代農業簿記会計』農林統計出版 2012 年 61 ～ 82 頁にもとづいて著者作成。

34 棚卸資産には、これらの勘定以外に、一年以内に消費される肥料、飼料、資材、農薬等の繰越資材勘定及び副次的に発生する副産物勘定がある。

わが国の農業会計では、農業活動独自の特徴から企業会計とは異なる勘定科目が存在し、これらのうち IAS 第 41 号で定義されている農産物、生物資産及び生物資産体と類似するものが、〔図表 3〕で示した勘定科目だと考えられる。農業会計基準が存在するわけではないため、これらの勘定科目について規定はなされていないが、それぞれの特徴及び性質を踏まえて、より詳細に勘定科目を細分類している。

未収穫作物勘定では、在庫として保有する農産物を細分類して、コメ勘定、ミカン勘定、リンゴ勘定を用いることを容認している。肥育家畜勘定では、家畜の種類が多ければ、より具体的に肥育牛勘定又は肥育豚勘定を用いる。永年性植物勘定及び長期育成植物勘定では、特用樹を細分類して、ミカン樹（育成ミカン樹）勘定又はリンゴ樹（育成リンゴ樹）勘定を用いる。同様に、長期使用家畜勘定及び長期育成家畜勘定では、細分類して、搾乳牛（育成牛）勘定又は種牝豚（育成種牝豚）勘定を設ける。

IAS 第 41 号では、収穫時までの生物資産及び農産物の会計処理について規定されており、収穫後の農産物の会計処理についての規定は IAS 第 2 号「棚卸資産」等に委ねられている。このように、農産物の収穫を基準にして有形固定資産と棚卸資産を区分している。一方、わが国の農業会計では、生物資産を植物及び家畜に分類して、在庫、未収穫、育成期、用役期、使用期、飼養期で勘定科目を区分している。棚卸資産とは、在庫又は未収穫としての農産物又は一年以内に販売を目的とした家畜が該当する。これらは何時でも販売可能なものと考えられる。そして、有形固定資産とは、育成期又は用役期の農産物並びに使用期又は飼養期の家畜が該当する。これらは、まだ販売するには達していないものと考えられる。このように、わが国の農業会計と IAS 第 41 号とでは、棚卸資産として処理する基準がまったく異なるのである。

(2) 認識

企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」において棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれると規定されている。すなわち、営業目的を達成するために所有するということから、販売を前提としていることになる。一方、貸借対照表原則四 B において有形固定資産とは、建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等とされており、棚卸資産のように販売を前提としているわけではない。

このように、わが国の農業会計では、企業会計基準又は企業会計原則に準拠することになるが、そのまま適用することは難しい。そのため、前述したように、農業活動独自の会計処理は会計慣行に委ねられる。

本来、認識といえば、測定された経済活動及び経済事象を資産、負債、純資産、収益及び費用等

の財務諸表の構成要素として記載することであり、いつ計上するかということを示している³⁵。したがって、資産の場合、棚卸資産又は有形固定資産と認識され、〔図表 3〕の勘定科目に分類されれば、その測定された金額で財務諸表に計上されることになる。

前述したように、生物資産及び農産物を資産として認識し計上する際、IAS 第 41 号では、三つの要件を満たさなければならないわけだが、これらについては、わが国の農業活動の会計処理の会計慣行と然程異ならない。

(3) 評価

〔図表 3〕で示したように、わが国の農業会計では、棚卸資産と有形固定資産とに分類し、さらに、棚卸資産は、未販売農産物勘定、未収穫作物勘定、肥育家畜勘定に区分され、有形固定資産は、永年性植物勘定、長期育成植物勘定、長期使用家畜勘定、長期育成家畜勘定に区分される。これらを測定及び評価するにあたって、それぞれの勘定科目によって異なることになる。棚卸資産及び有形固定資産のそれぞれの勘定科目の評価を〔図表 4〕に示すことにする。

〔図表 4〕 棚卸資産及び有形固定資産の評価

棚卸資産 ³⁶	未販売農産物勘定	未販売農産物勘定の評価は、原則として原価主義である。
	未収穫作物勘定	未収穫作物勘定の評価は、原則として原価主義である。
	肥育家畜勘定	肥育家畜勘定の評価は、原則として原価主義である。
有形固定資産	永年性植物勘定	永年性植物勘定の評価は、育成期は長期育成植物勘定で処理し、用役期に入れば永年性植物勘定で処理する。また、減価償却も要する。
	長期育成植物勘定	長期育成植物勘定の評価は、毎年決算時に要した育成原価（種子、苗木費、肥料費、農薬費、労務費等）を振替えて累積する。
	長期使用家畜勘定	長期使用家畜の評価は、育成期は長期育成家畜勘定で処理し、用役期に入れば長期使用家畜勘定で処理する。また、減価償却も要する。
	長期育成家畜勘定	長期育成家畜勘定の評価は、毎年決算時に要した育成原価（素畜費、飼料費、労務費等）を振替えて累積する。

〔出所〕 古塚秀夫、高田理『改訂 現代農業簿記会計』農林統計出版 2012 年 61～82 頁 にもとづいて著者作成。

〔図表 4〕から解るように、棚卸資産の評価は、原則として原価主義である。しかし、これは収益の認識基準に実現主義を適用した場合である。もし、簡便的な会計処理を選択するならば、収穫基準を適用することになる。認識基準に収穫基準を適用した場合、収穫時に時価（庭先価格）で評価して、これらを収益に計上する。したがって、棚卸資産は計上しないことになる³⁷。

そして、有形固定資産の評価も原則として原価主義である。原価主義では取得価額を基礎とするわけだが、取得価額を計上することが困難な場合、市場価格にもとづいて時価で評価することにな

35 広瀬義州 前掲書 19 頁。

36 棚卸資産には、これらの勘定以外に、一年以内に消費される肥料、飼料、資材、農薬等の繰越資材勘定及び副次的に発生する副産物勘定がある。

37 古塚秀夫、高田理 前掲書 49～52 頁。

る。その際、この時価として、売却時価又は再調達原価が用いられる。売却時価とは、現時点で売却可能な価額のことである。そして、再調達原価とは、現在保有している資産と同一サービスを提供できる新しい資産を改めて購入すると仮定した価額である³⁸。

一方、IAS 第 41 号では、生物資産及び農産物の評価は、売却費用控除後の公正価値で評価することになる。公正価値については、IAS 第 13 号に委ねられるわけだが、わが国の農業会計は資産の評価を原則として原価主義としていることから、IAS 第 41 号の資産の評価と乖離していることが解る。

(4) 表示及び開示

従来、わが国の農業活動は、家族経営が中心であったことから、他の事業者と比較して青色申告者は少数であった。そのため、殆どの農家は白色申告者であり、帳簿に記帳するという慣習はなく、当然、財務諸表を作成するということもなかった。そのため、クロヨン説（9・6・4 説）又はトーゴーサンピン説（10・5・3・1 説）等から解るように、農家による課税所得の捕捉率は極めて低く、租税上、課税の公平性という点から指摘がなされていた³⁹。

しかし、農業生産法人の増加によって、わが国の農業会計における表示及び開示も信用性の側面から、企業会計により近い財務諸表の作成を要請されることが予測される。したがって、わが国の農業会計では、企業会計原則又は企業会計基準等に準拠すべきである。しかし、農業生産法人は公開会社ではないということが前提であることから、単体財務諸表の作成が、自ずと中心となる。そのことを踏襲すれば、会社法による計算書類等の作成も順守しなければならない。そこで、それぞれの法規又は基準による財務諸表の種類を〔図表 5〕に示すことにする。

〔図表 5〕 財務諸表の種類

会社法 435 条	金融商品取引法（財務諸表等規則）	企業会計基準第 22 号
① 貸借対照表	① 貸借対照表	① 連結貸借対照表
② 損益計算書	② 損益計算書	② 連結損益及び包括利益計算書又は連結 尊敬計算書及び連結包括利益計算書
③ 株主資本等変動計算書	③ 株主資本等変動計算書	③ 連結株主資本等変動計算書
④ 個別注記表	④ キャッシュ・フロー計算書	④ 連結キャッシュ・フロー計算書
⑤ 事業報告	⑤ 付属明細表	⑤ 連結財務諸表の注記事項
⑥ 付属明細書。	—	—

〔出所〕 著者作成。

財務諸表等規則及び企業会計基準は、公開会社を対象としており、連結財務諸表の作成を前提としている。一方、会社法では、株式会社及び持分会社を対象としており、殆どの会社が該当するわけだが、単体財務諸表の作成を前提としている。〔図表 5〕から解るように、会社法ではキャッ

38 古塚秀夫、高田理 同上書 83～85 頁。

39 農家の課税所得の捕捉率は、四割又は三割しかないといわれており、この数値からかなり低いことが理解できる。

シュ・フロー計算書の作成は義務付けていない。これは商法の債権者保護という立場から静態論的思考によるものである。しかし、企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」及び金融商品取引法における「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」では、キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付けている。

財務諸表の作成において IAS 第 41 号では、IAS 第 1 号に委ねることになる。IAS 第 1 号における財務諸表の種類と比較すれば、第一に、貸借対照表が財政状態計算書になる。これは基本的には名称の変更であるが、構成的に営業、投資、財務資産及び財務負債に区分され、さらに短期又は長期に分類される。第二に、損益計算書ではなく、包括利益計算書の作成を義務付けている。これは単に名称の変更ではなく、包括利益の概念が採り入れられた。第三に、株主資本等計算書は、基本的に所有者持分変動計算書の構成と同様である。第四に、IAS 第 1 号ではキャッシュ・フロー計算書の作成を義務付けている。最後に、注記については、わが国の法規又は会計基準及び IAS 第 1 号でも当然義務付けている。しかし、IAS 第 1 号では、実務的に可能な限り体系的に記載することを要請しており、注記内容が詳細でより充実している。

そして、IAS 第 41 号では、会計期間における期首と期末の生物資産の帳簿価額の変動を調整することを義務付けており、その調整事項を表示しなければならない。また、IAS 第 41 号では、生物資産及び農産物の公正価値が信頼性を有しないと判断された場合、帳簿価額にもとづいて測定されることになる。この場合、公正価値が信頼性を有しない理由の説明等を開示しなければならない。しかし、わが国の農業会計では原価主義を採用しており、農業会計基準というものも存在しないため、IAS 第 41 号で義務付けている事項等は要請されない。ただし、注記等について記載する必要性は生じる可能性はある。

4. わが国の農業会計における IAS 第 41 号の適用可能性

(1) 公正価値の適用性

IAS 第 41 号では、生物資産及び農産物の評価は、売却費用控除後の公正価値で測定するわけだが、これは他の資産と比較して、生物的变化が伴うことから、このような独自の測定が必要となる。生物資産の成長には価値増殖という過程が存在し、その測定を如何にして評価するかという問題が生じる。

従来、生物資産の生物的变化に伴う価値増殖は、原価主義による取得原価を基礎として評価していた。したがって、素畜費及び主苗費の取得価額に、当期に費用としてかかった飼料、肥料、労務費等の育成費用を加えて測定すればよかった。そして、生物資産の成熟時点から経済的便益を獲得できるようになれば、定期的に減価償却を行う必要性が生じ、その帳簿価額を貸借対照表価額として計上していた。周知のとおり、原価主義には、費用配分という概念が存在しており、正規の減

価償却の手続きによって、成熟時点から耐用年数にわたって計画的に費用化されることになる。

しかし、IAS 第 41 号では、市場参加者間の通常の取引で資産を売却して受取る価額を公正価値としており、相場価額がある活発な市場が存在しなければ、公正価値は成立しないことになる。わが国でも代表的な生物資産及び農産物の活発な市場は存在しており、農協等で既に開示されている。しかし、このような活発な市場が、すべての生物資産及び農産物に必ず存在するとは言い難い。また、国内でも市場が分散していることから、どの市場の相場を選択すべきか、市場を限定する規定を設定しておかなければ、恣意的に評価を操作する可能性が生じると考えられる。ただし、IAS 第 41 号では、活発な市場の定義について問題視しているが、わが国では市場を限定すればよいことである。

しかし、活発な市場が存在しない場合、IAS 第 41 号では、信頼できる市場の価額を基礎として生物資産及び農産物の測定をすることになる。すなわち、代替的会計処理によって、再調達原価を利用するわけだが、ここで信頼できる市場の信頼性という問題が生じことになる。選択可能な複数の市場が存在した場合、どの市場の相場を選択するかで当然評価が異なる。このことは恣意性が介入し易いといえるのではなかろうか。そこで、比較可能性及び理解可能性を図るために、IAS 第 41 号では、生物資産及び農産物の評価を公正価値で評価することを強制しており、代替的会計処理の選択を容認させたくないように見受けられる。

わが国の農業会計では、活発な市場が存在するか否かに限らず、慣習的に原価主義を採用している。取得原価を基礎とした方が簡便的であるということは当然である。しかし、資本市場のグローバル化による会計基準のコンバージェンスは回避できない。IAS 第 41 号に準拠した農業活動による会計基準を設ければ、すべての生物資産及び農産物というわけではないが、活発な市場自体は既に存在しているので、わが国の農業会計に公正価値を採用することは問題ないと考えられる。ただし、公正価値の採用が農業経営者の会計思考に定着するか否かという問題とは別である。

(2) 収穫基準の是非

IAS 第 41 号では、農産物は収穫時点においてのみ公正価値で測定され、収穫後は IAS 第 2 号「棚卸資産」等の規定に委ねられることになる。例えば、生物資産が葡萄の木とすれば、葡萄を収穫した時点で農産物として測定されるのである。しかし、IAS 第 41 号では、収益の認識基準として収穫基準を採用しており、葡萄を収穫した時点で収益を計上することになる。したがって、農産物を販売したか否かは関係なく、収穫基準では未実現利益が計上されることになる。従来、企業会計において収益の認識基準は実現主義であり、成果の確実性という側面から未実現利益の計上は認められない。これは上述したように、活発な市場による相場が収益の裏付けをしていることから、収穫基準の採用を認めているわけである。

一方、わが国の農業は、家族経営の農家を中心に発展してきた経緯があるため、わが国の農業会

計も家族経営の農家を基礎にした簡便的会計慣行であると考えられる。したがって、本来は企業会計と同様に、収益の認識基準は実現主義であるべきだが、事実上、半発生主義であるともいわれている⁴⁰。所得税法第 41 条において、農産物を収穫した時点で当該農産物の価額に相当する金額を総収入金額に算入することができるとしている。政令で規定された農産物のみが対象だが、わが国の所得税法では収穫基準を部分的に容認している。よって、家族経営が中心であったことから、より簡便的な会計処理を選択せざるを得ないという理由があったため、収穫基準が会計慣行として継続していると考えられる。ここには、当然、政府の公定価格による買上げという裏付けもある。

近年、わが国の農業も担い手不足等の問題を解消する打開策として法人化が進んでおり、さらに、わが国の TPP への交渉参加から、効率性及び合理性を追求した大規模経営の農業生産法人が増加している。このような農業生産法人も政府の公定価格による買上げという裏付けがあるため、収穫基準の適用を認めており会計慣行として定着している。しかし、収穫基準は企業会計原則及び企業会計基準に規定されているわけではなく、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」において農業活動による収穫基準の選択が容認されている。しかし、原則として、農業生産法人も収益の認識基準は実現主義でなければならない。

収穫基準の採用は、IAS 第 41 号では会計基準として規定されているが、わが国では会計慣行に過ぎないというように乖離していることが解る。ただし、わが国では会計慣行として収穫基準が定着しているため、IAS 第 41 号に準じた会計基準を設けて適用させることは然程難しくはないと考える。しかし、わが国では、確定決算主義によって確定した決算を基礎として課税所得を計算していることから、会計と税法が密接な関係にあるといえる。収穫基準では、農産物として収穫するか否かで収益が異なるため利益操作が可能となる。この利益操作から課税所得の金額を減少させて租税回避がなされる懸念がある。

(3) 農業経営者の会計思考的問題

従来、わが国の農業は家族経営の農家が中心で、家族だけでは出来ない業務を集落で補い助け合うという「結い」という取組みが行われてきた。したがって、「結い」という組織のなかで各農家は独立性が大きかったのである。そのため、家族経営から抜出することが出来ず、大規模化は困難であり、家族経営の小規模な農家が一般的であった。その後、集落を単位として、生産工程の一部又は全部を共同で取組む集落営農が組織化され、効率化及び合理化が図られた。これらは組合で組織化されるのが一般的であった。近年では、担い手不足の解消を目的として、集落営農も法人化がなされ農業生産法人数も一万社を超えている⁴¹。

40 阿部亮耳「農業の税務会計における簡略性」『農業計算学研究』第 17 号 1984 年 5 頁。

41 農林水産省「平成 21 年度 食料・農業・農村の動向」2009 年

http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h21_h/trend/part1/sp/sp_03.html (最終検索日：2014 年 9 月 12 日)

わが国の農業では家族経営から脱却できず、農産物を生産する専門家ではあったが、経営には疎かったといえる。このことから、複式簿記による記帳すら出来ていないという農業経営者が一般的であった。すなわち、「どんぶり勘定」的な会計思考である。

周知のとおり、企業を経営するにあたって会計は切離せないものである。よって、企業経営者は会計の数値に敏感であり、その数値にもとづいて財務分析を行い、その分析結果を企業の将来的な経営へ積極的に活かそうと試みる。また、企業会計原則及び企業会計基準等も企業会計を前提としたものであり、企業経営者は改正に対して自ずと敏感になる。このように、企業経営者は、積極的会計思考を有しなければ企業の成長は望めない。このような積極的会計思考は、企業の規模に比例して強まる傾向にある。

一方、農業経営者は、「どんぶり勘定」的と表現したように、消極的会計思考を有するものが多いと予測される。これは、わが国の農業が国策によって保護されているため、利益計画という概念を考えないことから、帳簿に記帳するという慣習が定着していないのである。すなわち、長い間、申告書の作成は必要だが、会計又は経理は必要ないと考えられてきた。

わが国の農業も法人化がなされ、農業生産法人も増加していることから、複式簿記による帳簿は必要不可欠となっているが、大半は家族経営の農家が一般的で、会計への関心は希薄である。また、単に集落営農を法人化した農業生産法人では、会計へ興味を示さない代表者も少なくない。このように、企業経営者と農業経営者では会計思考が異なるようである。

IAS 第 41 号では、大規模な農家だけではなく、小規模な農家も対象としている。これは外部から融資又は補助金を求める場合、財務諸表の作成を当然要求されることになる。ただし、国際的な規制撤廃によって、農業活動の規模、範囲、認識、政府補助金、表示及び開示等について明確な規定が必要となったのである。したがって、米国では、大規模な農業から小規模な農業まで、IAS 第 41 号に準拠しなければならない。

しかし、わが国では、農業活動に対する会計基準は存在しないため、企業会計による会計原則及び会計基準に委ねることになる。そして、実務的な処理を考慮すれば、法人税法又は所得税法による税務上の取扱いが定着している。すなわち、逆基準性の問題である。収穫基準を選択する理由は、税務上の取扱いによるもので、会計上の処理によるものではない。このように、わが国では、会計と税法が密接に関係しており、このことは、農業会計も同様である。

会計基準のグローバル化によるコンバージェンスによって、IAS 第 41 号も当然無視できないことになる。したがって、農業活動による会計基準も必要性が生じてくることは予想される。その際、IAS 第 41 号に準じたものになるわけだが、前述したように、複雑な公正価値の採用も含意されることになる。IAS 第 41 号に準じて会計基準を規定することは、然程困難ではないが、これを定着させることとは別問題と考える。ここに、経営者が如何なる会計思考を有しているかという問題が

あるのではなかろうか。会計基準は規定されても複雑な会計処理であれば、大半の農業経営者は簡便的処理を模索するであろうし、この簡便的処理が一般的に普及することが予測される。おそらく、会計への関心が希薄な農業経営者は、従来どおり帳簿への記帳すら他人任せとなるであろう。このように、如何にして定着させるかということが重要な課題となる。

しかし、担い手不足によって、近年、若手が農業に参入しており、農業をビジネスとして捉えている。このような若手の農業経営者は、農業の専門家のみではなく、他分野からの参入者も多く、会計及び経営に明るい者も少なくない。したがって、財務諸表による数値を分析して、それを将来の利益計画に活用しようとする若手の農業経営者も存在する。また、若手の農業経営者が積極的に法人化を進めている傾向もある。

そして、法人化の際に、複式簿記の記帳を試み、会計担当者の配置及び会計ソフトの導入等ということも積極的に実施されている。このように若手の農業経営者の会計思考は、従来の「どんぶり勘定」的な思考から脱却しつつあるとも捉えることができる。このような積極的会計思考が、将来の会計基準の定着にも繋がると考えられる。

おわりに

わが国では農業会計基準が存在しないため、農業活動による会計処理を企業会計原則及び企業会計基準に委ねている。しかし、企業会計基準のグローバル化によるコンバージェンスによって、将来的に IAS 第 41 号に準拠した会計基準を設ける必要性が生じると予測される。そこで、IAS 第 41 号の適用可能性にあたって、公正価値の適用性、収穫基準の是非、農業経営者の会計思考的問題があり、要は最後の農業経営者の会計的思考が最も重要であると考えた。

まず、公正価値の適用性については、IAS 第 41 号では、生物資産及び農産物の評価は、売却費用控除後の公正価値で測定している。この公正価値は、相場価額がある活発な市場が存在しなければ成立しないわけだが、活発な市場が存在しない場合は、代替的会計処理によって、再調達原価を利用することが容認されている。しかし、これは、比較可能性及び理解可能性を図ることから、公正価値での評価を強制しており、代替的会計処理の選択を容認させたくないように見受けられる。

一方、わが国の農業会計では、慣習的に原価主義を採用しており、取得原価を基礎とした方が簡便的であるということは当然である。ここで、わが国に活発な市場が存在するか否かという問題については、農協等が農産物の相場価額を既に一般に公開していることから、既に存在するということになる。ただし、すべての生物資産及び農産物に活発な市場が存在するわけではない。したがって、わが国の農業会計に公正価値を基準として適用することは然程困難なものではないと予想される。しかし、公正価値を強制することよりも代替的会計処理のあり方のほうが重要である。

次に、この公正価値の採用の延長には、収益の認識基準として収穫基準の是非という問題がある。

IAS 第 41 号では収穫基準を採用している。しかし、わが国の企業会計では収益の認識基準は実現主義であり、成果の確実性という側面から未実現利益の計上は認められない。だが、わが国の農業会計による会計慣行では収穫基準が普及している。わが国の農業会計で収穫基準を選択している理由として、会計処理が簡便ということと相場による裏付けが存在するということがあげられる。収穫基準であるため、相場による裏付けは存在しないといけませんが、これは庭先価格であり、IAS 第 41 号が要請しているようなものではない。また、会計処理が簡便ということは、農業経営者の会計的思考による問題である。この収穫基準も適用することは可能である。しかし、ここで問題となるのは、わが国では会計と税法が密接に関係しており、農産物を収穫するか否かで利益操作が可能となる。このことから租税回避が懸念される。

最後に、農業経営者の会計思考的問題だが、これが最も問題ではないかと考えている。わが国の農業は家族経営の農家为中心であり、会計又は経理への関心は希薄である。そのため、申告書の作成は必要と考えるが、帳簿付けは必要ではないと考える農業経営者が多かった。いわゆる「どんぶり勘定」的な会計思考である。担い手不足等の解消から法人化が進められているが、家族経営の農家による集落営農が単に法人化したというケースも少なくない。このような場合、やはり法人化といっても、農業経営者が積極的会計思考を有しているとは言い難い。したがって、上述したように、わが国の農業会計に公正価値を基準として適用することは然程困難なものではないが、これが定着するか否かは別問題である。農業経営者が積極的会計思考を有しなければ、公正価値自体が意味をまったく持たないものになってしまう。

ただ、近年、若手の農業への参入が著しく、農業をビジネスの一つとして捉える者も少なくない。そのなかには、会計又は経営に明るい者も存在し、財務諸表等の数値を将来の利益計画に活用するという若手農業経営者もいる。このように、積極的会計思考を有する農業経営者が増加すれば、さらなる農業生産法人の発展に際して、IAS 第 41 号を適用させる意味を持つことになるであろう。

〈参考文献〉

- ・秋葉賢一「IFRS における農業の会計－限定的な改正案－」『週刊経営財務』No.3138 2013 年。
- ・阿部亮耳「農業の税務会計における簡略性」『農業計算学研究』第 17 号 1984 年。
- ・阿部亮耳「会計公準、会計原則と農業会計」『農業計算学研究』第 18 号 1986 年。
- ・石井健次『IAS 国際会計基準』日刊工業新聞社 1997 年。
- ・浮田泉「フードビジネスに関わる会計基準－IAS 第 41 号及び IFRS for SMEs 第 29 号を中心として－」『関西国際大学研究紀要』第 13 号 2012 年。
- ・大室健治「農業会計システムの構造と機能の変化」『農村研究』第 103 号 2006 年。
- ・太田康広「会計基準間の競争とコンバージェンス」『企業会計』Vol.59 No.3 2007 年。

- ・香川文庸「農業経営における情報開示のインセンティブー会計コミュニケーション論に基づくアプローチ」『生物資源経済研究』No.14 2009 年。
- ・川西安喜「公正価値に関する新会計基準」『会計・監査ジャーナル』No.672 2011 年。
- ・川原尚子「農業活動における公正価値測定の意味合いー国際会計基準 (IAS) 第 41 号『農業』ー」『商経学叢』第 59 巻第 1 号 2012 年。
- ・榑原英夫「U.S.GAAP と IFRS のコンバージェンスの変遷(1)」『立正経営論集』第 46 巻 1 号 2013 年。
- ・寫村剛雄『国際会計論 (第 2 版)』白桃書房 1991 年。
- ・鈴木雄一郎「IFRS 導入に必要なとなる原則主義の理解」『四国大学経営情報研究所年報』No.17 2011 年。
- ・中央監査法人編『国際会計基準実務ハンドブック』中央経済社 1999 年。
- ・広瀬義州『財務会計 (第 10 版)』中央経済社 2011 年。
- ・古塚秀夫、高田理『改訂 現代農業簿記会計』農林統計出版 2012 年。
- ・森本秀樹『ステップアップ集落営農ー法人化とむらの和を両立させるー』農山漁村文化協会 2009 年。
- ・吉永和裕、古塚秀夫「国際会計基準第 41 号『農業』のわが国への適用上の課題についてー農産物および自己育成資産を中心としてー」第 162 号 2006 年。
- ・吉田洋「フードビジネスのための会計基準ー IAS 第 41 号における認識と測定に関する検討ー」『名古屋文理大学紀要』第 8 号 2008 年。
- ・IFRS 財団企業会計基準委員会編『国際財務報告基準 (IFRS®) 2012』中央経済社 2012 年。
- ・有限責任監査法人トーマツ訳『国際財務報告基準 (IFRS) 詳説 iGAAP2012 第 2 巻』レクシスネクス・ジャパン 2012 年。
- ・International Accounting Standards Committee (IASC) '*International Accounting Standards No.1 "Presentation of Financial Statements"*' IASC, 1997.
- ・International Accounting Standards Committee (IASC) '*International Accounting Standards No.41 "Agriculture"*' IASC, 2001.
- ・農林水産省統計部『農業構造動態調査』2013 年。
- ・農林水産省「平成 21 年度 食料・農業・農村の動向」2009 年
http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h21_h/trend/part1/sp/sp_03.html (最終検索日: 2014 年 9 月 12 日)。

(常磐大学 国際学部 准教授)

研究論文

『行人』の中の『ハムレット』——漱石の『ハムレット』解釈の影響

辻 川 美 和

Hamlet in The Wayfarer (Kōjin) : The Influence of Soseki's Interpretation of Hamlet

Abstract

Soseki Natsume, a principal author of Meiji-era Japan, was influenced by many British authors, including Shakespeare. In addition to the influence of Shakespeare's *Hamlet* on many of Soseki's other novels, scholars have identified some motifs from *Hamlet* in *The Wayfarer* (*Kōjin*, 1912–1913), a novel from Soseki's later period. However, a more thorough examination of *Hamlet*'s influence on *The Wayfarer* is needed for a fuller understanding of the impact of this play on Soseki's work.

This study analyzes the influence of *Hamlet* on *The Wayfarer*. First, the author examines the similarities between the two protagonists. Second, the author indicates analogous images and motifs throughout the two works. Finally, the author compares aspects of various male characters from *Hamlet* and *The Wayfarer* that correspond with each other. When analyzing these aspects, the author takes into consideration Soseki's interpretation of *Hamlet*, reconstructed from various documents.

This examination demonstrates that there are many similarities between *The Wayfarer* and *Hamlet*. Moreover, Soseki's distinctive approach to *Hamlet*, including his analysis of the protagonist and his contempt towards Polonius, is shown to have influenced *The Wayfarer*.

はじめに

夏目漱石の小説は、メレディス、スウィフト、オースティンをはじめとするさまざまなイギリス文学の影響を受けている。シェイクスピア作品もそのひとつであり、その中でも『ハムレット』が漱石の初期から中期の複数の作品内に直接的に言及されていることは、これまでも多くの研究者から指摘されてきた。ハムレット的な登場人物が漱石の小説中に多数登場して重要な役割を果たして

いることは、漱石の小説と『ハムレット』の両方を知っている読者ならばすぐに思い当たることである。たとえば、野谷士は、ハムレットと似ている漱石の複数の小説の登場人物、すなわち三四郎の広田先生、『虞美人草』の甲野、『こころ』の先生、『行人』の一郎、『明暗』の津田を挙げた上で、「一生涯、漱石の魂に影響を与え続けたシェイクスピアの作品は『ハムレット』であったと、私は信じている」と書いている（41）。

しかし、漱石の後期の作品については、ハムレット的な登場人物の指摘以外には、『ハムレット』との関係に関する具体的な研究が少ない。これらの数少ない研究は、漱石が『こころ』の前に書いた『行人』に関するものである。浜田志保子は、J. E. ミレーの描いたオフィーリアの絵のイメージが『行人』に与えた影響を中心に、『ハムレット』と『行人』の関わりを論じている。また、小林潤司は、『行人』の中に『ハムレット』への直接的な言及や劇中の台詞を思わせる言葉があることを指摘しながら、『行人』の一郎とハムレット、二郎とハムレットの叔父クローディアスらの対応関係を示し、劇と小説のどちらも主人公の狂気を中心に展開すると指摘する。その上で、『行人』の一部が『ハムレット』をクローディアス側の視点からたどったものと考え、『ハムレット』と『行人』の結末部分は異なっているが、それは漱石が『ハムレット』の結末部分の書き方への不満を補ったからであると論じている。これら2つの研究からは、『行人』が『ハムレット』の影響を受けている可能性が読み取れる。

しかし、『行人』には、これらの研究で論じられている以上に広範囲かつ重要な『ハムレット』の影響があると考えられる。『行人』は、漱石の後期の小説の中では、もっとも『ハムレット』の影響が明確に見て取れる小説であり、漱石の作品への『ハムレット』の影響をより完全に検証するためには、その影響を分析することが必要である¹。

本稿は、『行人』への『ハムレット』の影響を、二つの作品の類似性を探るだけではなく漱石自身の『ハムレット』解釈も照らし合わせながら、分析する。漱石の『ハムレット』解釈の全貌については、野谷士『漱石のシェイクスピア』と仁木久恵『漱石の留学とハムレット』ですでに論じられているが、それらの研究を踏まえつつ、漱石の『ハムレット』解釈のうち、『行人』への影響に関わる部分を抜き出して、改めて分析し、『行人』のさまざまな要素との対応を指摘する。

第1章では、漱石とシェイクスピアおよび『ハムレット』との関わりについて記述する。第2章では、『ハムレット』と『行人』の類似点について、主人公同士の類似性、全体の構成やイメージの類似性、主人公以外の男性登場人物の類似性の順に論ずる。

I 漱石と『ハムレット』の関わり

漱石は、『ハムレット』をよく知り、高く評価していた。漱石は小説家になる以前は英文学の研

究者であった。帝国大学の英文科の学生として英語と英文学を学んだ後、7 年間で東京、松山、熊本で英語教師として過ごし、その後 1900 年に留学した際には、シェイクスピア研究者クレイグ博士に個人教授を頼んで英文学を学んだほか、自分で大量の英文学関係の書籍を読み、研究した²。帰朝した 1903 年からは東京帝国大学で文学理論とシェイクスピアに関する講義を行い、1904 年 12 月からは『ハムレット』の講義を行っている。講義は、テキストを詳細に読みとき、数多くの研究者の解釈を並べた後自分の意見を述べるというスタイルで行われ、立ち見が出るほど学生の間で人気を博していた。漱石は翌年の 1905 年 1 月に『吾輩は猫である』で小説家となったが、同年 7 月には、書簡に「今にハムレット以上の脚本をかいて天下を驚かせ様と思ふがいくらえらいものをかいても天下が驚きさうにもないから已め様とも思ふ」と書いており³、『ハムレット』を自分の創作の基準として高く評価していたことが伺える。

しかし、漱石は、『ハムレット』との距離を感じていた。そのことがもっともよくわかるのは、1911 年 6 月に上演された坪内逍遙演出の『ハムレット』に対する批判の文章である。漱石が『行人』を執筆したのは 1912 年の冬から翌年にかけてであり、これは『行人』執筆前のもっとも近い時期の『ハムレット』に関する文章である。この上演は、初めてシェイクスピアの原文の忠実な翻訳を上演台本とし、独白を演じ、女性の役をすべて女優が演じた画期的な上演で、興行的には非常に成功した（小野 18-24）。しかし、漱石はその日の日記に批判的な感想を書いたほか（第 20 巻 293）、その後この上演に対する批判の言である「坪内博士と『ハムレット』」という文章を書いて発表している（第 16 巻 381-86）。その文章の眼目は、シェイクスピアを翻訳して上演しても、明治の日本人である自分たちとシェイクスピアの書いた言葉や文化の間にはあまりにも大きな距離があり、そのままでは理解できないため、上演には意味がないということであった。

漱石のシェイクスピアへの思いは複雑であり、シェイクスピアを高く評価しながらも、同時にシェイクスピアの作品を真っ向から否定する言葉も残している。『行人』の連載が終了した数年後の 1915 年に漱石に話を聞いた人物によれば、漱石はシェイクスピアについて、まず、「全体として沙翁は偉いに違ひない、何となれば、あれ程多くの人物になり了せて居る作家は外にないから」といい、登場人物の書き分けの巧みさを認めた後、

併し一つ一つの作を取つていへば一向感心しない。凡てが作り物である。そして人物の心理の働きなども頗る粗大である。とても近代の仏国や露国の作家を読むやうな味は出ない、リヤ王にしる、オセロにしる、あゝいふ事件が近世に起つたとしても、あんな具合にはとても発展しない。

と語ったという（第 25 巻 444）。これは、漱石が初対面の人物に話した断片であり、このままを

信ずるわけにはいかないが、少なくとも漱石が、シェイクスピア劇をロシアやフランスの近代の小説家と比較し、作品中の出来事や登場人物の心の動きが、現代の人間にとっては距離を感じざるを得ないものであるとみなしていたことは確かであろう。また、「今の様な太平の世にはハムレットの様なものは沙翁が出て書けないのである」との書き込みも残している（第27巻163）。漱石は日本以外を舞台にした幻想的な短編も手掛けるなど、自然文学とは一線を画してはいたが、多くは明治時代の日本を舞台にした小説を書いている。『ハムレット』に見られる殺人とその復讐といった筋書や劇的な心理描写には違和感を持ち、自分の小説に直接持ち込むことはできないと感じていたのではないか。

しかし、このように日本人とシェイクスピアの距離の隔たりを痛切に感じていたらしい漱石の小説には、小説の手法に関するもの以外でのシェイクスピアの影響が随所に感じられる。特に、初期の作品でのシェイクスピアの影響は明確である。たとえば、『草枕』、『三四郎』には『ハムレット』の人物や作品などへの直接的な言及が見られる。『草枕』にはミレーのオフィーリアの絵が登場して女主人公の那美とオフィーリアが重ねあわされ、『虞美人草』には『アントニーとクレオパトラ』を読む場面が登場してヒロインの藤尾にクレオパトラのイメージが重ねあわされている。『三四郎』では、坪内逍遙演出の『ハムレット』の尼寺の場を登場人物達が観劇する場面があるなど、明らかな『ハムレット』の引用がある⁴。

ただし、漱石のそれ以降の作品については、シェイクスピア作品の影響は指摘しにくいものになっていく。野谷は『三四郎』以降の漱石の小説に関して、「漱石の受けたシェイクスピアからの影響は、表面的な言葉や人物、その行動の類似点を追っていたのでは、とうていすくい上げられない段階へと発展してきている」と述べている（140）。『行人』は後期の作品であり、『ハムレット』からの影響の多くは、直接的言及ではなく、いったん漱石の内面に沈みこんだイメージが、造形や、構造、場面、台詞などに浮かび上がったとでもいうべきものになっている。このため、『ハムレット』から『行人』への影響を探るためには、これまで為されて来たように『ハムレット』の本文と『行人』の本文を照らし合わせるだけではなく、漱石自身がどのように『ハムレット』を解釈していたかをも探り、照合しなければならない。

漱石の『ハムレット』解釈を構築するためには、主に3つの素材が考えられる。1つめは、帝国大学で講義を聞いた学生による記録である。漱石による『ハムレット』の講義録は残っておらず、講義を聞いた金子健二の日記が一番詳しい資料となっている。2つめは、漱石が講義に用いた『ハムレット』原文への書き込みである。漱石は、当時出たばかりのアーデン版の『ハムレット』をもとに講義を行っていた。漱石が後に書いた作品「永日小品」の中には、「アーデン、シェイクスピアのハムレットは自分が帰朝後大学で講義をする時に非常な利益を受けた書物である。あのハムレットのノート程周到にして要領を得たものは恐らくあるまいと思ふ」とある（第12巻215）⁵。

この書籍には、シェイクスピアの原文と同じページにそれまでの複数の主な注釈がまとめられている。漱石は、原文を単語レベルまで解説しながら注を紹介し、最後に自分の意見を付け加えるという形で講義を行っていた⁶。漱石の蔵書中のアーデン版『ハムレット』には、おそらく講義の準備のために読んだ際のものと考えられる多数の書き込みがあり、漱石がこの作品のどの部分に特に注目していたのか、そして、どのようにテキストを解釈していたかが窺える。3つめは、漱石自身が書いた、クローディアスとハムレットのやりとりに関する断片的な文章である。漱石の『ハムレット』解釈を知るためには、金子健二の日記、アーデン版の書き込み、そしてこの断片が、主な資料ということになる。

次章では、以上の3つの素材に基づいて漱石の『ハムレット』解釈を構築しながら、『ハムレット』が『行人』に及ぼした具体的な影響について述べたい。

漱石自身の『ハムレット』へのコメントや分析は、登場人物の分析か、劇の手法の分析に関わるものが大半である。登場人物の分析では、ある登場人物がある台詞を発する理由をその人物の性格に求め、その性格を批評している。また、劇の手法の分析では、ある登場人物がある台詞を発する理由を、シェイクスピアによる観客操作の手法としてとらえ、その効果の是非を批評している。このため、『行人』への『ハムレット』の影響を考える際には、登場人物の分析と、読者および観客に与える効果の分析に留意したい。

II 『行人』と『ハムレット』の類似点

『行人』は、夏目漱石が1912年（大正元年）12月から、翌年4月まで、病気による中断を挟んで『東京朝日新聞』と『大阪朝日新聞』に連載した小説である。この作品は漱石の後期三部作の2作目に位置し、この作品の前には『彼岸過迄』、後には『こころ』が書かれている。この3作品は、いずれも短編の連作という構成を持っている。

『行人』のあらすじは以下のとおりである。第1章「友達」では、語り手長野二郎が大阪に赴く。友人の三沢が入院したのを見舞ううちに、狂女に好かれていたという三沢の過去のエピソードを知る。第2章「兄」では、大阪に二郎の母の綱、兄の一郎、嫂の直がやってきて、二郎も一緒に、4人で観光旅行に赴くことになる。二郎はその旅の途中に、兄から嫂が二郎を想っているという疑惑を告げられ、嫂の「節操」を試してほしいと依頼される。二郎はそれを断るものの、嫂の内心を探る約束をして、嫂と日帰りのつもりで和歌山に旅行するが、そこで嵐に会い、ふたりきりで1つの部屋に泊まることになる。ふたりの間には肉体的には何も起こらないものの、二郎は自分の気持ちも嫂の気持ちも、はっきりとはわからなくなる。しかし、二郎は、兄には、嫂になんら疑わしいところはないと断言する。第3章「帰つてから」では、家族が東京に帰った後の長野家が描かれる。

一郎と直の仲が相変わらずうまくいっていない中、二郎は兄への詳しい報告を引き延ばしたあげくに、問い詰められてすべては兄の考えすぎだと信じ込ませようとするが、一郎からは信頼できない男だと罵倒される。二郎は家を出て独立する。漱石が病で休載した後に書かれた最終章の「塵労」では、家を出た二郎のところに、里帰りから戻る途中に寄ったという直が訪ねてきて、一郎との仲がさらに悪くなっていると漏らす。その一方、二郎が頼んでいたとおり、一郎の友人の「Hさん」が一郎を旅に連れ出し、旅先で書いた手紙が二郎の元に届く。そこには、一郎の、死ぬか、気が違うか、宗教に入るしかないという苦悩の様子が綴られていた。

『ハムレット』との関連に目を向けると、最初の章「友達」の主な登場人物は語り手の二郎とその友人の三沢を中心とする物語になっていて、『ハムレット』的モチーフとしては、オフィーリアを思わせる狂女のエピソードがあるだけであるが、第2章「兄」で二郎の兄の一郎とその妻の直が登場すると、『ハムレット』の内容と響き合う事柄が多くなってくる。

本稿では、『行人』と『ハムレット』の響き合いのうち、まずは、ハムレットと一郎の類似性について述べ、次に、小説全体の構造に関わる『ハムレット』との類似点を挙げ、最後に、『行人』と『ハムレット』の主人公以外の男性登場人物同士の類似点を挙げる。

1. ハムレットと一郎の類似点

1-1. 気質と外見

主人公ハムレットと『行人』の一郎の対応関係は、野谷、小林両氏も指摘しており、かなり明確である。野谷は、『『行人』の一郎の懷疑は、妻からも弟からも彼を浮き上がらせ、彼に「死ぬか、気が違ふか、夫でなければ宗教に這入るか……然し宗教には何うも這入れさうもない」と言わせる」と述べて、一郎を漱石のハムレット的人物の1人としている(41)。

一郎は、純粹で頭が良く、神経質で気難しい学者として描写されている。語り手である二郎によれば、兄の一郎は、「学者であつた。又見識家であつた。其上詩人らしい純粹な氣質を持つて生まれた好い男」であり(102)、「氣六づかし」く、「影で狐鼠々々何か遣られるのを忌む」といった(104)、神経質で偽りに敏感な人間である。さらに、次のように一郎の気分の変わりやすさが指摘され、子供や詩人のイメージが持ち込まれている。

自分は兄の氣質が女に似て陰晴常なき天候の如く變るのを能く承知してゐた。然し一と見識ある彼の特長として、自分にはそれが天真爛漫の子供らしく見えたり、又は玉のやうに玲瓏な詩人らしく見えたりした。自分は彼を尊敬しつつも、何処か馬鹿にし易い所のある男の様に考へない訳に行かなかつた。(138-39)

また、直を信じられずに苦悩する一郎を見て、二郎は「兄の言葉は立派な教育を受けた人の言葉であつた。然し彼の態度は殆ど十八九の子供に近かつた」と語り (144)、教養と子供っぽさが同居するイメージを提示している。

このような一郎の姿は、漱石の持っていたハムレット像を反映していると考えられる。

まず、漱石は、ハムレットを、年齢よりも幼いところのある人間ととらえている。「ああ、この硬い肉体が溶けてしまえばいいのに (O! that this too too solid flesh would melt)」(I.ii.129) で始まる第 1 幕第 2 場の独白について⁷、漱石は、母の結婚に不満を持ち、父の死が悲しく、死にたいが宗教により死ねず、だからといって「自ラ国政を調理シ伯父や母ヲ己レの活力ニテ支配スルコトモ出来ズ彼等の結婚を指ヲ啣ヘテ見」としていると説明し、そのようなハムレットの年齢が最後に 30 歳であることがわかるというのが真実なら、30 歳にしては「普通以下ノ意志のカナキカナルコトヲ表明スルナリ彼は蹢躅スル人ナリ無暗ニ活動セヌ人ナリモラレーニ意志ナキノミナラズ又インテレクチュアレーニ判然セヌコトニハ手ヲ出サヌ男ナリ是彼をして因循せしむる所以ナリ」と論ずる(第 19 巻 142-43)。普通の 30 歳の男性ならば、ここでのハムレットのように考えすぎて行動に移せないことはないというのである。

また、漱石は 19 世紀前半にシェイクスピアを批評したコールリッジの解釈に影響を受けている。漱石は書き込みや断片にコールリッジの説に触れ、それを肯定する言葉を何度か書いている⁸。また、シェイクスピアの評論家では誰がよいかと質問され、コールリッジの名前を推奨する評論家の一人として挙げている(第 25 巻 444 ~ 45)。漱石の蔵書の 1 冊には、コールリッジの『シェイクスピアおよびその他のイギリス詩人についての講義と注釈 (*Lectures and Notes on Shakespeare and Other English Poets*)』があったが、コールリッジがこの本で解釈したハムレットの性格は、心の中のイメージが明確でありすぎるために、心の外の実際の物事をぼんやりとしか感じ取れず、決意を何度も新たにするものの行動には移れない人物であった⁹。

さらに、一郎の姿形については、「性来の瘦ツぽちであつた。宅では夫をみんな神経の所為にして、もう少し肥らなくつちや駄目だと云ひ合つてゐた」(106)、「其漆黒の髪と、其間から見える関節の細い、華奢な指に眼を惹かれた。其指は平生から自分の眼には彼の神経質を代表する如く優しく且骨張つて映つた」(142) と、語り手の二郎によって描写されている。瘦身で神経質なハムレットは、漱石が『ハムレット』に触れたときに主に影響を受けた、ヴィクトリア朝のイギリスで一般的な解釈であった¹⁰。たとえば、漱石の留学時代にイギリスで偉大なシェイクスピア役者として有名だったヘンリー・アーヴィングも、豊かな黒髪で、痩せたハムレットであった。漱石がアーヴィングの舞台を見た記録は残っていないが、アーヴィングの写真を見た可能性はある(仁木 76-77)。

ハムレットについては時代によってさまざまな解釈があるが、一郎の姿や性格は、漱石が影響を受けた 19 世紀的なハムレット像の特徴を持っているのである。漱石自身と重ねあわされることの

多い一郎だが、その外見と子供っぽさについては、漱石の持っていたハムレットのイメージとの共通点が目立つといえる。

1-2. まわりの人間との対立

漱石は、『ハムレット』の、主人公の敵にあたる登場人物達の、内心と表面の振る舞いの違いにこだわっていた。帝国大学で漱石の講義を聞いた金子が漱石の『ハムレット』観をまとめた文章の前半部分をここに引用する。

生みの母が大罪を犯し、しかも予を愛する事、依然として異なる所なし、憎むべきわが叔父は心に大きな悪をつゝめるにも拘らず、われに害心をさしはさまず、否、寧ろ我が心を迎へんとしつゝあり、予の友人は予を慰めんとして予に接近し來たり、しかも、それは予の秘密を探さんがためなり、戀ひ人はわれに在り、しかも彼女はわが敵に欺かれつゝあり、わが生み此の世に在りての母をすら信じ得ざるわれは如何にしてわが戀ひ人を信じ得べき、悪人が我に兇刃を持つて向はばわれも亦敢然としてこれに抵抗せざれば生存し得ざるべし、然れども彼等は表面平和の假面を被つて我れを歡待す、此の間に在りてわれは如何なる方策を以て彼等に當らば可なるべきか (151)

この後、父の亡霊が真実かどうかに関する疑いが述べられた後、以上がハムレットの置かれた状況であって、古今の批評家がそれ以外のさまざまな解釈をほどこしてきたが、ハムレットが訴える内容をそのまま受け取ればよいという。

漱石の講義から金子が汲み取って構築したこのハムレット観を読むときに目立つのは、敵である叔父クローディアスと友人ローゼンクランツとギルデンスターンが、ハムレットに対する悪心を内に秘めつつ表面上はハムレットの意を迎えようとしていることについての記述が繰り返し登場することである。さらに、母ガートルードと恋人オフィーリアが自分を愛していることは認めるが、母は大罪を犯しているし、恋人は敵に騙されつつあるのだから信頼できないと言う。ハムレットが、親友ホレイショ以外の家族、友人、恋人を信頼できないというところに重点が置かれているのである。

実際、ハムレットの見せかけを取り繕うことを嫌う性質は、劇に登場した直後から明らかになる重要な要素である。王妃に、父が死ぬという当たり前のことが、ハムレットにはなぜ特別に「見える (seems)」のかと問われて、「見えるですって！ いや、これは事実です。見せかけではありません (Seems, madam! nay, it is; I know not “seems.”)」と敏感に反発する (I.ii.75-76)。また、第1幕第5場で父の亡霊から、クローディアスが父を暗殺していたことを告げられた後、最初に叔

父を罵るときの台詞は、「おお、悪党め、悪党め、笑みをたたえたのろわれた悪党め！(O villain, villain, smiling, damned villain!)」(I.v.106)であり、その後に、「人間とはにこやかに笑いながら、悪党でいることができるものだ(That one may smile, and smile, and be a villain)」(I.v.108)いうことを手帳に書き留める。ハムレットがクローディアスへの憎しみを表現するときに強調されるのは、外見のおだやかさの陰に悪を秘めているという事実なのである。漱石は、ハムレットの、偽りに対するこの敏感さを重視していた。

身近な人間が自分に悪心を抱くが表面上は自分の意を迎えようとしているという、漱石が重視したこのハムレットの感覚は、『行人』の一郎の心情に通じている。一郎は、親友の H さんに、「自分の周囲が偽で成立してゐる」と訴える(409)。弟と妻の間に恋心があることを疑う一郎にとって、妻も、弟も、心の中を一郎に対しては偽り、表面上のみ一郎の意を迎えようとしているように見えるのである。また、一郎は、弟と妻だけではなく、父母や、妹のお重や、自分の子供とも心を通じ合わせることができない。一郎以外の家族たちが織り成す楽しい会話に入れず、自分の子供からも懐かれない。

さらに、一郎の所属する長野家は、小説の筋が進むにつれて、一郎が原因で崩壊していく。両親は長男一郎の神経症と一郎夫婦の不和に思い悩み、二郎は一郎との不和がもとで家を出ていき、明るかった妹の重も次第に不機嫌になっていくなど、家の中の空気はしだいに重くなっていく。これは、『ハムレット』に登場するポローニアス、オフィーリア、レイアーティーズで構成される仲の良い家族が、ハムレットの疑いと行動によって崩壊してしまった経過と似ている。

家族に対する一郎の疑いは、最後には親友の H さんから二郎への手紙によって明確に語られる。一郎の眼には一郎の父も母も妻の直も、「偽の器」とであるといい、その「偽」のために直に暴力をふるったのだという(408)。H さんは一郎が偽りを嫌う様子を次のように表現する。

兄さんはたゞ自分の周囲が偽で成立してゐると云ひます。しかも其偽を私の眼の前で組み立てゝ見せやうとはしません。私は何でこの空漠な響を有つ偽といふ字のために、兄さんがそれ程興奮するかを不審がりました。兄さんは私が偽といふ言葉を字引で知つてゐる丈だから、そんな迂闊な不審を起すのだと云つて、実際に遠い私を窘なめました。(409)

一郎は「偽」という言葉は述べても具体的な内容を説明しないが、一郎自身にとってはまったく空虚なものではなく、実感を伴っているものである。

漱石の解釈したハムレットも、一郎も、周囲の偽りを徹底的に疑い、それを責め続ける人間なのである。

1-3. 曖昧で人を驚かす言葉

一郎の物言いには、ハムレットに似たところがある。まず漱石によるハムレットの台詞の特徴へのこだわりを論じてから、一郎の言葉との類似性を指摘したい。

漱石は、ハムレットの曖昧な台詞と、人を驚かす台詞について、断片でも論じており、書き込みも多く行っている。

まず、ハムレットが劇で最初に口にする曖昧な台詞について論じている断片を見てみたい。漱石は、「親戚よりは近いが、親しくはない (A little more than kin, and less than kind)」(I.ii.65) および「いやいや、太陽の光 (息子呼ばわり) には飽きました (Not so, my lord; I am too much i' the sun)」(I.ii.67) という言葉を引いて¹¹、古今、これらの台詞には数多くの解釈がなされてきたが、そのような明白な意味をもって解釈する必要はなく、すべての可能な解釈が含まれた、このような「明白ナラザル謎ノ様ナ語」をハムレットが王に対して吐いたとみるのが妥当であろうと述べる (第19巻140-41)。その後、人がそのような言葉と言う理由として、「冗談ヲ好ム人。ゴマカサントスルトキ。不平ナル時。明ラ様ニ罵ル能ハザル場合然モ之ヲ罵ラント欲スルトキ。狂気ノ場合等ナリ」と解釈を並べ、ハムレットはクローディアスに対してはこのような言葉で話すが母とホレイシヨーには「真面目ナ答ヲナセリ」と論ずる (第19巻141)。ハムレットの曖昧な謎めいた言葉は、最初は気に入らない人物に対して発せられ、最初の場面での母親や親友への言葉とは異なるというのである。

また、狂ったふりをしているハムレットにポローニウスが話しかけるくだりに、漱石は数多くの書き込みをしている。ポローニウスが、狂人のふりをしているハムレットに対して問うた「私がおわかりですか? (Do you know me, my lord?)」(II.ii.173) という言葉に対し、ハムレットは「魚屋だ (You are a fishmonger)」(II.ii.174) と返すが、漱石はこの台詞に「一語天外ヨリ落下シテ Pol. ノ胆ヲ奪フ妙。必ズシモ解釈ト説明ヲ要セズ」と書き込んでいる (第27巻、346)。漱石の参照したアーデン版では、魚屋 (fishmonger) の裏にある意味についてさまざまな解釈がされており、遊里の客、女衒、子供を産むこととのつながりが指摘されている (II.ii.174n)。漱石の解釈の特徴は、そのような解釈を知ったうえで一刀両断し、ハムレットの言葉のもたらす驚きに焦点を当てていることである。

このように、漱石は、ハムレットの謎めいた言葉を重視し、それが劇中でクローディアスやポローニウスら、ハムレットが気に入らないと考えている人間に対してのみ発せられることに注目していた。

一方、『行人』では、一郎が小説の始まる前から人とは少し違う言葉使いをしていたことが語られる。筋が進むにつれ、その言葉使いはさらに特異性を増していく。

まず、一郎に異変が見られる前のものの言い方については、二郎の思考を追う地の文で、「彼の言葉は平生から皮肉沢山に自分の耳を襲った。然しそれは彼の智力が我々よりも鋭敏に働き過ぎる結果で、其他に悪気のない事は、自分に能く呑み込めてゐた」と解説されている (279)。ま

た、H さんの手紙にも、「兄さんは時々普通の人に解らない様な事を出し抜けに云ひます。それが知らないものゝ耳や、教育の乏しい男の耳には、何処かに破目の入った鐘の音として、変に響くでせうけれども、能く兄さんを心得た私には、却て習慣的な言説よりは難有かつたのです」とある (421)¹²。小説の時間が始まる以前から、一郎の言葉には、一般の人間にはよくわからないような趣があり、それは一郎の知力が優れすぎている結果発せられると、語り手には受け止められていた。小説が始まってからの最初のハムレット的な言葉は、旅先で一郎が二郎を誘い、岩山の頂きまで昇るエレベーターにふたりで乗りこむときに発せられる。箱の鉄の棒の間から外を見ながら、「牢屋見たいだな」、「人間も此通りだ」と一郎は囁く (130)¹³。二郎による語りは、その後に、「兄は時々斯んな哲学者めいた事をいふ癖があつた。自分は只「左右ですな」と答へた丈であつた。けれども兄の言葉は単に其輪廓位しか自分には呑み込めなかつた」と続く (130)。これは「デンマークは牢獄だ」と言うハムレットと、その言葉の真意を理解せずにハムレットに探りを入れるローゼンクランツとギルデンスターンとの会話を思わせる。一郎の言葉は、小説の最初の方では、知性がありすぎるために発せられる特異な言葉であるとされていた。

この後、一郎の疑いが告白された後に一郎が二郎に対して発する言葉に、二郎は何度も驚き、二郎と共に、読者も驚くことになる。まずは、兄が二郎を呼び出して相談する際に発せられた言葉である「お直は御前に惚てるんぢやないか」は、読者にとっても予想外の言葉であり、二郎も「兄の言葉は突然であつた」と語る (135)。また、直の「節操を試す」ことを二郎に頼んだときの二郎の語りには「本当に驚いた。当人から驚くなといふ注意が二遍あつたに拘はらず、非常に驚いた。只あつけに取られて、呆然として」とあり、驚きが強調されている (150-51)。このように、一郎は、ハムレットのように、人を驚かす台詞を吐く。

さらに、二郎がひとり暮らしをすることを決心し、それを兄に告げたときの場面は、一郎の言葉がハムレット的な人を驚かせる意外な言葉であるだけでなく、その言葉を受けての二郎の語りの部分が、漱石の『ハムレット』への書き込みを思い起こさせる。一郎は「一人出るのかい」と二郎に聞き、二郎の語りは、「此奇異な質問を受けた時、自分は少時茫然として兄の顔を打ち守つてゐた」と続く (279)。妻の直を連れていくつもりかという意味を言外ににじませたこの言葉をなぜ一郎が吐くのか、二郎には判断がつかないため、どう返答していいかわからない。仲がよかったときには、二郎は皮肉めいて聞こえる言葉も一郎の頭のよさからくる他意のないものと判断していたのだが、関係が悪化した現在は「わざと斯う云ふ失礼な皮肉を云ふのか、さうでなければ彼の頭に少し変調を来したのか」(279) という 2 つの選択肢しか考えられなくなる。この部分からは、ハムレットの言葉に対する先に示した漱石のコメント、すなわち「明白ナラザル謎ノ様ナ語」を発する例として挙げた「明ラ様ニ罵ル能ハザル場合然モ之ヲ罵ラント欲スルトキ。狂気ノ場合等」とのコメントが思い浮かぶ (第 19 巻 141)。二郎の語りは、「兄は自分の顔を見て、えへゝと笑つ

た。自分は其笑ひの影にさへ歇^{ヒステリ}斯的里性の稲妻を認めた」と続く(279)。1人で家を出て新しい空気を吸いたいただけだと説明する二郎に、一郎は「新しい空気は己も吸ひたい。然し新しい空気を吸はして呉れる所は、この広い東京に一ヶ所もない」と返す(279)。これは、前記の「デンマークは牢獄だ」という感覚を思い起させるものであると共に、ポローニアスの「外の空気を吸いにいらっしゃいますか? (Will you walk out of the air, my lord?)」(II.ii.210-11)という台詞に対してハムレットが「墓の中にか? (Into my grave?)」(II.ii.212)と言葉遊びで応ずる場面も思い起こさせる。漱石は、ハムレットとポローニアスのこのやりとりについて、「又一寸 Pol. ヲ驚カシテ頭ヲハル所妙」とコメントしている(第27巻347)。

一郎の言葉は、ハムレットの言葉、すなわち、気に入らない人物に対して吐く、曖昧で人を驚かし、聞くものに語り手の狂気を疑わせるような言葉に似ているのである。

2. 『行人』に見られる『ハムレット』の諸要素

これまで、ハムレットと一郎の類似点について論じてきたが、『行人』には、それ以外にも『ハムレット』から影響を受けたと考えられる要素が登場する。『行人』の中のそれらの要素は、『ハムレット』でそれらの要素が登場する順番も踏襲している。ここでは、亡霊と告白、疑いとスパイ行為、女性観、旅と悟り、死と眠りのイメージという5つの要素について、順に論ずる。

2-1. 亡霊と告白

『行人』第2章「兄」では、山の上で、一郎が二郎に、直が二郎を慕っているのではないかとの疑いを告げる。この場面は、『ハムレット』第1幕で、城壁の上でハムレットが亡霊から驚くべき疑いを告げられる場面を思わせる。漱石は、『ハムレット』のこの場面には七つの段階があることを指摘し、観客への情報の与えられ方と観客の反応を分析している(第27巻343-44)。特に、亡霊の登場場面については、「幽霊ノ登場ニテ一段落。幽霊ノハムレットヲ磨ク所ニテ二段落カクスレバ観客は愈幽霊ニ重キヲ置クナリ。出テ来テ直チニ口ヲ開クヨリモ面白キ波瀾ヲ生ズ」と分析し(第27巻343)、亡霊が城壁に登場後すぐに告白を行うのではなく、登場した後、ホレイショー等と一緒にいるハムレットひとりを別の場所に誘ってから告白を始めるところに着目する。『行人』では、二郎は一郎に誘われて嫂や母と離れて二人でまず崖の上に上る昇降機に乗り、その後さらに二人きりになれる場所を探して移動した上、細い急な石段を登ってから、一郎から他人に聞かれてはならない告白をされる。ここでは二郎がハムレットの役割を担い、一郎の疑いという読者にも二郎にも未知の事柄を聞かせるのだが、その告白までには段階が踏まれているのである。

また、二郎は、その前の晩の食事にあたって気分が悪く、さらに「段々高くなる太陽が容赦なく具合の悪い頭を照らし」ていたため、一郎に「丸で酔つ払ひの様」と評されるほどふらつきな

がら、一郎の後をついて行く (132-33)。『ハムレット』の亡霊登場場面では、上演時に、ハムレットを演ずる俳優が息を切らせながら亡霊についていくことが多い。たとえば、漱石の留学した時期に名優と言われていたヘンリー・アーヴィングは、この場面でハムレットが亡霊に誘われて城壁から別の場所に連れていかれるという演出をおそらく初めておこなった俳優であり、1874年の上演記録によれば、アーヴィングは亡霊と2人きりで登場する場面で、恐怖にかられ、呪縛によって意志に反してひっぱられているかのように、体をかがめながら進んだという (Hapgood 135, l.v.0n)。具合の悪い二郎を顧みずに一郎が歩みを進めていく様子は、『ハムレット』の亡霊登場の場面を思わせるものであったと言える。

2-2. 疑いとスパイ行為

『行人』第3章「帰ってから」は主に帰宅後の長野家の室内で話が進むが、この部分は、『ハムレット』の第2幕から第3幕の、城の中での出来事に対応している。そのうち、特に、登場人物同士が互いに疑い合い、行動を解釈しあい、ときにはスパイ行為も働くというところが、『ハムレット』を思わせる。

まず、『行人』では、一郎が二郎と直の関係を疑い、二郎ら家族の欺瞞を憎んでいることが明かされる。これは、狂気を装いながら、クローディアスのしっぽをつかもうとすると同時に、クローディアス、オフィーリア、ガートルード、ポローニアスの欺瞞を暴き、彼らを退けるハムレットの行動に対応している。

一方、クローディアス、ポローニアス、ローゼンクランツとギルデンスターンは、ハムレットの狂気の原因や、本当に狂気であるのか、狂気でないとしたら何を心に秘めているのかを探る。このような探り合いが、『行人』の中には頻繁に見られる。まず、一郎と直の冷ややかな関係を二郎と母が心配する。次に、一郎の頼みを聞いた二郎が、一郎が二郎と直の肉体関係を疑っているのではないかと疑心暗鬼にかられたり、一郎の狂気を疑ったりする。また、一郎以外の人物の多くが一郎のことを陰で心配し、互いにそのことを話し合う。

『ハムレット』ではハムレットと他の登場人物が対立し、探り合っていたのだが、『行人』では探り合いは一郎とその他の人物の間にとどまらない。二郎と直の関係や、直に対する二郎の気持ちを、二郎の母や友人が突然指摘したり、心配したりする。二郎は、自分を探るように見る母の視線を感じる。また、二郎が直の内面を探ろうとする過程は、この小説の主要な流れのひとつである。

また、『ハムレット』では、スパイ行為が頻出する。クローディアスを初めとする敵方の男性達は、オフィーリアをハムレットと語らせて立ち聞きしたり、ローゼンクランツとギルデンスターンをスパイとして送り込んだりする。また、母親のガートルードも、善意からではあるが、スパイ行為に加担する。『行人』でも、そのようなスパイ行為に類することが行われる。たとえば、二郎は、

一郎がお手伝いのお貞さんと呼ばつけて約三十分何か話した後、「彼女が兄と会見を終つて、自分達の室の横を通る時、其足音を聞き付けて、用あり氣に不意と」廊下に出て、お貞さんの様子を伺おうとする(300-301)。また、二郎は、一郎の親友のHさんに、自分が頼んだとは言わずに一郎を旅行に連れ出してもらい、その間の一郎について気付いたことを手紙に書いて送ってくれと頼む。

2-3. オフィーリアのイメージと一郎・ハムレットの結婚観・女性観

この小説の第1章で話の出た狂女は、精神病にかかってから三沢を慕うしぐさを見せるようになった。一郎は、小説に登場した当初、夫のあるその狂女が狂ったために、かねてから秘めていた三沢への恋心を素直に表現するようになったのではないかと解釈を二郎に語る。このとき一郎は、自分の妻の直の心中を推し量りかね、二郎を想っているのではないかと疑っている。そして、この狂女と自分の妻の直を、夫以外の男性への恋という点で重ね合わせて、「噫々女も氣狂にして見なくつちや、本体は到底解らないのかな」と嘆息するのである(120)。この狂女は、第4章「塵労」では、オフィーリアと結び付けられる。三沢が、「黒い大きな眼」をしたこの狂女をモデルに描いた絵を見て(346)、二郎は「可憐なオフヒリヤを連想」するのである(347)。つまり、一郎は、直と狂女を関連づけ、対比したことにより、間接的に直とオフィーリアを結びつけたことになる。

さらに、一郎は、小説の最後になると、結婚が女を悪くするという思想にたどりつく。一郎は二郎の前で、お貞さんに、結婚がそんなに楽しいものではないことを説く。さらに、最後に、一郎はHさんに、「何んな人の所へ行かうと、嫁に行けば、女は夫のために邪になるのだ。さういふ僕が既に僕の妻を何の位悪くしたか分らない」と告げる(445)。「結婚が女を悪くする」というのは、ハムレットの考えでもある。いわゆる尼寺の場でハムレットはオフィーリアに「尼寺に行け(Get thee to a nunnery)」(III.i.122)と何度も言い、一生結婚しないことを勧めている。この言葉に対して、漱石は「此句無量ノ感慨ナリ 此句ヲ繰り返す所尤も姿致アリ」と書き込んでいる(第27巻349)。また、ハムレットは、同じ場で自分の欠点をあげつらい、それを男性一般に押し広げて「俺たちのことは誰も信じるな(believe none of us)」(III.i.132)と言う。漱石はこの前後のハムレットの台詞に対して「H. 己れ自身に愛想ヲつかして居る」と書き込みをしている(第27巻349)。一郎は、自分の妻直を悪くしたのは自分自身のせいだと自分を責めつつ、女を墮落させないためには結婚しないことしか方法がないと結論を出す。このような一郎は、漱石の受け止めたハムレットの姿に似ている。

2-4. 旅と悟り

『行人』第4章「塵労」の後半は、一郎の親友Hさんの手紙で占められており、一郎とHさんの旅は、ハムレットのイングランドへの船旅と、それによるハムレットの変化を思わせる。

ハムレットは、劇の上演によってクローディアスの罪を確信した後、母親ガートルードがクローディアスと結婚したことを責めている間に、立ち聞きしていたポローニアスをクローディアスと間違えて刺し殺してしまう。激しい興奮に満ちた場面の後、ハムレットはイングランドに送られるということで一時舞台から姿を消し、再び現れたときには、その心理状態は一転して悟りに似たものとなっている。ハムレットは、ホレイショーと共に墓地に赴き、アレクサンダーの塵や道化ヨリックのされこうべを種に、諦念に満ちた心境を示す。この場面に漱石は思い入れがあったらしく、『ハムレット』の第 5 幕第 1 場の墓堀りの場にちなんだ詠んだ「骸骨を叩いて見たる董かな」という句が残されている (第 16 巻 24)¹⁴。

小林が指摘するとおり、一郎は第 5 幕のハムレットのような平静な悟りの境地を求め、H さんにそのことを訴えるのだが、最後までその心境にいたることができず、その点が、ハムレットとの大きな違いとなっている (64-67)。平安を得たいのに得られない一郎の苦悩が、H さんの手紙で綿々と綴られたまま、この小説は終わるのである。

2-5. 死と眠り

一郎は人間の死後について研究に興味をもっていろいろと調べたが、そのどれも不満足だと H さんに述べたことになっている (352)。これは、ハムレットが、有名な「生きるべきか、死ぬべきか、それが問題だ (To be, or not to be: that is the question)」(III.i.56) で始まる独白で、人間の死後について思いめぐらせていることを思わせる。ハムレットのこの独白では、死後の世界が、眠りのイメージと結びつけられている。ハムレットは、死を、苦しみを終わらせてくれる望ましい眠りと同じものだと考えた後 (「死ぬ、眠る、それだけだ (To die, -to sleep, -/No more)」(III.i.60-61))、眠りには夢が伴うということを思いつき、「死の眠りの中で、どんな夢を見るか (in that sleep of death what dreams may come)」(III.i.66) を恐れるのである。

ハムレットの独白でのそのような眠りと死のイメージの結びつきは、『行人』にも存在する。小説は、一郎が眠る場面を見つめている H さんの言葉で終わるが、そこで、眠りは死のイメージと結び付けられているのである。「兄さんが此眠から永久覚めなかつたら嘸幸福だらうといふ気が何処かでします。同時にもし此眠から永久覚めなかつたら嘸悲しいだらうといふ気も何処かでします。」(448) という H さんのこの言葉では、一郎の眠りと死のイメージが結び付けられ、悩みから永遠に解放される一郎の安らぎのイメージが、親友を失う H さんの悲しさと共に、想像という形で描き出されている。この H さんのまなざしと言葉は、劇の最後の場面でハムレットが死んだ後に、ハムレットを見つめるホレイショーのまなざしと、ホレイショーの「おやすみなさい、優しい王子様／群がる天使の歌で安らかに眠りにつかれますよう！ (Good night, sweet prince, / And flights of angels sing thee to thy rest!）」(V.ii.370-71) という言葉を思わせる。『ハムレット』

の有名な独白と最後の場面に登場する死と眠りの結びつきと、最後の場面における親友の悲しみをたたえたまなざしのイメージが『行人』にも登場し、この小説の印象的な幕切れの言葉として結実しているのである。

以上、『行人』に『ハムレット』の5つの要素が展開されていることを示した。この5つの要素は、おおむね劇での登場の通りに小説でも登場する。『ハムレット』に見られるモチーフは、『行人』の全体にわたって影響を与えていると言える。

3. 主人公以外の男性登場人物の類似点

小林は、二郎とクローディアスとを対応させて論じている(62-64)。しかし、小説と戯曲の男性登場人物の対応関係は、それにとどまらない。『行人』では、複数の男性登場人物が、『ハムレット』の複数の男性登場人物に対応しているのである。具体的には、クローディアスが主に語り手の二郎に対応し、ポローニウスは兄弟の父親および二郎に対応している。また、二郎とHさんは、ローゼンクランツとギルデンスターンやホレイシヨアの要素を兼ね備えている。以降、この順番で論ずる。

3-1. クローディアス-二郎

クローディアスと二郎は対応している。この対応には2つの側面があり、1つはハムレットを一郎に見た場合のハムレットとクローディアスの関係との対応、もう1つは、ハムレットの親世代の三角関係との対応である。

1つめの対応は、一郎と二郎が互いに抱く疑惑と、クローディアスとハムレットが互いに抱く疑惑との対応関係である。一郎は、自分の妻の直と弟の二郎との間に恋愛関係があるのではないかと疑っている。そして、一郎の二郎への疑いがしだいにつのるにつれ、二郎が一郎の自分への心情を疑い、最後には二郎が一郎の友人のHさんをスパイとして使って探りを入れるというこの経過は、小林が指摘するとおり、ハムレットがクローディアスの兄殺しを疑って探りをいれ、次第にクローディアスがハムレットの意図を疑い、逆にローゼンクランツとギルデンスターンを使って探りを入れるようになるという『ハムレット』の筋の進行に対応している(62-64)。

一方、一郎、二郎、直という3人の関係は、ハムレットの親の世代のハムレットの父、クローディアス、ガートルードという3人の関係に対応している。ハムレットの父は、弟のクローディアスに殺された後に、妻であるガートルードをクローディアスに奪われ、死後に亡霊となって息子に復讐を迫る。この意味でも、クローディアスの立場にあるのは、直との関係を疑われている弟の二郎ということになる。

二郎は、二重の意味でクローディアスに重ね合わせることができるのである。

3-2. ポローニウス兄弟の父親と二郎

次はポローニウスである。漱石のアーデン版『ハムレット』への書き込みの中で、ポローニウスの性格の批判や、ポローニウスとハムレットのやりとりに関する書き込みはかなりの分量を占めている。たとえば、ハムレットとの付き合いについてオフィーリアに注意するポローニウスの言葉について「彼自身はスレカラシノ大将ナリ、イヤナ奴ナリ」、「Pol. ハ学問モナク見識モナク只現世界ノ游泳術ヲ年功デ覺エタル卑俗ノ輩ナリ。人ヲ見レバ泥棒ト思ヘ油断スルナ。ト云フコトヲ確信スル下等ナル智慧ノミ発達セル馬鹿者ナリ」などと書き込んでおり、そこからはポローニウスに対する漱石の強い軽蔑と反感が伺える（第 27 巻 342）。また、金子は、漱石の講義を聞いて、日記に「冷たい哲學的推理と熱火にもゆる感情の岐路に立つ叡知の青年ハムレットが、人生の凡ゆる常識道を踏んで来た老人ポロニアスの、その老獪な人生觀に對立して、如何なる程度迄對抗し得るかが大きな問題である」と書いている（147-48）。漱石は講義でもハムレットとポローニアスの対比を強調したのであろう。そして、漱石の心に、ポローニアスの否定的な印象とハムレットとの対比は刻み込まれていたと考えられる。

ハムレットとポローニウスの対比は、『行人』の中で、一郎と父、そして、一郎と二郎の対比として描かれる。この対比は小説全体を通して展開されるが、もっともそれが際立つのは、盲目の女性のエピソードの後、一郎と二郎が話し合う場面においてである。このエピソードでは、父の軽薄さと虚偽が伺える。一郎は、そのような父を「おつちよこちよい」、「上滑りの御上手もの」と評した後、「二郎お前も矢つ張りお父さん流だよ。少しも摯実の氣質がない」と評する（262-63）。二郎はそう評されても、なおも嫂についての一郎の考えは「幻」であり「客観的には何処にも存在してゐない」と兄を言いくるめようとするが、一郎は「お前はお父さんの子だけあつて、世渡りは己より旨いかも知れないが、士人の交はりはお出来ない男だ」と二郎に厳しい言葉をぶつけ、驚いた二郎は何も言えずに部屋を出ていく（266-67）。

一郎にとって、二郎はポローニウス的な軽薄な男であり、実際、二郎も、そして、二郎が兄を言いくるめようとしているのを読んで来た読者も、その言に頷かざるを得ない。この場面は、ハムレットをスパイし続け、ハムレットよりも一枚上手でいるつもりだったポローニウスが、ハムレットに最後に刺し殺される場面を思い起こさせる。漱石は、ガートルードとハムレットの話を立ち聞きしようという考えを王に説明する台詞に、「Pol ハイッデモ利口ブツテ機先ヲ制スル策ヲ講ジテ得々タリ然ルニ小計反ツテ身ノ仇ヲナス所妙」と書き込んでいる（第 27 巻 350）。また、殺したポローニウスへのハムレットの台詞「みじめで無分別ででしゃばりのばかものめ、これでさよならだ！（Thou wretched, rash, intruding fool, farewell!）」(III.iv.31) に対しては、「痛快」と書いて

いる（第 27 巻 351）。漱石のこの解釈が、『行人』で一郎が二郎をどなる場面に表現されている。

3-3. ローゼンクランツとギルデンスターン—二郎とHさん

次はローゼンクランツとギルデンスターンである。このふたりの友人は、ハムレットにとって、偽りの意図を隠し持ちながら親しげに近づいてくる人物であり、二郎とHさんに関わっている。

二郎は、一郎に対して正直かつ親身に話をするふりをしながら、かげで嫂や母親との心の通じ合いを持ち、一郎の様子を伺い、一郎を侮ってコントロールしようとする。そして、その侮りが極まったとき、突然、一郎にどなられる。これは、前述のようにポローニアスが殺される場面とも重なっているが、ハムレットがローゼンクランツに笛を吹かせて、吹けないというローゼンクランツに、自分なら笛のように自在に吹けるとでも思っているのかと怒りの言葉をぶつけるエピソードをも思わせる。

さらに、この偽りの友人というモチーフは、一郎が唯一信頼する親友であるHさんとのエピソードにも顔を出している。『行人』の後半、二郎は、自分の本当の目的を偽りつつHさんに一郎を旅に誘い出してもらい、その様子を逐一報告してくれるよう頼み、Hさんは、真心からではあるが、そのとおりに報告の手紙を書く。Hさんは、基本的にはホレイシヨウのように一郎がもっとも信用している人物であるが、そのHさんも、ハムレットのローゼンクランツとギルデンスターンが不誠実をハムレットに指摘されるのと似て、一郎に不誠実を指摘される。一郎は、Hさんが一郎の「お守」として一緒に旅行していることを、「左右いふ動機から出る君の言動は、誠を装ふ偽りに過ぎないと思ふ。朋友としての僕は君から離れる丈だ」というのである（407）。このとき、一郎は、自分を心配して旅行に誘ったということを理由にHさんに「偽り」を感じているのだが、Hさんは、実は一郎が感じ取っている以上の偽りの立場にたっている。まったくの善意からとはいえ、一郎には知らせずに二郎に手紙を書いているのだから、つまり、クローディアスの命令を受けてハムレットをスパイするローゼンクランツとギルデンスターンのような偽りの友人の立場にあるのである。

3-4. ホレイシヨウ—Hさんと二郎

Hさんの造形には、ホレイシヨウのイメージが影響を与えたと考えられる。Hさんの職業は一郎と同じ学者であり、一郎とは容姿も性格も正反対だからこそ気が合うとされる、悠然たる人物である。ハムレットのウィッテンベルク大学からの親友で「学者 (scholar)」(I.i.42) であり、「情熱の奴隷ではない男 (man/That is not passion's slave)」(III.ii.79-80) とハムレットが全幅の信頼を置くホレイシヨウと対応している。また、「Hさん」の「H」はホレイシヨウのイニシャルの「H」と対応しているとも解釈できる。実際、漱石は書き込みの中でハムレットだけでなくホレイシヨウの

ことも「H」と呼んでいたのである¹⁵。

しかし、ホレイショーはHさんだけに対応するのではない。ホレイショーの性質ではなく舞台上での役割に焦点をあてると、二郎もホレイショーの要素を合わせ持つと言える。ホレイショーは劇の語り手として設定されてはいないものの、数多くの場面に立ち会い、ハムレットの出てこない場面に登場することも多い。ハムレットよりも前にハムレットの父親の亡霊を目撃し、オフィーリアの狂気の場面にも、劇中劇でクローディアスの内心が暴露されたときにも舞台上にいるし、さらに、オフィーリアの墓の前でのハムレットの詠嘆も聞き、ハムレットの死にも立ち会う。この、立ち会い役は、『行人』では最初は語り手の二郎が担い、第4章のHさんからの長文の手紙が始まると、語り手はHさんに引き継がれ、そのまま小説が終わるといえる。

また、石原千秋によれば、『行人』は、すべての事件が終わった後の二郎の手記という体裁をとっており、手記を書いている現在の二郎を想起させる記述が十数か所あるため、小説全体が円環構造をとっているという(205-206)。¹⁶『行人』全体が二郎によって「書かれた」ものかどうかは明確ではないが、少なくとも、この小説の出来事が終わった後に二郎が回想した内容を語っているようには読める。それに対して、『ハムレット』も、それに類似した円環構造を持っていると考えることもできる。ハムレットが、死の直前に、自分の後を追うために自殺しようとするホレイショーに向かって、自分の汚名をそそぐために生きて語ってくれと頼む台詞がある。このため、『ハムレット』全体をホレイショーの語った物語と考えることもできるのである。この点でも、二郎は、語り手としてホレイショーの役割を担っていると言える。

ただし、これまで明らかにしてきたように、二郎は、ホレイショーのような一郎の真実の友ではない。二郎の語りによって、一郎は、常に敵の立場にある人物の視点から子どもっぽさ、偏執的な言動を描写されるため、読者と一郎の間には、ハムレットと観客の間にはなかった距離ができていく。小林は、『行人』のその部分を、ハムレットの独白のないクローディアスの視点から語られた『ハムレット』であるとし、Hさんの手紙の部分ではHさんが一郎を尊重する語り手として一郎の様子を読者に伝え、正しく指摘している(64)。

付け加えて言えば、二郎が語り手である間、読者が完全に二郎の視点に寄り添っているかと言うと、それも違う。たとえば志賀直哉の『クローディアスの日記』のクローディアスとは異なり、二郎は、語り手として信頼できない登場人物である¹⁶。まず、二郎の言ったことや行動は書かれているが、その動機や心の動きが書かれていないことが多い。また、二郎が自分自身のことを正しく判断できているかも定かではない。たとえば、二郎が気づかないところで、二郎のまわりの人物達は二郎と直との関係を危ぶんでおり、二郎が母親や友人の三沢から突然そのことを指摘され驚く場面が何度もある。また、一郎による二郎の軽薄さの指摘も的を射ており、二郎の油断と侮りが一郎によって鋭く粉碎されるという場面もある。漱石が、二郎にハムレットの敵方の登場人物の

持つ偽善的な性質を与えたことが、二郎の語りの信頼性を落とすひとつの原因となっている。

つまり、Hさんと二郎の持つホレイショー的な要素は以下になる。まず、Hさんは、ホレイショーの性質と、ハムレットの真実の友としてハムレットの内心を聞き結果として観客にハムレットの内心を伝える役割を受け継いでいる。一方、二郎は、ハムレットのいない場面にも登場し、劇の出来事が終わった後に真実を語るという、小説の語り手に似たホレイショーの役割のみを受け継いでいる。このとき、二郎がハムレットの敵方の人物の役割や性質も同時に持たされているために、二郎の語りにより一郎と読者の間に距離ができるのと同時に、二郎は読者にとって信頼できない語り手となっているのである。

以上のように、『行人』では、主人公の家族や友人が、ハムレットが敵対するクローディアス、ポローニウス、ローゼンクランツとギルデンスターン、そして、ハムレットの親友ホレイショーの要素を持っている。『行人』の登場人物を中心にこの対応関係を整理すると、兄弟の父親はポローニアスの要素を持ち、Hさんはホレイショーとローゼンクランツおよびギルデンスターンの要素を持ち、二郎は、クローディアス、ポローニウス、ローゼンクランツとギルデンスターン、ホレイショーの要素を持っている。二郎は、ハムレットの敵方の性質を持ちながら語り手であるという特別な立場にあり、そのことはこの小説の語りの構造に影響を与えている。

III 結論

これまで、漱石が『ハムレット』に抱いていた思い入れと複雑な感情を指摘した上で、『ハムレット』と『行人』のさまざまな類似点を、漱石の『ハムレット』のテキストへの書き込み、『ハムレット』を論じた断片、漱石の『ハムレット』講義を聞いた学生による記録から引用して照らし合わせながら明らかにしてきた。一郎は、漱石が思い描いていたハムレットに似た性格、容姿、頭脳、言葉遣いを備えている。そして、漱石が強調したハムレットのまわりの人間への疑いと孤立が、一郎の特徴となっている。また、『行人』の第2章で一郎が疑いを二郎に告白する場面から、小説の最後に一郎がハムレットのように親友に見守られながら眠る描写まで、結婚が女を悪くするという思想、スパイ行為、死と眠りの結びつきなど、『行人』には、『ハムレット』に見られるモチーフが頻出する。ハムレット以外の男性達、すなわちクローディアス、ローゼンクランツとギルデンスターン、ポローニウス、ホレイショーと対応する人物達も『行人』にはみられる。『行人』は、漱石が意識していたかどうかにはかわからず、『ハムレット』から大きな影響を受けており、その影響の受け方は漱石の『ハムレット』観を反映していると言える。

漱石の『ハムレット』観の反映のうち、もっとも大きなものは、『ハムレット』の登場人物に対

する漱石の特徴的な考え方であろう。漱石は、『ハムレット』の主人公ハムレットを子供っぽいと断じつつも、彼に自分自身を重ね合わせるかのような思い入れを持ち、ハムレットの他者への疑惑に共感していた。一方、ハムレットの敵方の男性達のことは、ポーロニアスを筆頭として、漱石が特に嫌った偽善という性質を持つ人物として否定していた。そのことが、『行人』の一郎と二郎の造形と、小説の中での役割に影響を与えているのではないか。つまり、一郎は、二郎の非共感的な視点から描写されつつも、最後には、その他者の偽りへの疑惑の苦悩が存分に表現されている。一方、二郎は、第 1 章から第 4 章の途中まで一人称の登場人物として小説全体の語り手の役割を果たすにもかかわらず、漱石の嫌ったハムレットの敵である様々な登場人物の性質を持たされ、読者から距離のある人物となっているのである。

注

- 1 『ハムレット』はこれまで『行人』のソースとしては挙げられていないようである。河村民部によれば、『行人』のソースとして言及されてきた作品には『行人』本文中に直接的な言及のあるダンテ『神曲』のパオロとフランチェスカの物語とメレディスの書簡のほか、モーパッサンの短編小説「モデル」があり、河村自身はセルバンテス『ドンキホーテ』の挿話「とてつもない物好きの小説」を新たな候補として挙げている。これらはいずれも二郎と直の関係に対する一郎の疑いと貞節試しに関わるソースであり、本稿で扱う一郎の性格と苦悩および小説全体の構造へのシェイクスピアの影響の問題とはあまり関連性がない。
『行人』とシェイクスピア作品を関連付けた論は、『オセロー』のイアーゴとデズデモーナ、『マクベス』の眠り、『リア王』の狂気と関連付けて論じたものなど、四大悲劇との類似性を論じられているものがいくつか存在するが、いずれも、直接的な類似点を探るというよりは、シェイクスピアの四大悲劇にみられる狂気、死、眠り、嫉妬などの大きなテーマとの関連が論じられている。小谷野 敦『『オセロー』と『行人』の「出遭い」』および「近代日本というマクベス」、折本素「リアの狂気：シェイクスピア悲劇の本質」を参照のこと。
- 2 英文学者としての漱石については、亀井俊介『英文学者 夏目漱石』に詳しい。
- 3 『漱石全集』第 22 巻 394 ページ。以降、『漱石全集』を引用するときは、巻数とページ数のみを本文中に記載する。ただし『行人』本文からの引用は、『漱石全集』第 8 巻から行い、巻数を示さない。また、原則として引用文中のルビは削除している。
- 4 『虞美人草』への『アントニーとクレオパトラ』の影響については野谷 (71-140) と水崎が、『ハムレット』のオフィーリアの絵と『草枕』の関係については仁木、野谷、浜田が論じている。
- 5 漱石の文章を見るかぎりでは、アーデン版シェイクスピアをクレイグが編集したようにも受け取れるが、実際はダウデンが編集している。ただし、ダウデンによる序文の最後に、クレイグ

への謝辞があり、クレイグが間接的にかかわっていることが示されている。

- 6 このことは、詳しい講義の記録が残っている『オセロー』評釈を読むとわかる。
- 7 以下、『ハムレット』本文からの引用は、1899年出版の *The Tragedy of Hamlet* から行う。翻訳は拙訳による。
- 8 たとえば、第27巻339-40。
- 9 たとえば、Coleridge 158-64を参照のこと。
- 10 たとえば、河合祥一郎は、シェイクスピアが描いたハムレットは太っていたと主張し、やせたハムレット像がロマン主義批評以降に定着した経緯を説明している(212-17)。
- 11 ただし、漱石はそれぞれ “more than kin and less than kind”, “No, my lord, I’m too much in the sun” と表記している(第19巻140-41)。
- 12 「何処かに破目の入った鐘の音として、変に響く」は、「尼寺の場」の最後、ハムレットがオフィーリアを罵倒して去った後のオフィーリアの嘆きの言葉「調子が狂って耳障りな鐘のように (Like sweet bells jangled out of tune, and harsh) (III.i.166)」を思わせる。「尼寺の場」のハムレットは、クローディアスとポローニアスが立ち聞きをしている中で、オフィーリアと対峙する。そのとき、ハムレットの狂気が、「ふり」なのかそうでないのかが観客の目にも謎と感じられる。
- 13 小林潤司もこの台詞を引用してローゼンクランツとギルデンスターンとの会話におけるハムレットの言葉と対比させている(61)。
- 14 仁木久恵『漱石の留学とハムレット』第5章では、この俳句について詳しく論じられている。
- 15 ホレイションをHと呼んでいるのは第27巻339ページの1か所である。
- 16 「クローディアスの日記」は1912年9月に『白樺』に発表され、その年の暮れに、『行人』の連載がはじまった。ただし、漱石がこの作品を初めて読んだのは、第3章「帰ってから」を書いた後、病気で休載していた間である可能性が高く、『行人』が「クローディアスの日記」から影響を受けた可能性は高い。漱石はこの時期に読んで感銘を受けた作品として、「クローディアスの日記」を含む複数の作品を集めた志賀直哉の第一作品集『留女』を1913年7月の『時事新報』のアンケートで挙げているのである(第25巻466)。

参考文献

- Coleridge, Samuel Taylor. *Lectures and Notes on Shakespeare and Other English Poets*. Ed. T. Ashe. London: George Bell, 1890. Google ブックス. Web. 24. Feb. 2015.
- Hapgood, Robert, ed. *Hamlet*. By William Shakespeare. Cambridge: Cambridge UP, 1999. Print.
- Kobayashi, Junji. “Hamlet and *The Wayfarer*.” (小林潤司「『ハムレット』と『行人』」) 鹿児島国際大学国際文化学部『国際文化学部論集』第2巻第4号、2002年3月、59-68. Print.

Shakespeare, William. *The Tragedy of Hamlet. The Works of Shakespeare.* (The Arden Shakespeare).

Ed. Edward Dowden. London: Methuen, 1899. Google ブックス. Web. 25. Oct. 2013.

石原千秋『漱石と三人の読者』講談社、2004年。Print.

小野 昌『坪内逍遙とシェイクスピア帝劇『ハムレット』をめぐって』安西徹雄編『日本のシェイクスピア—00年』荒竹出版、1989年。Print.

折本素「リアの狂気：シェイクスピア悲劇の本質——『行人』を起点として」『愛媛大学法文学部論集 人文学科編』vol.8、2000年2月、213-35。愛媛大学図書館、愛媛地区共同リポジトリ。Web. 2013年9月9日。

金子健二『人間漱石』いちろ社、1948年。Print.

亀井俊介『英文学者 夏目漱石』松柏社、2011年。Print.

河合祥一郎『ハムレットは太っていた！』白水社、2001年。Print.

河村 民部「漱石『行人』のソースをめぐって」『漱石を比較文学的に読む』近代文芸社、2000年、73-121。Print.

小谷野 敦「『オセロウ』と『行人』の“出遭い”——女性の問題に即しての相互解釈」日本比較文学会『比較文学』第32巻、1989年、21-34。Print.

——「近代日本というマクベス」東京大学比較文学・文化研究会『比較文学・文化論集』8号、1991年6月、61-73。東京大学機関リポジトリ。Web. 2013年9月9日。

夏目金之助『漱石全集』岩波書店

——第8巻（行人）1994年。Print.

——第12巻（小品）1994年。Print.

——第16巻（評論ほか）1995年。Print.

——第19巻（日記・断片 上）1995年。Print.

——第20巻（日記・断片 下）1996年。Print.

——第22巻（書簡 上）1996年。Print.

——第25巻（別冊 上）1996年。Print.

——第27巻（別冊 下）1997年。Print.

仁木久恵『漱石の留学とハムレット——比較文学の視点から』リーベル出版、2001年。Print.

野谷士、玉木意志太『漱石のシェイクスピア——付 漱石の『オセロ』評釈』朝日出版社、1974年。Print.

浜田志保子「漱石の「オフィーリア」・逆転の構図——『行人』・悲哀、狂、漾のテーマ」常葉学園浜松大学『経営情報学部論集』第7巻第1号、1994年10月、171-80。Print.

水崎野里子「夏目漱石とシェイクスピア——『虞美人草』の問題点」『日本近代文学とシェイクス

『行人』の中の『ハムレット』——漱石の『ハムレット』解釈の影響

ピア』日本図書センター、2003年、22-37。Print.

(常磐大学 国際学部 助教)

研究論文

1940 年代国民党による新疆統治の論理－呉忠信と張治中を中心に

木 下 恵 二

Considering the Chinese Nationalist Party's Logic in Governing Xinjiang in the 1940s

Abstract

The Chinese Nationalist Party began to govern Xinjiang directly in October, 1944. This article clarifies the Chinese Nationalist Party's logic in governing Xinjiang by examining the discourses of Wu Zhong-xin and Zhang Zhi-zhong, the governors of Xinjiang. Wu took the position that it was possible as well as desirable to “naturally” assimilate ethnic groups in Xinjiang into Han, while Zhang aimed to integrate them into China by granting political equality to every main ethnic group in China. This article concludes that the Chinese Nationalist Party governed Xinjiang under these two struggling logics.

問題の所在

1942 年、ソ連に依存しつつ新疆を統治していた盛世才が国民党に帰順した。これによって国民政府は、中華民国の中央政府として初めて、新疆に実質的な主権を回復する機会を得た。そして 1944 年 10 月、中央政府から派遣された呉忠信の新疆省主席就任によって、辛亥革命後初めて中央政府による直接統治が実現した。国民党、国民政府は、清帝国時期には帝国の周縁であった新疆を、中華民国の中でいかに位置づけ、いかに統治しようとしたのだろうか¹。

国民党のネイション論について、多くの論者は種族主義と漢族中心の同化主義を特徴として指摘するとともに、ネイション²の範囲が清朝の領土をもとに決定されていると論じ

-
- 1 新疆が清帝国の周縁であったということは、単に地理的に辺境地帯に位置するというにとどまらない。住民の多くが信仰するイスラムに対しては一定の保護を与えたものの、皇帝自身が帰依したわけでも、新疆地域に存在した王権を継承したわけでもなく、新疆はあくまでも征服地域であった。その意味でも新疆は清帝国の周縁であった。
 - 2 本稿では A・D・スミスの議論に依拠し、ネイションをエスニックな要素と、政治的理念の共有に基づいた権利と義務の平等性、すなわち市民的要素の並存するものとする。日本語でネイションの訳語とされる「民族」、「国民」はこの二つの要素の一方を強調するものであるが、本来は「ネイション」という一つの概念である。それゆえ本稿では「ネイション」という語をそのまま用いる。アントニー・D・スミス『ネイショ

る³。ジョセフ・W・エシェリックは中国のネーション論を「大中華主義」と呼び、それが安全保障を動機とする現実主義的で道具主義的なものであるとする⁴。つまり清帝国の領域を自国の領土として継承することが最優先課題であり、その手段として領土内に住むすべての人々を一つのネーションとしようとしているのであるという。そうであれば、領土保全に有利か不利かによって種族主義や同化主義といった特徴は変わりうると考えられる。

毛里和子は第二次世界大戦の終了後、国民政府の辺境政策が国際状況の影響を受けて本質的に転換したと論じる⁵。毛里はその内容を、それまで「宗族」と呼んで否定していた民族マイノリティの存在を承認し、チベットと外モンゴルには「高度自治」ないしは独立を認め、それ以外の民族に対しては「自治」を認めたと整理している。それとともに、新疆については、国民政府の「新辺境政策」は机上の議論に終わり、実施されることなく終わったとしている。

国民政府の政策変化は状況に応じて段階的に進んだ。1945年5月国民党第6回全国代表大会「国民党政綱」は、民族マイノリティの存在とチベット、外モンゴルの高度自治を承認した⁶。8月24日蒋介石は国防最高会議・国民党中央執行委員会連席会議での演説で、外モンゴルの独立承認と、チベットの高度自治と将来の独立への援助を表明した⁷。1946年3月国民党第6期2中全会「辺境問題についての決議」は内モンゴルや新疆の「自治」を承認した⁸。このうち独立容認についてはソ連との交渉で外モンゴルの独立を認めざるをえなくなったことが背景にある⁹。このような変化はそれまで実質的には辺境を統治する力を持たなかった国民政府が、抗日戦争勝利を受けて、現実的課題として辺境の主権回復と辺境統治に取り組み始めたことを反映している¹⁰。

ンとエスニシティ 歴史社会学的考察』(巢山靖司・高城和義ほか訳)、名古屋大学出版会、1999年。

- 3 毛里和子『周縁からの中国 民族問題と国家』、東京大学出版会、1998年、17、23、24頁。齊藤道彦「中国近代と大中華主義—清末から中華民国—」、中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学出版部、1999年、279、287頁。松本ますみ『中国民族政策の研究—清末から1945年までの「民族論」を中心に—』、多賀出版、1999年、154、155頁。李国棟『民国時期的民族問題與民国政府的民族政策研究』、民族出版社、北京、2007年、296頁。李国棟は最終的には国民政府の階級的性格に民族政策の限界を認めるものの、「民国政府の民族政策と中国歴代王朝の民族政策との顕著な違いは各民族の平等な地位を承認したことである。民国政府は口頭で民族平等を宣伝しただけではなく、政治、経済、文化面で積極的な措置を定め、民族平等の実現を促進しようとした」(295頁)と国民政府の民族政策の肯定的な側面を強調している点に新しさがある。
- 4 Esherick, Joseph W. "How the Qing Became China", In Esherick, Joseph W., Kayali, Hasan and Young, Eric Van (eds.) *Empire to Nation : Historical Perspective on the Making of the Modern World*, Rowman & Littlefield Publishers: Lanham, Md., 2006, p.247.
- 5 毛里和子、前掲書、24～27頁。
- 6 「第六次全国代表大会通過之本党政綱政策案」、中国国民党中央委員会党史委員会編『革命文獻』第70輯、中央文物供應社、台北、1976年、394、395頁。
- 7 蒋介石8月24日演説の全文は周琇環編輯『蔣中正總統檔案事略稿本』第62巻、国史館、台北、2011年、314～331頁。
- 8 「對於边疆問題報告之決議案」、中国国民党中央委員会党史委員会編『革命文獻』第80輯、台北、中央文物供應社、1979年、417、418頁。
- 9 蒋介石が外モンゴル独立容認の演説をした1945年8月24日に、中国は「中ソ友好同盟条約」を批准した。
- 10 Lin Hsiao-ting は、第二次世界大戦終結前の国民党の辺境民族政策が、その強硬な主権の主張に比して、現実主義的で機会主義的なものであった、と論じている。第二次世界大戦終結後、辺境の保全は中国共産党

本稿が対象とする時期は国民政府がこのように辺境民族政策を変化させていった時期である。これまでこの時期以前の国民党のネーション論に関心が集中することによって、この時期の国民政府の個別地域の辺境民族政策とそれを支える論理に十分な評価がおこなわれてこなかった。この時期に相次いで新疆省主席となった呉忠信と張治中両者の新疆住民に対する見方や統治の論理には、国民政府の辺境政策の変化に対応するような相違がみられる。それとともに辺境民族統治をめぐる主要な論点をその中に見出すことができる。本稿の目的は、新疆の施政に直接携わった両者の統治論理を検討し、それによって国民党の新疆政策が種族的同化主義に還元しきれない内容をもっていたことと、近代中国が辺境民族統治を行う上で抱えている論点について明らかにすることである¹¹。

本稿の分析を進めるうえで、中央による周縁統合の近代モデルとして三つの理念型を独自に設定する。第 1 は「植民地モデル」である。このモデルでは、中心から一定数の人間集団を移住させるか、あるいは現地のある人間集団を選定して、彼らに特権を享受させる政治社会秩序を形成し、派遣した行政官と上位集団を通じて統治する。民族的、人種的優劣意識に基づく差異化が秩序の基礎にある。中心による経済的あるいは人的資源の収奪を目的とする。第 2 は「市民モデル」である。このモデルでは周縁の人々を権利と義務を有する個人の集合である市民として統治する。主流文化への一定の同化を前提としたうえで、個人の平等、政治への参加、エスニック性の公的領域での無視を特徴とする。第 3 は「民族自決モデル」である。このモデルでは周縁各民族の民族的主体性を公的に承認したうえで、それらを連合体の一部として統治する。各民族の平等、民族自治、一定のルールによる民族間の連合を特徴とする。

これらの近代モデルとともに、1884 年省制施行以前の清帝国の新疆統治の特徴を既存の研究をもとに略述しておきたい。清帝国は限定的な行政官、軍隊を派遣の上、協力的な地元有力者を登用して統治した。宗教指導者は行政に関与させなかった。「官」（統治集団）と「民」（一般民衆）との区別が重要視され、「官」は民衆を大事にして治めるものであり、「民」は政治には参加せず、それぞれの生活に励むものとされた。各エスニック集団に対しては「一視同仁の平等」と相互隔離によって支配した。支配の名目、名誉、帝国の安全保障が統治の目的であった¹²。このような統治のあり方は、外来の行政官と限定された人間集団による統治という点で、近代モデルの「植民

への対処とともに国民党にとって重要な課題となった。Hsiao-ting Lin, *Tibet and nationalist China's frontier : intrigues and ethnopolitics, 1928-49*, UBC Press: Vancouver, 2006.

11 筆者はかつて 1940 年代の国民政府による新疆統治政策を保甲制による基層秩序の再編と連合政府下の選挙実施過程から論じた。本稿ではそのような政策の基底にある論理を分析の対象とする。拙稿「中国国民政府の新疆統治— 1942 ~ 47 年—」、『法学政治学論究』第 38 号、1998 年秋季号。

12 片岡一忠『清朝新疆統治研究』、雄山閣、1991 年。濱田正美「モゲール・ウルスから新疆へ— 東トルキスタンと明清王朝—」、『岩波講座 世界歴史 13 東アジア・東南アジア伝統社会の形成』、岩波書店、1998 年、110 ~ 114 頁。真田安「創設期清伯克制からみたカシュガリア・オアシス社会」護雅夫編『内陸アジア・西アジアの社会と文化』、山川出版、1983 年、437 ~ 458 頁。梁海峡『近代新疆南疆司法制度研究』、民族出版社、北京、2011 年。「一視同仁の平等」とは、超越的権力者がそれぞれのエスニック集団を平等に扱うという意味での平等を意味する。

地モデル」と似通っている。相違点としては、民族的、人種的優越意識が秩序の基礎となっていない点と、経済的、人的資源の収奪を目的としていない点が挙げられる。

現実には近代中国の新疆統治は三つの近代的モデルと、清帝国の統治に見られる要素が混在しながら展開された。これを前提として、吳忠信と張治中の統治論理についての分析から、1940年代の国民党新疆統治の論理がいかなるものであったのかを明らかにしたい。

第1章 『中国の命運』に見る種族主義の二つの政策的可能性

第二次世界大戦後、国民政府の辺境政策が変化したことは既に述べたが、それ以前の国民政府のネーション観を代表する文書とされているのが、1943年3月に蔣介石の名前で発表された『中国の命運』の中華民族論である¹³。その第1章「中華民族の成長と発展」では中国には「中華民族」のみが存在し、それ以外のエスニック集団はすべてその下位の「宗族」とであるとされる。本稿でとり上げる吳忠信は、1936年から44年まで蒙蔵委員会委員長を務め、辺境政策に携わる主要な責任者の一人であった。彼は新疆において各エスニック集団を「宗族」と呼び続けるなど、『中国の命運』に示されたネーション観の忠実な信奉者であった。それゆえ、彼の考え方を検討する前に、『中国の命運』に示されているネーション観について確認しておきたい。

『中国の命運』は国民党の種族主義の極まった表現として一般的に評価されている¹⁴。種族主義というとき、そこから想定される政策的方向性は以下の三つである。第1は、種族が異なると考える他者を排斥する。第2は種族が異なると考える他者を同じ種族とするために通婚などによって種族的に同化する。第3は全ての住民が同じ種族であると考えることによって一体性を根拠づけるとともに、同化にはあまりこだわらない¹⁵。

国民党は清帝国の領域を中華民国の領土として引き継ぎ保全しようとしており、その領域内に住む全てのエスニック集団を「中華民族」と規定することが『中国の命運』の趣旨であるから、第1の方向性はある。第2と第3の方向性について考えるうえで重要なのが、「融合論」と「同源論」である¹⁶。「融合論」とは「中華民族」がさまざまな「宗族」の融合によって形成されたとする考え方であり、「同源論」とはさまざまな「宗族」はそもそも同じ祖先から派生したものであるとする考え方である。なお、ここで言われているところの「融合」が漢文化への同化を意味していることは明確である。

13 蔣介石『中国の命運』、張其昀主編『先總統蔣公全集』第1冊、中国文化大学出版社、台北、1984年、126～128頁。

14 例えば、毛里和子、前掲書、80頁。

15 この点については、アルザス・ロレーヌ地方について、中本真生子が「アルザス人を『生まれながらに』ドイツ民族であるとするドイツよりも、『過去と未来を共有し、ともに生きる意志をもつ』がゆえにフランス人であるとするフランスのほうが、より強力な同化、フランス化をアルザスに対して行なった」と論じたことを想起してもらいたい。中本真生子『アルザスと国民国家』、晃洋書房、2008年、24、25頁。

16 婁貴品「陶希聖與《中国の命運》中の「中華民族」論述」、『二十一世紀双月刊』、香港、2012年6月号（総第131期）、65～74頁。

『中国の命運』の初版は明らかに「融合論」の傾向が強い¹⁷。「融合論」に基づくなら、融合したはずにもかかわらずそれに反する言動をとる「宗族」の存在は、国内に居住する人々がひとつの民族であるとする主張の根拠を失わせる。そのため融合を無理にでも推進しなければならなくなる。しかし婁貴品は、1944 年 1 月の『中国の命運』増訂版では、蔣介石の主導で「同源論」を強調する修正がなされたと論じている¹⁸。例えば、「民族成長の歴史について言えば、われわれ中華民族は多数の宗族が融合して形成されたものである」という初版と同様の文の後に、「この多数の宗族は、もとはひとつの種族、ひとつの大系の派系であり、…彼らはそれぞれその地理環境の差異によって、異なる文化を持つようになった。文化が異なるゆえに、族名もそれぞれに分かれた」という一節が付け加えられている¹⁹。その後に、再び「中華民族」への融合の歴史が語られる点は初版と変わらない。第 1 章の他の付け加えられた箇所も「同源論」の主張である。増訂版のほうがより蔣介石の考えを反映していると考えらるなら、「同源論」とその後の「再融合論」が蔣介石のネーション論だと言えるだろう。そうするとここには先述の第 2 と第 3 の政策的可能性がそのまま残されることになる。「同源論」が強調されれば、全ての「宗族」が中国内にとどまる限りにおいて、彼らの融合は不可欠な課題ではなくなる。「再融合」の面が強調されれば、そうならない「宗族」に対して融合推進が不可避となるのである。

第 2 章 吳忠信の統治論理

吳忠信 (1884 - 1959) は、字は礼卿、号は守堅、別号は恕庵、安徽省合肥出身である²⁰。孫文の革命運動に加わり、軍人として活動していた彼は、病によって 1922 年から 27 年まで療養生活を強いられた。その間に挙人の羅良鑑と知り合って中国の伝統的学問を学んだ。その後蔣介石からの要請に応じて、政治家として活動を再開した。革命運動で知り合った蔣介石とは、1922 年元旦に義兄弟の契りを結び、蔣介石の愛人であった姚冶誠と養子・緯国の面倒を見るなど、私的な面でも親しい間柄であった。1936 年から 44 年まで蒙蔵委員会委員長を務め、1940 年 2 月ラサで举行されたダライラマ 14 世の即位式に国民政府代表として参列するなど、国民政府の辺境民族政策の

17 『中国の命運』の中で、『詩経』の「文王の孫子、本支百世」を挙げ、同一血統の大小に枝分かれしたものが宗族であるという説明をしているところに「同源論」を見出す見方もあるが、そのすぐ後に婚姻によって結びついた例も挙げていることから、これを「同源論」と見るのには無理がある。

18 前掲、婁貴品「陶希聖與《中国之命運》中の「中華民族」論述」、65 ~ 74 頁。なお、初版は陶希聖の影響がより強かったとされている。

19 蔣中正『中国之命運』(増訂版)、正中書局、台北、1944 年、2 頁。波多野乾一訳『中国の命運』、日本評論社、1946 年はこの増訂版を底本としている。

20 吳忠信 (1884 - 1959) は江南将備学堂を卒業し、1906 年同盟会に参加。第二革命失敗後、孫文に従って日本へ亡命し、中華革命党に参加した。軍人として孫文の革命運動に尽力し、1921 年には桂林衛戍司令兼大本營憲兵司令に任命された。1922 年から 27 年まで、胃腸の病気で療養生活。27 年 3 月蔣介石の要請に応じ、江蘇省政府委員に就任。その後、安徽省政府主席、貴州省政府主席を歴任。1936 年から 44 年まで蒙蔵委員会委員長を務めた。丁劍『吳忠信傳』、人民出版社、北京、2009 年。

主要な担い手の一人であった。

吳忠信は1944年8月29日新疆省政府主席兼保安司令に任命され、10月4日ウルムチに赴任した。吳は前年の43年8月末に宋美齡らとともにウルムチを訪問し、盛世才と会談をもっていた。44年8月10日に盛世才は蔣介石に省主席辞職を願う電報を送った²¹。その翌日、盛はウルムチで国民党員大量逮捕事件を起こした。そのような混乱状況の中で、蔣介石は事件翌日の8月12日にはもう吳忠信に新疆省政府主席就任を打診している²²。これらの事実から、蔣介石の吳忠信への信頼のほどがうかがえる。しかし吳忠信が赴任してわずか1ヵ月程の1944年11月にはクルジャ事変が勃発し、新疆北部のイリ、タルバガタイ、アルタイの三区を失うとともに、ウルムチさえも危機的な状況に追い込まれることになった²³。その後吳は中央から派遣されてきた張治中とともに、45年10月から三区側との和平交渉に参加し、46年3月1日新疆を離れた。すでに問題は軍事問題と外交問題であり、自分にできることはないと自分から再三再四求めた離職であった²⁴。この1年半が彼が新疆統治に携わった期間であった。

吳忠信は自身の統治を次のように振り返っている。「命令に従い、天命に従い、軍事は失敗したが、政治に失敗はなかった。」²⁵ 彼がおこなったとする「政治」は、民衆の負担を軽減し、貧困を救済し、囚人を解放し、宗教を尊重するなど、民衆を苦しみから解放し、民心を安んじる政策であった²⁶。特に彼は宗教の問題が新疆を統治する上で最も重要であると考えており、「わたしは宗教を絶対に尊重する。単に消極的に干渉しない、邪魔しないというだけでなく積極的に提唱し、保護する」など繰り返し宗教の尊重について述べている²⁷。つまり彼は「善政」によって、そして特にイスラムの尊重によって当地住民の民心を得ようとし、そしてそれは成功したと考えていた。また確かに彼の周囲にいた非漢族の有力者の中には彼のそのような政策を受け入れる人々がいた²⁸。1944年11月

21 「増編(8)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-090300-00223-337、002000002477A、「増編(8)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-090300-00223-336、002000002477A。翌日の行動からも、盛世才の辞職願が本心からとは思えないが、すでに国民政府内やソ連、アメリカからの辞職圧力が相当強まっており、本人がそれを十分に意識していたことがこの辞職願からうかがえる。

22 吳忠信「吳忠信主新日記」1945年8月12日、甘肅省古籍文献整理編訳中心編『西北民俗文獻』第10巻、線装書局、蘭州、2006年、10頁。

23 クルジャ事変は、1944年11月にイリ区のクルジャで発生したテュルク系住民の武装蜂起であり、11月12日「東トルキスタン共和国」政府を樹立した。これが他の反乱勢力と合流しながらイリ、タルバガタイ、アルタイの三区に拡大した。中国では通常「三区革命」と呼ばれる。

24 吳忠信「吳忠信主新日記」1945年9月23日、前掲書第14巻、522、523頁、1946年2月10日、同上書第16巻、280頁。

25 吳忠信「吳忠信主新日記」1945年9月16日、同上書第14巻、472頁。

26 吳忠信「吳忠信主新日記」1946年3月31日、同上書第16巻、527、528頁。

27 吳忠信「吳忠信主新日記」1945年9月28日、同上書第14巻、574頁。吳忠信「吳忠信主新日記」1946年1月1日、同上書第16巻、11頁。

28 張治中が1945年9月初めて新疆の状況調査に訪れたとき、各族代表7名は「新疆には決して民族問題はない」と繰り返し説明した。吳忠信「吳忠信主新日記」1945年9月15日、同上書第14巻、464頁。また臨時省参議会議長の色以提艾買提はウイグルでクチャの総アホンであるが、吳と親密になり、吳が国民政府委員にウイグルを一人入れるとしたら彼を推薦するというほどであった。吳忠信「吳忠信主新日記」1946年3月11日、同上書第16巻、459、460頁。

に発生したクルジャ事変についても、呉はソ連が引き起こしている外交問題であり、民族問題ではないと一貫して考え、主張し続けた²⁹。1946 年 3 月、新疆から戻った呉は蒋介石に新疆の政治、経済、外交についての意見を直接手渡したが、その中でも「実際には民族問題とは言えない。この点をわれわれは深く認識すべきであり、他の下心あるものが作り出した分裂思想に惑わされてはならない。とりわけ民族問題ではないかと考えて問題を複雑にすれば、過ちを犯す」と述べている³⁰。

それでは呉は新疆に住む非漢族についてどのような見方をもっていたのだろうか。彼はまず各民族がみな一つの祖先から増えていったのであって、みな「同じく一つの源から出た」と主張する³¹。これは『中国の命運』増訂版に見られる「同源論」の主張である。新疆の住民が中国ネーションの一員とみなされる根拠はここに求められる。

それとともに呉の日記には繰り返し漢族が辺境諸民族よりも文化的に優れているという漢族の文化的優越意識が現れる。一つの祖先から生まれたとする一方で、複数の「宗族」に別れた現在、その中でもっとも文化的に優れているのは漢族だと考えられているのである。「漢族文化は歴史が長く、文物が盛んで、その他の宗族はこれを生かせば繁栄し、これを捨てれば衰えた。歴史が証明している。清朝王室は中原文化を用い、漢語を学習したために、300 年続いた。モンゴル族は清王室によって漢族文化の学習を許されず往来が絶えていたので今日のように衰えた状況になっている。」³²そして「辺境各宗族は文化レベルが低く、知識面でも是非を判断する能力がなく、精神面でもときに離心の勢いを示す。ときには恐れが徳を偲ぶことを上回る場合があり、ゆえに政治は軍事と組み合わせなければならない」と言う³³。つまり自身の「政治」が十分に「徳」を示しているにもかかわらず、非漢族が中国からの離脱を言うのは彼らの文化レベルが低いからであり、軍事的な強さをも併せて示さなければならないという論理である。

このような辺境民族観に基づいて、呉は政治制度の面で各エスニック集団を政治的主体として扱うことに反対する。彼は新疆南部（南疆）から来た参議員たちに、「中央は新疆を完全に内地の各省と同等に見ており、軽視していない」と述べ、孫文の考えに基づく「軍政、訓政、憲政」の段階を経た後に内実の伴った自治が実現すること、内地の各省に比べて新疆が「訓政」（党・政府が国民を政治的に訓育する政治体制）³⁴の経験に乏しく、内地各省に追いつくために努力する必要がある

29 呉忠信「呉忠信主新日記」1945 年 12 月 24 日、12 月 28 日、同上書第 15 巻、420、421 頁、475、476 頁。

30 「一般資料—民国 35 年(2)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-080200-00305-021、002000001694A。

31 呉忠信「主新日記」1944 年 12 月 2 日、12 月 9 日、前掲書第 10 巻、469、470 頁、564～566 頁。呉は各族の有力者たちの前で、何度も同趣旨の演説を繰り返しており、彼がこの見解を一貫して主張していたことがわかる。

32 呉忠信「呉忠信主新日記」1945 年 12 月 31 日、同上書第 15 巻、697、698 頁。

33 呉忠信「呉忠信主新日記」1945 年 9 月 20 日、同上書第 14 巻、504 頁。

34 「訓政」の具体的内容は、国民党・国民政府が国民から「政権」（選挙、罷免、イニシアチブ、レファレンダム）と「治権」（行政、立法、司法、人事、監察）の付託を受け、県レベルの地方自治を通して、国民を訓育するものである。西村成雄『20 世紀中国政治史研究』、放送大学教育振興会、2011 年、82～86 頁。ただし実際には、内実のある地方自治は実施されなかった。

と言った³⁵。張治中が三区側代表と和平交渉を行う際にも、吳は繰り返し張に対し、「法令と省制に反しないという原則」を強調し、新疆を特別扱いすることに反対した³⁶。新疆を離れた後も、蔣介石に対し「新疆の政治は外向けには自治、内向けには訓政の方式を取るべきであり、可能な限りその特殊性を減らし、内地の政治水準に追いつくことを目指すべき」と提言している³⁷。

吳にとって「各宗族の平等」とは個人の平等を意味し、エスニック集団の政治的主体性を承認しない内地の各省と同じように、新疆を扱うことであった。「善政」によって民心を獲得し、「訓政」によって新疆住民を統制し訓練していけば、時間とともにいずれは優れた漢文化を受け入れ、問題はなくなると考えていたのである。各エスニック集団の政治的主体性を認め、それに「自治」を与えることはかえってそのような「自然」な流れを妨げるものであり、外部から付け入る隙を与えるもので、彼には容認できないことであった。このように漢文化への同化を「自然」なものと考える「楽観的な同化主義」は、孫文を始め20世紀以降の多くの中国人に見られる観念であり、中国のネーション形成の重要なテーマの一つである³⁸。『中国の命運』の論理に引きつけて言えば、吳は「同源論」の基礎の上に、いまだ「融合」が不十分な新疆住民の将来の自然な融合を楽観的に展望していたといえる。

吳のこのような統治思想には、公的領域におけるエスニックな差異の軽視や同化への期待、個人の平等、将来的な政治参加への展望など「市民モデル」の要素が多くみられる。ただし展望は展望として、現段階では一般民衆による内実の伴った政治参加には極めて消極的で、「善政」による徳治という伝統的な統治観念の影響が強い³⁹。もしもこのまま「訓政」の統治構造が実質的に固定化され、漢文化への同化が進まず、漢文化の優越意識が他のエスニック集団への差別意識として強く表れれば、吳の統治思想は「植民地モデル」への傾斜の可能性も秘めているものであった。

第3章 国民政府内部の新疆統治をめぐる議論

国民政府内部では新疆統治についてどのような議論がなされたのであろうか。1945年10月16日国民政府内で内政部の王蔚佐を主席として、軍令部の王景敖、軍政部の王有鯨、外交部の呂同侖、

35 吳忠信「吳忠信主新日記」1945年9月29日、前掲書第14巻、573、574頁。

36 吳忠信「吳忠信主新日記」1945年10月17日、同上書第15巻、125頁。

37 前掲、「一般資料—民国35年(2)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-080200-00305-021、002000001694A。

38 ロウスキーはこれを「中国化」、すなわち「中国の領域に入った全ての非漢民族が最終的には中国文化に同化されてしまう」というテーマと概念化し、これが「20世紀漢民族主義者による中国の過去に対する解釈である」と指摘し、さらに「中国の歴史研究方法の中心テーマとしての中国化を取り除くこと」を主張している。Rawski, Evelyn S. “Reenvisioning the Qing: The Significance of the Qing Period in Chinese History” *The Journal of Asian Studies*, 55, no.4, November 1996, p.842. 他方で汪暉は同じ「中国化」という言葉を「漢化」と区別し、中国アイデンティティが漢族中心主義から生まれてきたのではなく、王朝の正統化のプロセスから生まれてきたとする。汪暉『近代中国思想の生成』（石井剛訳）、岩波書店、2011年、17～19頁、156～157頁。しかし少なくとも「漢」というエスニックなカテゴリーが強く意識されるようになった20世紀以降、「中国化」を「漢化」から完全に切り離すことは不可能に思われる。

39 吳の伝統的統治観念への傾斜は、彼が楊增新を高く評価していた点にも見出せる。吳忠信「吳忠信主新日記」1944年10月23日、同上書第10巻、158、159頁。楊增新の新疆統治については、拙稿「楊增新の新疆統治—伝統的統治と国家主権—」、『法学政治学論究』第48号、2001年3月、127～156頁参照。

蒙蔵委員会の熊耀文が会議を開き、マスウード⁴⁰らが8月24日の蔣介石の演説を受けて提出した「新疆の高度自治案」について検討した。国防の観点から高度自治は実施するべきではないという意見が軍令部、軍政部各代表から出され、会議の結論は「適度な自治」の容認、すなわち県レベル以下の民選の実施と省政府の重要なポスト以外への当地人士の登用は認めるというものであった⁴¹。

またこの会議で王蔚佐が興味深い発言をしている。彼は「我が国の辺境民族問題は他国のものと異なる。我が国は歴来辺境少数民族については、すべて好きにさせており、彼らは自由と自治を享受していて干渉をまったく受けていない。…われらに求められているのは、助け、関わることであり、そうでなければ客観的に見て、外からの勢力がわれわれに代わって彼らを助け、彼らを進歩させ、現代化に向かわせるだろう。すなわち、今日のわが辺境民族問題の所在は、我々がその発展に干渉し自由にさせないということではなく、過去の放任の態度を変えて全力で各部族の発展を助けるという問題にある」と述べている⁴²。発展への援助、とくに経済面での中央による新疆への援助は呉忠信、張治中を問わず誰もが強く主張していた問題である。そのことと辺境民族に自由にさせることが矛盾すると考える前提には、辺境民族に独自に進歩、発展を進めていく意志も能力も期待できないという認識がある。

1946年3月5日にも新疆問題検討会が開催された。出席者は主席が内政部の王政詩、その他に組織部の曠典、軍令部の邱紹竑、柳長助、蒙蔵委員会の周文蔚がいた。会議の新疆問題決議には、適度な自治の付与、民族語による国民教育の実施、中国内地の学校での教育の試行、経済発展推進、交通の強化、通婚の奨励、政治・宗教指導者の内地観光の実施などが盛り込まれた⁴³。漢族と著しく文化的に異なる新疆当地民族に対して、強制ではなく、自然な同化を推進することを念頭に置いた諸施策である。

このような議論からわかることは、国民政府内部の主流の考え方が、中央が新疆省を十分に統制できるよう限定された「自治」、当地民族の能力に対する不信、中央による発展の援助、自然な同化の推進といったものであったということである。そしてこれは呉忠信の考えに近いものであった。

第4章 張治中の新疆統治論理

1945年9月13日、張治中はクルジャ事変に始まる危機の打開策調査のためウルムチにやって

40 マスウードはイリ出身のウイグル。トルコに留学し、汎トルコ主義の影響を受けた。1915年イリに戻り、新式学校教育に従事。盛世才が政権掌握後、インド等を經由して南京へ行き、イーサーのテュルク系民族自治運動に参加。45年張治中の新疆行きに伴って、イーサー、ムハンマド・イミンと共に新疆へ戻り、連合政府において省政府監察使を務めた。紀大椿主編『新疆歴史辞典』、新疆人民出版社、ウルムチ、1993年、259頁。

41 中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料彙編』第5輯第3編政治(5)、江蘇古籍出版社、南京、2010年、482～483頁。

42 外交部編『外交部档案叢書—界務類』第3冊新疆卷(1)、外交部、台北、2001年、365～366頁。

43 前掲、中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料彙編』第5輯第3編政治(5)、486～488頁。

きた。ここから彼の新疆問題への関与が始まった。その後ソ連から調停の申し出があり、張が10月に交渉代表として新疆に赴く際、蔣介石は強い口調で彼に全権を委任することを告げたという⁴⁴。

蔣介石は1945年8月15日「中ソ友好同盟条約」調印後、東北接收問題に最も高い優先順位をおいていた。彼はソ連が中国政府の東北接收を邪魔する目的で新疆の問題を利用しているのであり、新疆に対する領土的野心は二次的なものであると考えていた。それゆえ新疆問題は武力ではなく、外交交渉と国内政治の改革によって対処し、「もし失っても、しばらく耐えるのみ」と覚悟を決めていた⁴⁵。その意味で、張治中の交渉と新疆政治改革は新疆防衛の最後の砦であり、張治中に全権が与えられたのである。

張治中の三区側との和平交渉は難航しながらも、1946年6月6日に調印された。7月1日新疆省連合政府が成立し、張治中が省主席に就任した。47年5月マスウードに省主席職を譲った後も、張は新疆を含めた西北問題に関わり続け、国共内戦の帰趨にかかわらず新疆を中国の一部として保全するために尽力した。

張治中は新疆問題を民族問題と外交問題の両面を持つものと認識していた。そのうえで、1946年12月1日の蔣介石に対する意見において彼は、「ソ連は新疆を中国の領土として承認するが、新疆に永遠に親ソ政権を維持し、経済的利益と中央アジアの安全保障を確保しようと考えており、新疆問題によって国際関係全体の騒ぎを起こすことを絶対に望んでいない。…それゆえ新疆問題の病原は実際には民族問題である」と述べており、中国、新疆が親ソの立場をとり続ける限りにおいては、民族問題こそが取り組むべき課題だと考えていた⁴⁶。この認識は、ソ連が三区側との交渉調停を申し出て以降一貫して張が抱いていたものである。

張治中は新疆の非漢族をどのように見ていたのであろうか。張治中が繰り返し用いる表現に「各民族は互いに兄弟で、これらの兄弟が中華民国という大家庭を構成している」というものがある⁴⁷。このような中国内の各民族を兄弟、大家庭の一員と位置づける「兄弟民族論」は現在の中華人民共和国においてもしばしば用いられるネイション観である。この「兄弟民族論」は血縁のつながりを前提とする点では、『中国の命運』の「同源論」から大きく隔たっている。あくまでも一緒にひとつの家庭を形成する根拠は血縁である。しかし兄弟は互いに別個の主体であり決して融合したり同化したりしないという点では、「融合論」とは異なっている。

張治中は1946年3月国民党6期2中全会での報告において、「わたしの見た新疆各族人民は決して皆が想像しているほど立ち遅れてはいない。・・・新疆各族人民を最も親愛なる兄弟姉妹と同じように見なすべきである。彼らは中国各民族を構成する民族のうち最も優秀な民族である」

44 張治中『張治中回憶錄』、中国文史出版社、北京、1985年、422頁。

45 秦孝儀総編纂『總統蔣公大事長編初稿』第5巻下冊、中正文教基金会、台北、1978年、831頁。

46 「一般資料—民国35年(9)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-080200-00312-001、002000001701A。

47 張治中、前掲書、423、456頁。

と一般的な漢族の優越意識をたしなめ、彼らを信頼し、彼らの独自性を尊重することを訴えた⁴⁸。そのうえでとるべき政策について、「国家の統一と主権を損なわない」ことを原則の一つに掲げ、ここでいうところの統一とは「国防、外交、幣制、交通、司法であり、それ以外は彼らが自分で管理できるように助けてやる。すべてを中央集権にする必要はない。中央が内地の各省と同じように扱うのは良くない」と提言した⁴⁹。

張治中は三区側との交渉開始以来一貫して、新疆に一定の範囲内で当地民族による内実の伴った自治を実現すべきであると考えていた。国民党 6 期 2 中全会での提言には明確にそれが表れている。さらに 1946 年 12 月国民大会における新疆代表の「高度自治」要求について、張が蒋介石に送った説明にもその考えが反映されている。彼は国民大会での新疆代表の「高度自治」要求が全く理解されず、多数決で否決されることを恐れ、蔣に詳細な説明を送った。その中で彼は政治制度について、次のような提案をおこなった⁵⁰。

第 1 に各民族人口の分布に従って新疆省内の各自治区域を確定し、ソ連の方法に倣って、新疆省内の少数民族（ウイグル）を自治単位の代表とするなら、そこに他の民族の小自治単位の代表を参加させる。第 2 にいわゆる民族自治の程度と範囲は列举方式を取り、憲法の中に規定する。とりわけ、国防、外交、経済、交通、司法といった国家的性格を持つものは、中央政府の職権のなかに規定する。彼は代表の要求する「高度自治」が、おおよそソ連の各自治共和国の状況への憧れに由来していると述べており、ソ連の民族政策を強く意識したうえで、それに劣らぬ魅力を中国が持つことを考えて自治の実現を主張していた。

また、新疆代表が省名を「東トルキスタン省」に変更するよう求めている点に言及し、「東トルキスタン」は新疆全体を表すのに不適切であるとしたうえで、「天山省」とすることを提案している。新しく開かれた辺境地域という意味の「新疆」という中央主体の名称と、汎トルコ主義的色彩の強い「東トルキスタン」という名称に代わる第 3 の名称として「天山省」を挙げる点に、張の立場が強く反映されていたといえよう。

このような主張に対し、6 期 2 中全会で採択された決議では「新疆部分に関しては、新疆省局部事変解決が定めたところの方法によって実行する」としたのみで具体的な統治制度のあり方は和平交渉に委ねられた⁵¹。また国民大会でもモンゴルとチベットの地方自治制度については憲法草案に組み込まれたものの、新疆の自治に関しては全く触れられなかった⁵²。

それでも張治中は一貫して新疆の自治実現をあきらめなかった。彼は民主主義の実現が、非漢族

48 張治中、同上書、443 頁。

49 張治中、同上書、442～445 頁。

50 「一般資料—民国 35 年(9)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-080200-00312-028、002000001701A。

51 前掲、「對於边疆問題報告之決議案」、中国国民党中央委員会党史委員会編『革命文獻』第 80 輯、417、418 頁。

52 『大公報』（上海版）、1946 年 12 月 10 日。

が大多数を占める新疆では当地民族の自治につながると考えていたからである⁵³。その重要な一步は省主席に当地民族を充てることだった。1947年初め南京で、彼は新疆省主席をマスウードに引き継がせることの許可を蔣介石からとりつけた⁵⁴。そして5月にマスウードの新疆省主席就任を実現したのである⁵⁵。三区側との「和平協定」にのっとり、1946年9月1日以降省、県参議員、県長選挙が順次実施された。また1946年11月張治中は、半年以内に各行政機関の半分の職を非漢族に譲り、最終的には漢族3割、非漢族7割とすることを表明し、47年1月から実施を定めた「規則」を公布した⁵⁶。これらも当地民族の自治を実現しようとする張の考えに沿ったものであった。

このように民族自治を推進しようとした張治中の動機はいかなるものであろうか。1946年12月1日に蔣介石に送られた張による新疆問題の説明は最もよくその考え方を示している⁵⁷。彼は新疆の非漢族内に様々な矛盾が存在していることを指摘したうえで、新疆の分裂を狙う勢力は、「狭義の民族主義の呼びかけ」のもとに矛盾を内包している人々を一時的に一致させているとする。「もし政府が過去の圧迫統治の一貫した作風をそのまま続ければ、…『テュルク』系各民族を団結させ、漢人を共同攻撃の対象にしてしまうことは必定である。しかしわれらがもし民主自由の政策を堅持し、新疆人民にあるべき権利を獲得させるなら、漢人という共同して対処する目標を徐々に失い、本来のいくつかの矛盾が大きくなり、再び反漢で一致する局面にはならないだろう」。「民族問題の処理は公正な政治の建設のほかにはなく、とりわけ積極的な経済建設との両輪のもと、速やかに人心を内に向けることである。」「狭義の民族主義」の主張を武器に戦う相手に、「公正な政治」と「積極的な経済建設」によって立ち向かう、これが張治中の統治政策を支える論理であった。そのためには一定の民族自治の実現が不可欠だと彼は考えたのである。マスウードの省主席就任後、三区側と決裂状態に陥ってもこの姿勢は最後まで変わらなかった⁵⁸。

張治中は新疆の民族問題の解決のために民族自治という形態の「民族自決モデル」を理想としつつも、その実現が困難ななかで、より現実的な道として当地民族の種々の要求に最大限配慮しながら

53 前掲、「一般資料—民国35年(9)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-080200-00312-028、002000001701A。

54 「積極治辺(7)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-090102-00018-208、002000002089A。

55 黄建華はこの省主席交代を機に国民党の新疆政策が強硬策に転じたとする。黄建華『国民党的新疆政策研究』民族出版社、北京、2003年、233、234頁。しかし省主席交代はあくまでも当地民族による自治の状態へと近づけるという張の政策の延長線上にあり、政策の変更ではなかった。また、1947年4月から5月初めにかけての張による南疆訪問とそこでの騒動が省主席辞任の原因であるという通説も、同じ理由で否定される。47年5月14日の張から蔣介石への電報では、「新疆省政府主席問題はもともとの考えを決して変更してはならず、いささかもためらってはならない」とウイグル人に省主席を継がせることを訴えている。「積極治辺(7)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-090102-00018-250、002000002089A。

56 張治中、前掲書、503頁。社論「關於公務人員的任用並告漢族同胞」、『新疆日報』、1946年12月1日。

57 前掲、「一般資料—民国35年(9)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-080200-00312-001、002000001701A。

58 「新疆問題(3)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-080101-00054-011、002000000988A。1948年4月1日新疆の情勢と採るべき政策についての呈文において張は、三区側と関係改善の目途がたたないなか、三区側も主張する省政府の部分的改組をこちらが先んじて実施することによって政治経済の現状を改善し、残りの7区の支持を得て「狭義の民族思想」の宣伝に対抗する内容の政策を提言している。

ら制度的には「市民モデル」に基づく民主政治の実現をめざした。それは「市民モデル」に基づく新疆での完全な民主政治の実現は、結果的に「民族自決モデル」へつながるという見通しゆえであった。そしてそれによって新疆を中国の一部として保全しようとしたのである。

第 5 章 同化・民主主義・自治

呉忠信と張治中はそれぞれ蒋介石から直接新疆省政を委ねられ、両者とも直接蒋介石と連絡を取りながら省政を進めた。蒋介石が強い関心をもっていたのは、新疆をいかに統治すべきかではなく、いかにして新疆の領土主権を守り、第 2 の外モンゴルにしないかであった⁵⁹。それゆえ、具体的な統治政策は呉忠信や張治中に委ねる点が多かった。彼自身のネーション論は、『中国の命運』増訂版の分析で言及したように、「同源論」と「再融合論」にあるように思われ、その点では呉忠信の論理に近い。しかし、彼にとって重要なのは思想ではなく、現実政治であり、領土主権の維持であった。

蒋介石が民族自決問題にどのように対処すべきだと考えていたのかをうかがわせる記述が彼の日記にある。蒋介石はソ連に迫られた結果、1945 年 8 月 24 日に外モンゴルの独立を認める演説をした。しかしそこで彼は同時にチベットについても自治を認めることと将来的な独立を援助することを表明したのである。彼はこの点について党内からの反対意見に直面したが、それに対して日記にこのように記している。「彼らは実に政治と革命とがいかなるものかを知らない。わたしは、この宣言の発表によってチベットが今後イギリス人の教唆を受けなくなるだけでなく、独立をも望まなくなると信じている。」⁶⁰ 彼は、伝統的な表現で言えば、徳を示すことによってチベットがそれに感化されることを期待しており、政治的戦略として自治容認や独立援助表明を用いようとしていた。彼が具体的にどの程度まで譲歩しようと考えていたのかはわからないが、彼の立場は、名目的な自治と実質的訓政という呉忠信の立場と、内実の伴った自治という張治中の立場の間にあると言えよう。

ここで改めて、国民党、国民政府が新疆統治において直面していた前提を確認したうえで、その新疆統治に対する考えを同化、民主主義、自治という観点から整理してみたい。

国民党による新疆統治が直面していた前提の第 1 は、チュルク系住民にとっての漢族の他者性である。チュルク系住民は漢族と容貌、言語、風俗習慣などいずれの面でも異なっていた。さらに 19 世紀末以来、中央アジア、トルコから流入した民族意識がチュルク系エリートの一部に存在した。チュルク系住民は漢族をも含む「われわれ」意識を持っていなかった。第 2 は中国の力の弱さである。抗日戦争勝利後も国共両党の争いによる政治的不安定が続き、軍事的、経済的にも新疆を完全に支配し、強制的に住民を同化するような力は中国にはなかった。第 3 はソ連の存在である。

59 蒋介石が新疆の領土主権維持にいかに関心をもっていたかについては、楊天石『找尋真實的蔣介石』、九州出版社、北京、2014 年、40～66 頁。

60 『蔣介石日記』（スタンフォード大学蔵）、1945 年 8 月 25 日。

これは新疆をめぐる対抗的な軍事勢力の存在を意味するだけではない。民族自決思想が普遍化して以降、東欧、ロシアでは特に民族自決と現実としての国家内の多民族性の矛盾をいかに処理するかが重要な課題となってきた。当時のソ連の存在はその理想的な解答のひとつとして一部の人々に受けとめられていた。そのような意味で、ソ連は理念的な対抗勢力としても存在していた。

『中国の命運』の融合論に見られるような楽観的な同化主義、「理想としての自然な同化」という考え方は、吳忠信の民族観に顕著に表れているような漢族の文化的優越感を伴って国民党の中に主流として存在した。このような考え方は中国の伝統的な天下観と理想に根ざすものであるとともに、一民族一国家の国民国家の理念型とも一致するものであった⁶¹。しかし新疆統治の前提条件からして、現実を理解すればするほどこのような理想は実現困難であり、むしろテュルク系住民の中国からの分裂を促進するものであった。それゆえ蔣介石や張治中から「政治戦略としての自治」という考え方が出てきた。これによってソ連の魅力に対抗し、テュルク系住民を中国に引き留めようとしたのである。

張治中は三区側との和平協定締結と新疆省連合政府の樹立を通じて、新疆における当地民族の自治を実現するための一步を踏み出した。しかしこのような動きに対し国民党内には軍を中心とした反発が広がった。軍統部の「新疆の現状と新疆統治政策についての分析」には、和平協定に基づく連合政府に対する軍の危機感が強くみられる。「分析」は「軍政分治」の必要性を主張し、「新疆省改組後、省委員会分子は複雑になるので、軍、政務は分けるべきで、軍隊の駐留と派遣には政治の牽制と干渉を受けさせてはならない。…省県の参議院と各レベル民選の行政官をできるだけ味方につけなければならない」と記している⁶²。この意見に蒙蔵委員会も賛意を表し、「新疆省は宗族が複雑で、彼らは政治上強固な信仰の中心がない。いま政府が彼らに言論、出版、集会、結社の十分な自由を与え、地方官吏を選挙する権利を与えると、反動勢力に利用されることを免れるのは難しい」と述べた⁶³。このような反発が新疆では軍隊による地方選挙への干渉という形で表れ、「政治戦略としての自治」の効果を減じた。

新疆において内実の伴った自治を与えるかどうかは、民主主義を認めるかどうかと実質的には同じことであった。ここで問われるのは国民党の「代行主義」の問題である⁶⁴。新疆の住民に自由や民主主義を認めることに反対する人々は、新疆の非漢族が無知で遅れているがゆえに、中国という国家への忠誠心を持たず、外国に利用されることを懸念した。彼らは非漢族自身がどの国家に忠誠

61 ここでは中国の伝統的天下観としての「華夷の別」と理想としての「大同」を挙げておく。それぞれについてはさしあたり溝口雄三、池田知久、小島毅『中国思想史』、東京大学出版会、2007年、114～119頁、231～233頁。

62 前掲、外交部編『外交部档案叢書—界務類』第3冊新疆卷(1)、372、373頁。

63 外交部編、同上書、377、378頁。

64 山田辰雄は中国の歴史的連続性要素のひとつとして「代行主義」を挙げ、「エリート集団が人民に代って改革の目標を設定し、人民に政治意識を扶植し、目標実現のために人民を動員するが、人民が自発的に政治に参加する制度的保障を欠く指導体制と指導様式」と定義する。山田辰雄『国際社会研究Ⅱ 中国近代政治史』、放送大学教育振興会、2002年、41頁、224、225頁。

を持つかを決定する主体であるとは考えず、それを決定できるのは「先覚者」としての自らだと考えているのである。張治中は「代行主義」を乗り越え、新疆の非漢族の主体性を承認するがゆえに、積極的に彼らの期待や要望に応えることによって、中国への忠誠心を確保しようとした。しかしその考えは国民党の中では最後まで主流とはなりえず、軍によって妨害された。

国民党は中国を近代国家とすることを目標としてきた。新疆もまた「市民モデル」に基づいて統合することが本来の目標であった。しかし「代行主義」の問題が「市民モデル」での統合を妨げ、「植民地モデル」に近いものに変えてしまった。また同じくその問題が、張治中の民主主義実現による「民族自決モデル」的統合政策をも妨げたのである。

それでも張治中は蒋介石の理解を得て 1947 年 5 月 19 日マスウードの省主席就任を実現した。新疆省においてウイグルが政府のトップに立ったのは省政史上初めてのことである。また張が省主席の候補として考え、将来新疆省を指導する人物となると判断していたブルハンを国民政府委員にするため南京に送った⁶⁵。ブルハンは 9 月 20 日国民政府委員に任命された。

張治中にとって誤算だったのは、マスウードの省主席就任が三区側から思いのほか強い反対を受け、その結果連合政府の三区側人員が引き揚げてしまったことだった⁶⁶。中央政府寄りのウイグルと見なされていたマスウードの就任にある程度の批判は予想されたものの、なぜこれほどまでに三区側が反発し、連合政府が事実上分裂してしまったのかを明らかにする史料は現在のところない。今のところ史料から推測できるのは、分裂がソ連ではなく三区側の主導でおこなわれたようであり、ウルムチに派遣されていた三区側の代表とは別に三区側には強い反漢感情が存在し、強硬派の意見が通ったのではないかということである⁶⁷。いずれにしても、その後の張治中と三区側との手紙のやり取りの中で三区側が一貫して要求したのは、マスウードの省主席辞任と新疆の軍と警察の不法行為の禁止であった⁶⁸。省主席問題のみならず、政治が軍事を統制できていなかったことが三区側の反発の主要な要因であった。

連合政府分裂後も、張治中は続けて三区側との和解、新疆の残りの地域の民心を得ることを追求

65 張治中、前掲書、540～542 頁。

66 張治中、同上書、541 頁。

67 張治中はアフメドジャンが態度を徐々に軟化させ反対しなくなったと 5 月末に蒋介石に報告している。「積極治辺(7)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-090102-00018-252、002000002089A。ソ連は「和平協定」成立後、三区にいたソ連人員を引き揚げさせており、1947 年 8 月中旬に三区側の要請に応じて再び顧問団を派遣したという。連合政府の三区側メンバーの引き揚げは、8 月中旬までに完了していた。新疆三区革命史編纂委員会編『新疆三区革命大事記』、新疆人民出版社、ウルムチ、1994 年、247 頁。アフメドジャンは何度か三区側民衆や指導者に対し中国側との協調姿勢について説明し、反漢感情を諷め、暴力に訴えることに反対していた。これは「和平協定」路線に対する強い不満が存在したことを示している。例えば、新疆三区革命史編纂委員会編、同上書、243 頁、*India Office Library and Records (IOR) : Political & Secret Files 12, Collection 12, Chinese Turkistan, 2360, 1946.10.26*。また国民大会出席のために南京へ行ったクルジャ代表を東トルキスタン共和国に対する裏切り者と非難する大量のポスターが 1946 年大晦日と 1947 年元日にウルムチで貼りだされたこともあった。IOR,2360,1947.1.9。

68 張治中、前掲書、570 頁。

し続け、1948年以後は西北軍政長官として新疆にかかわった。彼は強硬派であった新疆省警備総司令の宋希濂の異動を蒋介石に提案するとともに、48年4月には「クルジャ側との交渉によらずに、こちらが主導して省政府の部分的改組を行う」ことを提案した。省主席をマスウードからブルハンに代えて政治経済の現状を改善することで、三区側への圧力とし、残りの地域の忠誠を得ようとする考えであった⁶⁹。48年8月には西北軍政長官公署副長官の陶峙岳が宋希濂に代わって新疆省警備総司令となり、1949年1月にはブルハンが省主席に就任した。このような張治中の行動は、国共内戦下の49年9月25日新疆駐留国民党軍、26日新疆省政府による中国共産党への帰順表明を準備するものとなり、新疆が安定的に中国共産党の支配下に引き継がれることにつながった⁷⁰。国民党の新疆政策が有していた同化、民主主義、自治という論点は中国共産党に課題として残されることになったのである。

結語

国民党のネーション論は種族主義を強調するものである。その種族主義には出自を同じくすることを強調する「同源論」と、融合してきたことを強調する「融合論」との両方の要素が含まれていた。前者を強調すれば同化は不可欠の要素ではなくなるが、後者を強調すれば同化は不可欠の要素であった。すなわち国民党のネーション論には異なる政策的方向性が併存していた。

呉忠信は新疆の住民が中国ネーションの一員であるとする根拠を「同源論」に求めた。しかしそれとともに漢族が非漢族よりも文化的に優れているという文化的優越意識のもとに、非漢族の漢族への自然な同化を望ましいと考えた。非漢族が中国からの分離を主張するのは彼らの文化的レベルが低いからであり、そのような非漢族に政治的主体性を認めようとはしなかった。宗教の尊重を含む「善政」によって民心を獲得し、「訓政」によって民衆を訓育していくとともに、ソ連と、それに扇動される一部の無知な民衆に力で対抗できれば新疆の問題は解決できるというのが彼の考えだった。公的領域におけるエスニックな差異の軽視や同化への期待、個人の平等といった点では呉の新疆政策は「市民モデル」的統合の要素を有していた。しかし漢民族、そして国民党に導かれる対象として新疆住民が想定され、本来市民が持つべき権利が著しく制限されているという点では「市民モデル」よりもむしろ伝統的な王朝支配に近いものであった。ここに国民党の「代行主義」の問題を見出すことができる。呉が期待したような同化が進まない場合、このような政策を進めていけ

69 張治中、同上書、570、571頁。「新疆問題(3)」、『蔣中正總統文物』、国史館、002-080101-00054-011、002000000988A。

70 張治中は1949年2月に蘭州で西北三省首脳会議を開催し、2月10日ブルハンと今後の新疆をとりまく情勢について意見交換した。そこでは国共合作と共産党指導下の新政府樹立という二つのシナリオが想定され、いかに新疆を安定的に中国の領土として保全するかが検討された。両者は新疆省の軍の動向の重要性を確認し、張は陶峙岳に省政府に従うよう厳しく命令しておく述べた。包爾漢『新疆五十年 包爾漢回憶錄』、中国文史出版社、北京、1984年、347頁。

ば「植民地モデル」的統合へと行きつく可能性が高かった。

国民政府内部の新疆政策に関する議論は基本的に呉忠信の考え方に近いものであった。すなわち名目的な「自治」の付与、当地民族の能力に対する不信、中央による発展の援助、自然な同化の推進といったものであった。

クルジャ事変によって三区が実質的に独立してしまう事態に直面して、新疆を中国の領土として保全するという観点から、張治中は「戦略的な自治」を認める政策を実現しようとした。彼はソ連が新疆に対して領土的野心はもっておらず、親ソ政権の存在を望んでいるだけで外交問題としては深刻化しないという前提のもとに、新疆の問題は民族問題であると考えた。彼は「兄弟民族論」を採り、家族の一員としての一体性を主張しつつも、「融合論」とは距離を置いた。彼は新疆の非漢族の政治的主体性を認め、彼らを中国に引き留めるために内実の伴った自治を実現しようとした。新疆の「民族自決モデル」的統合をめざしたと言える。しかし国民党においては反対も強く、それをそのまま実現することはできなかった。それゆえより現実的な道として、当地住民のエスニックな要求に最大限配慮しながら、制度的には「市民モデル」的統合をめざした。民主政治の実現が、非漢族人口の圧倒的な新疆においては、実質的には自治の実現でもあったからである。

改めて本稿が対象とする時期における国民党の新疆統治の論理を総括してみよう。新疆が中国の一部であるという点については、完全に一貫していた。その論拠は、呉忠信と張治中の間で主張の濃淡の差こそされ、「同源論」であり、種族主義的なものであった。重要な分岐は、「自然な同化」を可能と考えるかどうかにあった。すでに触れたように客観的な条件は、「自然な同化」の可能性に否定的であるにもかかわらず、呉忠信を始め、多くの国民政府の指導者が漢民族の文化のもつ同化力、求心力を信じて疑わなかった点は注目に値する。他方で、張治中を始め、そのような文化的な求心力を信じず、新疆の非漢族を漢族とは別の民族として政治的に対等に遇することによって、国家に制度的な求心力を持たせようとした人々も少数ながらいいた⁷¹。蒋介石もそのような方向性のある程度容認していた。実際にはこの二つの論理がせめぎ合いながら、新疆統治がおこなわれたのである。

国共内戦の結果中華人民共和国が樹立され、新疆の統合の課題は共産党政権に引き継がれた。国民党の新疆政策において論点となった同化、民主主義、自治は中華人民共和国においても今日まで重要な論点になり続けている。この三つの論点を本稿の議論に即してより具体的に表現すれば、「楽観的な同化主義」は是か非か、民主主義か「代行主義」か、名目的自治か内実の伴った自治かということになる。近年、中国人研究者の中に中華人民共和国の民族識別、民族区域自治といった

71 例えば、国民党第5期12中全会において、邵力士は辺境民族をソ連と同じように自治自決させるべきだと論じ、孫哲はカナダを模倣して自治領とするべきだと論じたという。呉忠信「呉忠信主新日記」1944年8月12日、前掲書第10巻、16、17頁。

民族政策について批判が見られる⁷²。民族カテゴリーの政治化が自然な同化を妨げているという批判である。そしてそれとセットで市民としての権利が保障される必要が主張されることもある。このような議論からも明らかなように、周縁としての新疆の近代国家における位置がいまだに定まっておらず、同化、民主主義、自治という論点がいまなお存在しているのである。

(付記) 本稿の執筆にあたって、段瑞聰氏(慶應義塾大学)、吉田豊子氏(京都産業大学)から貴重な史料をお貸しいただいた。ここに記して謝意を表したい。

【参考文献】

(日本語)

- アントニー・D・スミス(1999)『ネイションとエスニシティ 歴史社会学的考察』(巢山靖司・高城和義ほか訳)、名古屋大学出版会。
- 汪暉(2011)『近代中国思想の生成』(石井剛訳)、岩波書店。
- 片岡一忠(1991)『清朝新疆統治研究』、雄山閣。
- 木下恵二(1998)「中国国民政府の新疆統治—1942～47年—」、『法学政治学論究』第38号、261～296頁。
- 木下恵二(2001)「楊增新の新疆統治—伝統的統治と国家主権—」、『法学政治学論究』第48号、127～156頁。
- 齊藤道彦(1999)「中国近代と大中華主義—清末から中華民国—」、中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学出版部、223～291頁。
- 真田安(1983)「創設期清伯克制からみたカシュガリア・オアシス社会」、護雅夫編『内陸アジア・西アジアの社会と文化』、山川出版、437～458頁。
- 中本真生子(2008)『アルザスと国民国家』、晃洋書房。
- 西村成雄(2011)『20世紀中国政治史研究』、放送大学教育振興会。
- 濱田正美(1998)「モグール・ウルスから新疆へ—東トルキスタンと明清王朝—」、『岩波講座 世界歴史 13 東アジア・東南アジア伝統社会の形成』、岩波書店、97～119頁。

72 例えば、王柯『民族與国家 中国多民族統一国家思想的系譜』、中国社会科学出版社、北京、2001年、287、288頁。また現在の政策には言及しないが、清朝の民族隔離政策を批判する形で現在の民族政策への批判を匂わせる論文もある。張文釭「清朝治理新疆的民族政策評析」、『新疆大学学报』(哲学・社会科学版)、第33巻第4期、ウルムチ、2005年7月、66頁。楊恕・曾偉「評清朝在新疆的隔離制度」、『中国边疆史地研究』、第18巻第2期、北京、2008年6月、48頁。さらに2011年には著名な経済学者の胡鞍鋼らによって、民族間の融合を促進する「第二世代民族政策」が提起され、中国国内で論争を呼んでいる。胡鞍鋼、胡聯合「第二世代民族政策：促進民族交融一体和繁榮一体」『新疆師範大学学报』(哲学社会科学版)、2011年第5期 <http://www.aisixiang.com/data/51769.html> (最終確認2014年11月13日)。金炳鎬主編『評析“第二世代民族政策”説』、中央民族大学出版社、北京、2013年。

松本ますみ (1999) 『中国民族政策の研究—清末から 1945 年までの「民族論」を中心に—』、多賀出版。

溝口雄三、池田知久、小島毅 (2007) 『中国思想史』、東京大学出版会。

毛里和子 (1998) 『周縁からの中国 民族問題と国家』、東京大学出版会。

山田辰雄 (2002) 『国際社会研究Ⅱ 中国近代政治史』、放送大学教育振興会。

(中国語)

包爾漢 (1984) 『新疆五十年 包爾漢回憶錄』、中国文史出版社、北京。

『大公報』(上海版)。

丁劍 (2009) 『吳忠信傳』、人民出版社、北京。

黃建華 (2003) 『国民党的新疆政策研究』民族出版社、北京。

紀大椿主編 (1993) 『新疆歷史辞典』、新疆人民出版社、ウルムチ。

『蔣介石日記』(スタンフォード大学蔵)。

蔣中正 (1944) 『中国之命運』(増訂版)、正中書局、台北。

『蔣中正總統文物』(台北国史館蔵)。

李国棟 (2007) 『民国時期的民族問題與民国政府的民族政策研究』、民族出版社、北京。

梁海峡 (2011) 『近代新疆南疆司法制度研究』、民族出版社、北京。

婁貴品 (2012) 「陶希聖與《中国之命運中》的「中華民族」論述」、『二十一世紀双月刊』、香港、2012 年 6 月号 (総第 131 期)、65～74 頁。

秦孝儀総編纂 (1978) 『總統蔣公大事長編初稿』第 5 卷下冊、中正文教基金会、台北。

外交部編 (2001) 『外交部档案叢書 - 界務類』第 3 冊新疆卷(1)、外交部、台北。

王柯 (2001) 『民族與国家 中国多民族統一国家思想的系譜』、中国社会科学出版社、北京。

吳忠信 (2006) 「吳忠信主新日記」、甘肅省古籍文献整理編訳中心編『西北民俗文獻』第 10～17 卷、線装書局、蘭州。

新疆三区革命史編纂委員会編 (1994) 『新疆三区革命大事記』、新疆人民出版社、ウルムチ。

『新疆日報』。

楊恕・曾偉 (2008) 「評清朝在新疆的隔離制度」、『中国边疆史地研究』、第 18 卷第 2 期、北京、40～48 頁。

楊天石 (2014) 『找尋真實的蔣介石』、九州出版社、北京。

張其昀主編 (1984) 『先總統蔣公全集』第 1 冊、中国文化大学出版部、台北。

張文燦 (2005) 「清朝治理新疆的民族政策評析」、『新疆大学学报』(哲学・社会科学版)、第 33 卷第 4 期、ウルムチ、63～66 頁。

張治中 (1985) 『張治中回憶錄』、中国文史出版社、北京。

中国第二歴史档案館編（2010）『中華民國史档案資料彙編』第5輯第3編政治(5)、江蘇古籍出版社、南京。

中国国民党中央委員会党史委員会編（1976）『革命文献』第70輯、中央文物供應社、台北。

中国国民党中央委員会党史委員会編（1979）『革命文献』第80輯、中央文物供應社、台北。

周琇環編輯（2011）『蔣中正總統档案事略稿本』第62卷、国史館、台北。

（英語）

Esherick, Joseph W. (2006) “How the Qing Became China”, In Esherick, Joseph W., Kayali, Hasan and Young, Eric Van (eds). *Empire to Nation : Historical Perspective on the Making of the Modern World*, Rowman & Littlefield Publishers: Lanham, Md., pp.229 – 259.

Hsiao-ting Lin (2006), *Tibet and nationalist China's frontier : intrigues and ethnopolitics, 1928 – 49*, UBC Press: Vancouver.

India Office Library and Records (IOR) : Political & Secret Files 12, Collection 12, Chinese Turkistan.

Rawski, Evelyn S. (1996) “Reenvisioning the Qing: The Significance of the Qing Period in Chinese History” *The Journal of Asian Studies*, 55, no.4, pp.829 – 850.

（常磐大学 国際学部 助教）

研究論文

The Influence of L1 Vowel Categories on the Identification of English Vowels

Atsushi Chiba

Abstract

In this study, Japanese learners of English were examined to find out how they identified English vowels when they were forced to categorize the sound according to English vowel categories. Generally, when non-native speakers listen to second language (L2) sounds, they tend to assimilate them to their first language (L1) sounds. In this study, Japanese college students were asked to label English vowels ([i, ɪ, e, æ, ʌ, ɑ, ɔ, ʊ, u]) by using the English vowel inventory. The results suggested that Japanese learners' identification behavior could be explained within the framework of L2 vowel assimilation to L1 vowels. However, the number of English vowels that they could discern was beyond the number of Japanese vowels. They categorized the [i] sounds as well as the [ɪ] sounds, and the [u] sounds as well as the [ʊ] sounds. The [æ] sounds were distinguished from the [ʌ] and [ɑ] sounds even though these vowels are considered to be realizations of Japanese /a/. Some students even succeeded in distinguishing the [ʌ] sounds from the [ɑ] sounds. The study clarified that these phenomena could also be interpreted within the framework of L2 vowel assimilation to L1 vowels.

1. Introduction

When the L2 has more vowels than the L1, L2 learners have difficulty discerning some vowel contrasts in the L2. For example, Spanish has a five-vowel inventory (/i, e, a, o, u/), and native Spanish speakers sometimes fail to discriminate the English /ɛ/-/ɪ/ contrast (Flege, 1991). This is because L2 speakers tend to discern L2 vowels based on what L1 vowel category they can assign these sounds to. Spanish speakers attempt to hear both English /ɛ/ and /ɪ/ as a realization of either the Spanish /i/ category or the Spanish /e/ category.

The difficulty of non-native contrast discernment can be explained in the framework of Best's "perceptual assimilation model." Best (1994) explained how non-native contrasts could be

perceptually assimilated to native phonemes, and proposed four types of assimilation. The first type, the two categories (TC) type, consists of the cases where two non-native phones are similar to different native phonemes. In such cases, the two phones will be assimilated to two categories, hence the name. The second type, the single category (SC) type, covers the case where two non-native phones are equally similar to a single native phoneme. In this case, the two phones will be assimilated to a single category. The third type comprises cases where two non-native phones are unequally similar to a single native phoneme. In such cases, like in the SC type, both phones will be assimilated to a single category, but one of them will be a better example of the category, and the other will be a less typical example of it. This type of assimilation is called the category goodness (CG) type. The last type, the nonassimilable (NA) type, comprises cases where non-native phones are radically different from any native phonemes. In this case, the phones can be perceived as nonspeech sounds, and cannot be assimilated to any native categories. Best (1994) predicted that TC contrasts would be the most discriminable, and SC contrasts would be the least discriminable for adults. NA and CG contrasts were predicted to be less discriminable than TC contrasts and more discriminable than SC contrasts. He summarized the discrimination performance pattern as follows: $TC > (NA \leq CG) > SC$.

Although Best considered the “similarity” on the basis of gestural properties, it might be possible to see it from the acoustical viewpoint. Figure 1 shows English and Japanese vowels plotted in the F1-F2 space. The frequency values of the English vowels (plotted with filled circles) are taken from Kent and Read (1992), and those of the Japanese vowels (plotted with squares) are taken from Chiba (2004). The values reflect average formant frequencies of male native speakers of each language. Judging from this figure, Japanese speakers will have difficulty discerning the English /i/-/ɪ/ contrast if they assimilate [i] and [ɪ] to Japanese /i/ (SC type), or they may be able to discern this contrast easily if they assimilate [i] and [ɪ] to Japanese /i/ and /e/, respectively (TC type). The /ɪ/-/ε/ contrast will be easy for them to discern if [ɪ] and [ε] are assimilated to Japanese /i/ and /e/ respectively; however, it will be difficult if both sounds are assimilated to Japanese /e/. The /ε/-/æ/ contrast will not be difficult to discern because [ε] and [æ] are likely to be assimilated to Japanese /e/ and /a/ respectively. The English /æ/-/ɑ/-/ʌ/ contrast will be difficult to discern because these vowels can be assimilated to Japanese /a/. However, there is a slight difference of distance from each sound to the typical exemplar of Japanese /a/, and this fact might ease the difficulty level. The /æ, ɑ, ʌ/-/ɔ/ contrast will be easy to discern since [æ, ɑ, ʌ] and [ɔ] could be assimilated to Japanese /a/ and /o/ respectively. The figure shows that the /ʊ/-/ɔ/ contrast will be difficult because [ʊ] and the [ɔ] can be assimilated to the single Japanese /o/ category. However, there seems to be a possibility that [ʊ] will be assimilated to

Japanese /u/, in which case the contrast will be easy to discern. They may have trouble discerning the /u/-/ʊ/ contrast if they assimilate [u] and [ʊ] to their single /u/ category, or they may not have any trouble if they assimilate [u] and [ʊ] to their /u/ and /o/ categories, respectively.

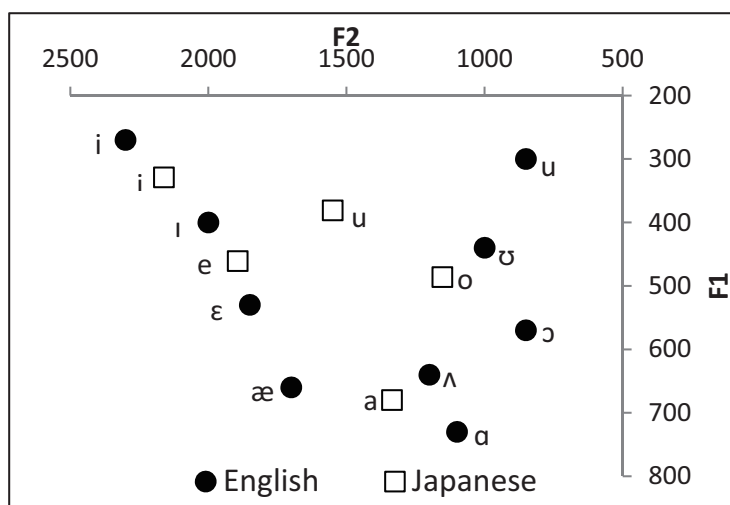


Figure 1 F1 and F2 frequencies of English and Japanese vowels

The prediction mentioned above seems to be based on the premise that 1) nonnative speakers assimilate L2 vowels to L1 vowel categories, 2) L2 vowels in the same L1 category differ in their level of similarity to a typical exemplar of the L1 category, and 3) nonnative speakers can notice the differences. Nonnative speakers notice auditory differences, not phonological differences, and therefore they may *discriminate* nonnative contrasts relatively easily, but may have trouble *identifying* nonnative vowels. As Best's model focuses on monolingual speakers, the acquisition of L2 sound categories is not considered (Best and Tyler, 2007). In contrast, Flege's Speech Learning Model, which focuses on bilinguals, suggests that there is a possibility that L2 learners establish L2 phonetic categories through L2 experiences (Flege, 1995). The L2 categories will make it possible for L2 learners to identify L2 sounds. A large amount of language experiences will be necessary to establish L2 phonetic categories, and it is true that Japanese learners of English lack it. However, is it impossible for them to identify English sounds even when they are forced to be aware of the L2 vowel inventory?

In this study, an identification test was carried out in order to examine how native Japanese speakers identify English vowels when they are asked to label them using the English vowel inventory. Results were considered from the viewpoint of the role of L1 vowel categories in L2 vowel identification.

2. Experiment

2. 1. Method

2. 1. 1. Stimuli

Nine English monophthongs ([i] , [ɪ] , [ɛ] , [æ] , [ʌ] , [ɑ] , [ɔ] , [ʊ] , [u]) were extracted from a CD attached to a textbook for pronunciation training. The original sounds were pronounced by a female speaker as a single phone, repeated five times (e.g., [i] , [i] , [i] , [i] , [i]). The third sound of the five successive sounds was selected as the stimulus. The spectral and durational properties of the sounds were examined using Praat, computer software for phonetic analysis. The results were as follows.

[i]	F1 = 302 Hz	F2 = 2817 Hz	Duration = 651 ms
[ɪ]	F1 = 523 Hz	F2 = 2308 Hz	Duration = 273 ms
[ɛ]	F1 = 650 Hz	F2 = 2228 Hz	Duration = 323 ms
[æ]	F1 = 882 Hz	F2 = 2276 Hz	Duration = 383 ms
[ʌ]	F1 = 901 Hz	F2 = 1425 Hz	Duration = 290 ms
[ɑ]	F1 = 938 Hz	F2 = 1256 Hz	Duration = 478 ms
[ɔ]	F1 = 633 Hz	F2 = 1004 Hz	Duration = 609 ms
[ʊ]	F1 = 544 Hz	F2 = 1321 Hz	Duration = 299 ms
[u]	F1 = 296 Hz	F2 = 1275 Hz	Duration = 538 ms

These values of F1 and F2 frequencies almost correspond to those reported in previous studies (for example, Kent and Read 1992), with a few exceptions (the F2 value of [æ] is slightly higher than that of [ɛ], and the F1 value of [ʌ] is a little higher than expected).

Using these sounds, three sets of stimulus sounds were created. The first one contained front vowels: [i], [ɪ], [ɛ], and [æ]. The second set contained low vowels: [æ], [ʌ], [ɑ], and [ɔ]. The third set contained back vowels: [ɔ], [ʊ], and [u]. Each sound of each set appeared five times. The first and second sets had 20 tokens (4 vowels × 5 times) each. The third set has 15 tokens (3 vowels × 5 times). Within each set, the tokens were arranged randomly, and 7-second intervals were inserted between them.

2. 1. 2. Participants

The participants were 26 native Japanese speakers (11 males and 15 females) around the age of 18-19 years. They were all freshmen at a college in the Kanto area of Japan. All of them majored in English language and literature at the college, and they were taking an English phonetics class at the time of the

experiment. They had already learned how to pronounce English vowels and consonants in that class, and were familiar with phonetic symbols. None of them had lived in an English-speaking country or lived with native speakers of English.

2. 1. 3. Procedure

The experiment was conducted in a quiet classroom at the college. The stimuli were presented through the loudspeakers that the room was equipped with. The experiment comprised three sessions. In the first session, the first set (i.e., the [i] , [ɪ] , [ɛ] , and [æ] sounds) was used. The participants were asked to identify each vowel by circling /i/, /ɪ/, /ɛ/, or /æ/ on the answer sheet. In the second session, the second set (i.e., the [æ] , [ʌ] , [ɑ] , and [ɔ] sounds) was used. The participants were told to identify each vowel by circling /æ/, /ɑ/, /ɔ/, or /ʌ/ on the answer sheet. In the third session, the third set (i.e., the [ɔ] , [ʊ] , and [u] sounds) was presented. The participants were asked to identify each vowel by circling /u/, /ʊ/, or /ɔ/. One-minute intervals were inserted between the sessions.

2. 2. Results and discussion

2. 2. 1. Identification of the front vowels

Table 1 presents the overall results of the first session. It shows all the responses for the [i], [ɪ], [ɛ], and [æ] stimulus sounds by participant. For example, Participant 1 labeled the [i] sound as /i/ five times out of five, while Participant 6 labeled it as [i] twice and as [ɛ] three times out of five. There are some blanks in the table because some participants failed to circle any phonetic symbols on some occasions. The lightly shaded cells show “correct consistent responses” (the meaning of this term will be explained later), and the deeply shaded cells show “incorrect consistent responses.”

Table 1 Responses for [i], [ɪ], [ɛ], and [æ] sounds by participant

		Participant																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
stimulus sound	[i]	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/
		/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/
		/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/
		/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/æ/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/
		/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/
	[ɪ]	/ɪ/	/ɪ/	/e/	/i/	/e/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/e/	/i/	/e/	/æ/	/i/
		/ɪ/	/ɪ/	/e/	/i/	/i/	/e/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/
		/e/	/i/	/e/	/i/	/e/	/æ/	/i/	/e/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/æ/
		/æ/	/i/	/i/	/i/	/æ/	/e/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/æ/
		/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/i/	/e/	/i/	/e/	/i/	/æ/
	[ɛ]	/e/	/e/	/æ/	/e/	/æ/	/e/	/e/	/æ/	/e/	/e/	/æ/	/e/	/e/	/æ/	/æ/	/e/	/e/	/e/	/e/	/e/	/æ/	/æ/	/e/	/i/	/i/	/æ/
		/e/	/e/	/e/	/æ/	/e/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/e/	/i/	/æ/	/i/	/e/	/æ/	/i/	/e/	/æ/	/e/	/æ/	/i/	/e/	/i/	/æ/	/e/	/æ/
		/i/	/i/	/e/	/e/	/i/	/æ/	/e/	/i/	/e/	/e/	/e/	/æ/	/i/	/e/	/e/	/i/	/e/	/i/	/e/	/e/	/e/	/e/	/e/	/i/	/e/	/i/
		/i/	/e/	/e/	/æ/	/æ/	/e/	/æ/	/æ/	/i/	/i/	/i/	/e/	/e/	/e/	/e/	/æ/	/i/	/e/	/æ/	/e/	/i/	/e/	/i/	/e/	/e/	/e/
		/e/	/e/	/e/	/e/	/e/	/æ/	/e/	/æ/	/i/	/i/	/æ/	/æ/	/i/	/e/	/e/	/i/	/e/	/e/	/e/	/e/	/e/	/e/	/i/	/e/	/æ/	/e/
	[æ]	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/i/	/æ/	/æ/	/æ/	/e/	/æ/	/e/	/æ/	/æ/	/e/	/e/	/e/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/e/	/e/
		/æ/	/æ/	/e/	/e/	/æ/	/e/	/e/	/æ/	/e/	/i/	/æ/	/æ/	/e/	/æ/	/æ/	/e/	/æ/	/æ/	/e/	/e/	/e/	/e/	/æ/	/æ/	/e/	/æ/
		/e/	/e/	/e/	/æ/	/i/	/æ/	/æ/	/æ/	/e/	/e/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/i/	/e/	/e/	/e/	/æ/	/æ/	/æ/	/e/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/
		/e/	/æ/	/æ/	/e/	/æ/	/æ/	/e/	/æ/	/e/	/e/	/e/	/æ/	/æ/	/æ/	/i/	/e/	/e/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/e/	/æ/

Figure 2 is the group result summarized from the overall data above. It shows the frequency with which /i/, /ɪ/, /e/, or /æ/ was used to label each vowel sound. The most frequent response for the [i] sound was /i/ (66.2%), and the second most frequent one was /ɪ/ (21.5%). /e/ and /æ/ responses were very few (11.5% and 0.8% respectively). The [ɪ] sound was identified as /ɪ/ (58.1%) most frequently, followed by /e/ (19.4%) and /i/ (17.1%). There were few /æ/ responses (5.4%). The participants labeled the [ɛ] sound as /e/, /æ/, /ɪ/, and /i/ at the frequency rates of 53.1%, 26.6%, 14.8%, and 5.5%, respectively. The [æ] sound was most frequently labeled as /æ/ (61.5%). Moreover, 34.6% of the responses gathered at /e/, 2.3% at /ɪ/, and 1.5% at /i/.

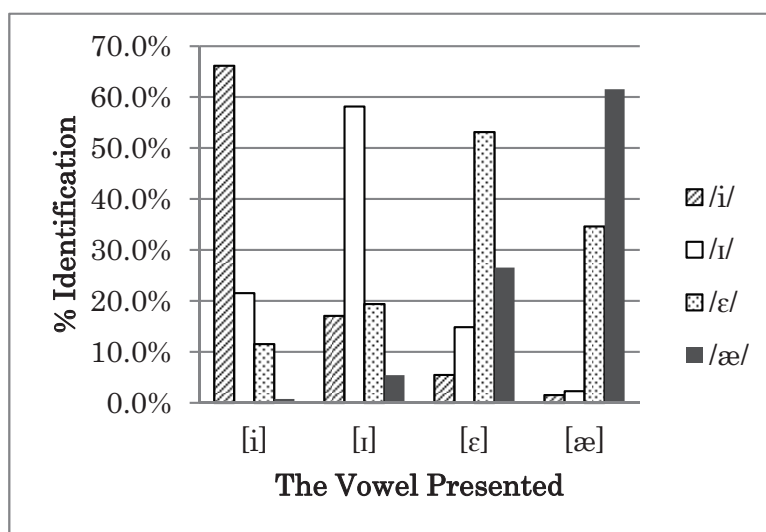


Figure 2 Results of the identification test for front vowels

Judging from the figure, the participants may have identified each sound relatively correctly (i.e., the [i] sound was labeled as /i/, the [ɪ] sound was labeled as /ɪ/, the [ɛ] sound was labeled as /ɛ/, and the [æ] sound was labeled as /æ/ most frequently). With respect to the /i/-/ɪ/ contrast, the participants could distinguish [ɪ] from [i] without too much confusion. If both the [i] and the [ɪ] sounds had been assimilated to Japanese /i/, the percentages of the correct responses for them would have been much lower. It is safe to say that the participants were able to recognize the differences between them. However, this does not mean that they categorized them in the same way as native speakers of English do, because in this experiment they could use a temporal cue as well as a spectral cue. There is a good possibility that they distinguished them on the basis of durational differences (i.e., a long vowel vs. a short vowel). In my previous experiment (2004) using synthesized stimulus continua, it was found that many Japanese learners of English identified a typical English [i] sound as /ɪ/, and a typical English [ɪ] sound as /i/. In that experiment, the vowel durations of the stimuli were fixed, and the subjects had to identify the sounds on the basis of the differences in formant frequencies. The result obtained in the current experiment is inconsistent with this previous study. Further experiments will be needed. The /ɛ/-/æ/ contrast might be difficult to perceive. Although the participants gave correct responses for each sound most frequently, the percentages of the second-highest responses are relatively high. The [ɛ] sound was likely to be identified as a realization of the Japanese /a/ category as well as the /e/ category, and the [æ] sound was likely to be identified as a realization of the Japanese /e/ category as well as the /a/ category.

Looking at individual data in Table 1, the reader will see that many participants seem to have labeled each stimulus sound with some consistency. For some of the stimulus sounds, some participants labeled them with the same phonetic symbols five or four times out of five. These participants will be called “consistent-response” participants in this paper. The consistent-response participants will be divided into two groups: the group of “correct” consistent-response participants and the group of “incorrect” consistent-response participants. The correct consistent-response participants were able to match the correct phonetic symbols to stimulus sounds, and the incorrect consistent-response participants matched incorrect phonetic symbols to stimulus sounds. The correct consistent responses are marked with lightly shaded cells, and the incorrect consistent responses are marked with deeply shaded cells in the table.

Table 2 shows how many participants gave a consistent response when they were asked to label each of the [i], [ɪ], [ɛ], and [æ] sounds. The numbers in parentheses show how many participants of the consistent-response-participant group gave correct consistent responses.

Table 2 Number of participants who gave consistent responses for [i], [ɪ], [ɛ], and [æ] sounds

[i]	[ɪ]	[ɛ]	[æ]
24 (18)	15 (11)	7 (6)	9 (8)

As regards the [i] sound, 24 participants gave consistent responses. Further, 18 participants (marked with lightly shaded cells in Table 1) gave the correct response (i.e., they labeled it as /i/). The other six participants (marked with deeply shaded cells) gave incorrect responses. Participants 4, 7, 10, and 18 labeled the sound as /ɪ/, and Participants 13 and 23 labeled it as /ɛ/. Both the correct and the incorrect consistent-response participants were able to identify the [i] sounds among the [i], [ɪ], [ɛ], and [æ] sounds and put them together into a single category. The difference between them may be that the correct consistent-response participants can connect the category with the appropriate phonetic symbol, while the incorrect consistent-response participants failed to do so.

Of the participants, 15 gave a consistent response for the [ɪ] sound. Further, 11 of them labeled [ɪ] correctly, that is as /ɪ/. The other four participants labeled it as /i/ (Participants 4 and 18) or /ɛ/ (Participants 6 and 24). As compared to the identification for the [i] sound, the number of consistent-response participants is smaller, which means that the participants have more difficulty in identifying an [ɪ] sound among the [i], [ɪ], [ɛ], and [æ] sounds. This result might be derived from the fact that Japanese [i] is more similar to English [i] than English [ɪ] in terms of spectral characteristics. As English [ɪ] is a little remote from the prototype of Japanese [i] in vowel space, it might be more difficult to

identify it as a realization of the Japanese /i/ category. In addition, 10 participants out of the 11 correct consistent participants (except Participant 13) labeled the [i] sound correctly, which means that they must have identified [i] and [ɪ] as realizations of different categories. Participants 4 and 18 labeled the [i] sound as /i/ and the [ɪ] sound as /i/. They may have correctly identified these sounds as belonging to different categories, but failed to give them the appropriate symbols.

The [ɛ] sound was difficult for the participants to label consistently. Only seven participants gave consistent responses. Six of them labeled the [ɛ] sound as /ɛ/, and one (Participant 8) labeled it as /æ/. Although the English [ɛ] is likely to be interpreted as an allophone of the Japanese /e/ category, it is slightly different from Japanese [e] in terms of spectral characteristics. English [ɛ] has a higher F1 frequency and a lower F2 frequency. This fact might have confused the participants and produced inconsistency.

The [æ] sound was as difficult as the [ɛ] sound to label consistently. Nine participants belonged to the consistent-response group. Eight of them labeled the sound as /æ/, and one (Participant 10) labeled it as /ɛ/. Considering the group result, the number of the consistent-response participants seems to be small. This is because many participants labeled the sound as /ɛ/ more than once. They seem to be confused about which label (/ɛ/ or /æ/) to give to the [æ] sound. This is because the English [æ] sound has a higher F2 frequency and a lower F1 frequency than the Japanese [a] sound.

Among all the participants, only Participant 14 gave consistent responses to all four vowels. Six participants gave consistent responses to three vowels. Participants 2, 17, and 19 gave correct consistent responses to the [i], [ɪ], and [ɛ] sounds, and Participant 22 to the [i], [ɛ], and [æ] sounds. Participants 21 and 24 showed consistency for the [i], [ɪ], and [æ] sounds, although Participant 24 gave incorrect consistent responses for the [ɪ] sound. These results might mean that the participants have not established the correct four categories for the English [i], [ɪ], [ɛ], and [æ] sounds as firmly as we can expect from the group data shown in Figure 2.

2. 2. 2. Identification of the low vowels

Table 3 is the overall result of the second session. It shows all the responses for the [æ], [ɑ], [ɔ], and [ʌ] stimulus sounds by each participant.

Table 3 Responses for [æ], [ɑ], [ɔ], and [ʌ] sounds by participant

		Participant																										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
stimulus sound	/æ/	/æ/	/ɔ/	/æ/	/æ/	/æ/	/ʌ/	/æ/	/æ/	/a/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/a/	/æ/	/æ/	/æ/		/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/
		/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/ʌ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/a/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/ɔ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/
		/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/a/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/a/	/a/	/ɔ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/
		/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/a/	/æ/	/æ/	/æ/	/æ/	/ʌ/	/a/	/ɔ/	/æ/	/æ/	/æ/	/ɔ/	/æ/	/æ/	/æ/
	/a/	/a/	/æ/	/a/	/ʌ/	/a/	/æ/	/a/	/a/	/æ/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/æ/	/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/ɔ/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/a/
		/a/	/ɔ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/ɔ/	/ɔ/	/a/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/ɔ/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/a/
		/a/	/ɔ/	/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/ɔ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/
		/a/	/ɔ/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/ɔ/	/a/	/ɔ/	/ʌ/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/
	/ɔ/	/ɔ/	/a/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ʌ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/		/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/
		/a/	/ʌ/	/ʌ/	/ɔ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/æ/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/
		/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/æ/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/
		/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/a/
	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/
		/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/æ/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/æ/	/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/
		/ʌ/	/a/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/æ/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	
		/ʌ/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/ʌ/	/ʌ/	/ʌ/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/ʌ/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/	/a/

Figure 3 shows the group result summarized from the overall data above. It shows the frequency with which /æ/, /ɑ/, /ɔ/, or /ʌ/ was used to label each vowel sound. Most of the responses for the [æ] sound were /æ/ (86.8%), and very few responses were /ɑ/ (5.4%), /ɔ/ (3.9%), and /ʌ/ (3.9%). The [ɑ] sound was labeled as /ɑ/ (51.5%), /ʌ/ (30.0%), /ɔ/ (13.1%), and /æ/ (5.4%). Most responses for the [ɔ] sound were /ɔ/ (72.9%). Few /ʌ/, /ɑ/, and /æ/ responses were observed (17.8%, 7.8%, and 1.6% respectively). The responses for the [ʌ] sound were concentrated in /ʌ/ (43.8%) and /ɑ/ (43.8%). Few /ɔ/ and /æ/ responses were given (9.2% and 3.1% respectively).

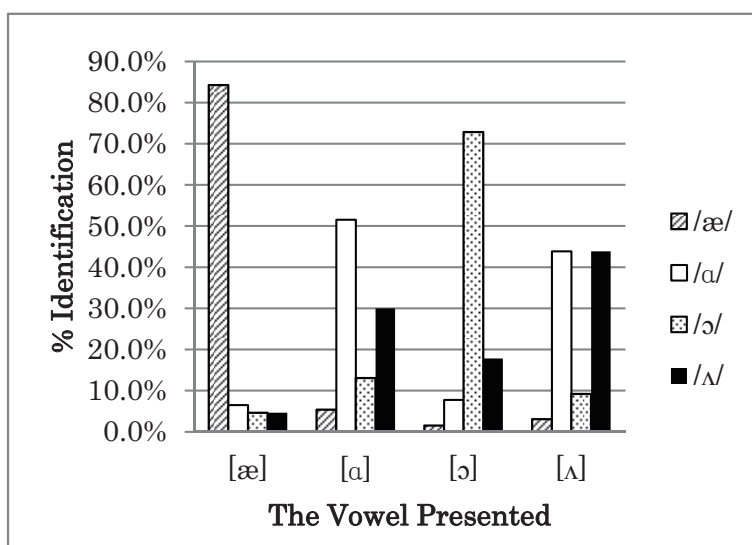


Figure 3 Results of the identification test for low vowels

The [æ] sound was likely to be identified as a realization of a totally different category from the other sounds. It might be in the Japanese /e/ category, considering the fact that the [a] and [ʌ] sounds are closer to Japanese [a] in the vowel space (Figure 1). In the previous section, the [æ] sound was identified as a realization of the Japanese /a/ category as well as the /e/ category. The results of this session and the previous session mean that the L1 category that nonnative speakers rely on might vary according to stimulus combinations. Further examination will be needed to clarify this point. The [ɔ] sound was also likely to be identified as a realization of a different category from the other sounds. In terms of the vowel space, it might be in the /o/ category. The [a] sound and the [ʌ] sound seem to have been identified as realizations of a single /a/ category. The participants seem to be confused about which label (/a/ or /ʌ/) to give when they listen to the [a] sound and the [ʌ] sound.

Table 4 shows how many participants gave consistent responses when they were asked to label each of the [æ], [a], [ɔ], and [ʌ] sounds. The numbers in parentheses show how many participants of the consistent-response-participant group gave correct consistent responses.

Table 4 Number of participants who gave consistent responses for [æ], [a], [ɔ], and [ʌ] sounds

[æ]	[a]	[ɔ]	[ʌ]
22 (22)	12 (10)	19 (16)	13 (7)

As many as 22 participants gave consistent responses for the [æ] sound, and all of them labeled it correctly (i.e., as /æ/). They were able to identify the [æ] sounds easily when they listened to the [æ], [a], [ɔ], and [ʌ] sounds. This indicates the possibility that they used a different vowel category when they labeled the [æ] sound from the category they used when they labeled the [a], [ɔ], and [ʌ] sounds.

Further, 19 participants gave a consistent response for the [ɔ] sound; 16 of them labeled it correctly, and the other three labeled it incorrectly. As only the [ɔ] sound of the four stimulus sounds was likely to be identified as a realization of the Japanese /o/ category, it is reasonable that many participants labeled it correctly. Participants 19 and 22, who were incorrect consistent participants, seem to have discerned the sound among the stimulus sounds. They labeled it as /ʌ/, while the other sounds were labeled with different phonetic symbols. They were able to categorize the sound, but failed to match the appropriate symbol to it.

Fewer participants showed consistent responses for the [a] and [ʌ] sounds: 12 participants gave a consistent response for [a]. Of them, 10 were correct consistent response participants, and the other two were incorrect consistent response participants. Further, 13 participants gave consistent responses for [ʌ]. Of them, seven labeled the sound correctly, and the other six labeled it incorrectly. As regards the /a/ and /ʌ/ contrast, six participants (Participants 1, 5, 8, 10, 15, and 21) seem to have identified the [a] and [ʌ] sounds as realizations of different two categories. The participants who gave incorrect consistent responses for the [a] or [ʌ] sound (Participants 2, 6, 11, 17, 19, 20, 22, 26) failed to label the other sound consistently. It means that only one of the two sounds has enough prominent characteristics for the participants to find a category that it matches.

2. 2. 3. Identification of the back vowels

Table 5 is the overall result of the third session. It shows all the responses for the [u], [ʊ], and [ɔ] stimulus sounds by each participant.

Table 5 Responses for [u] , [ʊ] , and [ɔ] sounds by participant

		Participant																										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
stimulus sound	[u]	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/
		/u/	/ɔ/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/
		/u/	/ɔ/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/
		/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/
		/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/
	[ʊ]	/ɔ/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/ɔ/		/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/
		/ɔ/	/u/	/u/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/
		/u/	/u/	/u/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/
		/u/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/
		/u/	/u/	/u/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/u/	/ɔ/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/	/u/
	[ɔ]	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/
		/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/
		/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/
		/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/
		/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/	/ɔ/

Figure 4 shows the group result summarized from the overall data above. It shows the frequency with which /u/, /ʊ/, or /ɔ/ was used to label each vowel sound. Most responses for the [u] sound were /u/ (56.9%) or /ʊ/ (40.8%). Very few /ɔ/ responses were given (2.3%). Most responses for the [ʊ] sound were also /ʊ/ (55.0%) or /u/ (43.4%). Very few /ɔ/ responses were given (1.6%). The [ɔ] sound was labeled as /ɔ/ (93.8%). Few /ʊ/ responses were given (6.2%), and there were no /u/ responses.

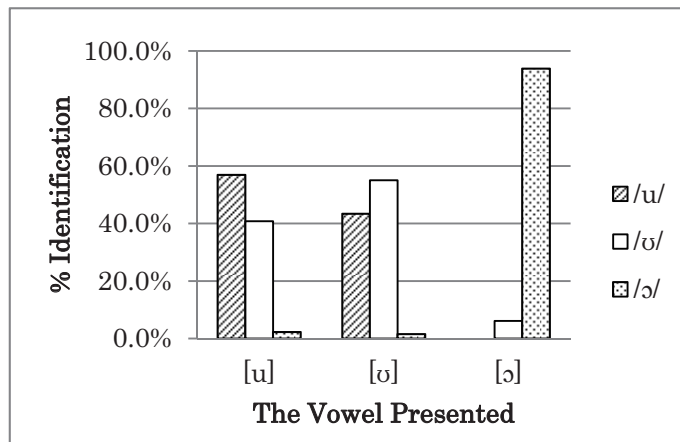


Figure 4 Results of the identification test for back vowels

The [ɔ] sound seems to have been identified as a realization of a different category from that of [u] and [ʊ]. When the participants listened to the [ɔ] sound, they almost always identified it as /ɔ/, and when they listened to the [u] and [ʊ] sounds, they rarely identified them as /ɔ/. The [u] and [ʊ] sounds seem to have been identified as realizations of a single category. The participants were confused about which label (/u/ or /ʊ/) to give to each of the sounds. This result is not consistent with the expectation from the result of the /i/ and /ɪ/ identifications seen in 1.2.1. In the /i/ and /ɪ/ identifications, the participants could distinguish the [i] sound from the [ɪ] sound, and the reason was thought to be that they could use a temporal cue as well as a spectral cue. In the /u/ and /ʊ/ identifications, they could also use a temporal cue as well as a spectral cue. Nonetheless, they failed to distinguish the [u] sound from the [ʊ] sound. The individual analysis below will give us further explanation.

Table 6 shows how many participants gave a consistent response when they were asked to label each of the [u], [ʊ], and [ɔ] sounds. The numbers in parentheses show how many participants of the consistent-response-participant group gave correct consistent responses.

Table 6 Number of p participants who gave consistent responses for [u] , [ʊ] , and [ɔ] sounds

[u]	[ʊ]	[ɔ]
24 (14)	24 (13)	23 (23)

Although as many as 24 participants gave consistent responses for the [u] sound, 10 of them failed to label it correctly. All of the incorrect consistent-response participants labeled the sound as /ʊ/. This result means that the participants could discern the [u] sound from all the stimulus sounds and form a category, but could not match the appropriate label to the category.

The [ʊ] sound showed the same tendency. Twenty-four participants gave a consistent response for the sound, and 11 of them failed to label it correctly. All the incorrect consistent-response participants labeled it as /u/. The participants seem to have discerned the [ʊ] sound among all the stimulus sounds and formed a category, but did not manage to match the appropriate label to the category, just as it happened with the [u] sound.

Looking at the individual results in Table 5, we can find that most of the consistent-response participants labeled the [u] and [ʊ] sounds systematically, that is, the participants who labeled [u] correctly labeled [ʊ] correctly, and the participants who labeled [u] incorrectly labeled [ʊ] incorrectly. This may indicate that the participants can perceive the difference between the [u] and [ʊ] sounds and place them into different categories. As I mentioned in the discussion about the group data,

it is unlikely that they had no way to distinguish [u] from [ʊ] because they had a temporal cue at their disposal. The important point is that they succeeded in categorizing them, but failed to match the appropriate labels to them.

Moreover, 23 participants gave the correct consistent response for the [ɔ] sound. There was no one who showed incorrect consistent responses. The correct consistent-response participants seem to have a single category for the [ɔ] sound, which is different from those for the [u] and [ʊ] sounds.

Twenty-two participants gave consistent responses for all the [u], [ʊ], and [ɔ] sounds, which means that they could recognize the differences between [u], [ʊ], and [ɔ] and categorize them. It is safe to say, then, that Japanese learners of English do not have difficulty in discriminating these sounds.

3. Additional Experiment

In order to consider the results of the identification experiment from a different perspective, an additional production test was conducted. If L2 speakers have definite category representations for L2 vowels, these category representations should affect their production of the L2 vowels.

The participants who participated in the identification test were asked to assemble again a week later.

3. 1. Procedure

A list of 9 monosyllabic words was prepared. Each of the words had /b/ as the initial consonant, followed by one of the monophthongs examined in the identification test, and then followed by /t/ or /k/. They were *beat*, *bit*, *bet*, *bat*, *bark*, *but*, *bought*, *book*, and *boot*. The words were arranged randomly, and the participants were asked to read each word on the experimenter's cue. Each participant read the list twice, and as a result produced 18 tokens. Recording was conducted in a quiet room, and the recorded data was transformed into spectrograms using Praat. F1 and F2 frequencies were calculated at the midpoint of the vowels. Some of the tokens were not calculated because of the ambiguity of the formants.

3. 2. Results and discussion

Figure 5 summarizes the results of the experiment. All the tokens were plotted on the F1-F2 space. The left panels show the male data and the right panels show the female data.

The top panels show the F1 and F2 frequencies of each token of *beat* ([i]), *bit* ([ɪ]), *bet* ([ɛ]), and *bat* ([æ]). Both the male and the female participants show a similar tendency. The [i] tokens and the [ɪ] tokens overlap extensively, and the F1-F2 space can be divided into three areas: an area for the [i]

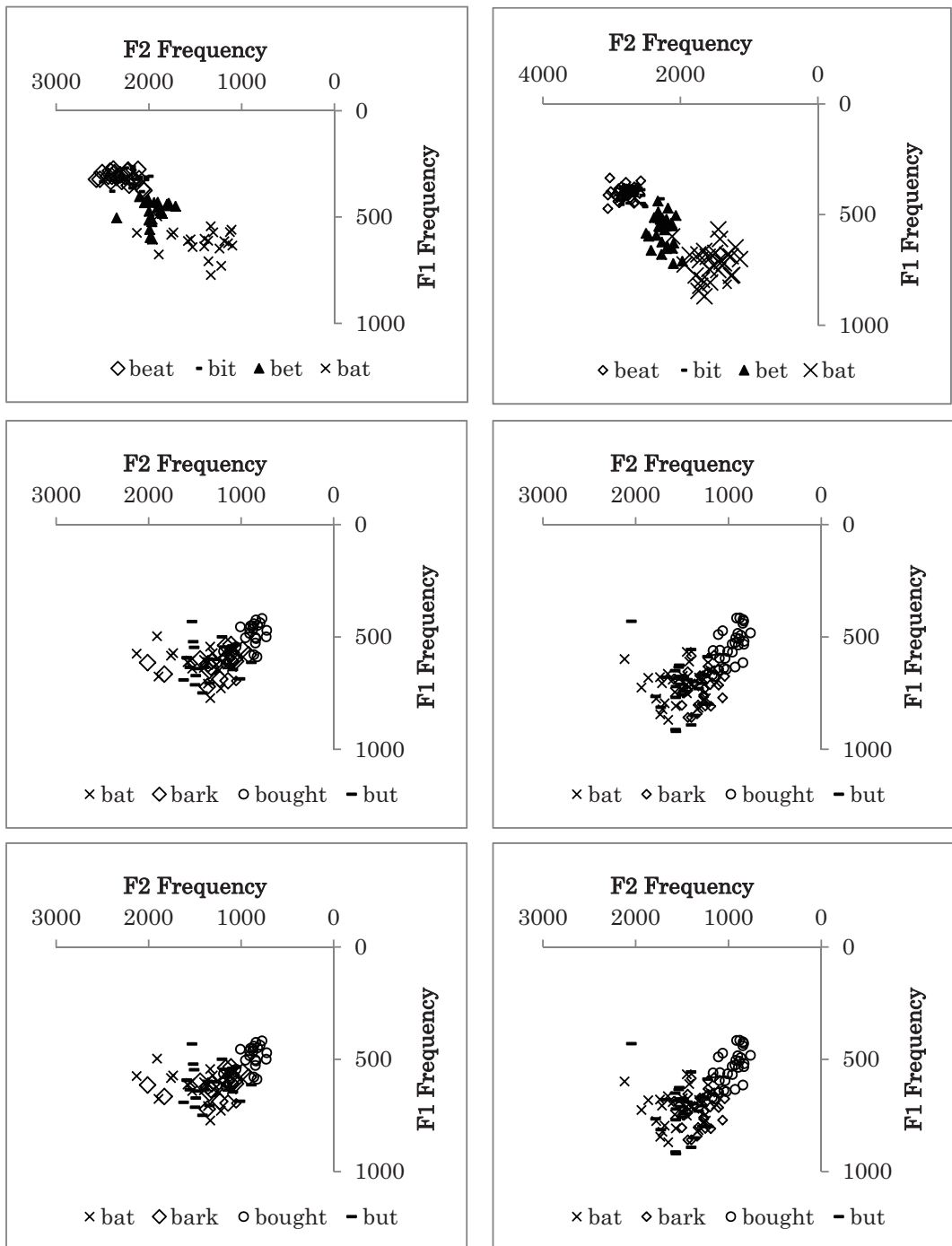


Figure 5 Results of the production test

and [ɪ] tokens, an area for the [ɛ] tokens, and an area for the [æ] tokens. English /i/ and /ɪ/ were likely to be pronounced as realizations of the single Japanese /i/ category, English /ɛ/ as realizations of the Japanese /e/ category, and English /æ/ as realizations of the Japanese /a/ category.

The middle panels show the F1 and F2 frequencies of each token of *bat* ([æ]), *bark* ([ɑ]), *bought* ([ɔ]), and *but* ([ʌ]). The tendencies of the male and the female participants look very similar. The [æ], [ɑ], and [ʌ] tokens overlap extensively, though some of the [æ] tokens are plotted at the area of a somewhat higher F2 frequency. The [ɔ] tokens are plotted at a different area from the other sounds. The participants may have pronounced English /æ/, /ɑ/, and /ʌ/ as realizations of the single Japanese /a/ category and /ɔ/ as a realization of the Japanese /o/ category.

The bottom panels show the F1 and F2 frequencies of each token of *bought* ([ɔ]), *book* ([ʊ]), and *boot* ([u]). There seems to be little difference between the male and the female participants. The [u] and the [ʊ] tokens overlap heavily, and therefore, the F1-F2 space appears to have a [u]-and-[ʊ]-token area and an [ɔ]-token area. It means that English [u] and [ʊ] were pronounced as realizations of the single Japanese /u/ category, and English [ɔ] as a realization of the Japanese /o/ category.

The results of the production test can be explained in the framework of the assimilation model. English /i/, /ɪ/, /ɛ/, /æ/, /ɑ/, /ʌ/, /ɔ/, /ʊ/, and /u/ are pronounced as realizations of any one of the five vowel categories of Japanese.

4. General discussion

This paper reported an experimental study of how Japanese learners of English behave in a forced-choice identification test.

Regarding the identification of the [i], [ɪ], [ɛ], and [æ] sounds, it is reasonable to suppose that these sounds were identified as realizations of Japanese vowel categories. The Japanese learners discerned the [i] and the [ɪ] sounds by using a temporal cue not a spectral cue. This does not indicate that the identification was conducted according to the criterion that native speakers of English use. Although English /i/ and /ɪ/ are different in duration in the same phonetic environment, duration is not an essential property to distinguish them. The Japanese learners may have identified the English [i] sound as a realization of the Japanese /i:/ category, and the English [ɪ] sound as a realization of the Japanese /i/ category. The English [ɛ] and the [æ] sounds seem to have been identified on the basis of Japanese vowel categories. However, these vowels are placed at the category crossover between the Japanese /e/ and /a/ categories, which may have been the cause of the fluctuation observed in the

participants.

With respect to the identification of [æ], [ɑ], [ɔ], and [ʌ] sounds, the Japanese learners' behavior can also be explained in terms of the use of Japanese vowel categories. In the additional production test, the [æ], [ɑ], and [ʌ] sounds seem to have been pronounced as realizations of the single Japanese /a/ category. However, in the identification test, the number of correct responses for the [æ] sound was overwhelmingly large. Three possibilities can be considered about this. One is that the [æ] sound was identified as a realization of a different Japanese category from the others, namely, the Japanese /e/ category. Another is that the [æ] sound was so remote from the good exemplar of Japanese /a/ that the participants categorized the sound as a less-good example of Japanese /a/. The other is that the [æ] sound was identified as a realization of a new, English-specific category. Although the results of the production test and the identification test suggest that the second possibility is the most appropriate, further research will be necessary. Regarding the [ɑ] and [ʌ] sounds, the Japanese learners can be divided into three groups: the group of participants who responded to both sounds consistently (both-consistent participants), the group of participants who responded to one of the sounds consistently (half-consistent participants), and the group of participants who responded to both sounds inconsistently (inconsistent participants). Given that the participants use the Japanese /a/ category to process the [ɑ] and [ʌ] sounds, as the production test suggested, it is likely that the both-consistent participants sorted them into different groups within the /a/ category on the basis of auditory differences. The half-consistent participants were likely to be able to sort out one of the sounds from realizations of the /a/ category based on the auditory differences. The inconsistent participants might not have paid attention to the auditory differences. It is not clear what auditory differences make it possible for nonnative speakers to sort sounds of the same category, and why there exist three groups in the participants. Further investigation of these issues will be required. Regarding the [ɔ] sound, there is a possibility that it was identified as a realization of the Japanese /o/ category.

Although many Japanese learners labeled the [u] and the [ʊ] sounds reversely, they categorized them on the basis of two categories. However, as the production test suggested, these two sounds were likely to be distinguished by a temporal difference not a spectral difference. The Japanese learners may have discerned the [u] sound as a realization of the Japanese /u:/ category and the [ʊ] sound as a realization of the /u/ category.

The participants in this experiment were college students who were studying English phonetics, and there is a good possibility that explicit knowledge of English sounds made it possible for them to identify some English vowels within a single L1 category. This suggests that Japanese native speakers

have the potential to improve their L2 identification skills through explicit knowledge even though they do not have a large amount of L2 experience.

References

- Best, C. T. (1994). The emergence of native language phonological influences in infants: A perceptual assimilation model. In J.C. Goodman & H. C. Nusbaum (eds), *The Development of Speech Perception: The transition from speech sounds to spoken words* (pp. 167 – 224). Cambridge, MA: MIT Press.
- Best, C. T. and Tyler, M. D. (2007). Nonnative and second – language speech perception. In Born O. and Munro, M. J. (eds.), *Language Experience in Second Language Speech Learning* (pp. 13 – 34). Amsterdam: John Benjamins Publishing Company.
- Bohn, O. and Flege, J. E. (1990). Interlingual identification and the role of foreign language experience in L2 vowel perception. *Applied Psycholinguistics*, pp. 11, 303 – 328.
- Chiba, A. (2004). The perception of synthesized English /i/ and /ɪ/ by Japanese college students. *Human Science*, 22, pp. 55 – 64.
- Flege, J. E. (1991). The Interlingual Identification of Spanish and English Vowels: Orthographic Evidence. *The Quarterly Journal of Experimental Psychology*, 43, 701 – 731.
- Flege, J. E. (1995). Second language speech learning theory, findings, and problems . In Strange, W., *Speech Perception and Linguistic Experience: Issues in Cross-Language Research* (pp. 233 – 277). Timonium, MD: York Press.
- Flege, J. E. and Eefting W. (1988). Imitation of a VOT continuum by native speakers of English and Spanish: Evidence for phonetic category formation. *Journal of Acoustic Society of America*, 83 (2), pp. 729 – 740.
- Flege, J. E., Munro, M. J., and Fox, R. A. (1994). Auditory and categorical effects on cross-language vowel perception. *Journal of Acoustic Society of America*, 95 (6), pp. 3623 – 3641.
- Fox, R. A., Flege, J. E., and Munro, M. J. (1995). The perception of English and Spanish vowels by native and Spanish listeners: A multidimensional scaling analysis. *Journal of Acoustic Society of America*, 97 (4), pp. 2540 – 2551.
- Kent, R. D. and Read, C. . (1992). *The Acoustic Analysis of Speech*. Sandiego, CA: Singular Publishing Group.

(常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

The French Influence on the Multiple Negation in Middle English: A Corpus Based Study*

Reiko Ito

Abstract

This paper aims primarily to clarify the French influence on the multiple negation in Middle English. Though many scholars are devoted to the historical change of the negative constructions, only a few have commented on the French influence. The method used herein is to investigate the Penn-Helsinki Parsed Corpus of Middle English, Second Edition (PPCME2) employing the Treebank¹ as a search engine. PPCME2 is an annotated corpus which contains approximately 1.2 million words of 55 text samples with text files, part-of-speech tagged files and parsed files.

Initially, the multiple negations are extracted using NEG as POS tag and *ne* and *not* with their variants as keywords for basic syntactic tags. Then the data are classified into Type (1) *ne V*, Type (2) *ne V not* and Type (3) *V not*, with parameters. Finally, the French influence on the negative constructions is analyzed comparing the three types throughout 4 periods of ME.

The result shows that the use of the multiple negation, *ne V not* construction, which is relevant to French and Latin (F/L) in M2, is numerically large, compared to those constructions not relevant to F/L, although PPCME2 has fewer words in the texts in M2.

Keywords: multiple negation, French, Middle English, corpus

1. Introduction

Jespersen (1917: 9 – 14) describes the historical development of the English negation as in the following stages:

- (1) a. OE Ic *ne* secge. Ic *ne* will secgan
 b. ME I *ne* seye *not*. I ne will *not* seyen
 c. LME – 15C I say *not*. I will *not* say
 d. 15C – EModE I not say²
 e. 16C – I do *not* say.
 f. 17C – I *don't* say. I *won't* say

Like other European languages, the negative marker in Old English was *ne* placed before the finite verb as in (1a). (1b) became dominant in Middle English, adding *not* to emphasize the negative meaning, and this was followed historically in the 15th century by (1c), in which *ne* disappeared. Before (1e) became established, *not* tended to be placed pre-verbally as in *I not say*.

Ito and Kiyomi (2009) investigate the decline of *ne* in the negative constructions through the *Helsinki Corpus of English Texts: Diachronic and Dialectal* (HC) and suggest that French influenced the negative constructions in ME.

In this paper, primarily the French influence on Middle English is considered through PPCME2 employing the Treebank as a search engine.

2. Multiple Negation

The negative sentences in OE had two or more negative markers; this phenomenon is called multiple negation or negative concord. The negative adverb *ne* was placed before the finite verb which was appended by other negatives such as *nan*, *na*, *naht* or *never*.

The definition of multiple negation could not be made. Jespersen (1940: 450 – 55) classifies multiple negation as including the three types shown below:

- (2) a. double (or treble) attraction
 I will *not* budge for *no* mans pleasure, (Rom III. 1.58)
 b. resumptive negation
 Man delights *not* me; *no*, *nor* woman neither, (Hml II. 2.321)
 c. paratactic negation
 You may *deny* that you were *not* the meane Of my Lord Hastings late imprisonment, (R3 I. 3.90)

Iyeiri (2002: 128, 134 – 46) examines multiple negative constructions and classifies them into three

types as follows:

(3) a. multiple negation with the negative adverb *ne*

Hit *nere* for lore (*King Horn*, 479)

b. multiple negation with conjunctive *ne/nor*

Ne þe ne cumest noȝt in Scotlonde (*The Owl and the Nightingale*, 908)

c. multiple negation with the combination of *not*, *neither*, *never*, *no*, etc.

Nas *neuere non* better kniȝth (*King Alisaunder*, 3325)

In (2c) the negative meaning of the verb ‘deny’ causes the following clause to generate the negative construction ‘you were *not* the meane Of my Lord Hastings late imprisonment.’ The negative element of (3b) is conjunction. In this paper, (2a), (3a) and (3c) will be analyzed as examples of multiple negation because our primary consideration will be given to how the *ne V* construction was changed to *ne V not* by the influence of French.

Jack (1978a) examines 8 texts of the Early Middle English (11c-13c)³ and concludes that ‘the choice between *ne* and *ne... nawt* was really a semantic one, in view of the fact that *nawt* is derived from an OE form meaning ‘nothing, not at all’... so that *ne... nawt* was in Early ME a more emphatic negative than *ne* and the choice between the two was based on this semantic difference’ (296). Jack (1978a: 298) also comments that ‘the translator may therefore simply have been mirroring the form of the English text by using a single negative form where it did, and a double one likewise... there was no real distinction of meaning between *ne* and *ne... nawt* in early ME.’ According to his analysis, the *ne V not* construction took place during the 12th century, and the choice between the two is based on the French original.

Jack (1978b) investigates 8 prose texts of Later Middle English⁴ and evidences that *ne* disappeared because of ‘a weak marker of negation’ (71). Ito & Kiyomi (2009 : 96) also propose that *ne* may have been ‘a weak marker’ by comparing the English *ne* with the French negative marker *ne* and *pas*. Jack (1978a:297), however, refers to the French influence, saying ‘the Vitellius French translation of *Ancrene Wisse*, where English *ne* is generally rendered simply as French *ne*, whereas *ne... nawt* is usually translated as *ne... pas*.’ And he excludes *Kentish Sermons* because it is translated from the French text and influenced by French. Why does he exclude *Kentish Sermons* although both *Kentish Sermons* and *Ancrene Wisse* are translated and influenced from French?

Iyeiri (2001) made a detailed study on the negative constructions in ME examining 24 verse and 16 prose texts which Jack (1987a.b) does not deal with. Although she comments that the meaning of *ne* in

early ME is ambiguous as to whether it preserves the original meaning or not, she remarks that the peak of the multiple negation is *The South English Legendary* in the late 13th and early 14th centuries, saying ‘that the decline of adverbial *ne* leads to a significant decrease of multiple negation in ME is certified by the change of the nature of single negation’ (135). She concludes the reason for the decline in the use of the multiple negation is related to an increasing use of *and* and *or* in place of *ne/nor*

Ito (2007) investigates the negative constructions in 97 files of the four periods of HC and finds numerical evidence of the French influence as shown in the following table.

Table 1: The number of examples with French or Latin originals found in the negative constructions *ne V not*, *V not* and *not V* (Ito 2007: 112 (revised))

	<i>ne V not</i>		<i>V not</i>		<i>not V</i>	
	F/L	total	F/L	total	F/L	total
ME1 (1150-1250)	0	115	0	0	0	35
ME2 (1250-1350)	162	214	56	162	150	156
ME3 (1350-1420)	90	134	180	425	99	297
ME4 (1420-1500)	2	39	4	242	8	287

In Table 1, no examples relevant to French or Latin can be found in ME1. Ito (2007) considers the multiple negation, having been employed in Old English, was still used during ME1. In ME2, however, 162 examples relevant to French or Latin out of 214 *ne V not* cases are found. The *ne V not* construction declined in number in ME3. Ito (2007) and Ito and Kiyomi (2009) conclude that ME2 was a period when French had the greatest influence on negative constructions.

3. Data and Discussions

3. 1. Texts examined

The method used is to investigate PPCME2 employing the Treebank as a search engine. PPCME2 is a syntactically annotated corpus and contains approximately 1.2 million words in 55 text samples with text files, part-of-speech tagged files and parsed files. The negative particles *NE* and *NOT* are tagged *NEG*, as are *NO* and *NONE* in *WHETHER OR NOT* clauses. *NE* is also used as a coordinating conjunction (CONJ), and *NOT* is also used as a quantifier.

The table below shows the number of words for each period.

Table 2: The number of words in PPCME2⁵

Period designation	Composition date	Manuscript date	Word count
MX1	unknown	1150-1250	62,596
M1	1150-1250	1150-1250	195,494
M2	1250-1350	1250-1350	93,999
M23	1250-1350	1350-1420	17,013
M24	1250-1350	1420-1500	35,591
M3	1350-1420	1350-1420	385,994
M34	1350-1420	1420-1500	99,994
MX4	unknown	1420-1500	5,168
M4	1420-1500	1420-1500	260,116
total			1,155,965

Within the sub-periods, the texts are listed according to the text type code they have been ascribed. Initially, the negative constructions are extracted using NEG as POS tag and *ne*, *not*, *never* (ADV) and *no* (Q) with their variants as keywords for basic syntactic tags. Then the data are classified into the five types of negative constructions as shown below:

- (4) a. *ne V*
- b. *ne V not* (or *not ne V*)
- c. *V not* (or *not V*)
- d. *ne V ADV* (or *ADV ne V*)
- e. *ne V Q* (or *Q ne V*)

The *not V* construction is classified with the *V not* construction according to Ukaji (1992) because the main concern of this paper is multiple negation. Also the *not ne V* construction is grouped together with *ne V not* in (4b), and also the *ADV ne V* with (4d) *ne V ADV* and *Q ne V* with (4e) *ne V Q*. Modal auxiliary is included in V.

However, the texts of PPCME2 are classified by only five parameters such as ‘date’, ‘dialect’, ‘date and dialect’, ‘genre’ and ‘name’, whereas HC has 25 parameters including ‘relationship to foreign original’ and ‘foreign original’. Therefore the collected data are sorted by ‘relationship to foreign original’ and ‘foreign original from the HC information’⁶. Finally the French influence on multiple negation is analyzed comparing relationship to ‘relationship to foreign original’ and to ‘foreign original’ of the HC parameters throughout 4 periods of ME.

3. 2. Results and Discussions

Table 3 presents the distribution of the negative constructions in nine periods of PPCME2.

Table 3: The number of occurrences of the negative constructions in PPCME2

	<i>ne V</i>	<i>ne V not</i>	<i>V not</i>	<i>ne V ADV</i>	<i>ne V Q</i>
MX1	153	52	72	21	34
M1	593	369	459	163	291
M2	273	507	220	15	84
M23	3	4	131	0	0
M24	15	1	423	0	0
M3	90	216	2313	16	66
M34	0	19	509	5	3
MX4	0	0	11	0	0
M4	9	0	1409	0	0
total	1136	1168	5547	220	478

The examples of five negative constructions are:

(5) a. *ne V*

ah he *ne* mei his fleſc awelden. CMLAMB1,81.137 (M1)

b. *ne V not* (or *not ne V*)

bat tay *ne* be *noht* sua hardy at ete owte CMEARLPS,155.6888 (M2)

c. *V not* (or *not V*)

Marie was *not* distracte aboute husbondrye CMAELR3,36.309 (M23)

d. *ne V ADV* (or *ADV ne V*)

for they *ne* stynte *nevere* to pile CMCTPARS,314.C2.1126 (M3)

e. *ne V Q* (or *Q ne V*)

Nan wunne *ne* ſchal wonti þe CMANCRIW-2,II.292.797 (M1)

In the case where the composition date is different from the manuscript date, the first number stands for the former and the second for the latter. X stands for unknown. HC follows the date of the manuscript of the texts when they have different dates for the original and the manuscript versions.⁷ To make clear the changes in the negative constructions through successive periods, the data in the table 4 are arranged from M1-M4 where the manuscript time is set prior to the composition date. Our concern is whether the French original influenced the manuscripts in ME.

Table 4: The number of occurrences of the negative constructions and word counts in PPCME2

	<i>ne V</i>	<i>ne V not</i>	<i>V not</i>	<i>ne V ADV</i>	<i>ne V Q</i>	Word counts
MX1/M1	746	421	531	184	325	258,090
M2	273	507	220	15	84	93,999
M23/M3	93	220	2444	16	66	403,007
M24/M34/MX4/M4	24	20	2352	5	3	400,869
total	1136	1168	5547	220	478	1,155,965

The frequencies per 1,000 words are shown in table 5 and figure 1.

Table 5: The frequencies of the negative constructions per 1,000 words

	<i>ne V</i>	<i>ne V not</i>	<i>V not</i>	<i>ne V ADV</i>	<i>ne V Q</i>
MX1/M1	2.89	1.63	2.06	0.71	1.26
M2	2.90	5.39	2.34	0.16	0.89
M23/M3	0.26	0.55	6.06	0.04	0.16
M24/M34/M4/MX4	0.06	0.05	5.87	0.01	0.01

The next figure, Figure 1 indicates the frequencies of the different negative constructions per 1,000 words.

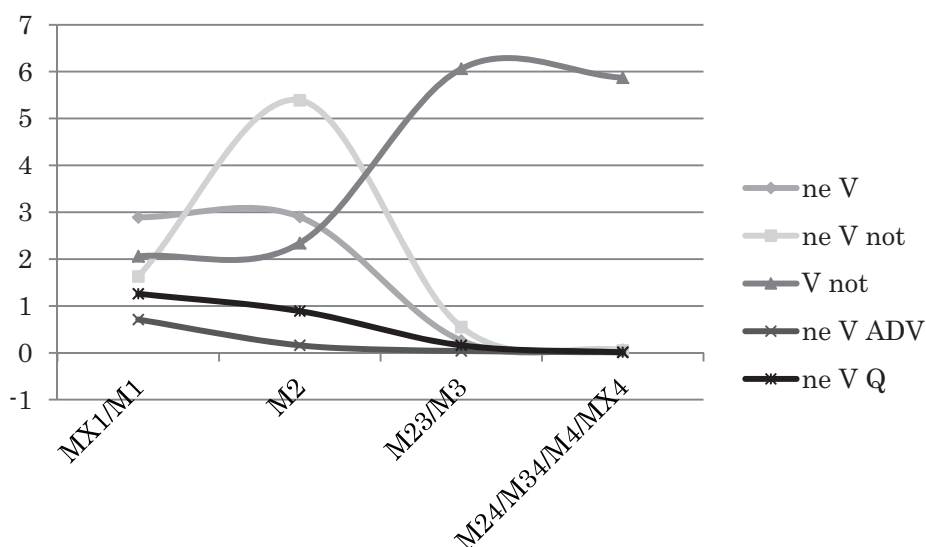


Figure 1: The frequencies of the different negative constructions per 1,000 words

From table 5 and figure 1, it can be seen that five kinds of negative constructions were freely used tracing the usage of multiple negation back to Old English, although the frequency of *ne V* is the highest in MX1/M1. The *ne V not* construction becomes dominant in M2 and then recedes in M23/M3. By

contrast, the *V not* construction increases and prevails as the first choice in M24/M34/M4/MX4.

Next, let us consider the *ne V not* construction in detail with reference to ‘relevant to foreign original’ and ‘foreign original.’ Table 6 shows the word counts of ‘relevant to foreign original’ and ‘foreign original’ in *PPCME2*. X stands for no ‘relevant to foreign original’ and ‘foreign original’ and D for Dutch.

Table 6: The number of words in ‘relationship to foreign original’ and ‘foreign original’ of *PPCME2*

	X	F/L	D	total
MX 1/M1	258090	0	0	258090
M2	3534	90465	0	93999
M23/M3	198085	204922	0	403007
M24/M34/M4/MX4	342197	49822	8850	400869

MX1/M1 of *PPCME2* has no texts of French or Latin original (F/L). The number of words relevant to F/L in M2 is 96% of the total in M2.

Let us turn to the *ne V not* construction in M2 and M23/M3. Table 7 shows the number of occurrences and frequencies of *ne V not* in M2 and M23/M3.

Table 7: The number of occurrences and frequencies of *ne V not* in M2 and M23/M3.

	M2		M23/M3	
<i>ne V not</i>	X	F/L	X	F/L
Word count	3534	90465	198085	204922
Occurrences	5	502	55	165
Freq./1000	1.41	5.55	0.14	0.41

Only five examples of non-relevance to F/L are found in M2, while the number of the *ne V not* construction of F/L is overwhelmingly large. The frequencies of the examples related to F/L in M2 are higher than those of others. Although the texts of M2 in *PPCME2* are not equally compiled as to ‘relevant to foreign original’ and ‘foreign original’, those of M23/M3 are well-balanced compilations. That is why the French influence is strong in M2 and abates in M23/M3, so the frequency of the *ne V not* construction of both ‘non-relevant’ and ‘relevant to F/L’ reduces. Looking back at tables 4 and 5 and figure 1, we can see that the frequency of the *V not* construction increases (6.06) in M23/M3.

4. Concluding Remarks

In this paper, the negative constructions in M2 of *PPCME2* have been investigated to see the French influence on multiple negation. It is revealed that, as far as *PPCME2* is concerned, the presence of the *ne V not* construction relevant to F/L in M2 is large compared to other constructions which are not

relevant to F/L, although PPCME2 has fewer words in the texts in M2.

Although the negative constructions in M1 have various types of negations traced back to OE, *ne V not* becomes dominant in M2 influenced by the French negative construction, *ne V pas*. In the course of time, when the English language revived around M3, the French influence was weakened and as a result, *ne* disappeared in the negative construction and *V not* increased. However, the difficulty of compiling corpus remains in that ME2 texts in PPCME2 are very few and that almost all of them are translations from F/L.

NOTES

* This article is based on a paper read at the Eighth International Conference on Middle English, University of Murcia (2nd to 4th May, 2013) and supported by the Japan Society for Promotion of Science Grant-in-Aid for Scientific Research (C) (No. 24520551).

1. Treebank, developed by Satoru Tsukamoto of Nihon University, can be downloaded from the following site: http://www.chs.nihon-u.ac.jp/eng_dpt/tukamoto/index.html
2. Ukaji (1992 : 456) remarks that *I not say* is 'a bridge' to make the transition from *I say not* to *I do not say easier*.
3. (1) the *Peterborough Chronicle* 1070 – 1154
(2) the *Lambeth Homilies* I – V, VII – XVII
(3) the *Trinity Homilies*
(4) the *Cotton Vespasian Homilies*
(5) *Vices and Virtues*
(6) the 'Wooing Group'
(7) the *Katherine Group*
(8) *Ancrene Wisse* (five thirteenth-century English texts)
4. (1) *English Writings of Richard Rolle*
(2) *The Cloud of Unknowing, the Book of Privy Counselling*
(3) *Select English Works of John Wyclif*
(4) Chaucer, *The Tales of Melibee, The Parson's Tale, Boece*
(5) *A Book of London English 1384 – 1425*
(6) *Middle English Sermons*
(7) *Mirk's Festial*

(8) *The Book of Margery Kempe*

5. <http://www.ling.upenn.edu/hist-corpora/PPCME2-RELEASE-3/>

6. <http://khnt.hit.uib.no/icame/manuals/HC/INDEX.HTM#con2>

7. <http://www.ling.upenn.edu/hist-corpora/PPCME2-RELEASE-3/>

REFERENCES

- Fischer, Olga. 1992. 'Syntax'. *The Cambridge History of the English Language, II: 1066 – 1476*, ed. by N. Blake, 207 – 408. Cambridge: Cambridge University Press.
- Ito, Reiko. 2007. 'On the Negative Particle "ne" in ME: Searching for the Helsinki Corpus'. *Bulletin of Nihonbashi Gakkan University* 6, 107 – 13.
- Ito, Reiko & Setsuko Kiyomi. 2009 'On the Disappearance of the Negative Adverb "ne" in Middle English'. *Tsuda Journal of Language and Culture* 24, 78 – 99.
- Iyeiri, Yoko. 2001. *Negative Constructions in Middle English*, Fukuoka: Kyushu University Press.
- Jack, George. B. 1978a. 'Negative Adverbs in Early Middle English', *English Studies* 59, 295 – 309.
- Jack, George. B. 1978b. 'Negation in Later Middle English'. *Archivum Linguisticum* n.s. 9, 58 – 72.
- Jespersen, Otto. 1917. *Negation in English and Other Languages*. Copenhagen: A.F. Host.
- Jespersen, Otto. 1940. *A Modern English Grammar on Historical Principles*, Part V. Copenhagen: Ejnar Munksgaard.
- Mazzon, Gabriella. 2004. *A History of English Negation*. Edinburgh: Pearson Education.
- Price, Glanville. 1971. *The French Language: Present and Past*. Edward Arnold.
- Tieken-Boon van Ostade, Ingrid. G. Tottie, & W. van der Wurff. 1998. *Negation in the History of English*. Topics in English Linguistics 26. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Ukaji, Masatomo. 1992. "'I not say": Bridge Phenomenon in Syntactic Change.' *History of Englishes: New Methods and Interpretations in Historical Linguistics*, eds. M. Rissanen, O. Ihalainen, T. Nevalainen, & I. Taavitsainen, 453 – 62. Berlin: Mouton de Gruyter.

(常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

人民代表大会直接選挙に見る中国共産党の適応能力

— 独立候補への対応を例に

中 岡 ま り

The Chinese Communist Party's Ability to accommodate seen in Direct Election of Local People's Congress

— From the Perspective of the correspondence to the Independence Candidates

I. 問題の所在

中東で多くの独裁国家が倒され、体制移行の失敗による混乱が続く中、実質的に一党独裁を維持している中国共産党の支配は盤石なのか、いずれ衰退の兆しを見せるのか、は注目されるテーマである。¹

体制維持を支持するものとして、エリック・X・リは中国共産党の支配の有効性と成果を強調しているが、他方でヤシェン・フアンは民主主義の到来を不可避なものと予測し政治改革への着手を強く勧めている²。リは、共産党の高い適応能力と自己改革能力を評価し、共産党が中国の病にダイナミックかつ柔軟に対処していく力を持っているとしている。これに対してフアンは、中国経済がスローダウンしていく中で「中国共産党が先を見据えて政治改革を始めるか、あるいは、壊滅的な危機に直面した後にそうするかが、非常に重要なポイントになる」として、より早い政治改革を勧めている。立場の異なる双方の論文において、共に鍵となるのは中国共産党の適応能力と自己改革能力である。

共産党が一党独裁を堅持し続ける適応能力と自己改革能力を持っているか否かを図るケースの一つとして、選挙への対応が挙げられる。東欧革命やカラー革命が示すように、民主化の過程ではしばしば選挙とこれに対する支配的権力の対応が、その後の権力の存続の重要な分岐点となるからで

1 菱田雅晴は、共産党の執政党としての存続について、この2つの立場を「黎明(＝ドーン)ポジション」と「黄昏(＝ダスク)ポジション」と名付け、現在のところ“予防的サバイバル戦略”が奏功し、「黎明ポジション」判断を有効にしているとしている。菱田雅晴編著『中国共産党のサバイバル戦略』、三和書籍、2012年、13～31頁。

2 エリック・X・リ「中国の台頭は続く－共産党の強さの源泉と中国モデルの成功」、ヤシェン・フアン「追い込まれた中国共産党－民主改革か革命か」、『フォーリン・アフェアーズ・リポート』2013年1月号、フォーリン・アフェアーズ・ジャパン、2013年、6～26頁。リは上海在住のベンチャー・キャピタリストであり、フアンはマサチューセッツ工科大学教授である。

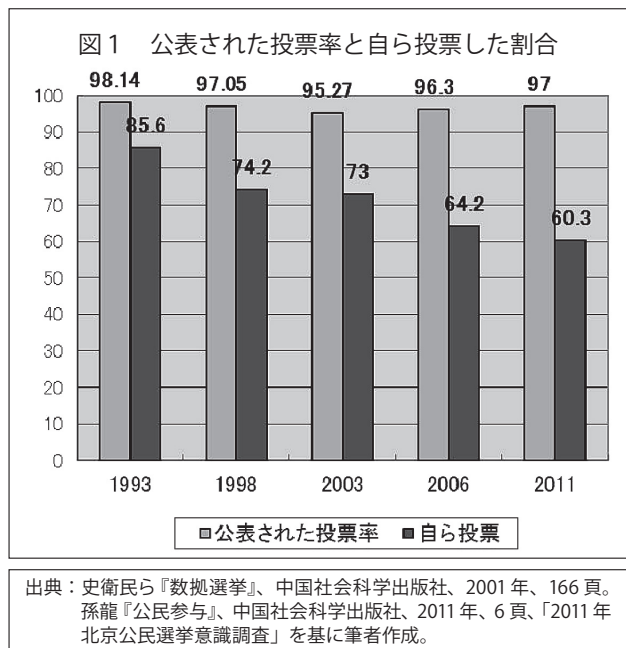
ある³。そこで、本論文では、人民代表大会直接選挙を、共産党が社会に存在する多元化した利益に有効に対応する能力を持ち、支配を堅持できるのかを問う一つのケースとして取り上げる。

勿論、選挙を通じた分析は限定的なものであり、党の政策執行能力やエリートリクルートメント、政策立案による適応能力を析出することはできない。しかし、積極的な政治参加要求に対する対応能力と、利益集約の途を絶たれた声なき声への対応能力は明らかにすることができるだろう。

また、共産党が選挙に求める機能は利益集約および表出機能ではなく、正当性付与機能であるため、党は選挙において、大衆の利益表出の要求に応える適応能力を示す対応をするつもりはない、との見方であろう。しかし、党自身は適応能力を示す必要性を認めていなくても、大衆の側にこれを求める要求があれば、“応えるつもりはない”という姿勢が批判される状態となっていくだろう。

中国での選挙研究としては、村民委員会などの基層自治組織の研究が多い。しかし、これらはあくまでも自治組織であり、政権組織のための人選に関わることはない。他方、基層人民代表大会（以下、人大と略す）での直接選挙には、政権建設にかかわる人材を選出する機能が備わっているが故に重要である。

人大は中国の最高の国家権力機関であり、憲法の上では行政機関の人事権を持つ重要な機関である。2011年、中国の全土において区县・郷鎮級の人大代表を選出する直接選挙が行われた。これは、2000年代に入ってから、2003年、2006年に続くものである。北京市においては2011年11月8日に投票が行われ、4349名の区县人大人民代表（以下、人代と略す）と9931名の郷鎮人代が選出された⁴。選挙は区县・郷鎮人大ともに投票率が97%、代表の中に共産党員が占める割合は、区县人大では71%、郷鎮人大では68.95%



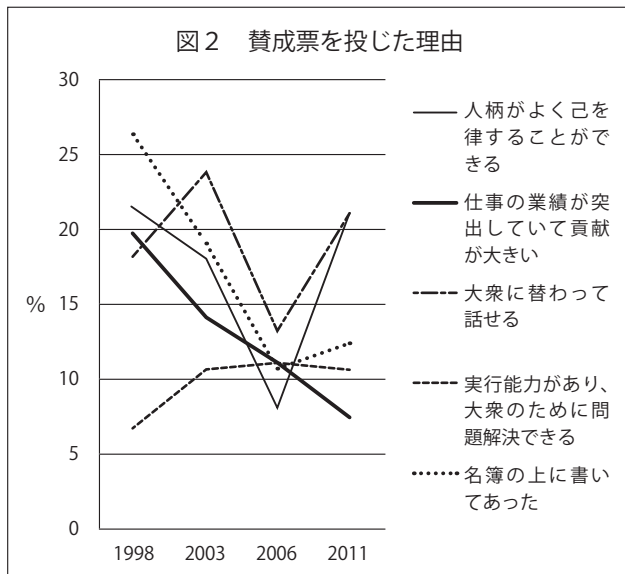
3 ヴィクター・セバスチェンは、『東欧革命 1989—ソ連帝国の崩壊』（三浦元博・山崎博康訳、白水社）において、東ドイツの地方選挙において反体制派の選挙監視を認めたという対応の「誤り」（397～403頁）、ポーランドでの選挙に際してポーランド共産党の判断が楽観的過ぎたこと（387～389、411～418頁）を指摘し、これらが体制の崩壊を導いたとしている。

4 「本市新一届区县郷鎮人大代表選挙產生 12 月底前選挙產生新一届国家機関領導人員」『北京日報』2011 年 11 月 16 日、(http://www.bjrd.gov.cn/xwzx/xwbt/201111/t20111116_64216.html 2012 年 5 月 29 日最終確認)。投票率及び共産党員の割合もこの資料による。

と高く、この選挙により、共産党が大多数の選挙民の支持を得て、政権を維持し支配を継続する正当性を獲得していると言えるだろう。

しかし、こうした表面上の「成功」だけをもって、共産党の支配が国民の支持を得ているとは断言できない。その理由として、実際の直接投票率の低下と「選挙民」の限定による選挙結果のコントロールが挙げられる。党により公開されている投票率には、委託投票も含まれている。この委託投票を除き自ら投票した投票率は、図1が示すように、回を追うごとに低下しているのである。つまり、共産党の動員力が低下しているためか、自ら投票所に足を運び意思表示を行う選挙民は減少していることになる。また、「選挙民」には近年増加している流動人口は含まれないため、常住人口に比した「選挙民」の比率は年々低下している⁵。つまり、共産党が「成功した選挙」を作り上げるために、流動人口など管理・動員が困難な集団を実質的な政治参加からの閉め出すことが行われているのである。

他方で、選挙民が人民代表を選ぶ際の基準は利益表出志向を強めている。図2が示すように、



出典：史衛民ら『数抛選挙』、中国社会科学出版社、2001年、166頁。
孫龍『公民参与』、中国社会科学出版社、2011年、6頁、「2011年北京公民選挙意識調査」を基に筆者作成。

かつての労働模範が選ばれる名誉職としての意義は薄れ、大衆のために発言できる人物を求めるように変化してきている。選挙に対して、選挙民は従来の共産党の支配に対する正当性を付与する機能だけではなく、利益表出機能を求めるようになっているのである。

国民が多元化した利益を政策に反映させたいと願う状況下において、2011年の選挙では、何俊志によれば、全国で217名が自ら当選を目指して選挙に参加することを、新浪微博（シンラン・ミニブログ）⁶を通じて表明した⁷。このように党組織とは関係なく自ら

- 中岡まり「「成功した」選挙と党の支配の正当性－2011年北京市区県人大直接選挙を例に」、アジア政経学会2012年度全国大会（2012年10月13日）にて報告。
- 新浪微博は、騰訊（テンセント）、易網（ネットイース）、搜狐（ソフー）とともに中国の四大微博と言われる最大手である。ミニブログはTwitterとFacebookの機能を併せ持つと言われる。2012年12月末現在、登録者数は5億を超え、一日の利用者は4620万人に上る。（「新浪利潤大跌 微博用戶猛増」『深圳商報』2013年2月21日、http://szsb.sznews.com/html/2013-02/21/content_2381794.htm、2014年9月28日最終確認）
- 何俊志・劉楽明「公民自主参選人大代表過程中的新特征」『上海行政学院学报』第13卷第4期（2012年7月）、45～48頁。この数字は新浪微博から何が整理して得たものである。実際にこの中で、選挙活動を継続したのは104名であるという。

当選を目指して立候補する者を「独立候補（自薦立候補者）」と呼ぶ⁸。この方法は選挙法でも認められている。選挙法の規定では、代表に選出されるためには三つの方法がある。一つ目は政党・人民団体による連合あるいは単独推薦を受ける、二つ目は選挙民 10 名による連名推薦を受ける、三つ目は投票日当日の投票により当選する、である。前者二種の候補者は選挙委員会での討議を経て初歩候補に選抜され、更に選挙委員会と選挙民小組による協議により正式候補に選抜され、投票を経て当選に至る。しかし、独立候補と呼ばれる後者は、共産党の推薦や討議を経ないため、正式候補となることや、まして当選することは困難である。

本論文で取り上げる北京市においては、65 名が選挙活動への参加を表明したが、こうした共産党や組織に頼らず自ら当選を目指す独立候補の多くに対して、共産党は暴力的対応まで取り、彼らの選挙活動の継続を阻止したため、北京市においては一人も当選することはなく、全国でも 2 名が当選したのみであった。共産党の対応は、結果としては「成功した選挙」を作り出している。しかし、自発的な政治参加を封じこめたことにより、多元化する国民の利益への対応能力には大きな疑問符をつけざるを得ないだろう。

本論文では、北京市を例に、2011 年選挙において多く出現した「独立候補（自薦立候補者）」を取り上げ、選挙と国民の利益表出志向に対する共産党のコントロールの在り方を検証し、独立候補の出現とそれに対する党の対応から、党の適応能力について考察する。共産党や地方当局が調査・報道を抑制したため、2011 年選挙において出現した独立候補を取り上げた研究は多くはない⁹。代表的な研究としては、何俊志・劉楽明、雷弢、浦興祖、李凡のものがある¹⁰。これらはいずれも

- 8 自らの意思で代表になりたいと考え推薦者を集めて当選を目指すもののことは、中国での報道や論文では「独立候補人」と称されることが多い。しかし、この呼称については多くの意見がある。①法律に規定されていない（『全国人大：“独立候補人”無法律依拠』『新聞聯播』（2011 年 6 月 8 日））、②多党制の競争選挙が生んだ概念であり、中国では法的な根拠がない（盧鴻福「“独立候補人”的提法不妥」『人大建設』河南省人大常委会主管、人大建設出版社、2004 年 1 号、47 頁）、③選挙民 10 名以上による推薦を受けた者が法律での規定に適合しているが、自薦ではないものとの区別がつけられない（浦興祖「“独立候補人”現象辨析」『探索与争鳴』2012 年 3 号、上海社会科学連合会、2012 年、20 頁）④選挙への参加を表明しただけでは「候補者」ではない（周長鮮「自主参選人的興起与人大代表选举制度的新走向」『四川理工学院報』第 24 卷第 3 期 15～18 頁）、というのがその主な理由である。周長鮮は、推薦主体・推薦方法・被推薦者が自主的か受動的か、によって代表候補者を 12 種類に分け、「自主参選人」が最も適切な呼称であるとしている。「独立候補」を取り上げる中国の代表的な人大選挙研究者である何俊志も「自主参選人」を使用している。自らの意思で代表を目指して選挙活動を行うものの呼称に対する論争が続くことは、中国の政治制度と選挙制度がこうした日本語でいうところの「立候補者」の存在を想定しておらず、「立候補者」を受け入れる政治的・社会的空間が極めて狭いことの証左である。
- 9 深圳大学管理学院当代研究所は、2003 年選挙において『2003 年深圳競選実録』（唐娟・鄒樹彬主編、西北大学出版社、2003 年）、『2003 年北京市区縣人大代表競選実録』（鄒樹彬主編、西北大学出版社、2004 年）を出版しており、基層人大選挙研究として著名な機関である。しかし、2006 年選挙時には調査への協力を拒否され、2011 年選挙では公に調査・研究することは低調にするよう求められたという（深圳大学関係者からの聞き取り（2013 年 2 月）による）。
- 10 何俊志・劉楽明「公民自主参選人大代表過程中的新特征」『上海行政学院学報』第 13 卷第 4 期（2012 年 7 月）、43～50 頁。雷弢「“被選挙権”合法性的実践再確認—2011～2012 人大代表選挙自薦参選人現象解析」、『甘肅行政学院学報』2013 年第 5 期、56～76 頁、浦興祖「“独立候補人”現象辨析」『探索与争鳴』2012 年 3 号、上海社会科学連合会、2012 年、20～25 頁。李凡主編『中国基層民主發展報告』、『2011～2012 中国基層人大代表選挙彙集 觀察編』、『2011～2012 中国基層人大代表選挙彙集 研究編』いずれも世界与

立候補した「独立候補（自主参選人・公開自薦人）」を主体として、彼らの背景や動機、行動について分析したものである。そこでは、李の著作を除いて、共産党の対応については触れられておらず、独立候補たちの出現によって析出される共産党の統治能力や適応能力については論じられていない。本論文の特徴は、独立候補出現という事象を民主化の観点からではなく、共産党の執政能力への影響の観点から考察することである。そして、独立候補に対する共産党の対応から、国民の多元化する利益表出への希望に対する党の対応能力について考察し、今後の共産党支配の趨勢について若干の見解を明らかにすることを目的としている。尚、本論文では従来の文脈通り、自主的に当選を目指して推薦者を集めて選挙に参加する者として独立候補の呼称を用いる。また、上記の状況を最も的確に表現する日本語である「立候補者」と併用する。

本論文の構成は以下のとおりである。まず、第 2 章では多くの独立候補が現れ、メディアや学術界でも大きく取り上げられた 2003 年選挙と比較し、今回の 2011 年選挙の独立候補の特徴と彼らを取り巻く環境の変化の影響について明らかにする。第 1 節では、2003 年選挙時の独立候補の特徴について紹介したうえで、2011 年選挙の立候補者の経歴の面で生じた変化について考察する。第 2 節では、立候補者たちを動機によって分類し、代弁者志向を持つタイプと選挙の場を利用して自己の宣伝を行おうとする自己顕示欲タイプが出現したことを明らかにする。第 3 節では、2011 年選挙をめぐる環境の変化として微博の登場を挙げ、立候補者たちの活動の例を紹介する。この節では、空間を容易に超えるソーシャルメディアと限定された範囲で展開される基層人大直接選挙制度の親和性の低さによって、メディアでの活動が投票への動員に結びつかないことを指摘する。第 3 章では、2003 年選挙と比較する形で 2011 年選挙での独立候補に対する党の対応を検討し、大衆の利益の多元化とこれを政策に反映させたいとする要求に対する共産党の適応能力について考察する。第 1 節では、2003 年選挙の独立候補に対する共産党の対応を紹介し、独立候補による「価値」の提示の方法、程度と範囲、内容において限界点があることを指摘する。第 2 節では微博を利用した立候補者と微博を利用しなかった立候補者に対する党の対応を比較し、微博の利用に対しては、党が暴力的措置をとることも辞さない強硬な対応をしたことを指摘する。第 3 節では、党の対応が暴力的措置にまでエスカレートした理由について述べる。最後に第 4 章で、共産党の適応能力について考察し、暴力的措置をとったこと、対抗候補の立て方からうかがえる利益集約

中国研究所、2012 年。何・劉論文は、全国で現れた「自主参選人」の分布や背景や動機、選挙活動における戦略の多様化、世論の対応について分析を行っている。雷論文は、「自薦候補人」を動機・要求・参加戦略などにより分類し、「自薦候補人」が現れたことは公民が被選挙権の合法性を実践的に確認する過程となっていること、「自薦候補人」の活動が公民に対して被選挙権の行使や政治参加のモデルケースとなることを指摘している。浦論文は、「独立候補人」が「公開で人大代表当選を目指す選挙民」を正確に表現できない単語であるとして、「公開自薦人」という呼称を勧めている。その上で、2011 年選挙で現れた「公開自薦人」は競争選挙を推進する趨勢を明示しており、これは客観的必然性を有するものであるとしている。李の著作では、中国全土での選挙観察の事例を紹介し、また全国的な独立候補をめぐる趨勢について分析している。他の研究と異なるのは、党・政府が独立候補に対して行った暴力的あるいは非暴力的抑圧行動についても記述している点である。こうしたこともあり、李の書籍はいずれも自主出版の形をとっている。

機能の軽視から、適応能力が不十分であることを指摘する。

本論文が主な資料として利用するのは、選挙後の 2012 年に北京市で行った独立候補 10 名に対するインタビューである¹¹。北京市で選挙への参加を表明した者は 65 名いたが、その中で、インタビュー対象者は、選挙への参加を表明するだけではなく実際に活動した人物で、経歴や活動方法において多様性を持つよう選択されている。これに加えて、18 歳以上の北京市戸籍を持つ市民を対象としたサンプル数 1300 余りの「北京公民選挙意識調査」を利用した。また、独立候補たちの新浪微博での発言¹²、北京市人大常務委員会の公開資料、2011 年 11 月 8 日の投票日当日の北京市内の複数の投票所での観察、選挙民へのインタビューも参考とした。

II. 2011 年の独立候補者

本章では 2011 年選挙の独立候補について、2003 年選挙と比較し、2011 年選挙の立候補者たちの経歴、動機による分類と環境の変化による活動方法の変化について明らかにする。

(1) 2003 年選挙の独立候補者の特徴と 2011 年選挙の独立候補に生じた変化

2003 年と 2006 年の中国の各地での独立候補に関する研究の結果、何俊志は独立候補を動機・戦略・職業（立場）に従って、①理想主義的知識人、②維権運動家、③国有セクターのトップ、④草の根エリートの 4 種類に分類している¹³。①理想主義的知識人は、大学生、大学教員、弁護士（法律家）らから成る。②「維権運動家」は、失業者、不動産所有者、農民、プロの人権活動家らにより構成され、彼らは代表になることにより、自分たちの失われた権利を回復しようとする傾向にある。③国有セクターのトップは、政府部門、公的セクター、国有企業のトップであり、彼らの目的は人民代表になることにより、昇進や事業展開の拡大などを狙うことにある。④草の根エリートは、私営企業家、村民委員会主任らのことを指す。地方では村民委員会主任の多くが私営企業家であり、彼らにとって代表となることは社会的ステータスを得ることに繋がり、地域への利益誘導、ビジネスの経営をより容易にする。後者 2 種類は、共産党に協力的な場合も多く、当選しやすいという。

この何の分類に当てはめると、下の表が示すように北京市での 2003 年区県・郷鎮人大直接選挙においては、独立候補には理想主義的知識人が多く、これに加えて維権運動家がいたが、③・④タイプは見られなかった。これは、北京では国有セクターに所属する者は地方に比較して権力中枢に近く厳格に管理されているため独自に昇進や事業拡大を目指すのはリスクがあること、草の根

11 インタビューは 2012 年 1～2 月に筆者の研究協力者が 1 対 1 で行った。対象者の理解を得たうえで、会話は全て録音し、これを全て書き起こした。10 人にはインタビュアーが A～J の記号を割り当てた。他の研究協力者も同じ資料を用いるため、便宜上、本論文においても記号を新たに割り当てることはしていない。個人の特定を避けるため、性別にかかわらず三人称は全て「彼」を用いている。

12 独立候補者たちの微博上での活動について、城山英巳氏（時事通信社北京支局）より資料をご提供いただいた。

13 He Junzhi (2010) : “Independent Candidates in China's Local People's Congresses : a typology”, *Journal of Contemporary China*, 19:64, 311–333

表 1 「2003 年選挙の主な独立候補」

氏名	所属	結果	種類
許志永 (党員)	北京郵電大学文法学院講師	正式候補者から当選	①
葛錦標	北京工商大学講師	非正式候補者から当選	①
司馬南 (党員)	テレビ司会者	正式候補者から当選	①
聶海亮	回龍觀社区居民委员会主任	正式候補者から当選	②
殷俊	北京大学中国経済研究中心修士生	初歩候補者	①
謝岳来 (党員)	清華大学地産研究所 01 級博士生	正式候補者	①
佟麗華	北京青少年法律援助与研究中心主任	初歩候補者	②
王海	北京大海商務顧問有限公司 (消費者活動家)	初歩候補者	②
舒可心	中国人民大学制度分析与公共政策中心研究員 北京朝陽園業主委员会主任	初歩候補者	②
杜兆勇	法学博士		①
張星水	弁護士		①

(出所) 鄭樹彬編 (2004) より筆者作成

エリートが少ないことが理由として考えられよう。

次に 2011 年の北京市の直接選挙についてみると、当選を目指して選挙への参加を表明した者は 65 名が確認されている¹⁴。しかし、この中で投票日まで選挙へ参加し続けた者は 33 名しか確認できていない¹⁵。微博で当選を目指すと表明したものの、実際には行動に移さなかったものも半数ほどいたということになる。

北京市での独立候補に経歴の面で生じた変化は、従来の理想主義的知識人、維権活動家に加えて前節で指摘した③・④の国有セクターの公務員¹⁶と草の根エリートが参加したこと、そして理想主義的知識人の中でも従来の学者に加えてメディア関係者が参加したことである。それぞれの独立候補たちはその経歴から異なる意味を持つことが看取できる。

自ら選挙に参加した中央国家機関の公務員は、民主と法治を自身の主張としていた。既存の権力機構の側から民主と法治を求めて利益表出を行おうとする人物が現れたことは、権力が内部矛盾を抱えていることを示すとも考えられるが、同時に幅広い思想を持った人材を内包する許容力と柔軟性を持っている、すなわち適応能力を持っているとも考えられよう。草の根エリートに分類できる F は、学歴は高いとは言えないが、鎮政府に勤務した経験がある基層エリートで、自ら積極的に立候補したのではなく、村民に推薦される形で選挙へ参加し始めたが、当選後は村民たちの問題を理解し解決のための行動しようとした¹⁷。ここでは、選挙民が利益表出機能を持つ人物を探し出し、パトロンにしようとしたと考えられる。ネットを中心とするメディアに勤務していた B は、単位ではなく居住区で

14 2011 年の北京市での独立候補については独自に入手したリストとインタビューによる。

15 33 名については、上記注とは別のソースから入手した。

16 何・劉前掲論文、46 頁。

17 F に対するインタビューによる。

選挙に参加するには無職でなければいけないと居住区の選挙当局に指導されたため、一旦退職までして立候補した¹⁸。Bには自ら具体的に追求・表出したい利益は無く、地域住民のための代弁者たり得るのではないかと考え、一時的に失業してまで選挙に参加した。メディア関係者は書くことによって問題解決を図ることができるため、学者に比べて社会に対して働きかける力が大きいのが特徴といえよう。

全国的には、有名作家が参加を表明したことも多くの人々の注目を集めた。しかし、中国の直接選挙では、選挙民は自らの選挙区外では推薦者になることはできず、比例代表制度もないため、全国的にあるいは広範な地域で有名であることは、必ずしも選挙活動と集票において有効には働かなかった。

(2) 独立候補の目的~新たに出現した2種類の独立候補

選挙という政治制度が備える本来の機能と、選挙制度への参加者が抱く目的は必ずしも一致する必要はないが、2011年選挙では、両者の間の不一致を示す例も見られたのが大きな特徴である。

選挙の目的は、利益表出機能、利益の集約ないし統合機能、政治的リーダーを補充する機能、正当性の付与機能の四つが挙げられる¹⁹。これを中国基層人大直接選挙において検討すると、共産党にとっての目的と、選挙民と立候補者にとってのそれが異なっていることがわかる。まず、利益表出機能は選挙民と立候補者が求めるものであるが、共産党はこれを求めている。次に利益集約ないし統合機能については、現在の共産党政権下においては政党政治が行われず、利益集約ないし統合は共産党が担うことが揺るぎない大前提であるため、この機能は無きに等しい。地方基層人大選挙においては、基層政府の重要なポストに就く人物が人大代表に選出されており、政治的リーダーを補充する機能の側面が大きい。選挙制度を通じて、党と政府の幹部を立法・政策決定にかかわらせること、つまり人事面での議行合一を実施することが党にとって重要なのである。また、正当性の付与機能は、共産党にとって選挙制度の有する最大の機能である。

立候補者たちは、推薦方法により、選挙において果たす機能が異なっている。党派や団体によって推薦される候補者たちや、上級や同級の党・政府・居民委員会などを通じて動員された選挙民により推薦される候補者たちは、政治的リーダー補充機能と正当性付与機能を期待されている。一方、独立候補たちは政治的リーダーの仲間入りを果たしたいか、通常は何らかの利益を政策として実現したい、という利益表出志向を持っているはずである、と考えられる。

しかし、2003年に出現した独立候補たちは、「政治参加」自体を立候補の目的とするものが多く、利益表出を目的とするものは少なかった²⁰。「政治参加」自体を目的とするものたちは、選挙過程の不法性や非合理性を選挙民に印象付けることを目的としていた²¹。だが、選挙制度の健全化という彼

18 Bに対するインタビューによる。

19 堀江湛・岡沢憲美『現代政治学 新版』、法学書院、1997年、190～191頁。

20 鄒樹彬主編『2003年北京市区県人大代表競選実録』、西北大学出版社、2004年、192～194頁。

21 中岡まり「中国地方人民代表大会選挙における「民主化」と限界」『アジア研究』第57巻第2号、2011年、7頁。

らの目的は、選挙制度の運用方法をめぐるものであって選挙制度自体に備わる機能を生かすものではなかった²²。利益表出を目的としたものは、主に消費者の立場から権利保護を求めているが、その対象が限定的であり、幅広い利益を代表し、支持を集めるのが困難であるという問題点を抱えていた。

2011 年に現れた独立候補たちには従来とは異なる動機を持つ人々が現れた。それは、理想主義的知識人の中に代弁者志向を持つものが現れたことと、必ずしも当選を目的としない（あるいはしないように見える）立候補者が現れたことである。この二つのタイプは、選挙制度にもたらす意味としては両極にあると言える。前者が利益表出機能に加えて、従来ほとんど無かった利益集約機能をも果たそうとしたのに対して、後者は選挙民に対して選挙制度が宣伝の場でしかないとの印象を与えてしまったのである。

まず、代弁者志向をもち、利益集約を行おうとした立候補者について実例を紹介する²³。在野の研究者である I は、ネット上で選挙活動を手伝ってくれるボランティアを募集し、支援組織を立ち上げた。I は彼らとともに選挙区の中にある 20 数棟からなる高層マンションの各戸を訪問し、自己紹介と選挙民との接触を重ねていった。最長で朝 6 時から夜 11 時まで訪問活動を続ける中で、I は直接選挙民と接触せずネット上で活動し続ける他の独立候補に対して疑問を持ちながら、毎日の訪問の中で得た選挙民の状況についてネットでも報告を行っていた。

マスコミに勤務していた B が立候補した理由は以下のとおりである。社会の中にある要求が多元化する中で、多くの人々の立場が対立するようになっている。こうした利益の対立を解決に導くにはそれぞれのグループがそれぞれの利益を代表できる代弁者を必要としている。しかし、現在のように多くの人大代表が政府関係者で占められている状況下では、政府の利益と大衆の利益が対立した時に人大代表は大衆の利益を代弁することはできない。大衆のために発言する代弁者が必要であり、自分はそれになるべきであると考えた。B が他の理想主義的知識人と完全に異なっている点は、彼が自分自身で代表したいと考える利益を持っていなかったことと、自分の居住する選挙民の代弁者たるために選挙民に対する調査を行い、伏在していた選挙民の生活上の問題点を発掘し、これを訴えようとする利益集約機能を備えていたことである。このために B は、外資系調査会社を利用して各戸調査を行おうとした²⁴。また自身の選挙区内で大票田となりそうな住民集団を探し出し、メディアを活用してこれらの住民の抱える衛生関係の問題を世に知らしめ、解決に導き、選挙民の信頼を集めた。このことについて、B は「本当に選挙民と地域に関心を持ち、自分が社会的資源と社会能力と行動力があれば、選挙民は必ず支持してくれる」と語っている。自らの抱える利益を代表しようとするのではなく、選挙民の中に漫然とある利益や課題を集約し、政策実現へと繋げ

22 通常の選挙の機能は、選挙への参加に関して障害がない状況が設定されているため、「政治参加」は機能として想定されていないのであろう。

23 B、I、K に対するインタビューによる。

24 その結果、調査会社の社員たちは拘束された。B に対するインタビューによる。

る人物こそが選挙民が待望していた人材だと言える。

これとは対照的なのが選挙の場を利用して自分や自分の立場を宣伝しようとする立候補者である。これと類似したものとして、先行研究の中で、浦興祖は自己顕示欲タイプ²⁵、雷弢は功利型²⁶を挙げている。筆者がここで指摘したいのは、単に自己顕示欲が強く注目を集めたい人物や「人民代表」の名刺を自分の社会的資本として利用したい人物に加えて、本人の認識としては維権活動家として選挙活動しているにもかかわらず、結果として選挙民からは選挙の場を利用して騒ぎを起こし、自らの主張を宣伝しようとしていると見られる人々のことである。その例を紹介する。

北京では 2011 年 9 月 4 日に 13 名の連合立候補者が選挙に参加することをネット上で公言し²⁷、同月 12 日に民主活動家である何徳普²⁸の協力を得て、13 名の独立候補が合同で競争選挙の宣伝と選挙活動を行った²⁹。その中の 3 名へのインタビューでは、彼らが選挙活動に参加した当初の動機が維権運動に有ったことが明らかである。もともとは大規模な投資詐欺³⁰の被害に関連して維権活動を行っていた彼らは、その後土地収用をめぐる立ち退き問題に関する維権活動家となった。中心的な人物である J は、維権に関わってきたキャリアと、党员として仕事をしていた際にも優秀で、地域の人々から支持されているとの自負もあり、13 名の中で 5、6 名は当選できるのではないかと考えていた³¹。Jらの動機の中には維権があったことは疑いない。しかし、彼らの連名での選挙参加が公開されると、当日から警察の尾行が始まり³²、16 日には立候補者たちの一部が派出所へ連行され、その一部始終が微博を通じて発信された³³。その後も、立候補者の一人が公安に拘束され、候補者たちの所属する社区に外部の者が立ち入りを禁止されるなどの騒ぎが起こり、大々的に報道された³⁴。しかし、連合立候補者たちは警察や公安関係者との摩擦を繰り返し、これを微博で中継することに追われ、選挙区民との間で利益に関する意見交換やリサーチを行うことはな

25 浦前掲論文、20～25 頁。ここで自己顕示欲タイプに分類されている例は主に二つある。一つは注目を浴びることを目的とする有名大学の学生の例であり、もう一つは贈賄により人民代表となって注目を浴び、経営や商売に無形の財産として利用しようとする例である。この他の動機のタイプとしては、利益表出、政治参加志向、謀議が挙げられている。

26 雷弢「“被選挙権”合法性的実践再確認—2011-2012 人大代表選挙自薦参選人現象解析」、『甘肅行政学院学報』2013 年第 5 期、64～65 頁。雷はこの他の動機のタイプとして、理想型と維権型を挙げている。

27 J に対するインタビューによる。

28 何徳普は民主党の建設に関わり、2003 年に国家政権転覆罪の嫌疑で逮捕され、8 年の禁固刑となり、2011 年 1 月に刑期を満了し、出獄した。

29 「北京独立参選人：我要当代表、請投我一票」『新世紀新聞網』<http://www.newcenturynews.com/Article/china/201109/20110913194306.html>（2011 年 9 月 14 日最終確認）。

30 「震動京城的“新国大”集資詐騙案揪出衆多貪官」『新華網』（「北京晚報」）2003 年 11 月 27 日（http://news.xinhuanet.com/legal/2003-11/27/content_1201921.htm、2014 年 9 月 28 日最終確認）。

31 J に対するインタビューによる。

32 H に対するインタビューによる。

33 「北京独立参選人鄭威被警察從家里帶走全經過」『中国数字時代』（<http://chinadigitaltimes.net/Chinese/2011/09/%e5%8c%97%e4%ba%ac%e7%8b%ac>、2014 年 9 月 28 日最終確認）。

34 「北京人大参選人再受打王民間參選潮当局視同洪水猛獸」『自由アジア放送』、2011 年 9 月 21 日（<http://www.rfa.org/mandarin/yataibaodao/db-09212011094207.html>、2014 年 9 月 28 日最終確認）。

かった。結果として、彼らのうち一人も当選することはなかった。

13 名の連合立候補者たちは、維権活動家から出発し、地域の人々の利益を守ることを目的としていたが、彼らの選挙区は 4 つの区に分かれており³⁵、それぞれの選挙区の選挙民にとって焦眉の問題解決を志向していたとは言い難い。ネット上や外国メディアにより大きく取り上げられ、全国的に関心を集めていたが、各選挙区の選挙民には無関係であり、メリットをもたらさなかった。中選挙区制で比例代表制がなく、推薦者が当該選挙区内のみに限られる中国の基層人大直接選挙においては、選挙区外での広範囲での関心や支持は選挙結果に対する影響が極めて小さい。逆に、先に挙げた B の例のように、もともと選挙区外で無名であっても、選挙区内の票田と接触して利益集約を図ることで、支持を集めることが着実な方策と言えよう。

13 名の連合立候補者のような結果的な自己顕示型のもたらす負の影響は大きい。すなわち、選挙において実質的な機能を何ら果たさないため、選挙に対する選挙民の信頼性や意義を損なうのである。

(3) 独立候補をめぐる環境の変化と独立候補者の活動

選挙をめぐる環境として、2011 年には 2003 年、2006 年選挙にはなかった大きな変化があった。中東での革命同様に、ソーシャルメディアの発達、中でも微博の出現が大きな役割を果たしたことである。

ソーシャルメディアの発達をもたらした影響は、以下の三点が挙げられる。第一に微博により選挙への立候補のコストが大幅に下がったこと、第二に情報共有と連携が可能になったこと、第三に支援者とのコミュニケーションツールができたことである。

第一の立候補コストの軽減についてみてみよう。北京市では独立候補として選挙に参加した 65 名のうち 30 名が微博に登録し、自分のアカウントを持っていた³⁶。例えば、I は国外にいて、江西省の劉萍の立候補問題³⁷をネットで知り、自分も立候補すべきであると考えた。帰国後、深夜 12 時ごろ自宅に戻った I は午前 2 時には微博でブログを開設し、「競争選挙に参加する」と宣言していた³⁸。微博により、選挙に立候補することは極めて容易になったが、そのため、一時的に立候補を宣言するだけで、継続して活動しない者も多く現れた。

第二に微博を中心にネット上での情報共有が可能になり、立候補者同士が連携することも可能に

35 「北京公民参選人大代表活動在中秋節展開」『維權網』2011 年 9 月 12 日。

36 注 14 と同様のリストによる。

37 ある銅鉄の有限公司を 2009 年に退職した劉萍は、2011 年 4 月に「選挙民 10 名以上の連名推薦」により初歩候補者に立候補したが、選挙工作指導組は推薦者に当該選挙区外の者も含まれていたこと、劉が過去に地元公安分局に拘束されたことを理由として、初歩代表候補に認めなかった。この事件は大きく報道され、全国的に独立候補が注目を集める契機となった。李興文「劉萍未被列為人大代表候選人是依法決定的」『新華網』(2011 年 5 月 14 日) <http://www.daqi.com/article/3117738.html> (2014 年 9 月 28 日最終確認)。

38 I へのインタビューによる。I は病児とその保護者に関わる福祉活動もしていた経験があったため、宣言するだけではなく、選挙民と接触し、実際に選挙活動を展開した。

なり、選挙活動の展開が容易になった³⁹。2003年選挙の時点では、多くの独立候補たちが推薦表の入手や推薦者の資格、推薦表の提出時期などについての情報を得ることができず、立候補が難しかった⁴⁰。しかし、2011年選挙では、候補者たちが資料を提供したり、自らの参加した選挙の経過について報告を行い、立候補を考える者や立候補者にとって有益な参考資料を提供した⁴¹。また、自身が正式候補者となることが困難と分かった立候補者が、同一選挙区の別の独立候補の支援に回るなどの連携も見られた。

第三に支援者とのコミュニケーションツールができたことである⁴²。これは特に学校などの単一単位により構成される選挙区では有効に機能した。Aは校内ネットを利用し、学生たち一人一人のコメントに「ありがとう！」とのコメントを返していくのが大変だったと語り、Dも微博のコメントに返信することは握手をするようなものだと言った。手間はかかるが、支持者拡大のためには、一人一人にコメントを返すことが重要であったようだ。

問題は、これが選挙民の中にある利益を集約するためではなく、単なる支持拡大のための「握手」にしか利用されなかったことである。この点は独立候補たちのソーシャルメディア活用方法の課題となろう。

ソーシャルメディアの発達立候補者たちの初動や後の活動を容易にしたが、選挙民の投票行動に対する影響はほとんど見られなかった。ネットの声がバーチャル空間を乗り越え、世論を動かし、現実社会へも影響力を行使するようになっており⁴³、ネットでの批判が法院の判決に影響した「湖北巴東県鄧玉嬌事件」などが紹介されている⁴⁴。しかし他方で、阿古はインターネット空間での「非公式な民主」(unofficial democracy)の問題点として、長期的な視野に基づく建設的な議論を難しくすること、ナショナリズムと結びつけば、過激な言論の応酬の陰で問題解決からは遠ざかること、中間層が権力と一体化していることを指摘している⁴⁵。人大直接選挙において、特にこの第1点目が大きな問題となろう。参加者が自由に出入りし続けるインターネット空間において、議論の流れを整理し、組み立てることは困難である。

基層人大直接選挙における選挙民の投票行動を検討すると、インターネット空間から現実社会への影響は極めて少なかったと言わざるを得ない。単一単位の選挙区である大学においては、ネット

39 何・劉前掲論文、47頁。

40 中国人大代表選挙研究課題組「中国基層人大代表選挙須知」、李凡編『中国基層民主発展報告 2008』知識産権出版社、2008年、252～253頁。

41 何・劉前掲論文、47～48頁。

42 A、Dに対するインタビューによる。

43 阿古智子「中国の「公民社会」と民主化の行方」、日本国際政治学会編『市民社会から見たアジア』（『国際政治』第169巻）、2012年、47～48頁。

44 古畑康雄「ウェブ2.0時代に台頭する「新意見階層」」、「中国ネット重要事件ランキング」、渡辺浩平編『中国ネット最前線—「情報統制」と「民主化」』、蒼蒼社、2011年、86～87、166～167頁。

45 阿古前掲論文、54～55頁。

經由で選挙民である学生の動員にある程度奏功したようだが、多くの独立候補が立候補した一般居住区を主体とする選挙区では、当該地区の居民委員会などのコントロールの方が有効に機能した⁴⁶。基層人大直接選挙は、1～3 名程度の定数を争う小・中選挙区制であり、比例代表制は無く、推薦者は当該選挙区選挙民に限定される。このため、選挙区外で有名になったり、支持を集めても投票につながることはない。ソーシャルメディアの最大のアドバンテージである地域や単位の垣根を越えられる性質は、限定された地域を対象とする現行選挙制度との親和性が低く、動員においては大した利点とならないのである。むしろ、次章第 2 節で考察するように、ソーシャルメディアでの広範な活動は負の作用が大きいのが現実である。

Ⅲ. 共産党の対応

ここまで、2011 年選挙において生じた環境の変化と独立候補たちの動機、活動の変化について述べてきた。本章ではこれに対する共産党の対応について検討することにより、直接選挙を通じて明らかになった公民の利益の多元化とその顕在化に対する共産党の対応能力について考察する。

(1) 2003 年選挙時の対応

まず、本節では 2011 年選挙と比較するために 2003 年選挙の時の党の対応について明らかにする⁴⁷。

直接に立候補者に対応するのは各選挙区選挙民小組や選挙委員会であるが、これらの組織はすべて共産党の指導下にある。2003 年選挙において独立候補として立候補した人物の中で、当選した許、葛と落選した舒の選挙活動と、それぞれに対する党組織の対応の仕方を分析することにより、立候補者たちの選挙活動に対して、党が問題とするのは「価値」の提示をめぐる三つの側面であることが明らかになった。「価値」とは、立候補者が代表し政策への反映を目指す「利益」と考えてよい。一つは「価値」を提示する方法、すなわち選挙活動の手法、二つ目は「価値」の提示の程度や範囲すなわち選挙活動の影響力や範囲、三つ目は選挙活動で主張される利益の内容である。

第一の「価値」を提示する方法について舒の例を検討すると、選挙工作管理当局は立候補者やその支援組織が、選挙活動に関する当局の権限を侵害することを許さないことが示された。選挙工作管理の権力を侵害する宣伝や推薦者集め、支援者組織に対しては緩やかな妨害が繰り返された。第二の価値の提示の程度や範囲に関して、落選した舒と当選した許の活動を比較すると、当該選挙区以外の広い範囲で話題になることや、メディアで大々的に報じられることに対して選挙管理当局は敏感であることが分かった。当時はまだ微博がなかったため、独立候補に関する情報の拡散はマス

46 E、F、G、K へのインタビューによる。

47 中岡まり「中国地方人大代表選挙における「民主化」と限界—自薦候補と共産党のコントロール」『アジア研究』第 57 巻第 2 号、アジア政経学会、2011 年、1～18 頁を参照。

メディアに負うところが大きかった。第三の「価値」（「利益」）の内容については、非正式候補から当選を果たした葛の例から、その人物が党と選挙管理当局に対して対立的かどうかが判断点となることが示された。基層における「価値」の提示に関する限界点は、選挙工作における選挙管理当局の権力を侵害しないことと、独立候補の選挙活動の影響が広い範囲に及ばないこと、提示された「価値」が党と対立的ではないこと、であった。

しかし、この三つの基準から逸脱した場合においても、独立候補たちに対して、選挙に関する情報を入手しにくくしたりする消極的な嫌がらせはあったものの、警察や公安関係者による暴力的措置が取られることはなかった。そして、2003年選挙では、この三つの限界点の範囲内にいた独立候補を数名当選させて、事態を収拾した。

(2) 候補の種類による党の対応の変化

前述したように、微博の登場により、独立候補たちの活動様式は一変した。2011年選挙においては微博の登場により多くの独立候補が選挙管理当局の管轄外で選挙への参加を表明し、その事実がネットを経由して無制限に拡散していった。つまり、多くの独立候補たちが前節で指摘した「選挙管理当局の権力を侵害しないこと」と「候補の選挙活動の影響が広範囲に及ばない」という二つの限界点をいとも簡単に超えてしまったのである。このため、党に指導される選挙管理当局の対応も変化を余儀なくされた。本節では、微博を利用しなかった独立候補と微博を利用した独立候補を比較し、選挙管理当局の対応の違いを明らかにし、これにより党の適応能力の程度を考察する。結論を先に述べれば、微博を使った場合には、2003年選挙の時のような消極的妨害に加えて、公安や警察組織を使った暴力的措置まで取られたのが、2011年選挙の党の対応の特徴である。

まず、第1項では、微博を通じて立候補や選挙活動を行わなかったKと途中で微博を通じての選挙活動を中止したAの例をとりあげ、選挙管理当局の対応を分析する。次に第2項で、選挙活動に微博を利用したD、E、F、G、H、I、Jを例に、選挙管理当局の対応について考察する。

① 微博を利用しなかった場合

Kはネットでは選挙参加を公表せず、ネット上に情報がない立候補者である。彼は不動産所有者として活動する中で、行政を通して主張しても反映されないことを実感し、人大か政治協商会議を通しての利益表出の必要性を感じたが、自分の選挙区の人民代表が誰なのかわからなかった。そこで、居住する小区で维权問題が生じる中、自らが人民代表になれば、大衆の声をうまく上級に反映できるのではないかと考え、選挙への参加を決定した。

Kはまず、自分の勤務先である民間企業が所属するはずの選挙区を確認し、勤務先が選挙民登録を行うよう働きかけるところから始めた⁴⁸。そして勤務先の人々のうち、北京市戸籍を持ち選挙民

48 この事例から、政府や国有セクターとは異なり、民間セクターではそれぞれの企業が選挙民登録など選挙管理工作を行うこと、仮に企業の首脳陣や総務部門が消極的であれば、その企業の従業員は選挙に参加する機会を失うことがわかる。

証を手にした15名に推薦者となってもらい、最終的には63名の推薦者を得て、初歩候補者となった。Kの選挙区の定数は3で、4名の正式候補が選ばれたが、Kは其中に選ばれなかった。人選に納得がいかなかったKは選挙区の弁公室と区人大に質問書を送りつけた。これを契機に、選挙区の党組織からKに対して圧力が加わり始めた。選挙区の居民委員会からKに対して、話をしよう、食事をしようとの誘いが毎日入った。こうした「食事」の誘いは一定の時間の緩い拘束を目的としたもので、多くの独立候補に対してなされていた。次に居民委員会から勤務先の経営者への面会が申し入れられた。しかし、経営者は、これは自分には関係ないことなので、K自身に話をしてくれと、面会を拒否した。このことは、民営企業に対しては、国有セクターと異なり、行政系統や党組織を通じて圧力をかけることは難しいことを示している。勤務先を通じた圧力が効力を発揮しなかったためか、最後には選挙区の最大の単位である不動産会社の党支部書記と街道弁事処が訪ねてきて、選挙からの撤退を求めた。Kの例からは、微博を利用しなければ、職場や地域の指導者を通じた説得という形の圧力しかかからないことが分かる。しかし、今後、K同様に民間セクターからの立候補者が増えれば、彼らは行政や党組織の命令系統から外れているため、コントロールは難しくなることが浮き彫りになった。

学生であったAに対しては、学内の党組織を通じた圧力がかけられた。Aは微博を通じて立候補を宣言し、学内の選挙弁公室に取材に行った。その翌日に学内の党委副書記から呼び出され、選挙に関わらないように言われた。さらにその翌日に、学院の党書記から、危険すぎることに手を出さないよう保護の観点から、選挙活動をやめるよう求められた。既に準備を進めていたAたちは選挙活動を放棄しなかったが、微博の伝達力はコントロールが効かないので止めるように、との指示は受け入れ、微博での活動を停止して、校内ネットとショートメールの利用に切り替えた⁴⁹。これにより、選挙活動の影響力は選挙区である学内だけに限定された。投票日前になり、共產主義青年団書記が、公安局に属する組織である国家安全保衛支隊が事情を確認するため学校に来たことがあると伝えてきた。学校は学生を守るために、また学生なので背後に何らかの勢力がついているわけではないとして阻止したが、国家安全保衛支隊が来たことは確かであると団書記は伝えたという。Aの例では、直接的な暴力行為は無かったが、学内の党系統を使い、また公安組織の力をちらつかせて圧力をかける方法が見て取れる。この他にK、A共に、推薦表を作成、提出するに当たり、本来定められていない記入法の些細な点に難癖をつけられる、提出期日が明確にされない、などの消極的妨害を受けた。

②微博を利用した場合

微博を利用して選挙活動を行った立候補者に対して、単位、社区、街道の党委員会や党支部書記らからの勧告と推薦表の記入及び提出に際しての消極的妨害に加えて、選挙管理当局が警察、公安

49 A自身は微博での活動を停止したと語っているが、Aの友人が微博を継続し、Aの活動の情報を提供し続けた。

組織とともに身体的自由を侵害する暴力的措置まで取ったことが大きな相違点である。

党に指導される選挙管理当局が取った措置は大きく 6 つ挙げられる。①微博の封鎖、②盗聴、③尾行と付きまとい、④食事や会議、話し合いの形をとった軟禁、⑤国家安全保衛支隊や保安関係者の介入、⑥警察、公安関係者による拘束である。③～⑥までの身体的苦痛を伴うような暴力的措置は、これまでの選挙管理工作では取られることはなかった。

まず、①について、D は投票までの最後の 1 週間は、宣伝活動を禁じるために微博を停止されてしまった。但し、同僚が微博を通じて D に対する支持を訴え、情報を流し続けた⁵⁰。②の盗聴は多くの立候補者が経験している。連名で立候補した者たちに対しては、警察、公安は最も強硬な手段で対処に出た。③尾行、付きまといは立候補を表明して以来、日常茶飯事となった。尾行は外出時だけではなく、食事にもトイレも常に保安関係者が付きまとうものだったという。④食事や会議の形を借りての軟禁も多くの候補者が経験した。在野の学者 I は社区の書記から電話があり、話したいと言われ、長時間拘束された。F は選挙民登録の際や投票日に派出所に呼ばれ、派出所の者が訪ねてきて軟禁状態となった。⑤公安組織の介入としては、D の選挙活動ボランティアの集会には保安関係者が紛れ込み、情報収集を行っていたという。E はある日、私服警官・公安・居民委員会の人々と合わせて 300 人に家を取り囲まれ、街道弁事処へ拉致された。民警が国家安全保衛支隊を連れてきて話しをしたいと言ったこともあったが、これを拒否した翌日には外出からの帰宅時に連行されそうになった。⑥の拘束は、13 名の連合立候補者が経験したことである。E らはある日、派出所に連行され、1 日拘束されたが、その間、水も食事も与えられなかった。E たちはこの状況を微博で中継し、外部に知らせ続けた⁵¹。

(3) 暴力的措置の理由

本章第 1 節で指摘した通り、共産党は立候補者たちが党の管理を侵害する形で、広く影響を及ぼす選挙活動を展開したことを許さず、彼らの選挙活動と日常行動を制限する措置をとった。しかし、なぜそれが暴力的措置にまで及ぶ必要があったのだろうか。

党と基層の選挙管理当局及び警察、公安関係部門が独立候補の活動を制限するために暴力的措置まで辞さなかった理由として以下の三点が挙げられる。第一に上層部においては「アラブの春」が中国へ波及することが警戒されていたこと、第二に劉萍の事件により独立候補の問題が被選挙権という「維権」と当局による「維穩」（社会秩序の維持）の対立構造の中で位置づけられ、党が安定第一の「和諧」社会維持を第一義に掲げて「維権」を蔑ろにすることに対する批判⁵²が生じていた

50 D 自身の微博は現在削除されているが、同僚の微博は現在も継続されており、選挙前後のログも確認できる。

51 「北京独立参選人鄭威被警察從家里帶走全經過」『中国数字時代』(<http://chinadigitaltimes.net/Chinese/2011/09/%e5%8c%97%e4%ba%ac%e7%8b%ac> この時に中継し続けた 13 回の投稿と微博は既に削除されているが、上記参考資料に記録が残っている (2011 年 9 月 20 日最終確認)。

52 王利平「認真地對待公民的權利」、『選挙与治理網』、2011 年 5 月 20 日、<http://www.chinaelections.org/article/1588/207134.html> (2014 年 9 月 28 日最終確認)。王は「維権と権利を行使する公民を敵に仕立て

こと、第三に基層党组织や行政部門に対する上級からの圧力が大きく、派出所などの警察・公安機関が、所轄地区で問題が起こることを極度に恐れていること、である⁵³。第一点に関しては説明に及ばないだろう。第二点に関しては、独立候補に対する制限が、「被選挙権」をめぐる一種の人権問題として批判的に取り上げられ始めたことに関連している。人権という普遍的価値をめぐる問題へと変換されることにより、独立候補への対応から共産党批判に転じる可能性も含んでいたため、独立候補自体を排除しようとしたのではないだろうか。第三点については、ある立候補者が派出所には大きな圧力がかけられており、同時に派出所相互間でも上級に対してよりポイントを稼ごうとする対立があると語っている。このために、各派出所は自分の管轄内で独立候補をめぐる騒ぎが起こるのを恐れている。前節で挙げた連合候補者たちが一日拘束されたのは、外国の記者がその場にいたため、派出所が報道を恐れて行ったのだという。

警察、公安関係まで動員し、暴力的措置をとるかどうかは、当該選挙区の選挙管理部門の意思よりも、当該選挙区を管轄する派出所の意思が重要ではないかと考えられる。同じ区内で同じく独立候補を抱えていた大学があったが、一方では投票日前日の午後から構内への入り口を封鎖し、警察官による検問を行い、部外者が校内に入り選挙に関与することを厳格に排除していた。しかし、もう一方の大学では投票所にまで部外者が立ち入ることができた⁵⁴。広大なキャンパスを封鎖し、警官を配置することは一大学の要請のみで行えることなく、派出所や公安の積極的介入が推測される。

IV. おわりに

最後に、独立候補の社会的影響と選挙民の反応について紹介したうえで、独立候補たちが抱える問題点を提示する。そして共産党の脅威となり得るのは、表面的に目立った活動をする維権活動家たちよりもむしろ代弁者志向のエリートであることを指摘する。最後に、独立候補に対する共産党の対応から適応能力について検討し、暴力的措置と粗雑な対抗候補の擁立から、適応能力が十分であるとは言えないことを指摘する。

上げて、社会秩序の維持を行うことは、我々の社会を「秩序を維持すればするほど秩序が乱れる」という奇妙な循環に陥らせる」と批判している。王は当時福建省委員会党校副教授であり、党に属する研究者からも批判が出ていたことがわかる。

53 2010 年 1 月末に北京市公安局局長であった馬振川が北京市人大常務委員会副主任に転じた。これは、上海閩に近いとされる劉淇・北京市党委書記の系列に馬が連なる人物であるとされたことによる一種の降格人事である。これ以降、北京市人大の選挙工作は自由度が低下したという。推測の域を出ないが、馬の就任により、北京市人大と公安局の関係は強化され、北京市での人大直接選挙に対する公安局の関与のハードルが下がったとも考えられる。「北京市第 13 届人民代表大会第三次会議選挙北京市第 13 届人民代表大会常務委員会副主任当選名单」、『北京市人民代表大会常務委員会』、2010 年 1 月 30 日 (http://www.bjrd.gov.cn/zdgz/rsrm/srd/201210/t20121017_102791.html、2014 年 9 月 28 日最終確認)。矢板明夫『習近平 共産中国最弱の帝王』、文芸春秋社、2012 年、94～95 頁。北京の研究者へのインタビューによる。

54 両大学ともに筆者の北京市内での観察による (2011 年 11 月 7 日、8 日)。

独立候補は多くのメディアの注目を集めたが、実際に社会的な影響は大きくなかった。何と劉の研究によれば、全国で立候補を表明した 217 名のうち、実際に選挙活動を行った者は 47.2% の 104 名で、初歩候補となったのは全体の 17.97% の 39 名に過ぎず、正式候補となったのは 2.76% の 6 名で、当選を果たしたのは 2 名であった⁵⁵。北京市戸籍を持つ市民を対象としたアンケート調査では、ネット上で立候補した人がいることについて知っていたのはわずか 13.7% であった⁵⁶。

しかし、選挙民が独立候補自体を拒否しているわけではない。「選挙民が自ら立候補した場合には投票しますか？」との問いには 42.0% が「するだろう」と答え、22% の「しないだろう」、35.4% の「どちらとも言えない」に比べて最も多い回答となっている。独立候補を認めるであろう理由としては、「知っているか聞いたことがある（人物）」が 62.1%、「従来の選挙は形式的だった。この形式化の伝統に挑戦する人を支持する」が 61.9% で、選挙民が従来のシステムに批判的であること、実際に知っている人物であれば投票する可能性があることを示している。他方で、独立候補を認めないであろう理由としては、「上級が独立候補は法律に依拠しないと言っている」が 51.2%、「嘘っぽい演出のようで嫌いだ」が 45.6% であった。党がこれを認めていないことと、騒ぎ立てる様子に対する嫌悪感が見られる。

現実の選挙民たちの独立候補に対する冷淡さは、独立候補たちが選挙民にとって「実際に知っている人」程度の身近な存在になれなかったことと、独立候補の主要な構成者となった「維権活動家」たちの言動や活動の在り方に起因するところが多いのではないだろうか。彼らが選挙において支持を獲得できなかった理由として、メディアなどを通して広範囲に働きかける彼らの活動が、現在の中国の基層人大直接選挙制度との適合性が低いことと、その言説と行動が先鋭化し、市民の共感を得て公共空間に拡散していくことができない点が挙げられる。

土地収用をめぐる問題であれ、政治参加や言論の自由をめぐる問題であれ、維権活動家や民主活動家たちは共産党の支配する政治体制下においては従属的社会集団に甘んじるほかになく、議会や世論、メディアによる言論空間など共産党の支配する公共空間から排斥され、自分たちの要求や主張について協議する場を与えられることはない。公共空間に場を与えられない従属的集団は「もう一つの公共性」を作り上げる方が有利なことに気づき、討議の場として「下位の対抗的な公共性」(counter public)を形成する⁵⁷。この場で形成された概念や言葉が共産党の支配する公式の公共圏に提起されることで、既存の公共圏での社会的不平等の是正を目指すのである⁵⁸。しかし、

55 何・劉前掲論文、48 頁。

56 「北京公民選挙意識調査」による。この調査は、2011 年 12 月に筆者の研究協力者が北京市民を対象に行った選挙に関する意識と行動に関するアンケート調査である。

57 「対抗的な公共性」を提起したナンシー・フレイザーは、こうした従属的社会集団の例として、女性、労働者、有色人種、ゲイとレズビアンを挙げている。ナンシー・フレイザー「公共圏の再考：既存の民主主義批判のために」、クレイグ・キャルホーン編『ハーバマスと公共圏』、未来社、1999 年、136～139 頁。

58 例えば、フレイザーによれば、フェミニストたちは「下位の対抗的な公共性」の場で「セクシュアル・ハラスメント」などの新しい言葉を生み出し、公式の公共圏に投げかけることにより、従来私的なものとさ

この「対抗的な公共性」は適切な語彙とトーンという「言説の資源」に不足しがちであるという問題をしばしば抱える⁵⁹。彼らが「対抗的な公共性」の中で主張を熟成させるのみならず、一般大衆に共通した問題を提起し、適切なトーンで語ることができなければ、共産党による物理的な妨害の有無にかかわらず、選挙において支持を得ることは困難であろう。

むしろ、共産党にとって真の脅威は維権活動家ではなく、代弁者志向を持ち、利益集約機能を担おうとするタイプの人々である。彼らは自身の利益を持たないため「対抗的な公共性」を形成せず、弁護士やメディア関係者など言説の資源に富む者が多い。彼らは初めから共産党による支配的な公共空間をフィールドに、多くの大衆の支持を得やすい適切な語彙とトーンを用いて、党に対して利益分配の再調整を求めることができるのである。だが、こうした挑戦者に対抗して、共産党が選挙民にとって魅力的な選択肢を提供する適応能力を発揮しているとは言い難い。

独立候補への対応から、多元化する利益に対する共産党の対応能力について検討すると、微博を利用した独立候補に対して暴力的措置まで講じたことは、共産党の適応能力の低下を露呈している。派出所にも連行された独立候補 E は、ある日、私服警官、公民、居民委員会の関係者など計 300 人が家を取り囲んだと語った。J はある場所で選挙宣言を行う予定だったが、これを阻止するため一つの派出所の全所員が動員されたと語った。E 曰く、今後仮に北京で 2000 人の立候補者が現れれば、現在の警察力を 100 倍にしても押えることはできないだろう、という。こうした「維穩」は、根本的な問題解決を行わないままに対症療法を繰り返しているに過ぎない。

2006 年選挙の際には、党は、独立候補の中でも共産党の条件に合致し、且つ党に融和的な人物は独立候補として容認するなど、新階層を取り込むことで党の政権基盤を強化しようとする適応能力と包容力を持っていた⁶⁰。しかし、2011 年の選挙では、独立候補は全国的に一括して排除されたことから、共産党の柔軟な適応能力は減退していると言えよう。

もう一つ共産党の適応能力が不十分であることを示しているのは、独立候補を排除するために共産党が擁立した代替候補の人選が粗雑であり、利益集約意識に欠ける点である。選挙民はより民主的な手続きによって選ばれた候補者を望んでいるわけではない。仮に自主的に立候補した独立候補よりも、共産党が内定した候補の方が自分たちの利益を代表してくれると考えれば、共産党推薦の候補に進んで投票するだろう。しかし、何人かの独立候補の選挙区で共産党は選挙民や独立候補が納得する代替候補を擁立できず、選挙民の不満を惹起していた。独立候補が現れたある大学で、大学側が用意した正式候補のうちの一名は若い女性教員で、選挙民に対する面接会の際に「若く、教務も大変で、自分は代表にはふさわしくないと思う」と語っていた。会場からは「では、なぜ正式

れていた問題を公的なものとして顕在化させ、女性たちの不利益を減少させてきた。

59 齋藤純一『公共性』、岩波書店、2000 年、8～13 頁。公共性への実質的なアクセスを行うためには、他者に通じる適切な語彙と、受け入れられやすいトーン（語り方、書き方）が必要である、と齋藤は述べている。

60 中岡前掲論文、11～12 頁。

候補になっているのか」と問われ、彼女は何も答えられなかった⁶¹。ある選挙区では、独立候補が正式候補になるのを恐れた居民委員会の主任が対抗馬として選挙民ですらない選挙民小組長を推薦しようとした⁶²。別の選挙区では、3人の定数に対して擁立された4人目の正式候補が若く経験もない不動産サービス会社のプロジェクトマネージャーであった。この選挙区では既に最大手の不動産会社の総経理が正式候補となっており、開業して間もない不動産サービス会社の従業員をさらに正式候補にするのは理にかなわないと独立候補は感じた⁶³。いずれのケースでも、共産党が独立候補よりも更に相応しい人物を正式候補に擁立すれば、実質的にスムーズに独立候補を排除することができたと考えられる。こうした利益集約機能に対する鈍感さと適応能力の低さは、選挙に対する信頼性を傷つけるものであり、選挙により調達される共産党の支配の正当性にも悪い影響を及ぼすだろう。

地方人大直接選挙というケースから得られる結論としては、社会に存在する多元化した利益に対応して共産党が適応能力と自己改革能力を有効に機能させているとは言えない。2003年、2006年の選挙と比較すると、対応はより柔軟性を欠くものとなっている。この傾向が今後も続くのか、習近平政権の間に柔軟性のある対応をし、適応能力を発揮するのか、今後の研究課題として注目せねばならない。

(付記) 本論文は、平成22～24年度科学研究費補助金・基盤研究(A)「調和社会の政治学ー調和的な発展政策の形成と執行の総合的研究」(研究代表者: 高原明生 東京大学大学院法学政治学研究科教授)、平成23～25年度科学研究費・基盤(C)「中国共産党と人民代表大会選挙制度の変革ー2011年選挙の実証研究」(研究代表者: 常磐大学・中岡まり) 平成23～26年度科学研究費補助金・基盤研究(A)「中国共産党に関する政治社会学的実証研究ー中南海研究(Ⅱ)」(研究代表者: 菱田雅晴 法政大学法学部教授)の助成を受けたものである。

(常磐大学 国際学部 准教授)

61 Aへのインタビューと、この大学の関係者へのインタビューによる(2011年11月)。結局、この女性教員は当選し、人民代表となった。

62 Gへのインタビューによる。

63 Kへのインタビューによる。

研究論文

Bid Premiums and the Interrelation between Stock Price Momentums in Japan: Contrasting Premium Offers and Discount Offers*

Hiroyuki Bundo

Abstract

This study investigates the bid premiums of 681 cash tender offers between 1992 and 2013 in Japan to examine the relationship between bid premiums and the interrelation between target firms' stock price momentums and TOPIX momentums for both the premium offers and discount offers.

This study has two main findings: (1) For the premium offers, the relationship between the bid premiums and the interrelation between the two stock price momentums is statistically weak and negative when the target firms' stock price momentum is up while the TOPIX momentum is down. In contrast, the possible relationship between the bid premiums and the interrelation could be statistically strong and positive when the target firms' stock price momentum is down while the TOPIX momentum is up. (2) For the discount offers, the relationship between the bid premiums and the interrelation between the two stock price momentums is significantly positive both when the target firms' stock price momentum and TOPIX momentum are simultaneously up and are simultaneously down.

1. Introduction

In the field of corporate mergers and acquisitions, the difference between the offer price proposed by the acquirers and the stock price formed in the stock market before the takeover offer is called a “bid premium.”¹ Bid premiums are often of significant interest to the business community because they affect the prospect of success of the takeover offer and, consequently, exert substantial influence on the

* This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number 23530442.

1 Some prior studies use the term “takeover premium” or “premium” in the context of mergers and acquisitions to refer to the jump or extraordinary increase in the stock price of the target firms before or around the announcement of the takeover offers, which is usually measured with the well-known indicator “cumulative abnormal return” (Cudd, 1989; Jarrell and Poulsen, 1989; Crawford and Lechner, 1996; Schwert, 1996). This study does not use the term “bid premium” in that sense.

stakeholders of both acquirers and target firms. In general, acquirers set the offer prices above the stock prices of the target firms before the offer to stimulate the shareholders of the target firms to tender their shares. In contrast, some acquirers set the offer prices below the stock prices before the offer for some reasons. This study refers to this type of takeover offers as “discount offers,” in contrast to “premium offers,” the prices of which are above the stock prices before the offer. Discount offers are a constant part of tender offers in Japan. They account for around 21% of all tender offers, implying that more than one in five offers in Japan is proposed through discount prices.

This study focuses on the influence of the interrelation between the two stock price momentums on bid premiums. According to the aforementioned definition, bid premiums are influenced by two factors: the offer prices and the stock prices of the target firms before the offer. Although both factors would seem to be of equal interest to researchers, interestingly, only a few researchers have shed light on the latter. This study focuses on the influence of stock price momentums along with a series of prior studies by the author (Bundo, 2014a, b, c) and focuses on the interrelation between the stock price momentums, which have not been explored in prior studies. This study is structured as follows. Section 2 reviews prior studies. Section 3 presents the data and methodology. Section 4 provides the empirical results. Section 5 presents the conclusions.

2. Prior studies

There have been much prior studies concerning the determinants of bid premiums since Ferris et al.’s (1977) seminal work on the topic. They found that a higher soliciting fee and lower toehold are significantly related to the premium by using the premiums of 50 cash tender offers in the United States during 1974 – 1975. After Ferris et al.’s (1977) study, numerous other studies on the determinants of bid premiums using the sample of US corporations have been made. The independent variables that are employed and are found as significant in the prior studies are those of the deal characteristics,² the financial conditions of the acquirers and target firms,³ the market environment and conditions of

2 Ferris et al. (1977), Walkling and Edmeister (1985), Jahera et al. (1985), Varaiya (1987), Kaufman (1988), Slusky and Caves (1989), Haunschild (1994), Betton and Eckbo (2000), Officer (2003), Ayers et al. (2003), Moeller (2005), Betton et al. (2008), Barger (2012), Koch et al. (2012), Li (2013), Song et al. (2013), and Alexandridis et al. (2013).

3 Walkling and Edmeister (1985), Varaiya (1987), Kaufman (1988), Slusky and Caves (1989), Hayward and Hambrick (1997), Betton and Eckbo (2000), Officer (2003), Ayers et al. (2003), Moeller (2005), Betton et al. (2008), Barger (2012), and Li (2013).

corporate control,⁴ the corporate governance structures and conditions of the acquirers and target firms,⁵ the differences in the size and scope of the acquirers and target firms,⁶ and the differences between the acquirers' and target firms' market valuations or between the target firms' market valuation and the industry average.⁷

In addition to the aforementioned studies, some studies deal with stock market momentums in relation to bid premiums. The series of such studies on US corporations by Nathan and O'Keefe (1989) and Alexandridis et al. (2013) reported a negative relationship between the stock market performances of the six-month S&P 500 index and the bid premiums. Simultaneously, recent studies such as those by Rosen (2006), Petmezas (2009), and Bouwman et al. (2009) reported a relationship between bid premiums and "heat" of the stock market.

In contrast, studies on the relationship between bid premiums and target firms' stock price movements have been increasing in the past decade. These studies can be categorized into two—those on "runups," which refer to the excess returns of (mostly target firms') share prices before the announcement of the offer, and those on prior high/low share prices of target firms. The studies in the first category include those by Moeller (2005), Betton et al. (2008), and Bargerion (2012) that investigated the relationship between target firms' cumulative abnormal returns for the periods before the announcement of offers and bid premiums. Studies in the second category include those by Ayers et al. (2003), Baker et al. (2012), Li (2013), and Alexandridis et al. (2013) that examined the relationship between bid premiums and high/low stock prices, measured by 52-week high prices or the index using target firms' low share prices in five or three years. However, these previous studies do not investigate the stock price momentum of target firms, which is one of the focal factors in this study.

Among the studies dealing with the determinants of Japanese bid premiums,⁸ a few focused on the relationship between the bid premium and the stock price momentum. The first such study is by Inoue et al. (2010), which introduced the index of up/down ratios of target firms' stock prices before tender offers and found a negative relationship between bid premiums and the ratios. In contrast, a series of

4 Jahera et al. (1985), Kaufman (1988), Slusky and Caves (1989), Haunschild (1994), Hayward and Hambrick (1997), Betton and Eckbo (2000), Ayers et al. (2003), Moeller (2005), Betton et al. (2008), Koch et al. (2012), Alexandridis et al. (2013).

5 Ferris et al. (1977), Varaiya (1987), Slusky and Caves (1989), Haunschild (1994), Hayward and Hambrick (1997), Cotter et al. (1997), Moeller (2005), and Bargerion (2012).

6 Betton and Eckbo (2000), Officer (2003), Li (2013), Bargerion (2012), and Alexandridis et al. (2013).

7 Varaiya (1987), Officer (2003), Moeller (2005), Betton et al. (2008), Koch et al. (2012), and Alexandridis et al. (2013).

8 Prior studies on the determinants of bid premiums in Japan include studies by Bundo (2005), Hattori (2008), Inoue (2008), Kruze and Suzuki (2010), Inoue et al. (2010), Hanamura et al. (2011), and Bundo (2013).

studies by Bundo (2014a, b, c) investigated the relationship between bid premiums of tender offers and stock price momentums, comprising TOPIX momentums and target firms' stock price momentums. They found some evidence of a relationship between bid premiums and stock price momentums for both the groups of premium offers and discount offers. Among these studies, the study by Bundo (2014c) found a relationship between bid premiums and the regression coefficient estimates of both momentum indexes, implying that the interrelation between both momentums affects bid premiums. This study investigates this relationship in detail.

3. Sample and methodology

3. 1 Sample

The sample used in this study comprises target firms for which tender offers commenced between October 1992 and December 2013. The original sample consistent with the requirements comprises 716 offers. However, after exclusion of some additional conditions, the final sample includes 681 cash tender offers.⁹ Public documentations of the sample's tender offers are collected from EDINET. The final sample is then divided into two subsamples, the premium offers group with positive bid premiums and the discount offers group with negative bid premiums. The premium offers group comprises 535 cases, and the discount offers group comprises 146 cases. Moreover, both subsamples are divided into stock price momentum groups according to the definitions in Subsection 3.2.

3. 2 Methodology

This study performs four types of analyses. First, a difference test for the mean and median of the bid premiums classified by the subgroups of the coefficient estimates of the simple regression analysis in which the dependent variable is the target firms' stock prices during the analyses periods and the independent variable is the TOPIX prices during the same periods (henceforth "COEF_{TOPIX→TRGFM}") for both the premium offers and discount offers. The coefficient estimates of the simple regression are employed as the index representing the interrelation between the two stock price momentums. The stock price momentums include the "ups" and "downs" of the target firms' stock price momentums (henceforth

9 The exclusion involved 35 cases: 5 for which the announcement date of the offer is six months before the commencement date of the offer; 12 for which the target firm remains unlisted at six months before the announcement date of the offer; 13 for which the preceding bidder offers to the same target firm within one year before the announcement of the offer; 1 for which the proxy fight occurs before the announcement of the offer; 1 for which there is a stock-for-stock offer; 1 for which the target firm's stock price data are unavailable; 1 for which the target firm's stock price did not form for more than two years before the announcement day; and 1 for which the bidder simultaneously announces the consequent second offer in which the offer price differs from that of the first offer.

“TRGFM momentum”) and TOPIX momentums. The terms “up” and “down” denote the increase and decrease in rate of change during the analyses periods. The analyses periods of the regression include three periods: “6–1 month,” which denotes the period from 123 trading days to 21 trading days before the announcement of the offer; “12–6 month,” which denotes the period from 246 trading days to 123 trading days before the announcement of the offer; and “12–1 month,” which denotes the period from 246 trading days to 21 trading days before the announcement of the offer. The subgroups of the regression coefficient estimates comprise two groups: “high,” which involves cases above the median of the subgroup, and “low,” which involves cases below the median.

Second, a simple regression analysis on bid premiums is predicted by the $COEF_{TOPIX \rightarrow TRGFM}$ for both the premium offers and discount offers. The two analyses determine the relationship between bid premiums and the two stock price momentums and the contrasts between the premium offers and discount offers.

Third, a difference test for the mean and median of bid premiums classified by the subgroups of the $COEF_{TOPIX \rightarrow TRGFM}$, which are simultaneously sorted by the four combinations of the TRGFM momentum and TOPIX momentum for both the premium offers and discount offers. The combinations include “up, up,” which represents a TRGFM up momentum and a TOPIX up momentum; “up, down,” which represents a TRGFM up momentum and a TOPIX down momentum; “down, up,” which represents a TRGFM down momentum and a TOPIX up momentum; and “down, down,” which represents a TRGFM down momentum and a TOPIX down momentum.

Fourth, a simple regression analysis of bid premiums is predicted by the $COEF_{TOPIX \rightarrow TRGFM}$ for the four combinations of stock price momentums for both the premium offers and discount offers. The third and fourth analyses clarify any significant relationships between bid premiums and the interrelation between the two momentums for each momentum combination and compare the results with those from the third analysis.

The definitions of the bid premiums (henceforth “PREMIUM”) and the $COEF_{TOPIX \rightarrow TRGFM}$ are as indicated in Table 1.

Bid Premiums and the Interrelation between Stock Price Momentums in Japan:
Contrasting Premium Offers and Discount Offers

Table 1 Definitions of PREMIUM and COEF_{TOPIX → TRGFM}

variables	definitions
PREMIUM	$(P_{TOB} - P_{-123,-21}) / P_{-123,-21}$ $P_{-123,-21}$: the volume weighted average price from the 123 trading days before the announcement of the offer to the 21 trading days before the announcement of the offer P_{TOB} : the tender offer price
COEF _{TOPIX → TRGFM}	The coefficient estimates of the ordinary least square regression in which the dependent variable is the target firms' stock prices during the analysis periods and the independent variable is TOPIX prices during the same periods shown below: $Y = \alpha + \text{COEF}_{\text{TOPIX} \rightarrow \text{TRGFM}} \cdot X + \varepsilon$ X : the closing prices of TOPIX from the 246 or 123 trading days before the announcement of the offer to the 21 trading days before the announcement of the offer. Y : the index prices calculated as the closing prices of the target firms' stock from the 246 or 123 trading days before the announcement of the offer to the 21 trading days before the announcement of the offer divided by the arithmetic average price of the target firms' stock from the 20 trading days before the announcement of the offer and multiplied by 1,000. ε : the error term

4. Results

4. 1 Difference test for bid premiums classified by COEF_{TOPIX → TRGFM}

The results of the difference test for the mean and median of bid premiums classified by the subgroups of the COEF_{TOPIX → TRGFM} are indicated in Table 2 for the TOPIX momentum for the premium offers group, in Table 3 for the TRGFM momentum for the premium offers group, in Table 4 for the TOPIX momentum for the discount offers group, and in Table 5 for the TRGFM momentum for the discount offers group.

Let us begin with the results for the premium offers group in Table 2 and Table 3. For the TOPIX momentum, significant results for both the mean and median are obtained for the “up” momentum for 6–1 month. The signs of difference of the “high-low” equation are positive for both the mean and median. In contrast, the signs of difference for the “down” momentum for 6–1 month are negative but insignificant. These results imply that the stronger the interrelation between the TOPIX momentum and TRGFM momentum, the higher the bid premium when the TOPIX momentum for the 6–1 month period is up.

For the TRGFM momentum in Table 3, significant results for both the mean and median are found for the “down” momentums for 6–1 and 12–1 months, though the result for the latter could have been influenced by the strong result of the former. The positive signs of the difference imply that the stronger the interrelation between the two momentums, the higher the bid premium when the TRGFM

momentum for the period 12–6 month is down.

Table 4 and Table 5 indicate the results for the discount offers. For the TOPIX momentum, significant results for the median are found for the “down” momentum for both 6–1 and 12–1 months, though significant results for the mean are not found for either period. Therefore, a relationship of bid premiums with the interrelation between the two momentums is not found for the discount offers. In contrast, significant results for both the mean and median are obtained for the “down” momentum for 6–1 month, and the

Table 2 Difference Tests for Mean and Median of Bid Premiums Subgrouped by Regression Coefficient Estimates on Target Firm's Stock Price Predicted by TOPIX, Sorted by TOPIX Momentum (Premium Offers)

	TOPIX Momentum	Descriptive Statistics of Bid Premiums					Difference Tests of Bid Premiums		
		subgroups of COEF _{TOPIX→TRGFM}	n	mean	median	stdev	equation of difference	mean t-stat. p-val.	median Z-stat. p-val.
A. 6–1 month	up	High	112	0.424	0.362	0.302	High – Low	0.102 ***	0.077 ***
		Low	112	0.322	0.285	0.239		2.809	2.780
		unclassified	1					0.005	0.005
		total	225						
	down	High	149	0.387	0.319	0.292	High – Low	–0.043	–0.069
		Low	149	0.430	0.389	0.294		1.261	1.633
		unclassified	0					0.208	0.102
		total	298						
B. 12–6 month	up	High	124	0.320	0.290	0.209	High – Low	0.033	0.039
		Low	124	0.287	0.251	0.210		1.231	1.407
		unclassified	0					0.220	0.159
		total	248						
	down	High	137	0.490	0.419	0.312	High – Low	0.060	0.048
		Low	137	0.430	0.372	0.291		1.640	1.558
		unclassified	1					0.102	0.119
		total	275						
C. 12–1 month	up	High	120	0.330	0.298	0.227	High – Low	0.038	0.037
		Low	120	0.292	0.261	0.195		1.395	1.151
		unclassified	1					0.164	0.250
		total	241						
	down	High	141	0.465	0.388	0.323	High – Low	0.024	0.000
		Low	141	0.440	0.389	0.295		0.663	0.379
		unclassified	0					0.508	0.705
		total	282						

***, **, and * denote that the difference in means and medians is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively, based on the two-sample Mann–Whiney's *U* test(Z-statistics) and Welch's *t* test(t-statistics). P-values are based on two-tailed test.

COEF_{TOPIX→TRGFM} denotes the coefficient estimates of the ordinary least square regression in which the dependent variable is the target firms' stock prices during the analysis periods and the independent variable is TOPIX prices during the same periods as the dependent variable.

Bid Premiums and the Interrelation between Stock Price Momentums in Japan:
Contrasting Premium Offers and Discount Offers

signs are negative. These results imply that the stronger the interrelation between the two momentums, the lower the bid premium when the TRGFM momentum is down. This finding indicates that the relationship between the bid premium and the interrelation between the momentums for both the premium offers and discount offers differ.

Table 3 Difference Tests for Mean and Median of Bid Premiums Subgrouped by Regression Coefficient Estimates on Target Firms' Stock Price Predicted by TOPIX, Sorted by Target Firms' Stock Price Momentum (Premium Offers)

		Descriptive Statistics of Bid Premiums					Difference Tests of Bid Premiums		
	Target Firms' Stock Price	subgroups of COEF _{TOPIX→TRGFM}	n	mean	median	stdev	equation of difference	mean t-stat. p-val.	median Z-stat. p-val.
A. 6-1 month	up	High	103	0.417	0.357	0.296	High - Low	-0.004	0.017
		Low	103	0.421	0.340	0.315		0.087	0.162
		unclassified	1					0.931	0.871
		total	207						
	down	High	157	0.403	0.324	0.306	High - Low	0.054 *	0.002
		Low	157	0.349	0.322	0.236		1.760	0.985
		unclassified	1					0.079	0.325
		total	315						
B. 12-6 month	up	High	99	0.334	0.307	0.230	High - Low	0.001	0.006
		Low	99	0.333	0.301	0.223		0.022	0.073
		unclassified	1					0.983	0.942
		total	199						
	down	High	161	0.482	0.388	0.316	High - Low	0.120 ***	0.066 ***
		Low	161	0.362	0.323	0.274		3.650	3.614
		unclassified	1					0.000	0.000
		total	323						
C. 12-1 month	up	High	98	0.361	0.322	0.265	High - Low	-0.061	-0.04
		Low	98	0.421	0.367	0.305		1.485	1.418
		unclassified	0					0.139	0.156
		total	196						
	down	High	165	0.432	0.359	0.315	High - Low	0.079 **	0.048 **
		Low	165	0.353	0.311	0.251		2.515	2.223
		unclassified	0					0.012	0.026
		total	330						

***, **, and * denote that the difference in means and medians is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively, based on the two-sample Mann-Whiney's *U* test(Z-statistics) and Welch's *t* test(t-statistics). P-values are based on two-tailed test. COEF_{TOPIX→TRGFM} denotes the coefficient estimates of the ordinary least square regression in which the dependent variable is the target firms' stock prices during the analysis periods and the independent variable is TOPIX prices during the same periods as the dependent variable.

Table 4 Difference Tests for Mean and Median of Bid Premiums Subgrouped by Regression Coefficient Estimates on Target Firm's Stock Price Predicted by TOPIX, Sorted by TOPIX Momentum (Discount Offers)

Descriptive Statistics of Bid Premiums							Difference Tests of Bid Premiums		
TOPIX Momentum	subgroups of COEF _{TOPIX→TRGFM}	n	mean	median	stdev	equation of difference	mean t-stat. p-val.	median Z-stat. p-val.	
A. 6-1 month									
up	High	36	-0.262	-0.214	0.210	High - Low	-0.056	-0.07	
	Low	36	-0.206	-0.146	0.194		1.181	1.194	
	unclassified	0					0.242	0.233	
	total	72							
down	High	36	-0.317	-0.279	0.220	High - Low	-0.081	-0.146 **	
	Low	36	-0.236	-0.133	0.239		1.593	2.151	
	unclassified	1					0.116	0.031	
	total	73							
B. 12-6 month									
up	High	34	-0.262	-0.223	0.214	High - Low	-0.005	-0.022	
	Low	34	-0.257	-0.201	0.197		0.093	0.037	
	unclassified	1					0.926	0.971	
	total	69							
down	High	36	-0.263	-0.267	0.216	High - Low	-0.009	-0.080	
	Low	36	-0.254	-0.188	0.255		0.159	0.822	
	unclassified	1					0.875	0.411	
	total	73							
C. 12-1 month									
up	High	39	-0.227	-0.205	0.203	High - Low	-0.009	-0.032	
	Low	39	-0.218	-0.172	0.164		0.202	0.115	
	unclassified	1					0.840	0.909	
	total	80							
down	High	32	-0.332	-0.279	0.232	High - Low	-0.076	-0.163 **	
	Low	32	-0.256	-0.116	0.270		1.209	2.054	
	unclassified	0					0.231	0.040	
	total	64							

***, **, and * denote that the difference in means and medians is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively, based on the two-sample Mann-Whiney's *U* test(Z-statistics) and Welch's *t* test(t-statistics). P-values are based on two-tailed test.

COEF_{TOPIX→TRGFM} denotes the coefficient estimates of the ordinary least square regression in which the dependent variable is the target firms' stock prices during the analysis periods and the independent variable is TOPIX prices during the same periods as the dependent variable.

Bid Premiums and the Interrelation between Stock Price Momentums in Japan:
Contrasting Premium Offers and Discount Offers

Table 5 Difference Tests for Mean and Median of Bid Premiums Subgrouped by Regression Coefficient Estimates on Target Firms' Stock Price Predicted by TOPIX, Sorted by Target Firms' Stock Price Momentum (Discount Offers)

	Target Firms' Stock Price	Descriptive Statistics of Bid Premiums					Difference Tests of Bid Premiums		
		subgroups of COEF _{TOPIX→TRGFM}	n	mean	median	stdev	equation of difference	mean t-stat. p-val.	median Z-stat. p-val.
A. 6-1 month	up	High	29	-0.281	-0.243	0.206	High - Low	-0.038	-0.06
		Low	29	-0.243	-0.181	0.233		0.665	1.143
		unclassified	0					0.509	0.253
		total	58						
	down	High	43	-0.297	-0.241	0.226	High - Low	-0.089 **	-0.120 **
		Low	43	-0.208	-0.120	0.206		2.021	2.457
		unclassified	1					0.047	0.014
		total	87						
B. 12-6 month	up	High	27	-0.266	-0.243	0.213	High - Low	0.011	-0.062
		Low	27	-0.277	-0.181	0.276		0.166	0.320
		unclassified	1					0.869	0.749
		total	55						
	down	High	43	-0.259	-0.229	0.217	High - Low	-0.019	-0.039
		Low	43	-0.240	-0.190	0.193		0.432	0.384
		unclassified	1					0.667	0.701
		total	87						
C. 12-1 month	up	High	27	-0.227	-0.214	0.214	High - Low	0.053	0.016
		Low	27	-0.280	-0.230	0.237		0.868	0.856
		unclassified	0					0.389	0.392
		total	54						
	down	High	45	-0.284	-0.230	0.216	High - Low	-0.057	-0.102 *
		Low	45	-0.227	-0.128	0.214		1.254	1.804
		unclassified	0					0.213	0.071
		total	90						

***, **, and * denote that the difference in means and medians is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively, based on the two-sample Mann-Whiney's *U* test(Z-statistics) and Welch's *t* test(t-statistics). P-values are based on two-tailed test.

COEF_{TOPIX→TRGFM} denotes the coefficient estimates of the ordinary least square regression in which the dependent variable is the target firms' stock prices during the analysis periods and the independent variable is TOPIX prices during the same periods as the dependent variable.

4. 2 Simple regression analysis of bid premiums predicted by $\text{COEF}_{\text{TOPIX} \rightarrow \text{TRGFM}}$

The simple regression analysis of bid premiums predicted by the $\text{COEF}_{\text{TOPIX} \rightarrow \text{TRGFM}}$ are indicated in Table 6 for the premium offers and in Table 7 for the discount offers. The results in both tables confirm those mentioned in Subsection 4.1. For the premium offers, positive and significant coefficient estimates of the regression on the bid premiums predicted by $\text{COEF}_{\text{TOPIX} \rightarrow \text{TRGFM}}$ are detected for the “up” TOPIX momentum for 6–1 month and for the “down” TRGFM momentum for 12–6 and 12–1 months. To discreetly interpret these results, their counterparts need to be monitored. First, the significantly positive result for the “up” TOPIX momentum for 6–1 month implies that the “up” interrelation between the TOPIX momentum and TRGFM momentum accompanies a higher bid premium. However, the sign of the “up” TRGFM momentum as the counterpart is insignificantly negative, which is inconsistent with that of the “up” TOPIX momentum. Similarly, the signs of the “down” TOPIX momentum as the counterparts are insignificantly positive, which is inconsistent with that of the “down” TRGFM momentum. Based on these contradictory evidences, the significant results in Table 6 do not indicate that bid premiums are related to the interrelation between the TOPIX momentum and TRGFM momentum for the premium offers.

Meanwhile, the results for discount offers in Table 7 somewhat differ from those for the premium offers. The signs of the “down” momentum for 6–1 month for both the TOPIX momentum and TRGFM momentum are significantly positive, though the significance level for the TOPIX momentum is weak. These consistent results imply that bid premiums are negatively related to the interrelation between the TOPIX momentum and TRGFM momentum for 6–1 month for discount offers.

Table 6 Summary Results of OLS Simple Regression on Bid Premiums Predicted by Regression Coefficient Estimates on Target Firm's Stock Price Predicted by TOPIX (Premium offers)

	momentum	6-1 month					12-6 month					12-1 month				
		coef. est.	adj. R ²	n	coef. est.	adj. R ²	n	coef. est.	adj. R ²	n	coef. est.	adj. R ²	n			
		t-stat.			t-stat.			t-stat.			t-stat.					
		p-val.					p-val.				p-val.					
A. TOPIX Momentum																
	up	0.062 ***	0.04	225	0.016	0.00	248	0.022	0.01	241						
		3.128			1.376			1.639								
		0.002			0.170			0.103								
	down	-0.016	0.00	298	0.021	0.00	275	0.006	0.00	282						
		-1.187			1.495			0.424								
		0.236			0.136			0.672								
B. Target Firms' Stock Price Momentum																
	up	-0.025	0.00	207	0.005	0.00	199	-0.023	0.00	196						
		-1.015			0.320			-0.992								
		0.311			0.749			0.323								
	down	0.017	0.00	315	0.040 ***	0.027	323	0.034 ***	0.02	330						
		1.379			3.175			2.992								
		0.169			0.002			0.003								

The dependent variable is the bid premiums of the tender offers commenced during 1992.10-2013.12. The independent variables are COEF_{TOPIX→TRGFM}. COEF_{TOPIX→TRGFM} is defined as the coefficient estimates of the simple regression model in which the dependent variable is the target firm's stock prices from 123 trading days to 21 trading days (6-1 month), from 246 trading days to 123 trading days (12-6 month), from 246 trading days to 21 trading days (12-1 month) before the announcement day of the offer, respectively, and the independent variables are TOPIX prices are same as target firms' stock prices mentioned above. ***, **, and * denote significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively. P-values are based on two-tailed test.

Table 7 Summary Results of OLS Simple Regression on Bid Premiums Predicted by Regression Coefficient Estimates on Target Firm's Stock Price Predicted by TOPIX (Discount offers)

	momentum	6-1 month			12-6 month			12-1 month		
		coef. est.	adj. R ²	n	coef. est.	adj. R ²	n	coef. est.	adj. R ²	n
		t-stat.			t-stat.			t-stat.		
		p-val.			p-val.		p-val.			
A. TOPIX Momentum	up	-0.022	0.02	72	-0.009	0.00	69	-0.004	0.00	79
		-1.507			-0.552			-0.216		
		0.136			0.583			0.830		
	down	-0.018 *	0.03	73	-0.003	0.00	73	-0.019	0.02	64
		-1.739			-0.189			-1.413		
		0.086			0.851			0.163		
B. Target Firms' Stock Price Momentum	up	-0.021	0.00	58	0.011	0.00	55	0.013	0.00	54
		-0.994			0.430			0.434		
		0.324			0.669			0.666		
	down	-0.021 **	0.05	87	-0.009	0.00	87	-0.024 **	0.06	90
		-2.419			-0.819			-2.519		
		0.018			0.415			0.014		

The dependent variable is the bid premiums of the tender offers commenced during 1992.10-2013.12. The independent variables are COEF_{TOPIX-TRGM}. COEF_{TOPIX-TRGM} is defined as the coefficient estimates of the simple regression model in which the dependent variable is the target firm's stock prices from 123 trading days to 21 trading days (6-0.5 month), from 246 trading days to 123 trading days (12-6 month), from 246 trading days to 21 trading days (12-0.5 month) before the announcement day of the offer, respectively, and the independent variables are TOPIX prices are same as target firms' stock prices mentioned above. ***, **, and * denote significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively. P-values are based on two-tailed test.

4. 3 Difference test for mean and median of bid premiums classified by $\text{COEF}_{\text{TOPIX} \rightarrow \text{TRGFM}}$ and sorted by combinations of TRGFM momentum and TOPIX momentum

To investigate the possible relationship between bid premiums and the interrelation between the TRGFM momentum and TOPIX momentum, the types of momentums need to be further categorized. The results for the four combinations of momentums are indicated in Table 8 for the premium offers and Table 9 for the discount offers. For the premium offers, the signs of the “up, down” momentum for 6–1 month are significantly negative both for the mean and median. This implies that the stronger the interrelation between the TRGFM momentum and TOPIX momentum, the higher the bid premium when the TRGFM momentum is “up” and the TOPIX momentum is “down” for the period 6–1 month. This result suggests that the larger the gap between the “up” TRGFM momentum and “down” TOPIX momentum, the higher the bid premium when the TRGFM momentum is “up” and the TOPIX momentum is “down” for the period 6–1 month.

For the discount offers, the signs of the “down, down” momentum for 6–1 month are significantly negative for both the mean and median. This implies that the stronger the interrelation between the TRGFM momentum and TOPIX momentum, the higher the bid premium when both momentums are “down.” These results seem to be reasonable because most of the target firms of the discount offers in Japan are financially distressed.¹⁰

¹⁰ See Bundo (2013).

Table 8 Difference Tests for Mean and Median of Bid Premiums Subgrouped by Regression Coefficient Estimates on Target Firms' Stock Price Predicted by TOPIX, Sorted by the Combination of Target Firms' Stock Price Momentum and TOPIX Momentum (Premium Offers)

		Descriptive Statistics					Difference Test of Bid Premiums		
		subgroups of COEF _{TOPIX→TRGFM}	n	mean	median	stdev	equation of difference	mean t-stat. p-val.	median Z-stat. p-val.
momentum (TRGFM, TOPIX)									
A. 6-1 month									
up, up	High	66	0.394	0.328	0.291	High - Low	0.029	0.025	
	Low	66	0.365	0.303	0.300		1.146	1.584	
	unclassified	0					0.254	0.113	
	total	132							
up, down	High	38	0.380	0.332	0.270	High - Low	-0.158 **	-0.120 **	
	Low	38	0.538	0.452	0.353		2.197	2.171	
	unclassified	0					0.031	0.030	
	total	76							
down, up	High	46	0.376	0.262	0.299	High - Low	0.074	-0.028	
	Low	46	0.302	0.290	0.189		1.421	0.266	
	unclassified	1					0.160	0.791	
	total	93							
down, down	High	111	0.371	0.294	0.293	High - Low	-0.039	-0.079	
	Low	111	0.410	0.373	0.270		1.043	1.646	
	unclassified	0					0.298	0.100	
	total	222							
B. 12-6 month									
up, up	High	69	0.321	0.290	0.200	High - Low	0.037	0.041	
	Low	69	0.283	0.249	0.237		1.000	1.497	
	unclassified	0					0.319	0.134	
	total	138							
up, down	High	31	0.415	0.358	0.287	High - Low	-0.019	-0.003	
	Low	31	0.434	0.361	0.253		0.283	0.401	
	unclassified	0					0.778	0.688	
	total	62							
down, up	High	55	0.355	0.285	0.260	High - Low	0.049	0.031	
	Low	55	0.306	0.254	0.253		1.004	1.348	
	unclassified	1					0.317	0.178	
	total	111							
down, down	High	106	0.486	0.428	0.316	High - Low	0.030	0.053	
	Low	106	0.455	0.375	0.307		0.704	0.779	
	unclassified	0					0.482	0.436	
	total	212							

***, **, and * denote that the difference in means and medians is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively, based on the two-sample Mann-Whiney's *U* test(Z-statistics) and Welch's *t* test(t-statistics). P-values are based on two-tailed test.

COEF_{TOPIX→TRGFM} denotes the coefficient estimates of the ordinary least square regression in which the dependent variable is the target firms' stock prices during the analysis periods and the independent variable is TOPIX prices during the same periods as the dependent variable.

Bid Premiums and the Interrelation between Stock Price Momentums in Japan:
Contrasting Premium Offers and Discount Offers

Table 9 Difference Tests for Mean and Median of Bid Premiums Subgrouped by Regression Coefficient Estimates on Target Firms' Stock Price Predicted by TOPIX, Sorted by the Combination of Target Firms' Stock Price Momentum and TOPIX Momentum (Discount Offers)

		Descriptive Statistics					Difference Test of Bid Premiums		
	momentum (TRGFM, TOPIX)	subgroups of COEF _{TOPIX→TRGFM}	n	mean	median	stdev	equation of difference	mean t-stat. p-val.	median Z-stat. p-val.
A. 6–1 month									
	up, up	High	22	−0.294	−0.260	0.225	High – Low	−0.095	−0.072
		Low	22	−0.199	−0.188	0.151		1.651	1.455
		unclassified	1					0.107	0.146
		total	45						
	up, down	High	6	−0.236	−0.184	0.282	High – Low	0.093	0.179
		Low	6	−0.329	−0.363	0.230		0.694	0.961
		unclassified	1					0.503	0.337
		total	13						
	down, up	High	13	−0.206	−0.128	0.204	High – Low	0.021	−0.008
		Low	13	−0.227	−0.120	0.241		0.238	0.077
		unclassified	1					0.814	0.939
		total	27						
	down, down	High	30	−0.325	−0.278	0.228	High – Low	−0.116 **	−0.144 **
		Low	30	−0.209	−0.133	0.202		2.079	2.410
		unclassified	0					0.042	0.016
		total	60						
B. 12–6 month									
	up, up	High	20	−0.295	−0.256	0.232	High – Low	−0.087	−0.090
		Low	20	−0.209	−0.165	0.176		0.852	0.784
		unclassified	1					0.400	0.433
		total	41						
	up, down	High	7	−0.242	−0.115	0.324	High – Low	0.080	0.137
		Low	7	−0.321	−0.252	0.319		0.463	0.575
		unclassified	0					0.652	0.565
		total	14						
	down, up	High	14	−0.254	−0.166	0.221	High – Low	−0.015	0.035
		Low	14	−0.239	−0.201	0.139		0.211	0.597
		unclassified	0					0.835	0.550
		total	28						
	down, down	High	30	−0.279	−0.248	0.235	High – Low	−0.056	−0.072
		Low	30	−0.223	−0.176	0.200		0.989	1.079
		unclassified	1					0.327	0.280
		total	61						

***, **, and * denote that the difference in means and medians is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively, based on the two-sample Mann-Whiney's *U* test (Z-statistics) and Welch's *t* test (t-statistics). P-values are based on two-tailed test.

COEF_{TOPIX→TRGFM} denotes the coefficient estimates of the ordinary least square regression in which the dependent variable is the target firms' stock prices during the analysis periods and the independent variable is TOPIX prices during the same periods as the dependent variable.

4 . 4 Simple regression analysis of bid premiums predicted by $\text{COEF}_{\text{TOPIX} \rightarrow \text{TRGFM}}$ for four momentum combinations

Table 10 presents the results of the simple ordinary least squares (OLS) regression analysis of the bid premiums predicted by the four combinations of stock price momentums, namely “up, up,” “up, down,” “down, up,” and “down, down.” Two significant results are obtained for the premium offers. One is a negative sign at the 10% significance level for the “up, down” momentum, which corresponds with the results in Table 8. The other is a positive sign at the 1% significance level for the “down, up” momentum. This result might seem confusing because the corresponding signs of the “down, up” momentum in Table 8 are not associated with any significant results; moreover, the signs contradict for the mean and median. The Pearson’s correlation coefficient and the Spearman’s rank correlation coefficient for the “down, up” momentum are 0.267 (p-value is 0.0096) and 0.125 (p-value is 0.2325), respectively. Based on these evidences, the result for the “down, up” momentum for 6–1 month should not be taken at face value. Two significant results are obtained for the discount offers, indicated in Panel B. One is the negative sign of the “up, up” momentum at the 10% significance level, though the p-value of the coefficient estimates of 0.052 is rather close to the 5% significance level. While this significant result is not found in Table 9, the signs of the “up, up” momentum for 6–1 month are both negative. Based on these pieces of evidence, the significant negative result for the “up, up” momentum does not seem to be confusing. The other is the negative sign of the “down, down” momentum at the 5% significance level. These results correspond with the significantly negative signs of the mean and median of the “down, down” momentum in Table 9. These two significant results indicate negative relationship between bid premiums and the interrelation between the TRGFM momentum and TOPIX momentum when the two momentums are simultaneously up and simultaneously down.

Bid Premiums and the Interrelation between Stock Price Momentums in Japan:
Contrasting Premium Offers and Discount Offers

Table10 Summary Results of OLS Simple Regression on Bid Premiums Predicted by Regression Coefficient Estimates on Target Firms' Stock Price Predicted by TOPIX

momentum (TRGFM, TOPIX)	6-1 month			12-6 month		
	coef. est. t-stat. p-val.	adj. R ²	n	coef. est. t-stat. p-val.	adj. R ²	n
A. Premium Offers						
up, up	0.049 1.527 0.129	0.01	132	0.020 0.948 0.345	0.00	138
up, down	-0.082 * -1.845 0.069	0.03	76	0.024 0.707 0.482	0.000	62
down, up	0.083 *** 2.648 0.010	0.06	93	0.020 1.039 0.301	0.00	111
down, down	-0.0003 -0.022 0.982	0.00	222	0.022 1.199 0.232	0.00	212
B. Discount Offers						
up, up	-0.051 * -1.994 0.053	0.06	45	-0.008 -0.271 0.788	0.00	41
up, down	-0.010 -0.210 0.837	0.00	13	0.039 0.711 0.490	0.00	14
down, up	-0.009 -0.405 0.689	0.00	27	-0.007 -0.361 0.721	0.00	28
down, down	-0.024 ** -2.297 0.025	0.07	60	-0.016 -1.549 0.127	0.02	61

The dependent variable is the bid premiums of the tender offers commenced during 1992.10-2013.12. The independent variables are COEF_{TOPIX→TRGFM}. COEF_{TOPIX→TRGFM} is defined as the coefficient estimates of the simple regression model in which the dependent variable is the target firms' stock prices from 123 trading days to 21 trading days (6-1 month) and from 246 trading days to 123 trading days (12-6 month) before the announcement day of the offer, respectively, and the independent variables are TOPIX prices are same as target firms' stock prices mentioned above. ***, **, and * denote significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively. P-values are based on two-tailed test.

5. Conclusion

This study detects the relationship between bid premiums and the interrelation between two stock price momentums, the target firms' stock price momentum and the TOPIX momentum, using a tender offer sample comprising 535 premium offers and 146 discount offers in Japan. Four types of

analyses are employed: a difference test for the mean and median of bid premiums classified by the regression coefficient estimates, which represent the interrelation between the two momentums; a simple regression analysis of bid premiums predicted by the coefficient estimates; a difference test for the mean and median of bid premiums classified by the coefficient estimates and sorted by the combinations of the two momentums; and a simple regression analysis of bid premiums predicted by the coefficient estimates for the four combinations of the two momentums. The main findings of this study are as follows. For the premium offers, the relationship between bid premiums and the interrelation between the two stock price momentums is statistically weak and negative when the target firms' stock price momentum is up while the TOPIX momentum is down and the possible relationship could be statistically strong and positive when the target firms' stock price momentum is down while the TOPIX momentum is up. For the discount offers, the relationship between bid premiums and the interrelation between the momentums is significantly positive both when the target firms' stock price momentum and TOPIX momentum are simultaneously up and are simultaneously down. These findings for the premium offers and discount offers obviously differ, an issue that has not been addressed by prior studies. However, the reasons or mechanisms behind the differences are not yet known and thus, should be addressed by future studies.

References

- Alexandridis, George, Fuller, Kathleen P., Terhaar, Lars, and Travlos, Nickolaos G., (2013) "Deal size, acquisition premia and shareholder gains," *Journal of Corporate Finance*, vol.20, 1 – 13.
- Ayers, Benjamin C., Lefanowicz, Craig E., and Robinson, John R. (2003), "Shareholder Taxes in Acquisition Premiums: The Effect of Capital Gains Taxation," *Journal of Finance*, vol.58 (6), Dec., 2783 – 2801.
- Baker, Malcolm P., Pan, Xin and Wurgler, Jeffrey, (2012), "The Effect of Reference Point Prices on Mergers and Acquisitions" *Journal of Financial Economics*, vol.106 (1), 49 – 71.
- Bargeron, Leonce L. (2012), "Do Shareholder Tender Agreements inform of expropriate shareholders?," *Journal of Corporate Finance*, vol.18, 373 – 388.
- Betton, Sandra, and Eckbo, B. Espen. (2000), "Toeholds, Bid Jumps, and Expected Payoffs in Takeovers," *Review of Financial Studies*, vol.13 (4), Winter, 841 – 882.
- Betton, Sandra, Eckbo, B. Espen., and Thorburn, Karin. (2008), "Markup pricing revisited," Tuck School of Business Working Paper No. 2008 – 45. Available at: <http://ssrn.com/abstract=1094946>.
- Bundo, Hiroyuki (2005), "TOB and Offer Price in Japan: Bid Premium and Ownership Structure,"

- Annals of Japan Financial Management Association (Nempo Zaimu Kanri Kenkyu)*, vol.16, 1 – 8. (in Japanese)
- Bundo, Hiroyuki (2013), “Bid Premiums and financial characteristics of target firms in Japan: contrasting the premium offers group and discount offers group,” *Bulletin of Tokiwa Junior College*, No.41, March, 47 – 72.
- Bundo, Hiroyuki (2014a), “Bid Premiums and Market Momentum in Japan: Differences between the premium offers group and discount offers group,” *Tokiwa International Studies Review*, vol.18, March, 101 – 124.
- Bundo, Hiroyuki (2014b), “Bid Premiums and Stock Price Momentum in Japan: Differences between the premium offers group and discount offers group,” *Bulletin of Tokiwa Junior College*, No.42, March, 53 – 82.
- Bundo, Hiroyuki (2014c), “Bid Premiums and Stock Price Momentum in Japan: Differences between the premium offers group and discount offers group,” The full paper of the presentation for the 2014 Japan Finance Association Conference held on Oct. 4th at Meiji University, Tokyo (in Japanese). Available at <http://www.b.kobe-u.ac.jp/~keieizaimu/uploads/files/zenkokutai/38/43.pdf>
- Crawford, Dean, and Lechner, Thomas A. (1996), “Takeover Premiums and Anticipated Merger Gains in the US Market for Corporate Control,” *Journal of Business Finance & Accounting*, vol.23 (5,6), July, 807 – 829.
- Cudd, Mike (1989), “A Methodological Note on the Premium Measurement in Tender Offer Studies,” *The Mid-Atlantic Journal of Business*, vol.25 (5), March, 53 – 59.
- Eckbo, B. Espen. (2009), “Bidding strategies and takeover premiums: A review,” *Journal of Corporate Finance*, vol.15, 149 – 178.
- Eckbo, B. Espen., and Langohr, H. (1989), “Information Disclosure, Method of Payment, and Takeover Premiums, Public and Private Tender Offers in France,” *Journal of Financial Economics*, vol.24 (2), Oct., 363 – 403.
- Ferris, Kenneth. R., Melnik, Arie., and Rappaport, Alfred. (1977), “Cash Tender Offer Pricing: An Empirical Analysis”, *Mergers & Acquisitions*, vol.12, Spring, 9 – 14.
- Cotter, James F., Shivdasani, Anil and Zenner, Marc (1997), “Do independent directors enhance target shareholder wealth during tender offers?,” *Journal of Financial Economics*, vol.43 (2), Feb., 195 – 218.
- Hanamura, Sinya, Inoue, Kotaro and Suzuki, Kazunori (2011), “Bidder and Target Valuation and Method of Payment of M&As in Japan: Evidence Against the Misvaluation-Drive Takeovers,” *Corporate Ownership and Control*, vol.8. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1363805>.

- Hattori, Nobumichi (2008), *M&A Handbook*, Nikkei Business Publications. (in Japanese)
- Haunschild, Pamela R. (1994), “How Much is That Company Worth?: Interorganizational Relationships, Uncertainty, and Acquisition Premiums,” *Administrative Science Quarterly*, vol.39 (3), Sept., 391 – 411.
- Hayward, Mathew L.A. and Hambrick, Donald C. (1997), “Explaining the Premiums Paid for Large Acquisitions: Evidence of CEO Hubris,” *Administrative Science Quarterly*, vol.42 (1), March, 103 – 127.
- Inoue, Kotaro (2008), “Tender offer premiums and tender ratios”, (presentation handout of Japan Finance Association East Japan Conference of March 29, 2008) (in Japanese).
- Inoue, Kotaro, Nakamura, Ryuichiro and Masui, Yoko (2010), “What the case of REX Holdings Inc., brought about?: evidence and implications,” *Commercial law review*, No.1918, Dec. 15, 4 – 17. (in Japanese).
- Jahera, John S. Jr., Hand, John, and Lloyd, William P. (1985), “An empirical inquiry into the premiums for controlling interests,” *Quarterly Journal of Business and Economics*, vol.24 (3), 67 – 77.
- Jarrell, Gregg A., and Poulsen, Annette B. (1989), “Stock Trading Before the Announcement of Tender Offers: Insider Trading of Market Anticipation?,” *Journal of Law, Economics, and Organization*, vol.5 (2), Fall, 225 – 248.
- Kaufman, Daniel J. Jr., (1988), “Factors Affecting the Magnitude of Premiums Paid to Target-Firm Shareholders in Corporate Acquisitions,” *Financial Review*, vol.23 (4), Nov., 465 – 482.
- Koch, Adam S., Lefanowicz, Craig E., and Robinson, John R., (2012) “The effect of quarterly earnings guidance on share values in corporate acquisitions,” *Journal of Corporate Finance*, vol.18 (5), 1269 – 1285.
- Kruse, Timothy. A. and Suzuki, Kazunori, “Two Decades of Development of Tender Offer Market in Japan: An Analysis of Regulatory Changes, Offer Premiums and Share Price Reactions (April 15, 2010). USJP Occasional Paper Series, Program on U.S.-Japan Relationships, Harvard University. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1572117> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1572117>.
- Li, Xiaoyang, (2013) “Productivity, restructuring, and the gains from takeovers,” *Journal Financial Economics*, vol.109 (1), 250 – 271.
- Moeller, Thomas. (2005), “Let’s make a deal! How shareholder control impacts merger payoffs,” *Journal of Financial Economics*, vol.76, 167 – 190.
- Nathan, Kevin S. and O’Keefe, Terrence B. (1989), “The Rise in Takeover Premiums, An Exploratory Study,” *Journal of Financial Economics*, vol.23, June, 101 – 119.
- Officer, Micah S. (2003), “Termination Fees in mergers and acquisitions,” *Journal of Financial*

Economics, vol.69, 431 – 467.

Petmezas, Dimitris (2009), “What drives acquisitions?: Market valuations and bidder performance,”
Journal of Multinational Financial Management, vol.19 (1), Feb., 54 – 74.

Rosen, Richard J., (2006), “Merger Momentum and Investor Sentiment: The Stock Market Reaction to
Merger Announcement,” *Journal of Business*, vol.79 (2), 987 – 1017.

Schwert, G. William (1996), “Markup pricing in mergers and acquisitions,” *Journal of Financial
Economics*, vol.41 (2), 153 – 192.

Slusky, Alexander R. and Caves Richard E. (1991), “Synergy, Agency, and the Determinants of Premia
Paid in Mergers,” *Journal of Industrial Economics*, vol.39 (3), March, 277 – 296.

Song, Weihong, Wei, Jie (Diana), and Zhou, Lei, (2013) “The value of “boutique” financial advisors in
mergers and acquisitions,” *Journal of Corporate Finance*, vol.20, 94 – 114.

Varaiya, Nikhil P. (1987), “Determinants of Premiums in Acquisition Transactions,” *Managerial and
Decision Economics*, vol.8 (3), Sept., 175 – 184.

Walkling, Ralph A. and Edmeister, Robert O. (1985), “Determinants of Tender Offer Premiums,”
Financial Analysts Journal, vol. 53, Jan.-Feb., 27 – 37.

(常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

アナトール・フランス、フロイト、プラトン、
釈迦の欲望論（エロース論）比較研究

— 性愛から哲学、人類統合、そして仏教へ —

土 居 守

Essai sur la théorie de l'Amour (le désir de vie) d'Anatole France, de Freud, de Platon, et de Bouddha
— De l'amour physique jusqu'à la philosophie, l'unification de l'espèce humaine et le bouddhisme —

Résumé

D'après Schopenhauer, Nietzsche, Freud, Anatole France, ce n'est pas la raison mais le désir aveugle qui gouverne l'homme. Ce qui symbolise le désir, c'est l'Amour (Éros).

L'Amour est le grand dieu qui a fait et gouverne l'univers. Mais par quelque raison, l'Amour est changé en Cupidon, petit enfant avec un arc à la main.

L'Amour est une grande force inconsciente qui a toujours fait plus de bien que de mal, nous dit Anatole France.

D'après Platon, l'Amour nous guide de l'amour physique jusqu'à la philosophie.

Freud nous dit que l'Amour non seulement perpétue les espèces, mais en plus il nous aide de nous unifier en espèce humaine.

Nous croyons que Bouddha lui-même est entraîné par le désir de vie (l'Amour) au bouddhisme.

mots-clés : Amour (Éros), désir, philosophie, l'unification de l'espèce humaine, bouddhisme

- I. はじめに
- II. アナトール・フランスのエロース論
- III. フロイトの『文化への不満』について
- IV. エロースとは何か？
- V. プラトンのエロース論

VI. 釈迦の欲望論

VII. おわりに

I. はじめに

アイデアや神など超自然的原理と制作的物質的自然観が、ソクラテスからヘーゲルに至る西洋哲学を貫いている。アイデアに型どって世界はつくられたのであり、神が世界をつくったのである。

超自然的原理は、アイデア（ソクラテス、プラトン）、神（キリスト教）、理性（カント）、精神（ヘーゲル）、そして科学技術にまで至るが、これらはすべて理性的なものである。理性的なものが世界をつくり、人間を支配してきた。こう考えるのが西洋の伝統であったが、ショーペンハウアーは人間を支配するものは理性ではなく、「盲目の意志」であるとして、西洋の伝統に異を唱えた。

ショーペンハウアーに示唆を与えたのは、仏教であった。仏教は、人間は「渴愛」（過度の欲望）、「取」（執着）などの煩悩に支配されていると考えて、煩悩からの解脱を説くが、ここにショーペンハウアーは「盲目の意志」の否定を見たのである。

ショーペンハウアーはニーチェとフロイトに影響を与え、ニーチェは「神は死んだ」と言って西洋伝統の理性主義に反対し、フロイトは理性の及ばない無意識を体系的に研究した。

エッセー「仏教」においてショーペンハウアーを高く評価したアナトール・フランスは、第一章で検討するエッセー以外にも、さまざまな箇所「人間を支配しているものは理性ではない」と主張している。

ショーペンハウアー、ニーチェ、フロイト、アナトール・フランスによれば、人間を支配しているものは、盲目の意志や欲望、あるいは欲動などと言われているが、一般的に言えば欲望であろう。

欲望を象徴するのが、ギリシア神話の神エロスである。エロスはクピド（ローマ名）、キューピッド（英語名）とも呼ばれ、弓矢をもった子供の姿を思い浮かべる者も少なくないと思われるが、なぜか原初の偉大な神が幼児化、矮小化されてしまったのである。

エロスの真の姿と本質とは何か。

人間は欲望をどのようにとらえ、いかに対処してきたのか。

これらの検討が本論文の目的である。

II. アナトール・フランスのエロス論

アナトール・フランスには評論集、エッセー集『文学生活』があり、前回取りあげた「仏教」もこれに収録されていたものである。今回はやはり『文学生活』所収の「モラリスト、アレクサンド

ル・デュマ氏」を本論文の最初の検討対象とする。

アナトール・フランスはデュマ・フィスについて語るなかで、エロース論を展開する。

彼がいたるところで戦い、批判したのは、愛情 (amour) の恥ずべき取り引きである。彼によれば、売春は、いたるところ、街路で行われ、金持ちの屋敷では結婚という形を取って堂々で行われている。売春があまり見られないのは、高級娼婦の館だけである。

モラルに関しては、デュマ・フィスは一つのことにはしか触れていないが、それはあらゆるものがそこから出てくる普遍的な原理である。

「人は悪しく誕生し、悪しく子供を生む」

彼は売春を攻撃するだけでなく、我々が通常営むような愛情 (amour) 自体に対しても悪く思っている。1)

アナトール・フランスはこのようにデュマ・フィスを評したあと、悪について以下のように語る。

「私は悪を理解している。悪は、エロース (Amour) が神々のなかでも最も古い神ということにある。ギリシア人たちが、そう言ったのだ。エロースが生まれた時には、世界にはまだ正義も知性もなかった。不幸な神は、宇宙の物質のなかから脳や目や耳をつくる材料を見つけることができなかった。エロースは本能的、盲目的に誕生した。そのような誕生し、今もそのようであり、これからもそうあり続けるだろう。エロースは手さぐりで仕事をする。彼は翼をもった子供の姿で描かれるが、それはお愛想というものだ。無頭の去勢されていない雄牛、それが、彼の真の姿だ。ヴィーナスの息子どころか、エロースはヴィーナスの父なのだ。彼の仕事を少しでも見てみたまえ。彼の仕事は途方もない。精神もモラルも知性も用いずに、彼は一切をつくったのだ」2)

エロースは生物を次々につくったが、人間をつくった時にも、彼は相変わらず漠然としており、盲目かつ暴力的であり、精神に手助けを求めることはしなかった。彼は、これからも精神に助けを求めることは決してないだろう。そして、エロースは正しいのである。なぜなら、生命を地上にあまねく行き渡らせるために知性に頼るなら、生命はすぐに滅亡してしまうからである。盲目のエロースは我々を導く。すべての悪はそこにある。そして、それは永遠の悪である。なぜなら、世界があるかぎり、愛情 (amour) はあるからである。3)

「私の語る神話が充分明晰かどうか分からない。つまりは、人間のなかには得体の知れない力があると言いたいのだ。その力は、人間に先立って存在し、彼の意志とは無関係に作用し、彼は必ずしもその力の主人ではない。しかし、だからと言って、人生を憎んだり、人間を恐れたりする必要があるだろうか。その必要はない。無頭の去勢されていない雄牛自体にも良いところがある。あまり悪く言ってはならない。結局のところ、エロースは常に悪よりも多くの善をなしているのだ。そうでなければ、彼が生き延びるはずがない」4)

このようにエロース論を展開したあと、アナトール・フランスは次のように言う。

デュマ・フィスはエロースや自然をその真実の姿以上に悪いものだと思したが、それは彼が劇作家であり、預言者だったからである。劇は我々の悪がなければ成立しないし、古代イスラエルの時代から預言者は我々の不幸しか予告しないのである。5)

アナトール・フランスのエロース論を整理すると、次のようなものとなる。

- (1) エロースは神々のなかでも最も古い神である。
- (2) エロースの真の姿は有翼の子供どころではなく、無頭のとろけかたである。
- (3) 精神もモラルも知性も用いずに、エロースは一切をつくった。
- (4) 人間をつくった時にも盲目かつ暴力的であり、精神に手助けを求めなかった。
- (5) そのことにおいて、エロースは正しい。なぜなら、生命を行き渡らせるために知性に頼るならば、生命はすぐに死滅してしまうから。
- (6) エロースは人間に先立って存在し、人間の意志とは無関係に作用し、人間はその主人ではない。
- (7) だからと言って、人間を恐れる必要はない。
- (8) エロースは常に悪よりも多くの善をなしている。

上記のうち(6)によってアナトール・フランスは、エロースが巨大な無意識の力であると述べている。無意識の研究を体系化したのはフロイトであるが、フロイトはまたエロース論も展開している。フロイトのエロース論と言える『文明への不満』が検討課題となろう。

上記(8)においてエロースは悪よりも多くの善をなすと言う以上、エロースのなす善が種の保存だけではありえない。それだけであるならば、人間とほかの動物の違いはない。人間を人間たらしめていることに、エロースはおそらく関わっている。そのためには、フロイトの上記の著作と並んで、プラトンの古典的エロース論『饗宴』が検討課題となろう。

次章以下では、フロイトとプラトンの著作を検討する。そのなかで上記の他の項目についても、明らかになっていくと思われる。

Ⅲ. フロイトの『文化への不満』について

以下、欲動という言葉が頻出するが、これはフロイトが用いたドイツ語の Trieb（衝動、欲求、本能、性向）の訳である。強いられる、駆り立てられるというニュアンスがあり、英語では drive, impulse, instinct、フランス語では impulsion などと訳されている（『精神分析事典』、岩崎学術出版社）

〔1〕文化は性欲を制限

フロイトは以下のように論を進める。

人生の目的、努力目標は幸福になることであり、幸福になるためには、強烈な快感を得るという積極的な方法、または、苦痛のないことという消極的な方法がある。人生目標を設定するのは快感原則のプログラムであるが、このプログラムは全世界と敵対関係にならざるを得ない。なぜなら、幸福は蓄えられた欲求の急激な満足で得られることに加えて、快感は継続すれば気の抜けたものになるからである。すなわち、幸福の達成も、維持もなかなか容易ではないからである。困難なことを達成しようとすれば、周囲と摩擦を起こす可能性が高い。

幸福とは違い、不幸を経験することははるかに簡単である。したがって、苦痛の回避が第一の目的となり、快感の獲得は背後へ退くことになる。苦の原因は、肉体に関するもの、外界に関するもの、他人との人間関係に関するものの三つに大別できる。肉体に関しては、興奮剤の使用によって、感覚を変化させることもひとつの方法である。これよりは、副作用が少ないと思われるものは、東洋にみられるような、欲動を断念または制御する方法である。欲動の断念は生の断念となり、欲動の制御は快感の減少となり、また快感が得られなかった場合には、失望はより小さなものとなる。強烈な快感を得るということからは、ほど遠い。

また、欲動の目標をずらす方法がある。すなわち、欲動の力を芸術などに向ける昇華であるが、これは誰にでもできるわけではなく、また強烈な快感が得られることもない。

幸福への最も確かな道は愛であり、愛によって圧倒的な快感を得る可能性はあるが、愛を失ったときには、それだけ一層不幸になる可能性もあることになる。

幸福の完全な獲得も、不幸の完全な回避も不可能であるが、宗教はこの不可能なことを一律的に押しつけている。

不幸の原因をさきほど三つあげたが、肉体と外界に関するものについては、人はそれを当然とみなすが、三番目の他人との人間関係に関するものについては、人はそれを当然だとは思わない。他人との人間関係とは、すなわち、社会であり文化であるが、これらは生きるために必要だから生まれたのに、なぜ苦の原因になるのか、納得がいかないのである。

文化が苦の原因となるのは、一言でいえば、文化が人々に欲動の断念を迫るからである。したがって、文化敵視、文化への不満が生じることになる。

キリスト教も、地上の生活は無価値とすることにより、文化を敵視していると言えよう。また、神経症は、社会がその文化理想達成のために課する欲望断念の量に、人々が耐えきれなくなることが原因となる。

めざましく発展した科学技術によって、人々はもろかった肉体をより頑健にし、厳しい外界に対する支配を広げ、かつては神のものであった領域にも近づいたが、その結果、人々はより幸福になっ

たわけではない。やはり問題となるのは他人との人間関係、すなわち、社会であり文化なのである。

社会が成立し、文化が誕生するためには、次のようなことが必要となる。

自分の欲望満足を何ら規制していなかったばらばらの個人が、共同体の一員になることによって自らを規制する。最終的には、すべての人々が、それぞれの欲望満足を抑制することによって成立する「法」が期待される。

個人的要求（自由）と文化の側からの集団的要求（欲動の抑制）の和解点の発見が永遠の課題なのである。

文化敵視、「文化への不満」の原因は、文化の相当部分が欲動断念の上にうちたてられていることなのである。

文化の発展はなぜ、どのようにして起こったのか。

人類の共同生活は、労働への強制と愛（エロース）の力という二重の契機によって生まれた。なぜ、この文化が幸福以外のものをもたらすのか。

性愛は最大の幸福を多くの人間にもたらすが、愛を失う不幸がある。そこで、ある人々は愛されるのではなく愛することを、特定の人ではなくすべての人を愛することを選択する。この典型的な例が、アッシジの聖フランチェスコであろう。

本来の愛は性愛であり、性愛から家族が生じ、親子兄弟の親愛の情が生まれ、さらに友情一般へと広がっていくが、文化は愛に制約を課そうとするのである。

文化の主要目的の一つは、人類をより大きな集団にまとめようとするのだが、家族はそれに抵抗し、子供を容易に手ばなそうとはしない。そこで、社会の側からの手助けとして各種の成年儀礼があるのである。また、男は性愛に向けられていた心理エネルギーを、文化目的のために転用せざるを得ない。文化は性欲を制限するのである。

男は他の男たちと一緒に仕事をし、互いに依存せずには生きていけない。結果として、男は家族から遠ざかる。女は、文化のおかげで舞台裏へ押しやられたと感じて、文化に対して敵意をもつ。

「文化への不満」の第一の原因は、文化による性欲の制限なのである。

文化が認める性欲は、男女間の夫婦間のノーマルなもののみ。文化は性欲を人間の誕生に必要なことから承認しているのであって、快感としては承認していない。したがって、文化は同性愛やアブノーマルな性欲を認めてはいない。

6)

〔2〕文化は攻撃本能を制限

文化は性欲を制限するほかにも、人間に無理な要求をしている。

「隣人を自分自身のように愛せ」

「汝の敵を愛せ」

これらの要求は達成することは、普通には不可能である。なぜなら、

「人間がもって生まれた欲動には多量の攻撃本能も含まれる」

「人間は人間にとって狼である」

これらの言葉が真実であることは、世界史をみれば直ちに了解できよう。

文化は、総力を挙げて、人間の攻撃本能を規制し、性生活を制限し、「敵を愛せ」と要求するが、たいした効果はあげていない。

攻撃本能は常に文化につきまとう。たとえ、共産主義者が私有財産を廃止しても、性生活を完全に解放して家族を廃止しても、攻撃本能は生き残る。

「文化は性欲だけでなく、攻撃本能も強く規制する。人間は文化のなかにあつて幸福を感じかねるのである」

未開人は欲動に関して自由なわけではなく、われわれとは異なる規制が存在しているのである。7)

〔3〕生の欲動と死の欲動

シラーは、世の中の機構は「食欲と愛」によって支えられている、と指摘した。

個体保存と種の保存、前者に自我欲動、後者に対象欲動が対応しており、リビドーは対象欲動のエネルギーである。しかし、リビドーは自我自身にもまつわりつき、このナルシズム的リビドーと対象リビドーは、相互に入れ替わる。

ユングは、それぞれ対象および自我に向かう二種のリビドーを区別せず、リビドー、すなわち、欲動エネルギー一般と考えている。

「生物を保存し、より大きな単位へ集約しようとする欲動、これが生の欲動（エロース）であり、この単位を解消し、原初の無機状態へ戻そうとする欲動、これが死の欲動である」

全生命現象は、これら二つの欲動の相互協力と相互妨害によって引き起こされる。

死の欲動は、生の欲動とまざり合っており、単独で現れるものではない。死の欲動は愛の欲動に含まれていると考える人も少なからずいるが、エロースとは無関係の攻撃欲動、破壊欲動も存在する。

人間は生まれながらにして「悪（攻撃と破壊）」の素質があると言われると不快に感じ、人は「善」なる神の似姿としてつくられたのではなかったのか、などと言う人もいる。そのような人は、「悪」の存在理由として、悪魔をもちだしたりするのである。

死の欲動とエロースとの関係がはっきりと読み取れるのはサディズムであり、死の欲動が性的目的と無関係に現れた場合は、全能でありたいというナルシズム的快感に結びついている。

「文化は人類統合へのエロースのためのプロセスである」

「攻撃欲動は、エロスと並ぶ二大宇宙原理の一つである死の欲動から出る」

「文化とはエロスと死の間の、生の欲動と死の欲動との間の争いである」 8)

文化の発展は、エロス（生の欲動）が死の欲動に負けないことにかかっているのである。 9)

[4]「文化への不満」の要点

- (1) 人生の目的、努力目標は幸福になること。
- (2) 幸福になるためには、強烈な快感を得るか、または苦痛のないこと。
- (3) 幸福を経験するより、不幸を経験する方がはるかに簡単。
- (4) したがって、苦痛の回避が第一の目的、快感の獲得は背後へ。
- (5) 苦の回避には欲動の制御、欲動の昇華があるが、皆ができるわけではない。
- (6) 不幸の原因は、肉体、外界、人間関係にある。人間関係とは社会であり文化。
- (7) 文化は人間相互の関係、すなわち、社会関係を規制する。
- (8) 自分の欲望満足を何ら規制しなかったばらばらの個人が、共同体の一員になることによって自らを規制する
- (9) 最終的には、すべての人が、それぞれの欲動満足を抑制することによって成立する「法」が期待される。
- (10) 個人的要求（自由）と文化の側からの集団的要求（欲動の抑制）の和解点の発見が永遠の課題。
- (11) 文化の相当部分が欲動断念の上に打ち立てられている。これが文化敵視の原因。
- (12) 文化の主要目的の一つは、人類を大きな集団にまとめようとする。
- (13) 男は性愛に向けられていた心理エネルギーを文化目的のために転用せざるを得ない。
- (14) 文化は性欲を制限。文化は男女間の夫婦間のノーマルな性欲のみを承認。
- (15) 文化は性欲を人間の誕生としてのみ承認。快感としては承認していない。
- (16) 人間がもって生まれた欲動には、多量の攻撃本能も含まれる。
- (17) 文化は性欲だけでなく攻撃本能も強く規制。人間は文化の中であって幸福を感じかねる。
- (18) 個体保存には自我欲動、種の保存には対象欲動。リビドーは対象欲動のエネルギー。
- (19) 生の欲動（エロス）とは、生物を保存し、より大きな単位へ集約しようとする欲動。
- (20) 死の欲動とは、この単位を解消し、原初の無機状態へ戻そうとする欲動。
- (21) 全生命現象は、これら二つの欲動の相互協力と相互妨害。
- (22) 死の欲動は生の欲動（エロス）に含まれると考える人もいるが、両者は別物。
- (23) 死の欲動は、生の欲動（エロス）と並ぶ二大宇宙原理。
- (24) 攻撃欲動は死の欲動の代表的なもの。
- (25) 文化は人類統合へのエロスのためのプロセスだが、攻撃欲動がこれに反対する。

(26) 文化はエロースと死の間の、生の欲動と死の欲動との間の争い。

(27) 文化の発展はエロース（生の欲動）が死の欲動に負けないことにかかっている。

上記の(8)、(9)、(10)は個人と社会のあるべき関係という課題であり、この課題にはルソーやマルクスも取り組んでいる。

ルソーは、本当は可能だとは信じてはいなかったようだが、人間性を変える必要性を主張した。フランス革命においてロベスピエールは、このルソーの思想を継承したが、恐怖時代へ行き着いてしまった。10)

マルクスは、ルソーを踏まえ、人間性の変化ではなく社会の変化を説き、社会革命への道を開いた。この考え自体は正当だが、マルクス後の革命の実践者によって、やはり恐怖時代を招いてしまった。11)

上記の(22)、(23)において、フロイトは生の欲動と死の欲動を二元的にとらえ、生の欲動をエロースと呼んでいる。フロイトの周囲で、死の欲動をタナトスと呼ぶ人たちがいるが、フロイトは論文ではタナトスの使用を避けたようである。12)

上記(19)、(25)がフロイトのエロース論の核心であろう。

「生の欲動（エロース）とは、生物を保存し、より大きな単位へ、人類統合へと集約しようとする欲動である」

さて、エロースとは何か、ギリシア神話からその本質を検討することが、次章の課題である。

IV. エロースとは何か？

ロバート・グレイヴス著の『ギリシア神話』（紀伊国屋書店）には、エロースについて以下のよう記述がある。

オルペウス教徒によれば、エロースは、主神ゼウスでさえ恐れていた黒い翼をもった夜が宿した卵から生まれた。エロースは、またの名をパネースと言い、やがて宇宙を動かすことになり、地球と空と太陽と月をつくりだした。13)

エロースこそ最初の神であり、エロースがいなければ、ほかの神々は生まれるわけにはいかなかったであろう。14)

また、オルペウスになじみの深いレスボス島を舞台とした、少年少女の愛と性の物語『ダフニス

とクロエー』には、島の老人がダフニスとクロエーの二人に向かって、エロスについて語る場面がある。

エロスはゼウスも及ばぬほどの力を持ち、万象を支配し星辰を統べ、同輩の神々を意のままにできる。15)

また、レスボス島は女流詩人サッポーの島として知られているが、彼女はエロスについて次のように歌っている。

「四肢を解きほどくエロースが、またもわたしをゆりうごかす。甘く苦い手におえない獣が」

この獣は地をほう獣、すなわち蛇のことである。16)

アナトール・フランスはエロスを雄牛にたとえ、サッポーは蛇にたとえたが、エロスには雄牛と蛇のイメージがあるようである。

エロスは両性をそなえ、翼と四つの頭を持ち、雄牛か獅子のように咆哮し、ときに蛇のように鋭い音をたて、また雄羊に似た鳴き声を発する。17)

エロスは最も古い神であり、万象をつくり支配する偉大な神である。偉大な神は、誕生させかつ死滅させる。創造しかつ破壊する。エロスは生の欲望かつ死の欲望なのである。

一方、タナトスはグレイヴスの『ギリシア神話』にも、バーバラ・ウォーカー著の『神話・伝承事典』（大修館）にも記載がない。マイケル・グラントほか著の『ギリシア・ローマ神話事典』（大修館）には記載があるが、それによればタナトスはハデスの使い走りのようなことをしている。タナトスは、アプロディテの子供として彼女の使い走りをする、弓をもった子供のエロスとはつり合うのかも知れない。

しかし、万象をつくり支配する偉大な神としてのエロスとタナトスは格が違い、両者が比肩していることはありえない。しかし、生の欲望と死の欲望は比肩している。われわれは生の欲望と死の欲望は一元的なものと考えるが、フロイトは二元的なものと考えた。しかし、一元的が二元的かと問うことには、今のところあまり意味がないと思われる。

フロイトは、文化の発展は生の欲望が死の欲望に負けないことにかかっていると述べたが、この二つの力はともに本来盲目的な力である。文化の発展は、人間がこの二つの欲望（一つの欲望の表と裏）に何とか対処していくことにかかっているのではないだろうか。

エロスにどう対処するのか。その解答のひとつがプラトンの『饗宴』であると思われる。

V. プラトンのエロース論

[1] アリストパネスなどによる序論

プラトンの『饗宴』は、ある饗宴において、ソクラテスを初めとする哲学者、劇作家、医者などが、エロース賛美の言論を競うものである。彼らの言論は賛美をめざしており、エロースの真の姿を伝えているかどうか、その保証はない。これは、最後にエロース論を述べるソクラテスが指摘するところだが、まずはひとりひとりの言論を検討する。

まず、言論の口火を切るパイドロスは、ヘシオドスの『神統記』を引用して、エロースが古いうえにも古い神であると指摘する。エロースゆえに人は恋をし、恋ゆえに立派な生き方をする。パイドロスが、恋ゆえに立派な生き方をする人々の例としてまず挙げるのは、有為の大人と前途有為の少年である。徳をめざす同性愛的少年愛に対する高い評価は、彼に続く言論においてもほぼ一貫している。18)

パウサニアスは次のように論じる。

エロースには、良きエロースと悪しきエロースがあり、前者は人を精神に向かわせ、後者は肉体に向かわせる。尊ぶべきは、当然、良きエロースである。19)

医者のエリュクシマコス、以下のように語る。

健康は良きエロースをもち、病気は悪しきエロースをもつから、前者を保持し、後者を消去せねばならない。医術のみならず、体育術、農耕術もエロースによって司られている。20)

喜劇作家のアリストパネスは、先の三人とはかなり違う話をする。

人間は本来、今の人間を二人合わせたものであり、腕は 4 本足も 4 本あった。男と男を合わせた男男、女と女を合わせた女女、そして男と女を合わせた男女であった。これら三種類の人間たちは、当然、今の人間たちよりも力があり、傲慢になって神々に刃向かった。そこでゼウスは、彼らを二つに割って弱体化するという罰を与えた。男男は二人の男に、女女は二人の女に、男女は一人の男と一人の女になった。二つに割かれた人間は、もとの自分の半身を恋い求めた。男男だった男は男を求め、女女だった女は女を求め、男女だった男の方は女を求め、女の方は男を求めた。こうして、人間たちは二人が一体になろうと恋をしたのだが、その手助けをしてくれたのがエロースなのである。

したがって、完全なものへのこの欲望と追求に恋（エロース）という名が付けられているのだ。21)

アガトンは次のように論じる。

エロースは美しい神であり、美しいものをめざす。正義と節制と勇気の徳をもち、その知恵によって生物を創造する。エロースは詩文に縁なきものを詩人にし、人間や神々にさまざまな技術を授ける。エロースによって、神々にも人間にもすべてのよきことが生じたのである。(22)

〔2〕ソクラテスによる本論

各自、このようにエロースを賛美し、最後にソクラテスの番になるが、彼は自分のエロース論を始める前に、次のように指摘する。

皆の話はすばらしかったが、皆がめざしたことはエロースを巧みに美しく賛美することであって、エロースの真の姿を伝えることではなかったようだ。自分はエロースについて真実のことを語ろうと思うが、皆のように巧みに美しく語ることはできない。それでかまわなければ話をするが、どうだろうか。皆の同意を得て、ソクラテスは語り始める。

エロースとは偉大な神霊（ダイモーン）であり、神霊的なものはすべて神と死すべき者との中間にある。エロースは知と無知に関しても、その中間にある。知者も無知なる者も知を愛さない。知を愛する者はその中間にある者であり、エロースもその一人なのである。知は最も美しいものの一つであり、エロースとは美しいものに対する恋（エロース）である。したがって、エロースは必然的に知を愛する者。

美しいものを恋する人は、美しいものが自分のものになることを求める。その結果、何が授かるか。よきものを恋する人は、よきものが自分のものになることを求める。その結果、幸福になる。幸福な人々は、よきものを所有することによって幸福である。よきものと幸福であることへの欲望はすべて恋である。しかし、金もうけ、体育、知などへの欲望は恋とは呼ばれない。恋（エロース）とは、よきものが永遠に自分のものであることをめざすもの。

恋は肉体的にも精神的にも、美しいものの中において出産すること。男女の交わりはひっきりょう出産。これは神的な行為であり、死すべきものである生物のうちに不死なるものとして内在している。恋は単に美しいものをめざすのではなく、美しいものの中で出産と分娩をめざすものである。出産は永世不死であり、恋は必然的に不死をめざす。動物が交合、子の養育に狂的になるのも同じ理由。

身体も魂も絶えず変化するが、古くなり去り行くものが、自分と同じような別のものを後に残して行く。神の永遠とは違うが、このようにして不死にあずかるのである。不滅の名声、不滅の徳のためには、人は皆どんなことでもする。人は不死を恋い求めるからである。

肉体のうえで身ごもっている人は、女性に向かう。魂のうえで身ごもっている人は、何に向かうか。魂が身ごもり生むにふさわしいものとは、知恵とそのほかのもろもろの徳である。

知恵の中でも最大最美のものは、国と家とを治め調えることに関する知恵、すなわち、節制と正義である。魂のうえで身ごもっている人は、心身両面の美を合わせ持ったものに向かい、彼を教育する。そして、出産し、生まれたものを二人で育てる。こういう人々は、肉体上の子供によるつながりよりも、はるかに偉大なつながりと強い愛情を互いに対してもつ。より美しくより不死なる子供を共有しているから。人は誰でも人間の子供よりこのような子供を持つ方を歓迎する。

ホメロスやソロンは不死なる子供（詩、法律、徳）を残したため神殿を建てられたが、人間の子供を残したために神殿を建てられたものは一人もいない。

まず手始めに美しい肉体に向かい、それから順次上昇しなければならない。すべての肉体における美は同じ一つのものであるから、一つのものに対する執着は軽視しなければならない。したがって、一つの美しい肉体からすべての美しい肉体へ、美しい肉体から美しいかずかずの人間の営みへ、人間の営みから美しいもろもろの学問へと上昇して行く。そして、最終的には、もろもろの学問から美そのものを対象とする学問に行き着いて、美そのものを知るに至る。ここに至った者だけが真の徳を生み育てるがゆえに、神に愛される者となり、不死となりうる。

この手助けをするものとして、エロースにまさるものはない。だから、私（ソクラテス）は恋の道を尊び、エロースの力と勇気を讃えるのだ。 23)

『饗宴』の論旨は明解であり、改めて整理する必要もないと思われる。本論はあくまでソクラテスのエロース論であり、ほかの 5 人の言論は本論へと至る序論のようなものであろう。そのなかでアリストパネスの言論はよく知られているものなので、彼の言論、および、ソクラテスの言論を改めて確認する。

アリストパネスによれば、男どうし、女どうしの同性愛も、男と女の異性愛もすべて自らの半身を求める完全なものへの欲望と追求であり、その点では差がないことになる。

ソクラテスによれば、肉体の子供を残すこともある意味で不死にあずかることだが、精神の子供を残して、真の不死に至らなければならない。美しい肉体から始まり、美しい行為、美しい学問、美そのものを対象とする学問、すなわち、哲学へと上昇し、美そのもの（美のアイデア）を神と共有することによって、真の不死へと至らなければならない。ソクラテスがエロースを賛美するのは、性愛から哲学に至るまで人間の手助けとしてエロースにまさるものはないからである。

アナトール・フ랑스、フロイト、プラトンはそれぞれ欲望（エロース）論を展開したが、釈迦もまた欲望の問題を考えた。欲望にいかに対処するか、ここから仏教が始まったのである。

VI. 釈迦の欲望論

釈迦は生を苦とみる。どうすれば、苦から解放されるか、これが彼の課題であった。そして、その課題の解決が彼の悟りであり、その中核をなすものが理論的な「縁起の法」、および、実践的な「四聖諦」、略して「四諦」である。

「縁起の法」とは「縁（よ）りて起きる」ということであり、「渴愛（過度の欲望）あるによりて苦あり」、「渴愛なきによりて苦なし」と悟ることである。釈迦の悟りとは、まずこの「縁起の法」であったが、彼は説法にあたって「縁起の法」を、人々がより受け入れやすい実践的な「四諦」に組みかえたのであり、両者は内容的には同じものである。

本論文では「四諦」を中心に考察する。

西洋人は「諦」を「諦め」とのみ解釈するだろうが、仏教では「諦」は悟り、真実、真理などを意味するのである。したがって、「四聖諦」は「四つの聖なる真理」を意味する。

まず最初は「苦の聖諦」、略して「苦諦」であり、これは「生は苦であるという真理（悟り）」である。

次に「苦の生起の聖諦」、略して「集諦」であり、集は原因を意味するが、これは「苦を引き起こすものは渴愛であるという真理（悟り）」である。

続いて「苦の滅尽の聖諦」、略して「滅諦」であり、これは「渴愛を滅ぼすことが苦を滅ぼすことであるという真理（悟り）」である。

最後は「苦の滅尽にいたる道の聖諦」、略して「道諦」であり、これは「渴愛を滅ぼす道が苦を滅ぼす道であるという真理（悟り）」である。24)

以上、「苦諦」、「集諦」、「滅諦」、「道諦」から成る「四諦」の内容を、簡単に言えば、以下のようになる。

生は苦であり、苦の原因は渴愛であり、渴愛を滅ぼせば苦が滅び、渴愛を滅ぼす方法が苦を滅ぼす方法である。

渴愛が中心的な役割を果たしているから、「四聖諦」は渴愛論であると言えよう。さて、改めて確認すれば、渴愛とは過度の欲望を意味する。したがって、釈迦は人間に苦をもたらす過度の欲望である渴愛を断つことを教えているのであって、決して欲望一般を否定しているわけではない。25)

涅槃とは欲望一般を断った「死のごときまったき休息（何も欲しないこと）」ではなく、渴愛を断ったことで得られる平安と自由に満たされた境地である。26)

さて、「道諦」、すなわち、渴愛を滅ぼす方法とは具体的にいかなるものかと言えば、それが「八聖道」なのである。

「正見」、「正思」、「正語」、「正業」、「正命」、「正精進」、「正念」、「正定」

「八聖道」によって、釈迦は人間の生活の全分野における正しい生き方を示そうとしたと思われる。

「正見」それは人間の基本的立場に関する所見の正しさを意味する。

「正思」、「正語」、「正業」それらは人間の身・口・意におけるいとなみの正しかるべきことを意味する。

「正命」命とはなりわいを意味する。正しい生業に従事すべきことの要求である。

「正精進」、「正念」、「正定」それらは修行のしかたに関する項目である。努力と憶念と集中の正しかるべき要求である。27)

釈迦は欲望の考察から、正しい思想（哲学）と実践に基づくよりよい生き方に到達し、他の人々にも説法した。ソクラテスはエロースの考察から哲学への道を説いた。二人が行ったことは、同様な行為であろう。

釈迦の思想と実践に共鳴し、行動を共にするものは次第に増えた。その集団は「サンガ」と呼ばれたが、それが最初の仏教教団であり、次第に大きくなっていった。やがて、釈迦は比丘（修行僧）たちに、教団外部への布教を勧めた。

「比丘たちよ、いざ遊行（伝道）せよ。おおくの人々の利益と幸福のために」28)

フロイトは、生の欲望（エロース）とは、生物をより大きな単位へ集約しようとする欲望であると言ったが、釈迦の行ったことも、まさしく、人々をより大きな単位へと集約することであった、と言えるであろう。

VII. おわりに

アナトール・フランスによれば、エロースは、有翼の子供どころではなく無頭の去勢されていない雄牛であり、精神もモラルも知性も用いずに、その巨大な無意識の力で一切をつくった。一切をつくったのだから、エロースは創造者であるが、無頭の去勢されていない雄牛は破壊者のイメージとしてもふさわしい。しかし、エロースは常に悪よりも多くの善をなしている、とアナトール・フランスは指摘する。

ギリシア神話においては、幼児化され矮小化され、有翼の弓矢をもった子供というエロース像もあることにはあるが、エロースは最も古い神であり、万象をつくり支配する偉大な神である。偉大な神は誕生させかつ死滅させる。創造しかつ破壊する。フロイトは生の欲動（エロース）と死の欲動を別物としたが、エロースは生の欲動かつ死の欲動と考えた方が妥当なようである。

フロイトによれば、生の欲動（エロス）とは、生物を保存し、より大きな単位へ、人類統合へと集約しようとする欲動である。種の保存のためのエロスと人類統合へと導くエロスは別物ではないが、まったく同じものとは言えない。性愛の盲目的なエロスをコントロールし、何らかの変化を生じさせなければ、人類統合へと至らないであろう。ソクラテスによれば、性愛から哲学に至るまで人間の手助けとしてエロスにまさるものはない。ここでもやはり、性愛のエロスをコントロールし、何らかの変化を生じさせなければ、哲学には至らないであろう。

釈迦は欲望の考察から、正しい思想（哲学）と実践に至った。彼が考察した欲望は渴愛（過度の欲望）であり、この原語のタンハー（tanha）は「のどの渇き」を意味する。のどが渇いたものが激しく水を求めるような激しい欲望を意味するのである。後年、釈迦は「渴愛」よりも「貧」を多く使ったが、この原語のラーガ（raga）の意味は「赤」もしくは「燃烧」である。29)

アナトール・フランスはエロスを無頭の去勢されていない雄牛にたとえ、サッポーは手に負えない獣（蛇）とたとえたが、この雄牛や蛇の激しさ、すなわち、盲目的なエロスの激しさはタンハーやラーガの激しさに通じるものがある。

釈迦は過度の欲望である「渴愛」や「貧」を考察し、それらを退けたが、決して欲望一般を否定したわけではない。彼は盲目的な「渴愛」や「貧」をコントロールし、それに变化を生じさせ、正しい思想（哲学）と実践に至ったのである。

ソクラテス、フロイト、釈迦は欲望に関して大体同じように思考し、行動したものとわれわれは考える。

釈迦は、フロイトやプラトンに比較すれば、欲望を積極的に評価していないように思われる。しかし、彼は欲望について次のような言葉も残している。

欲望がまったくなかったら、何かをたずね求めることがあるだろうか。30)

彼は欲望の正しい営みを肯定しているのである。

また、釈迦と直接の関係はないが、真言密教の根本経典『理趣経』においては性愛（エロス）そのものが大肯定されているという事実もある。31)

しかし、西洋人には、仏教は欲望一般を断念する教え、死の欲動に従う教えであるという誤解があるようである。フロイトは「涅槃原則は死の欲動を表現している」32)と述べている。これは、涅槃を悟りの境地ではなく、死と同義と考えるからである。ともあれ、フロイトは死の欲動については、ほかの著作でもいろいろと述べているようである。33)

死の欲動に関してはこれからの検討課題としたい。

注

- 1) France, Anatole, « La vie littéraire, Œuvres Complètes illustrées d'Anatole France, tome VI », Paris,

- Calmann Lévy Éditeurs, 1926, pp.38 – 39
- 2) France, Anatole, *ibid.* pp.40 – 41
 - 3) France, Anatole, *ibid.* p.41
 - 4) France, Anatole, *ibid.* pp.41 – 42
 - 5) France, Anatole, *ibid.* p.42
 - 6) フロイト、ジグムント、高橋義孝他訳、『文化への不満、フロイト著作集3』、人文書院、1969、pp.431 – 464
 - 7) フロイト、ジグムント、*ibid.* pp.467 – 472
 - 8) フロイト、ジグムント、*ibid.* pp.473 – 477
 - 9) フロイト、ジグムント、*ibid.* p.496
 - 10) Rousseau, 《Du Contrat Social, Œuvres Complètes III》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991, pp.381 – 382
 - 11) マルクス、カール、城塚登訳、『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』、岩波文庫、1978、pp.52 – 53
 - 12) 小此木啓吾編集代表、『精神分析事典』、岩崎学術出版社、2002、p.200
 - 13) グレイヴス、ロバート、高杉一郎訳、『ギリシア神話』、紀伊国屋書店、1998、p.49
 - 14) グレイヴス、ロバート、*ibid.* p.88
 - 15) ロングス、松平千秋訳、『ダフニスとクロエー』、岩波文庫、2005、p.52
 - 16) ボナール、アンドレ、岡道男 / 田中千春訳、『ギリシア文明史1』、人文書院、1989、p.131
 - 17) グレイヴス、ロバート、*ibid.* p.49
 - 18) プラトン、鈴木照雄訳、『饗宴 プラトン全集5』、岩波書店、1992、pp20 – 26, 178 – 180B
 - 19) プラトン、*ibid.* pp.26 – 37, 180C – 185C
 - 20) プラトン、*ibid.* pp.38 – 45, 186 – 188E
 - 21) プラトン、*ibid.* pp.46 – 55, 189C – 193D
 - 22) プラトン、*ibid.* pp.58 – 65, 194E – 197E
 - 23) プラトン、*ibid.* pp.65 – 99, 198 – 212C
 - 24) 増谷文雄 梅原猛、『知恵と慈悲 仏教の思想1』、角川ソフィア文庫、2007、pp.156 – 157
 - 25) 増谷文雄 梅原猛、*ibid.* pp.169 – 171
 - 26) 増谷文雄 梅原猛、*ibid.* p.186
 - 27) 増谷文雄 梅原猛、*ibid.* pp.183 – 184
 - 28) 増谷文雄 梅原猛、*ibid.* p.190
 - 29) 増谷文雄 梅原猛、*ibid.* pp.168 – 169

- 30) 増谷文雄、『仏教百話』、ちくま文庫、1993、p.133
- 31) 司馬遼太郎、『密教の誕生と密教美術 司馬遼太郎が考えたこと 11』、新潮文庫、2005、p.438
- 32) 小此木啓吾編集代表、ibid. p.385
- 33) フロイトは『精神分析入門』のなかで、大体次のように述べている。

生命が生なき物質から生じたことが真実ならば、この生命をふたたび解消し、無機的状态を復活させようとする欲動が発生したに違いない。これが死の欲動の現れである。したがって、エロスの諸欲動と死の諸欲動の二つのグループが存在する。死の欲動をエロスの意図にいかに関与させるかが重要な課題である。

フロイト、『精神分析入門』下巻、新潮文庫、2011、pp.435-436

文献一覧

- (1) ボナール、アンドレ、岡道男 / 田中千春訳、『ギリシア文明史 1』、人文書院、1989
- (2) France, Anatole, «La vie littéraire Œuvres Complètes Illustrées d'Anatole France,tome VI», Paris, Calmann-Lévy Éditeurs, 1926
- (3) フロイト、ジグムント、高橋義孝他訳、『文化への不満 フロイト著作集 3』、人文書院、1969
- (4) フロイト、『精神分析入門』下巻、新潮文庫、2011
- (5) グレイヴス、ロバート、高杉一郎訳、『ギリシア神話』、紀伊国屋書店、1998
- (6) ロングス、松平千秋訳、『ダフニスとクロエー』、岩波文庫、2005
- (7) マルクス、カール、城塚登訳、『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』、岩波文庫、1978
- (8) 増谷文雄 梅原猛、『知恵と慈悲 仏教の思想 1』、角川ソフィア文庫、2007
- (9) 増谷文雄、『仏教百話』、ちくま文庫、1993
- (10) 小此木啓吾編集代表、『精神分析事典』、岩崎学術出版社、2002
- (11) プラトン、鈴木照雄訳、『饗宴 プラトン全集 5』、岩波書店、1992
- (12) Rousseau,«Du Contrat Social, Œuvres complètesIII », Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991
- (13) 司馬遼太郎、『密教の誕生と密教美術 司馬遼太郎が考えたこと 11』、新潮文庫、2005

(常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

国際機構の存在意義としてのグローバル・ジャスティス（世界正義）

— 国連による「地球規模の平和と安全の維持」を中心として —

渡 部 茂 己

Global Justice as the Raison d'être of International Organizations :

With Regard to the Maintenance of Global Peace and Security by the United Nations

Abstract

As the preamble of the Charter of the United Nations said, “to establish conditions under which justice and respect for the obligations arising from treaties and other sources of international law can be maintained,” we can understand the United Nations’ aim to realize global justice. The preamble of the Charter also said “to unite our strength to maintain international peace and security” and in order to concrete it, the Charter describes “Action with Respect to Threats to the Peace, Breaches of the Peace, and Acts of Aggression” in Chapter 7 of the Charter.

As to the specific means to achieve global justice as functions of International Organizations concerning to the “International Economic and Social Co-operation” in Chapter 9, I will discuss roughly about ; first, the international organizations system as an international “institutional” protection of human rights, second, development aid to developing countries and some ideas of global taxes as global justice, third, economic system as being free and fair in order to avoid conflicts over resources.

キーワード： 国連、国際機構、構造的正義、グローバル・ジャスティス、世界正義、国際正義、国際法、国際の平和と安全

Key terms : United Nations, international organizations, global justice, legal philosophy, political philosophy, international law, peace

I 問題の所在

- (1) 国連憲章と正義 (2) 国際社会の構造的転換・国際社会の組織化と正義
- (3) グローバル社会の進展と世界正義 (4) 本稿における「世界正義」議論の定位

- II ジャスティス（正義）およびグローバル・ジャスティス（世界正義）概念
- III 21世紀の国際社会における「グローバル・ジャスティス（世界正義）」観念の役割
- IV グローバル・ジャスティス（世界正義）のための国際機構の構造的機能
- V グローバル・ジャスティス（世界正義）としての地球規模の平和と安全の維持
- VI 結語

I 問題の所在

(1) 国連憲章と正義

国連憲章の前文には、「正義（justice）と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、…これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することを決定した。」（傍点は筆者）と記され、また、国連の目的を示した第1条の第1項は、「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。」（傍点は筆者）と定めている。すなわち、国連は地球規模での「正義」の実現を目指して創設された面を持っている(1)。そして、それに続く「国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ」る具体的な規定として、国連憲章第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」を定めている。また、「すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するため」に第9章「経済的及び社会的国際協力」を規定した。後者は、開発協力等によって地球規模で格差を是正することや、人権の国際的保護、環境問題の解決などによって、すべての人々が平和で安定した生活を営むことを目指しており、現在は、国連内外での「ポスト2015開発アジェンダ」を構想している。本稿では、グローバル・ジャスティス（世界正義。以下、本稿ではタイトルおよび章題を除き「世界正義」を用いる）それ自体について論究するものではなく、上記のような国連の諸活動を統合的に体系化することで「国連の構造的機能」を世界正義の視点から統合的に考察する叩き台となることを目的としている。

国連憲章においては、「国際法」と並んで記していることから、また、そもそも国際法（条約）である国連憲章中で使用しているので、基本的には法的な概念として「正義（justice）」を用いていることになる（ただし、広義の法的概念である。正義（justice）概念については第II章で述べる）。しかし、ロールズ以降、主として政治学分野で議論が再燃されつつある「正義」概念と、根底では共通するものである。少なくとも本稿では、法学、政治学、経済学ないし社会学等に共通する世界秩序の基盤的なものとして、「正義」を位置づける。たとえば、政治哲学としての「正義」論

の泰斗、ジョン・ロールズが2001年に発表した『公正としての正義・再説 (Justice as Fairness : A Restatement)』では、次のように、「国際法」も含めて「正義」を論じている。ロールズは、正義を3つのレベルに類型化し、「内部から外部へという順序で話すと、まず第1に、ローカルな正義(諸々の制度や結社〔筆者注: associations〕に直接適用される原理)、第2に、国内的正義(社会の基本構造に適用される原理)、そして最後に、グローバルな正義(国際法に適用される原理)となる。」(2)としている。基本的には、この類型化に同意するが、「現代的グローバリゼーション」の渦中にある今日では、正義(とりわけグローバルな正義)の基盤となる「社会」の現状と概念が、ロールズらが基盤としていた状況に比較して、さらに一段階拡大されたものとして捉えるべき現状にあることにも留意すべきであろう。

(2) 国際社会の構造的転換・国際社会の組織化と正義

20世紀半ばまでは、政治哲学の一般的考え方として「正義(justice)」は、主権に基づく統治がなされ、法体系の確立している国家の内部でのみ考えられるもので、国家間においては妥当しないものとされていた(3)。しかし、第2次世界大戦の後、国際社会は構造的に劇的な変化を遂げ、正義は国境を越えることとなった(demands of justice reached beyond state borders)。国連憲章が制定され、1948年に国連総会において「世界人権宣言」が採択され、2002年には「国際刑事裁判所(ICC)」が設立された。また、経済分野では、国際社会全体の経済発展および自由で公平な世界貿易のために、戦後の世界銀行、IMF、1995年には世界貿易機関(WTO)が組織化された(4)。

また、国連憲章第2条4項においては、過去数百年間、理想としながらも実現できなかった「武力の行使」一般を、原則として全面禁止している。それらを踏まえた上で、押村は、「自由主義者のJ・S・ミルですら『正当』とみなした植民地の維持を、今日、正当と考えるものはいないし、ジェノサイド罪、人道に対する罪を犯したものが訴追や処罰を受けずにすむ可能性もほぼなくなった」(5)ことを指摘し、世界正義を追求する意義について次のように述べる。すなわち、『『なにが正しいか』についての考えかたをある程度共有せずに、各国がテロ、気候変動、貧困と飢餓、食糧価格の高騰、金融危機といった国境を越える問題にばらばらに対処しては、有効な解決をもたらすことはできないだろう。』(6)と。

(3) グローバル社会の進展と世界正義

1980年代末の冷戦の終了後に、グローバル化は新たな局面を迎える。政治・経済的な組織化との関係では、1992年にリオデジャネイロで「国連環境開発会議(UNCED; 地球サミット)」が開催され、93年には同じく国連主催の「世界人権会議」がウィーンで開催、95年にはコペンハーゲンにおいて世界社会開発サミット(国連社会開発サミット)が開催され、同年、WTOが創設され

た。同時に、地球温暖化などに代表される地球規模の危機も一層のグローバル化が進展した。そのような地球規模の諸課題に対処する「グローバル統治」の重要性が認識されるようになり、国連を中心とした世界規模での組織的かつ具体的対応が注目されている(7)。その仕組みを支える地球規模の普遍的法と正義との関わりも明確にする必要がある。「グローバル課題に対処すべく全地球的な規模の行政と管理の仕組み、さらには全地球規模の民主的な統治制度が求められている。こうして地球共同管理、すなわちグローバル・ガバナンスの仕組みが模索されるようになった。」(8)このような地球規模の統治制度は「豊かで平等で、そして安全なグローバル社会の実現」(9)を目指すものであり、換言すれば、世界正義をもたらすための実践がグローバル統治なのである。吉川元によれば、「グローバル・ガバナンスの実現には、少なくとも次の2つの課題が横たわっている。第1に、国家が依然として領域の統治の基本的な政治単位である以上、人間の安全保障を含めグローバル安全保障の実現であり、第2に、グローバル市民社会の形成、およびグローバル正義の実現である。」(強調は筆者による)(10)ことになる。

(4) 本稿における「世界正義」議論の定位

上記からも言えるように、国際社会における正義の顕現と国際社会における組織化、制度化は密接に関連する。制度との関連については、「現存する法制度に対する根本的な批判を試みたルソーの問題関心は、制度構想への志向性とともにあつたことは確認されてよいだろう」(11)との指摘や、「アマルティア・センもまた、制度構想への志向性をすててはいない」(12)との指摘もある。

世界正義について、従来の論者は、世界規模での貧困問題を政治・経済の構造的な問題と捉えて重視することが多い。たとえば、ミラー(D. Miller)は、「グローバル正義」を、「大社会の成員の間での権利、機会、資源の分配」の問題を「特定の国家の市民についてではなく、全人類について問い直そうとするもの」で、・・・「どのような場所やいかなる状況にある人であっても保障されなければならない一連の基本的な人権」すなわち「グローバル・ミニマム」を実現することであると(13)。が、本稿では、国連によるガバナンス(グローバル統治)の視点で、国連憲章第7章も、人権も、直接・間接に関連するし、国連システムは(そして、グローバル・ガバナンスという発想も本来)、包括的に解決しようとして構想されたものであるから、それらを包括的に扱う。政治的分野—平和と安全の維持—と、経済・社会的分野—これらの分野における国際協力の促進—という国連の目的とも整合性を有する。

国際社会全体の平和と安全の維持と正義との関連では、第1に、個々の国家についての安全保障に限定されない(還元はされうる)、地球規模での安全保障の思想として集団安全保障の構想と構築がある。換言すれば、ときに個別国家が「正義のための戦争」というフレーズを用いることがあるが、それとは別次元の問題である。いわゆる正戦論としての武力行使と正義の関係を論じ

るものではない。これについては本論の第 II 章で、世界平和のための国連システムとして、その意義を検討する。構想としては、中世後期におけるフランスの法律家ピエール・デュボア (Pierre Dubois) の “De Recuperatione Terrae Sanctae” (1305 年) 以来、アントワヌ・マリーニ (Antoine Marini)、シュリイー (Duc de Sully)、アンリー 4 世 (Henry IV) らによる恒久平和のための構想がある。ただし、彼らの構想する「国際社会の」恒久平和は、欧州地域内に限定されてはいる⁽¹⁴⁾。それは時代の制約であって、「その当時」考えられうる普遍性は獲得していた。そのような時代に、既に 17 世紀において、アジアやアフリカ諸国の一部も含めて、世界 (Le Monde) と言い、また、国際平和と貿易の自由化の両次元を関連するものとして統合的に扱っているエメリック・クリュセ (Emeric Cruce) は、現在に繋がる「世界正義」という認識をした先駆者と言ってよいであろう。

なお、「IV グローバル・ジャスティス (世界正義) のための国際機構の構造的機能」において、(1) 世界正義と人権の国際「制度的」保護の国際機構システム、(2) 世界正義としての途上国援助、(3) 資源をめぐる衝突を避けるための自由で公正な経済システムを概観するが、それは「V グローバル・ジャスティス (世界正義) としての地球規模の平和と安全の維持」を検討する枠組みとして、世界正義との関係で国際機構の構造的機能の全体像をあらかじめ概観するものであり、それぞれのより詳しい内容については別稿で議論したい。また、いわゆるコスモポリタンとコミュニタリアンの視角の違いなども本稿では区別せず、上記(2)の途上国援助・国際協力に関して別稿で検討する際に多少触れることにする。

II ジャスティス (正義) およびグローバル・ジャスティス (世界正義) 概念

(1) ジャスティス (正義)

当然ながら正義論で用いられる「正義」という用語は厳格な定義があり、日常用語と混乱させてはならない。しかし、もともと日本語の「正義」は「日常会話ではほとんど使用されない言葉だ。・・・正義は学術上の専門用語であり、」⁽¹⁵⁾といわれるように、使用されるのはほとんど政治哲学や法哲学に関わる文章においてである。英米法辞典⁽¹⁶⁾では、justice の主な意味は、「1 正義、2 妥当性；正当性、3 裁判；審判 (以下略)」の 3 つである。また、政治学辞典⁽¹⁷⁾によれば、正義 (justice, Gerechtigkeit, justice) とは、まず「正しさ・まともさ。人間の行為や制度の正／不正の判断基準。」である。そして、法哲学、政治哲学等で今日問題とされている「正義」とは、ケルゼン (Hans Kelsen) も述べているように、個人としての正しさより先に、「まず第一に、ある社会秩序の」⁽¹⁸⁾特性としての「正義」である。本稿では、いわゆる「社会正義」と同義の概念として「正義」を用いる。ロールズも、一般には人々の態度や人々自身などについても「正義」が用いられるが、我々の主題 (topic) は「社会正義 (social justice)」であるとしている⁽¹⁹⁾。「社会」の概念および類

型については、(2)グローバル・ジャスティス（世界正義）で多少触れることにする。

独語では、Gerechtigkeit と表現され、いずれも本質は、衡平・平等、公正であり、国際社会で用いられるときに、一般には貧困の解消、社会福祉、富の再分配等を主たる課題とする。衡平・平等のカテゴリーの一部に含まれ、国連の機能として重要なのは、第 7 章の集団的安全保障の「制度的」機能である。これは国家間の、法の下での平等の問題である。なぜなら、軍事力や政治・経済力またはいわゆるソフト・パワーを持たない小国であっても、等しく平和と安全が保障されることこそが、「集団的安全保障」の本質だからである。

また、International Court of “Justice”（国際司法裁判所）に代表されるように、他方で、“justice” は、「司法」の意味を有する。「法の理念は正義である」⁽²⁰⁾ことを強調する団藤は、「法が機能する主要な場面としての『司法』が西洋語で例外なく『正義』（justice, Justiz, giustizia, justicia, юстиция）で現されるのも、これを象徴している」（「現される」はママ）とし、また、『法』ないし『権利』を示す西洋語の大部分（right, Recht, droit, diritto, derecho, право など）が『正しさ』、『真すぐしたもの』の意味をもっているのも偶然ではない。⁽²¹⁾と述べている。

国連の機関でもある、国際司法裁判所をはじめ、国際社会における「法の支配」の象徴となる裁判制度が 20 世紀後半以降、充実してきた。第 1 の意義である「正義」とも結びつく裁判制度が、2002 年に発効した「ICC に関するローマ規程」によって設立された国際刑事裁判所（International Criminal Court）である。ICC の創設と「正義」との関連につき望月・押村⁽²²⁾に基づき、「正義は、国際社会において不正な行為を犯した者は処罰されなければならない、また国際法の下で処罰されるべきという考えに基づく」⁽²³⁾と述べる。「応報的正義」の側面であり、これを筆者は「応報的世界正義」と位置づける。

このように、それぞれのカテゴリーにおいて国連その他の国際機構が制度的機能を提供している。それらの各制度的機能すべてを含む包括的な国連の機能の全体像を、本稿では「構造的」機能と呼ぶことにする。その構造的機能が全体として指向するものとして、また、“justice” の第 1 義でもあるので、本文中では「正義」のみを用いる。章題等では「ジャスティス（正義）」として、構造的な正義であることを示すこととする。正義は「法の理念」としても用いられる⁽²⁴⁾。法の「理念」とは法の究極的な存在意義、すなわち、何のために法は存在するのかという問いに対する答えである。言い換えれば、「法概念に内在しながら法を法たらしめるもの」⁽²⁵⁾が「正義」である。使い分けが必要な場面では、これを「法的正義」と呼ぶことにする。法的正義のなかでも、「司法」と訳することができる具体的機能を「狭義的法的正義」と呼ぶ。

「正義」の持つ一般的な意義としては、「①正しいすじみち。人の行う正しい道義。②正しい意義または注解。「尚書一」③（justice）イ 社会全体の福祉を保障するような秩序を実現、維持すること。プラトンは国家の各身分がそれぞれの責務を果し、国家全体として調和があることを正義とし、

アリストテレスは公平な分配を正義とした。近代では社会の成員の平等という要求が正義の観念の中心となり、資本主義社会は各人の法的な平等を実現した。(口以下は、略)」(強調は筆者) (26)。

すなわち、社会の成員の法的な平等が、justice としての正義の中心的役割であり、国際法において伝統的には、「国家間の平等」(27)として姿を顕すことになる。そこでは、手続的正義 (procedural justice) と実体的正義 (substantive justice) (28) の区別が重要となる。そこに存在している法を全ての国家に平等に適用または執行することである「法の適用の平等」(法の下での平等、法の前での平等、equality before the law (29)) と法形成への参加の平等 (「法の定立における平等」) は手続的正義の問題である。「構造的正義」との関わりを考えると、たとえばロールズは、手続的正義として、完全な手続的正義 (perfect procedural justice) (30) と、刑事裁判のような不完全な手続的正義 (imperfect procedural justice) (31)、および純粋な手続上の正義 (pure procedural justice) (32) を提示し、手続と実体の関わりに注目する。

法の内容の平等 (法の内における平等 [equality within the law] (33)) は実体的正義の問題である。そのいずれについても形式的平等と実質的平等のいずれが正義に適うのかという論点が含まれる。「法の下での平等」の観念は、適用ないし執行の場面についての平等観念とする立場と、法内容も平等であることを意味する観念であるとする立場がある。後者の立場に立てば、さらに 2 つを分けて正義との関係を論ずる必要がある。理論的検討の便宜のために、本稿では前者の立場をとる。

法形成への参加の平等に関わる国際機構の意思決定手続について、筆者の初期の論考 (34) で、一国一票制 (正確には各国同数票制) や全会一致制を絶対的平等、加重表決制 (質的加重と量的加重がある) を相対的平等として設定し、今日の国際社会においては、その調整が図られているものがあることを論じた。

「移行期正義」という場合は司法手続を公正に行うことも含まれているが、単純に、法に基いて処罰することのみではなく、真実を追求し、また和解を尊重する意味を含む。押村は、「いま、紛争の再発を防止する有効な手立てとして国際社会の注目を集めているものに、『移行期の正義』 (transitional justice) がある。ここでいう「正義」とは、公正な司法プロセスを機能させることであり、その正義にはジェノサイド罪などを裁く懲罰的司法、被害者を救済する修復的司法、そして、真実の究明、融和や和解、癒しなどが含まれる。」(35)とされるので、「justice」の概念の「正義」と「司法」の両者を含むものとして用いられている。その上で、「… 容疑者は証言の結果もたらされる訴追や非難を恐れて真実を話そうとはしない。… 厳格な刑事法にもとづく裁判より、証言の効果を恐れることなく話しあいのできる対話や委員会のほうが、むしろ正義感覚の覚醒に貢献する場合もあるだろう。そのような発想から生まれたのが、真実和解委員会 (Truth and Reconciliation Commission) である。(改行) ここでは、裁くことよりも、歴史や過去を直視し、そこから紛争や

抑圧の再発を防止するための教訓を学んでいくことに主眼が置かれる。」⁽³⁶⁾のである。

世界正義の理解について、「世界中の人々の間のある種の平等」の問題と考えるべきか、それとも「何人もそれ以上下回ってはならない権利と資源に関するグローバルな最低レベル」の問題なのか、という問い⁽³⁷⁾への筆者のひとまずの回答としては、（それら2つの視点は関連するものと思うが）、第一義的には、国際機構との関係での「正義」とは、直前の段落で述べたようにジャスティスの意味に司法、移行期正義なども含まれることもあり、「世界の何人でも最低限度持つべき権利や資源が、すなわち人間として生きることが、確保されること」と考える。すなわち、基本的人権が具体的に尊重されることとほぼ同趣旨と言える。

(2) グローバル・ジャスティス（世界正義）

グローバル・ジャスティス（Global Justice）は、文字通り、地球規模における「ジャスティス（正義）」の問題である。ところで、まず“Global Justice”の邦訳としては、グローバル・ジャスティス⁽³⁸⁾、世界正義⁽³⁹⁾、グローバルな正義⁽⁴⁰⁾、などが用いられている。Justice は基本的には、広い意義での「正義」を意味するものとして本稿では用いている。そこには、ICJなどで伝統的に用いられる「司法」の意味も含まれる。同時に、「司法」の働きは、狭義の正義、法の支配、権力分立などとも密接に関連するから、その意味でも「正義」の訳語を用いることは妥当である。

Global は訳語を当てるとすれば「地球規模（の）」であるが、地球規模正義としても地球規模ジャスティスとするとしても、学術用語としてややこなれておらず違和感が拭えないことと、Global Justice に関してのみならず、グローバル・イシューやグローバル・ガバナンスなどの用語が浸透し、既に日本語としても一定程度、定着していると言えるため、本稿では、タイトルや章題では「グローバル・ジャスティス」のままで用いて、本文中では「世界正義」の訳語に置き換えることを試みる。

従来、国際社会は主として国家間社会と考えられていたため、「国際正義（international justice）」という表現が多用されたが、今日では、国際機構や市民社会、多国籍企業などの非国家主体が国際社会で重要な役割を果たすようになっていることを正義との関わりでは重視して、「グローバル正義」または「世界正義」と呼ばれることが多くなった。それは、『超国家体（supra-state entities）』や『脱国家体（extra-state entities）』がグローバルな秩序形成を促進または阻害するアクターとしての重要性を高めてきたために、これらの非国家的主体も正義の規律対象・実現主体として捉えられるべきであるという問題意識が広まってきたことが背景にある。」⁽⁴¹⁾からでもある。

後藤⁽⁴²⁾は、一定の政治的観念の共有を想定できる集合体を「社会」と定義した上で、第1に、特定の「社会」を越えて個人を保障し、第2に、「社会」間の関係性を調整する要請として、世界正義を定義している⁽⁴³⁾。同時に、「ローカル正義」を、①「社会」内のあらゆる個人を保障し、②組織、

コミュニティ、家族など社会内に存在するさまざまなグループ間の関係性を調整する要請として定義し、「世代間正義」を、①特定の「社会世代」を越えて個人の権利を守り、②「社会世代」間の関係性を調整する要請として定義している。後藤のいう「社会」はロールズを引用しつつ、「その概念的意味においても、実体的意味においても、『国家 (state)』とは一致しない。それは、公共的ルールに対する合意及び責任の基盤を提供する概念」(44) であるとするが、本稿では社会概念を精緻に議論することを趣旨とはしていないので、ここでは両者はほとんど同じ概念とみなす。したがって、世界正義に対比するものとして、一定の法体系の下に収斂することのできるローカル正義＝社会内正義はほぼ国家内正義と考える。本稿では、「社会」を、とりあえずロールズに従い、「相互の関係の中で、一定の行動ルールを拘束力のあるものとして認め、しかも、大体はそれらのルールに従って行動する人々の、多かれ少なかれ自己充足的な連合体である」(45) と仮定する。

井上は、世界正義に関して扱われる問題群を、①世界正義理念の存立可能性に関する「メタ世界正義論」、②人権と国家主権の再統合を考える「国家体制の国際的正統性」、③世界規模で貧困問題を考える「世界経済の正義」、④国際社会における武力行使の正当化をめぐる考察する「戦争の正義」、⑤覇権なき世界秩序構造の形成可能性を論じる「世界統治構造」、の5つの問題系に類型化している(46)。①に関しては、ジョン・ロールズを、国内的文脈では正義の要請を強く主張し、一方グローバルな秩序形成の文脈では、正義の意義を著しく縮減する二元論的立場の代表として、批判的に注目している。②は、言うまでもなく、今日の国際法や国際機構の機能との密接な関係において、主要な検討課題のひとつである。③～⑤は、まさに本稿のテーマそのものである。しかしながら、井上がこれら5つを「問題系」と呼称するのは、世界正義(論)の特徴が、「国境を越えた正義 (justice beyond border)」の追求にとどまらず、「世界正義論の主題」が、①から⑤の系が複雑に交錯する「問題複合 (problem complex)」であることにある(47)。

筆者は、ロールズ＝後藤概念の視野を拡大し、「自発的な参入・退出が可能な社会」を国家社会、誕生によって参入し(個人も国家も含めた二重の意味で)、死によってのみ退出する「非自発性(偶発性)」(48) を特徴とする社会を国際社会(世界社会、地球社会。本稿ではこの3つを区別せず、いずれも同義として用いる)と位置づける。

「人々の選好・価値・資質における多様性(異質性)を特徴」(49)とし、「公正な共同システムとしての社会の観念 (the idea of society as a fair system of cooperation)」が要請され、また、「どの組織・共同体にも属さない(せない)個人をも包含する」(50) 社会こそ、筆者は、社会一般ではない、国際社会(世界社会、地球社会)での特徴と考える。このような国際社会における「世界正義」と国内における「正義」の内容における異同は次章で検討する。

Ⅲ 21 世紀の国際社会における「グローバル・ジャスティス（世界正義）」観念の役割

(1) 世界正義としての社会正義

21 世紀の今日の国際社会においては一定のグローバル統治は行われている、が、中央集権的な統治組織が存在しないため、より一層、法の支配と「世界正義」の議論が必要となる。ここで重要なのは、「グローバル・ジャスティス（世界正義）」とは、狭義での「国際正義（すなわち国家間正義たる国際正義）」を超えるもので、難民や移民の受け入れも含めた多文化主義の広範囲にわたる受容やいわゆるグローバル課税についても考察の範疇に入れるべきものである。

一般的には、「正義」の一部分として「社会正義」を位置づけることが多い⁽⁵¹⁾。本稿では、哲学や倫理学で扱うような純粋に個人の意識としての正義を論じるものではない。筆者は、「正義」と「社会正義」をほぼ同義として把握し、一言でいえば「社会における正義」、すなわち個人の行動にまつわる正義ではなく、「社会の仕組み（構造）が正義に基づくものとなっている」ような社会における正義を意味する用語として用いる。換言すれば、望ましい社会の本質を「正義に適った社会（構造）であること」とし、正義に適った社会構造を有する社会とは、正義に基づく法制度を有する社会であると指定する。「構造的に正義を保障する社会」であることと言い換えることもできる。

「構造的に正義を保障する社会」とは、誰でも人間らしく生きていく（すなわち、食糧、教育、仕事、住居、医療等への公正なアクセスの確保）ことのできる社会（そうでなければ、そもそも「社会」ではない）である。人々の状態はそれぞれ異なり、病気、障がいや年齢その他のハンディの有無にかかわらず、程度の違いがあるだけですべての人は何らかのハンディを持っているし、また、能力も持っている。これらの点については、将来世代も該当する（環境、資源の持続可能性も含めて）。そのような仕組み（社会構造）を持った社会は正義に基づく社会である。そして、そのような国際社会を実現しようとするのが国際法制度である。その中心に国連憲章が想定されている。構造的に正義を保障するのは憲法（基本法）を中心とする法制度の役割であり、国際社会における基本法として位置づけられるのは国連憲章であるからである⁽⁵²⁾。

国連憲章の前文や第 1 条で「正義」と「国際法」を並立的なものとして掲げているのもおおまかには類似の考え方によるものであろう。すなわち、「国際」社会が「正義（と国際法）」に基づく社会であるために「国連」を創設するという意味を含んでいる。ILO 憲章に含まれる「社会正義」は、労働に関する国際機構の基本条約として、ある程度特定された狭義の意味合いで用いられているが、たとえば日本の法令である「弁護士法」⁽⁵³⁾では、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」（第 1 条 1 項）として幅広い意味合いで示されている。

グローバル正義または世界正義としては、世界規模での貧困問題を政治・経済の構造的な問題と捉えて重視することが多い。たとえば、既述のミラーの立場を吉川は、『『グローバル正義』とは、

もともと分配的正義を意味する国内社会正義を全人類について問い直し、全人類の平等を実現しようとするものである」・・・「人間の最低限の基本的人権の保障、すなわち「グローバル・ミニマム」を実現するのがグローバル正義」であるとして紹介する⁽⁵⁴⁾。本稿では、国連によるガバナンス（グローバル統治）の視点で、安全保障や人権も含めた『国境を越える正義（Justice beyond borders）』、すなわち『世界正義（Global Justice）』⁽⁵⁵⁾であるとして、以下の理念を有するものとする。すなわち、「世界正義とは、強大国が自国の利益を合理化する『正義』を、国境を越えて他国に暴力的に強要することを正当化するイデオロギーではなく、逆に、かかる強大国の横暴を批判的に統制する理念である。強大国の覇権的支配を合理化するために濫用された世界正義の言説は、『国境を越えた正義』の名を騙っても、その実相はその強大国の国家的エゴ、したがってその国家の『国境を越えられない正義』にすぎない。世界正義の理念は、国境を越えるというまさにその使命によって、強大国の覇権を裁くという使命も担っているのである。』⁽⁵⁶⁾

国際正義と世界正義の区別については、ネーゲルによれば、「国家間で要請される正義、つまり国際的（inter-national）正義とは、おもに戦争の正当化をめぐる議論と、基本的人権の標準化にかかわる」⁽⁵⁷⁾もので、グローバルな正義は、地球規模での、社会経済的正義、すなわち、地球大で不均等に存在する富をいかに均等に配分するか、といった問題にかかわるものである。⁽⁵⁸⁾とされる。このような社会経済的正義たる世界正義には個人も責任をもつことになる。押村は「われわれがまずもたねばならないのは、地球的な貧困や飢餓の問題において、危害をめぐる新しい国際社会が生成しつつあるという認識、そしてその危害に対して政府や国家のみでなく、個人も責任を負うという自覚だといいい得るだろう」⁽⁵⁹⁾とする。

世界正義は第 1 に、「社会正義」とほとんど同義で用いられるものである。ミラーは、「社会正義」は古くからの観念である「正義」と比較的新しい観念である「グローバルな正義」の両者の中間にあるものとする。それは「当初 19 世紀後半に現れ、20 世紀になって顕著になった観念である。」⁽⁶⁰⁾とする。すなわち、社会正義は民主主義の発展、言い換えれば、人々（市民）を構成員とする社会の成立・発展と重なる。そして、国際機構の創設、発展とも重なる。社会正義は狭義では分配的正義と同義と考えられることもあるが、それとは異なり、ミラーの表現に基づけば、分配的正義は「家族を筆頭にあらゆる規模の集団内でそれぞれ妥当な取り分を要求する多くの要求者の間で割り当てられるべき何らかの分割可能な財が存在する場合」⁽⁶¹⁾であり、社会正義は「大社会の成員の間での権利、機会、資源の分配に関連しており、この観念が現れたのは、そのような分配を社会制度の作用（括弧内の具体例—引用省略）として考え、したがって政治活動によってまたとりわけ国家によって改変可能であると考えることができるようになってからのこと」⁽⁶²⁾であるとする。本稿で世界正義を考えるのは、社会すなわち人々の生活範囲（教育、経済活動、就労、文化活動（ツアーを含む））が、同時に 이슈が、地球規模となったことを踏まえてのことであり、したがって、地球規模の

「社会正義」を世界正義と置き換えたと言ってよいであろう。

世界正義は第2に、広い意味での「制度」に焦点を合わせたものとなる。たとえばミラーは「グローバルな正義とは制度の問題であると考える事にしよう」として、「全体としての制度がどこのだれにとっても公正であるような一連の結果をもたらすことができるようにするという問題である」⁽⁶³⁾と述べている。この「制度」は「現在の国家の（富沢他訳では「ナショナル」）および国際的な政治制度だけでなく、たとえば資本投下や貿易のパターン、自然資源の所有権、環境政策、開発援助金の流れなどグローバル経済を動かす一連のルールや慣行を含む」⁽⁶⁴⁾ものである。

(2) 国内的正義と世界正義

国内的正義と世界正義との関係については、ミラーの次のような仕分けに同意する。ミラーは、「機会のグローバルな平等」⁽⁶⁵⁾を「等価の機会を要求する」（強調は原著による）ものとする。すなわち、「クレディ・スイス銀行の最高経営責任者やアメリカ合衆国大統領」に世界の誰でもが成り得ることを意味するのではなく（それには「無制約な市民権取得」や「無制限な移住権」が必要となる）、たとえば、それぞれの国内の「銀行の経営者になれる同じ機会」が与えられれば満たされるとする⁽⁶⁶⁾。それは「スイス銀行の最高経営責任者になる機会」という「きめの細かい測定基準」ではなく、「ある国の銀行の最高経営責任者になる機会」という「きめの粗い測定基準」が適切であることを意味する⁽⁶⁷⁾。彼はより小さい単位のわかりやすい例を示す。すなわち、サッカー競技場はあるがテニスコートがないA村と、テニスコートがあってサッカー競技場がないB村の2つの村の構成員には同じ機会が与えられていると考えてよいのは、「スポーツ施設」という「きめの粗い測定基準」で評価できるからである。しかし、学校はあるが教会がないC村と、その逆のD村の2つの村の構成員には同じ機会が与えられているとするのは正義を満たしているとは考えられない。この場合に、学校と教会を含む「啓蒙へのアクセス」というきめの粗い測定基準で2つの村は等しいものをもっていて考える人はほとんどいないであろう。なぜなら、「私たちが持っている文化的理解によれば、サッカー競技場とテニスコートはスポーツ施設という一般的な概念でくくることができる点で当然代替可能であるが、学校と教会は異なる種類のものであり、一方にアクセスできなくても他方にアクセスできるようにしてやれば埋め合わせできるといったものではないのである。」（強調は筆者による）「一方では『スポーツ施設へのアクセス』というきめの粗い測定基準」が、「他方では『学校へのアクセス』というきめの細かい測定基準」がより良いことになる⁽⁶⁸⁾。その測定基準は文化的理解によるので、国際社会では単純に判断することが困難となる。したがって、世界正義においては、「もっとも緊急な事例とは、目に余る不平等」（強調は原著による）なのであり、「およそ理性的な人であれば、A地域の構成員が使える資源と機会がB地域の構成員が使える資源と機会をはるかに上回っていることは疑いえないという場合」（強調は筆者による）であり、

「アイスランドとポルトガルの比較ではなく」「EU 内の先進国とサハラ以南のアフリカの国々との比較」なのである⁽⁶⁹⁾。

(3) 国際機構の機能と世界正義

どのような基準を採るとしても、国際機構の機能と世界正義の関連では、「もっとも緊急な」対応が求められる「目に余る不平等」として、「ある地域で生活する人々が別の地域で生活する人々の約 30 倍もの平均所得（括弧内は省略）を得ている場合、どうして私たちは正しい世界に住んでいると言えるのか。どうして私たちは二倍もの人生（筆者注：出生時平均余命、いわゆる平均寿命について述べている）を期待してよいのか」⁽⁷⁰⁾ という指摘が当てはまる。

国連憲章は、その前文において、「… 基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、（改行）正義（justice）と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持（maintain）することができる条件を確立し、（中略）～ために国際機構を用いることを決意」（強調と原語は筆者による）と定められている。すなわち、条約その他の国際法と並んで「正義」を維持するための条件を確立することを目的の一つとして国連を創設することにしたのであり、国連の目的を定める第 1 条の第 1 項は、「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、（中略）平和を破壊するに至る虞のある国際的紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」と規定する。

また、「社会正義」のための国際機構として創設された ILO は、その前文冒頭で、「世界の永続する平和は、社会正義（social justice）を基礎としてのみ確立することができる …」（強調と原語は筆者による）と定め、また前文の最後の個所において「… 締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する。」として、「社会正義」を中心的理念としている。2008 年 6 月 10 日の第 97 回 ILO 総会は、「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」を採択している。

同様に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）憲章（原語は Constitution である）はその前文で、「文化の広い普及と正義（justice）・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり」（強調と原語は筆者による）と正義に言及し、第 1 条「目的及び任務」の第 1 項に、「この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである。」（強調は筆者による）と定めている。

また、国連総会は 2007 年 12 月 18 日採択の決議 A/RES/62/10 で、毎年 2 月 20 日を国際

デーの「世界社会正義の日」(71)に制定し、貧困削減や、男女同権、ILO の定める労働者の権利といった社会正義の尊重をはかるとともに、このような社会正義と社会発展が、国内および国際の平和と安全の維持のために不可欠なものであることを確認した（・・・social justice are indispensable for the achievement and maintenance of peace and security・・・）。

前述「Ⅱ(1)ジャスティス（正義）」の結語として、「世界の何人でも最低限度持つべき権利や資源が、すなわち人間として生きることが、確保されること」が「正義」であり、結局のところ、基本的人権が具体的に尊重されることとほぼ同趣旨であると述べた。国際社会における「正義」とは、広い意味での「人間の安全保障」の確保であると言ってよい。とりわけ国連との関係では、国連の創設および活動の主要な目的として人権の保護と安全保障が掲げられているのであるから、その両者を結ぶもの、包含するものとして、「人間の安全保障」が国連の役割の中心に置かれることになる。このような人間の安全保障の一部として「国際の平和と安全の維持」と「集団安全保障」があるのである。

Ⅳ グローバル・ジャスティス（世界正義）のための国際機構の構造的機能

国際機構の本質的な機能を、世界正義を具現化するものと考えることができることを一応確認できた。ここでは、まず、(1)世界正義と人権の国際「制度的」保護の国際機構システム、(2)世界正義としての途上国援助、(3)資源をめぐる衝突を避けるための自由で公正な経済システム、のそれぞれの視点から概要を呈示し、次の「Ⅴ」において、世界正義としての地球規模の平和と安全の維持を検討する。

(1) 世界正義と人権の国際「制度的」保護の国際機構システム

国連創設の目的および活動の目的として、憲章第 1 条 3 項は、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を明示している。ノーベル平和賞も受賞しているコフィー・アナン（Kofi Annan）第 7 代国連事務総長は、2005 年 3 月の報告書「より大きな自由を求めて（In Larger Freedom）」(72)の中で、国連活動の 3 本柱である「開発・安全・人権」の関連性を踏まえ、国連のすべての活動において人権の視点を強化する、「人権の主流化（mainstreaming of human rights）」を提案した。それは同年 9 月の国連特別首脳会合でも確認され、2006 年の国連人権理事会の設置（国連人権委員会の改組・拡張）をもたらした(73)。

井上は、国内における自国民の基本的人権を保護することも「世界正義」の問題であることを指摘する。すなわち、「主権は単なる事実上の支配ではなく支配の『権限』という規範的地位である以上、国家の主権要求は自己の体制の正統性を根拠にしてなされる。」(74)「当該体制が自国領土

を実効的に支配し、無秩序状態を克服しえているだけで十分とする実効支配原則がかつては国家承認・政府承認の実践を規定していたが、近年では、一定の基本的人権を保障する政治的意思と能力の保有を『承認正統性』の条件にする見解も強く主張されている」(75) とし、さらに、「世界正義の視点から、各国家・各国民が他国土における他国民の人権への配慮を要請されるならば、まさに同じ理由で、自国土における自国民の人権の保障も『国内問題』を超えた世界正義の問題として立ち現れることになる。」(76) 国連憲章はもちろん、米国の「独立宣言」やフランスの「人権宣言」も「世界正義」の問題と関わるものが含意されているのである。筆者編集の『国際人権法』(77) においては、それらを重要な要素として論及することとした。

今日では、国連の難民高等弁務官事務所を中心とする各国による難民保護や多国籍企業との関係では、グローバル・コンパクトの制度が展開されている。押村は「国内アクターにもグローバルな責任」との見出しの下で、「国際的な倫理の責任主体と考えられてきた国家と違い、多国籍企業はこれまで、『誰に対してなんの責任を負うべきか』が曖昧にされていた。この概念は（ステークホルダーの概念は・・・引用者注記）、国境を越えた他者との道義的かかわりのなかで活動しているという意識を企業に呼び起こすことができた。」「それぞれの能力と特性に応じた積極的な社会貢献、国際貢献が求められている。」(78)

また、大学との関係では、国連アカデミック・インパクト (UN Academic Impact) が活動している。アカデミック・インパクトは、以下の 10 原則を支持し促進させるというコミットメントによって成り立っている。原則 1：国連憲章の原則を推進し、実現する。原則 2：探求、意見、演説の自由を認める。原則 3：性別、人種、宗教、民族を問わず、全ての人に教育の機会を提供する。原則 4：高等教育に必要とされるスキル、知識を習得する機会を全ての人に提供する。原則 5：世界各国の高等教育制度において、能力を育成する。原則 6：人々の国際市民としての意識を高める。原則 7：平和、紛争解決を促す。原則 8：貧困問題に取り組む。原則 9：持続可能性を推進する。原則 10：異文化間の対話や相互理解を促進し、不寛容を取り除く(79)。

このように、世界正義を理念とする国際機構は、国家、企業、大学等も含めて人権の国際制度的保護を推進している。

(2) 世界正義としての途上国援助とグローバル税の諸要素

国連第 9 章に含まれる、経済・社会的課題の解決の問題と世界正義との関係では、グローバル・イシューをいかに解決してすべての人々が人間らしい生活を営むことができるかという問題ということになる。それは「構造的平和」という観点からも国際社会の平和と安全の維持に間接的にではあるが、しかし実質的に大きな関わりを有する。まず、国連において、総括的にとりあげられている文書として「ミレニアム開発目標 (MDGs)」、「ポスト 2015 開発アジェンダ」がある。MDGs

においては、OECD 開発援助委員会（DAC）ドナー諸国の ODA 支出額が国民総所得（GNI）に占める割合として、2015 年までに 0.7% を目標としている。2012 年時点でこの目標を達成したのは、ルクセンブルグ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オランダの 5 カ国であった⁽⁸⁰⁾。ポスト 2015 に繋がるものとして、2012 年の「リオ+ 20」では、経済、環境、社会の 3 者の均衡を保った成長のための「持続可能な開発目標（SDGs）」の策定が合意された。

世界銀行によれば、1 日の生活費が 2 ドル（severe poverty line）以下の人々は約 30 億人、1 日 1 ドル（extreme poverty line）以下の人々が約 10 億人いると指摘されている。食糧不足や医療等の不足など貧困が原因で亡くなることを意味する「貧困死（poverty-related death）」（すなわち「貧困がなければ回避可能」⁽⁸¹⁾）な死は、毎年約 2000 万人であり、全世界で亡くなる人々の 3 分の 1 に上る。1 日あたりでは 5 万人になるが、その約 6 割（3 万人）は 5 歳未満の幼児である。

現実の国際経済の日常的活動を通して、途上国および貧困者への分配的正義の実現をもたらすものとして、将来の活用が期待されるのが、グローバル税（global tax：井上は世界税と訳し、下記の紹介をしている⁽⁸²⁾）である。かつてポグゲは、「世界資源税（Global Resource Tax）」を提言し、後に「世界資源配当（Global Resource Dividend）」と概念を修正したが内容はほとんど変わっていない。それは、世界総生産額の 1% を総税収として設定し、財やサービスなどの消費の際の資源使用量について国際的に課税した上で途上国の貧困者に再分配する。ほかに、たとえばシュタイナーは、各国の自然資源保有の大きさに対応して課税する「世界基金（Global Fund）」を、キャンベルは、個人（法人を含む）の所得や収益に課税する「世界人道税（Global Humanitarian Levy）」を提案し、また古くは「トービン税」などが提案されている。

詳細は後に検討するが、1 日 5 万人、年間 2000 万人もの人々が貧困のために亡くなる世界は正義に基づく社会とは言えず、何らかの形のグローバル税を構築する必要がある。

(3) 資源をめぐる衝突を避けるための自由で公正な経済システム

ここでは普遍のおよび地域的経済統合の両者を含めるものとして考察するが、地域的統合は地球規模での経済統合の途中プロセスとして位置付けられるもので、WTO および GATT 文書でもそのように位置付けられている。ただし、現実的には、地域的統合のレベルはさまざまであるものの、EU のように世界レベルとは比較にならないほど深く統合が進展しているケースが見られる。

地域のレベルで「資源をめぐる衝突を避けるための自由で公正な経済システム」を造り上げたのは、（ECSC、EEC を含む歴史的過程を踏まえての）EU である。「地球上でもっとも血なまぐさい地域から、もっとも平和な地域へと変貌した西ヨーロッパ諸国」⁽⁸³⁾の歴的現実、今日の東アジアでとりわけ大きな意味をもつ。さらに、今日の EU は、2004 年 5 月 1 日に中東欧諸国へ拡大され、それから 10 年を経て、2014 年 8 月 30 日の欧州首脳会の非公式会合では、第 2 代常任議長（EU 大

統領、2014年12月1日より2017年5月31日まで)としてかつての東欧であるポーランド首相のドナルド・トゥスク (Donald F. Tusk) を指名した。

アレクサンダー・ウェントは、「西ヨーロッパ諸国は、アメリカ、カナダ、日本、オーストラリアとともに、「カント的安全保障共同体」の形成に成功しており、たとえ、相互に政治・外交上の軋轢が生じて『武力による威嚇が持ち出される恐れがない』という安心感を手にした」と述べている⁽⁸⁴⁾。

前述 I (2)および(3)の世界の状況と、欧州の歴史的および今日の状況を比較しても、時間はかかるとしても地球規模で、資源をめぐる紛争を避けるための「実効的なシステム」を実現させることは不可能とは言えないであろう。

V グローバル・ジャスティス (世界正義) としての地球規模の平和と安全の維持 ー戦争の違法化と組織化による国際紛争の解決ー

およそある社会において力による紛争解決が行われ、軍事力をはじめとする物理的なパワーの優劣により秩序が形成されるまたは少なくとも規範のレベルにおいてそのことが違法とはされない社会が「正義」に基づく社会でないことは言うまでもない。ところが、今日の意味における国家が誕生してその国家間に一定の「法秩序」(ヨーロッパ公法ないし国際法) いわゆる近代国際法が出現してから、国連が誕生する1945年までは、結局のところ武力による紛争解決、力を背景とする何らかの秩序形成 (国際規範および国境をはじめとする国家間関係) は違法とはされてなかった。

1945年10月24日に国連憲章が効力を発生し、その第2条3項「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。」ことおよび次に検討する第4項によって、人類の歴史上はじめて、武力の行使全般が法的に禁止されたのである (例外については後述)。

(1) 武力行使 (戦争) の自由から武力行使の禁止へー「正戦論」と「無差別戦争観」の超克ー

上述のように、近代国際法の出現から国連創設の前までは、戦争 (武力の行使) それ自体は一般的には違法ではなかった。ただし2つの制限はある。①開始に当たっての手續を含む正当性 (Jus ad bellum) と、②兵器および使用の規制 (Jus in bello) である。後者②は、今日、「国際人道法」と呼ばれる。本稿では、いわゆる「ジュネーブ法」のみならず、「ハーグ法」も含めた広義の国際人道法として位置づけている⁽⁸⁵⁾。

①は歴史的文脈では、主に中世の西欧で広く受容されていた「正戦論 (just war theory)」として、開始の「手續」ではなく、戦争の原因、目的が正義に適うものであれば、法的、道義的ないし宗教

的に正しい戦争とされるものである。このような正戦論はウェストファリア体制の確立によって克服され、伝統的国际法の成立とともに「無差別戦争観」の時代を迎える事となったが、現在の国連による軍事的強制措置と「正戦論」との外形的類似性が指摘されることがある⁽⁸⁶⁾。しかし、歴史的な正戦論と決定的に異なるのは、国連憲章に沿ってグローバル集団安全保障「制度」が構築され、個々の国家や宗教的権威等による判断は許されず、国際社会の総意としての国連の意思決定によってのみ武力行使が承認されることである。すなわち、国内社会と同じ法構造となっている。

国連憲章 第 2 条 4 項の「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」⁽⁸⁷⁾との規定を各加盟国（現在では国際社会におけるほぼすべての国家）が受け入れることで、原則としてすべての武力行使が国際社会から禁止されたのである。

国連憲章による武力行使の禁止の内容としては、① 国連憲章は、それまでの諸条約のように「戦争」という表現を用いることなく、戦争であれ、その他のどのような形式の行使であれ、また、その理由の如何を問わず、「武力の行使」そのものを一般的に禁止した。また、② 国連の目的にそった武力の行使（集団安全保障の発動）はそもそも禁止されていない（上記第 2 条 4 項参照）。すなわち、国連による武力行使は法的な意味としては、「構成要件該当性」がないことになる。それに対して、③ 自衛のための武力の行使は個別国家による武力行使が禁止された中において、例外的に許容されるものである（第 51 条参照）。すなわち、ひとまず、禁止された武力行使の一般的な構成要件には該当するが、憲章第 51 条の要件に合致する場合には、「違法性が阻却」されるというものである。「正義」との関係では、両者は並列的なものではないことになる。

（2）個別的安全保障（勢力均衡）と集団安全保障

自衛の場合を除き、個別国家による武力の行使を禁止するためには、社会全体による安全保障が必要となる。国際機構論の視点による「個別的安全保障」と「集団安全保障」の違いは以下の点にある。第 1 に、個別的安全保障は、各個別国家が単独または同盟することで、（仮想）敵国（群）との勢力均衡（balance of power）を保つことにより【手段】、自国の安全を保障すること【目的】、である。第 2 に、集団安全保障は、国際社会のすべての国家が、下記の 3 つの合意を遂行することで【手段】、自国を含む国際社会全体の平和と安全を保障すること【目的】、である。すなわち、手段と目的において、とりわけ地球規模での平和の実現—地球規模での正義—を意図するという（そうでなければ自国も安全ではないという意味を含むにしても）目的において大きな違いがある。集団安全保障はその制度の枠外に存在する行為体があると完全には機能しないため、国連憲章は第 2 条 6 項において、「この機構は、国際連合加盟国でない国が、国際の平和と安全の維持に必要な

限り、これらの原則に従って行動することを確保しなければならない。」として、事実上、未加盟の国や仮に脱退した国があったとしても、武力行使禁止義務は免れないこととしている。現実には、1950-53 年の朝鮮動乱に際しては、未加盟であった北朝鮮に対して第 7 章が実行された。

地球規模での平和と安全の維持を目的とする広義での集団安全保障を中心として、国連による「国際社会の（ここでは、すなわちグローバルな）平和と安全の維持」の具体的活動の 4 類型と世界正義の関係は次のようになる。すなわち、① “peace-making”（平和形成）、② “peace-enforcement”（平和強制）、③ “peace-keeping”（平和維持）、④ “peace-building”（平和構築）を以下のように整理することができる。

- ① 平和形成（平和創造）“peace-making” → 実質的平和／実質的正義の実現

国連憲章では、“Pacific Settlement of Disputes”「紛争の平和的解決」

- ② 平和強制 “peace-enforcement” → 形式的平和／形式的正義の実現

国連憲章では、enforcement measures 「強制措置」

- ③ 平和維持 “peace-keeping” → 暫定的平和／暫定的正義

国連憲章にはないが第 6 章半と呼ばれる

- ④ 平和構築 “peace-building” → 構造的平和／構造的正義

以下に、それぞれについて個別に、世界正義と関わる今日の課題について多少の論点整理を試みたい。

(3) 国際機構による正義実現の手段・プロセス：紛争の平和的解決

平和形成（平和創造と訳されることもある）は、言うまでもなく国連憲章第 6 章「紛争の平和的解決（Pacific Settlement of Disputes）」に掲げられている諸手段であるが、どの手段を用いるかについてと、得られた解決条件についても、基本的には紛争等のすべての当事者間で合意に至った（または同意を得た）結論であり⁸⁸⁾、当該結論には当事者間に見解の相違はない状態となることから、「実質的平和」を得る手段とみなせる。この意味で、後述の「平和強制」とは対照的である。もちろん、武力は一切用いないため、手段の面で（付随的被害を伴わない）、また行為のプロセスにおいて（どのような当事者であっても対等に扱う）、「正義」観念に沿った解決手段と言いうる。このような平和形成に含まれるものは、大きく、(1) 裁判によらない紛争解決と、(2) 裁判による紛争解決の二種に分けられるが、次にそれぞれの概要のみ掲げる。(1) については、① 国際紛争平和的処理条約と国際紛争平和的処理議定書における類型化、と② 国連憲章における類型化（交渉、審査、仲介、調停、地域的解決）がある。

(2) については、① 仲裁裁判所【(a) アド・ホック（事件毎）仲裁裁判所、(b) 常設仲裁裁判所 (PCA)】と、② 司法裁判所【(a) 常設国際司法裁判所 (PCIJ) と国際司法裁判所 (ICJ)、(b) 国際海洋法

裁判所（ITLOS）、(c) 欧州司法裁判所およびその他の地域的司法裁判所、すなわち、中米司法裁判所、ベネルクス司法裁判所、EFTA 裁判所、欧州原子力裁判所、EU 公務員裁判所、アンデス共同体司法裁判所、カリブ司法裁判所、東部カリブ上級裁判所、東アフリカ司法裁判所、南部アフリカ開発共同体裁判所、独立国家共同体経済裁判所、(d) 地域的人権裁判所（欧州人権裁判所、米州人権裁判所、アフリカ人権裁判所）】が含まれる。

裁判をはじめとして、「力」ではなく、「法」により国際紛争を解決することは「正義」の中心的テーマである。井上は既述のように、「世界正義とは、強大国が自国の利益を合理化する『正義』を、国境を越えて他国に暴力的に強要することを正当化するイデオロギーではなく、逆に、かかる強大国の横暴を批判的に統制する理念である。強大国の覇権的支配を合理化するために濫用された世界正義の言説は、『国境を越えた正義』の名を騙っても、その実相はその強大国の国家的エゴ、したがってその国家の『国境を越えられない正義』にすぎない。世界正義の理念は、国境を越えるというまさにその使命によって、強大国の覇権を裁くという使命も担っているのである。』⁽⁸⁹⁾とする。グローバル統治の三権⁽⁹⁰⁾のなかでは、立法機能、行政機能に先立って、司法機能に関する組織化・制度化が実現している。ケルゼンによれば、「立法作用の集権化でなく、司法作用と行政作用の集権化こそが未開の共同体を国家たらしめるのである。国家においては立法より司法が古きものである。』⁽⁹¹⁾とされるように、国際社会が組織されることもまた、司法機関が最初であった。

(4) 平和強制 “peace-enforcement” と核の使用

国際社会の組織化による広義での「集団安全保障」（体制、システム）は、前提としてある社会（基本的には国際社会）を組織化し、その社会に含まれるすべての構成員間で相互に次の法的義務を負うものである。法的義務とは、①武力の行使の一般的禁止（国連憲章第 2 条 4 項）、②国際紛争の平和的解決（同 3 項）、③違反した国家に対する共同制裁（同 5 項、49 条）のすべてを含むが、狭義（集団安全保障措置をとるなどと表現される）では、③の平和「強制」を意味する。これについては、世界正義との関係で光と陰をはらんでいる。

まず、世界正義そのものと言える光の部分は、「個別的安全保障」との比較において浮き彫りになる。すなわち、「個別的安全保障」の場合、自国の安全保障のみを目的とし、そのための手段として、必要に応じてその時の状況で適当な国との間で同盟等を締結して集団的自衛などの協力をする。「目的」はあくまで自国「A」のみの安全であり、A にとって時宜に適った同盟相手「B」が選択される。ただし B にとっても A と同盟することが利益である場合に限られる。したがって、結局のところ世界の国々のなかで、ある国 A の平和・安全を望む国は当該 A のみである。理論的・制度的には、当該 A のほかのすべての国は A の平和・安全を積極的に望むことはない。それに対し、「集団安全保障」においては、自国を含む国際社会のすべての国の平和・安全を目的とする

ため、ある国「A」の平和と安全を望むのは国際社会のすべての国ということになり、「B」についても、そのほかのすべての国についても同様である。「個別的安全保障」とは異なり、「集団安全保障」は制度として、安定的、永続的にすべての国の平和・安全が保たれるシステムである。

陰の部分もある。いわゆる「付随的被害」(collateral damage)と言われるもので、制裁する側に伴う犠牲はもちろんのこと、被制裁国における一般市民の犠牲(軍事的強制措置においては死傷)は、「正義」との関わりでは看過し得ない矛盾を含む⁽⁹²⁾。経済制裁の場合には、「スマート・サンクション」⁽⁹³⁾が一定程度の解決策となる。

大量破壊兵器の保有、使用に関しては、核兵器を除き⁽⁹⁴⁾、特定して禁止する諸条約が既に存在する。世界正義を実現する手段のひとつとして第 7 章を理解するときには、集団安全保障の手段としての核の「使用」は議論の対象ですらない。従って、たとえば 1981 年のいわゆる湾岸戦争の際の安全保障理事会第 678 号決議、「必用なあらゆる手段 (all necessary means)」⁽⁹⁵⁾に核が含まれないことは明らかである。使用せずに、「抑止力」としての機能を利用する可能性は考えられる。しかし、抑止力としての効果を持つためには、少なくとも現実使用される蓋然性が高いという印象を与える必要があるから、やはり世界正義とはそぐわないであろう。

(5) 平和構築 “peace-building” としての移行期正義 (Transitional Justice) ⁽⁹⁶⁾

本稿における、正義に関わる国際機構の構造的機能の視点からは、移行期正義を広く捉え、平和構築の一部として位置付けたい。『紛争および紛争後社会における法の支配と移行期正義に関する国連事務総長報告 (The United Nations’ Report of the Secretary General on the Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies)』⁽⁹⁷⁾によれば、移行期正義とは「過去の大規模な人権侵害が遺したものと折り合いをつけようという社会の試みに関するプロセスとメカニズムの総体 “the full range of processes and mechanisms associated with a society’s attempts to come to terms with a legacy of large-scale past abuses”」である。移行期正義のプロセスには、司法および司法外の両方のメカニズムが含まれる包括的な作業を伴うプロセスでなければならない。上述報告書は、「アカウンタビリティを確実にし、正義に貢献し、和解を達成するために、過去に行われた大規模な人権侵害に対処する社会の取り組みと関係するさまざまな過程とメカニズムである。これには、司法や司法以外のメカニズム、国際または国内の関わり、個人の訴追、賠償、真実追究、制度改革、身元調査、公職追放が含まれる。」⁽⁹⁸⁾としている。

このアプローチを社会一般に応用すれば、「移行期における正義 (transitional justice) とは、通常、権威主義体制から民主主義体制への移行過程における正義・司法問題を指すように理解されてきたが、安定している民主主義体制においても、歴史的正義の問題(たとえば奴隷制、先住民問題)などは未解決であり、正義の問題は常に移行過程にあるという意味では、移行期における

正義の問題は、あらゆる社会が直面している問題として見た方が良いだろう。」⁽⁹⁹⁾ という視点が生じる。構造的な社会問題に対応する包括的・体系的政策としても、世界正義、そしてその一側面としての移行期正義の意義を見出すことができよう。

VI 結語

国連憲章前文や第 1 条第 1 項には、国連が、正義を実現するために、あるいは正義に基づいて、活動することが定められている。ユネスコ憲章や ILO 憲章においても同様である。国連その他の国際機構で近年用いられることの多い用語を含めて表現すれば、グローバル・ガバナンスの理念として、人間の安全保障を中心とする世界正義が位置づけられている、とすることができる。いわゆる直接的暴力（direct violence）に対する対応が「狭義の法的正義」に当たるのに対し、本稿で考察した正義は、法学、政治学、経済学ないし社会学等に共通するはずの世界秩序の「基盤としての正義」—「構造としての正義（structural justice）」と言ってもよい—を考察しようとする試みである。

しかし、正義とは何かを追求すること、すなわち「正義」そのものを考究することを目的とするものではない。センが言うように、「これこそが正義である、という完全な正義論を構築することはさして重要ではない。むしろ、不正義を除去する、あるいは不正義に晒された人々を救済することによって、少しでも現状を正しい社会へと変革していくことが、正義の名の下に求められている」⁽¹⁰⁰⁾ のである。キング牧師らの公民権運動もネルソン・マンデラに代表される反アパルトヘイトの活動も「正義に訴えようとするのは、不正な社会を改革するためである。彼・彼女たちにとって、明白な不正義をできる限り除去することが運動の目的であって、完全な正義が実現された社会をめざしていたわけではない。」⁽¹⁰¹⁾ のである。

ミラーは「私たちが制度を立ち上げるのは、グローバルな正義がそうすべきであると要求しているからである」⁽¹⁰²⁾ と言う。そうであるならば、グローバルな制度の中心的存在にある国際機構については、「われわれが国際機構を創設したのは、世界正義がそれを要求しているから」と言うべきであろう。それこそが国際機構の存在意義（raison d'être）なのである。本稿では、地球規模での（すなわち世界全体の）平和と安全を確保することを中心に論じた。国連はそれを直接的に目的として、その他の国際機構は間接的に（しかし究極の）目的として、創設されたことを背景に、各国際機構はそれぞれの機能を果たすことで、また、それを地球規模の制度枠組みにおいて遂行することで、結果として世界正義をもたらすことになる。その意味で、「集団安全保障」とは、個別的安全保障とは本質的に異なる、世界正義（global justice）のための制度なのである。

注

- 1) 国連総会は決議 (A/RES/62/10) によって、2009 年以降の 2 月 20 日を「世界社会正義の日」に制定した。本稿Ⅲ(3)において詳述するように、ILO 憲章やユネスコ憲章は国連憲章以上に、国際社会における正義の意義を重視する。
- 2) John Rawls (edited by Erin Kelly), *Justice as Fairness : A Restatement*, Harvard University Press (2001), at 11. ジョン・ロールズ (エリン・ケリー編) / 田中成明・亀井洋・平井亮輔・訳『公正としての正義 再説』岩波書店、2004 年、19 頁。
- 3) Alison M. Jaggar, “Introduction : Gender and Global Justice : Rethinking Some Basic Assumptions of Western Political Philosophy,” Alison M. Jaggar ed. *Gender and Global Justice*, Polity Press (2014), at 7.
- 4) Cf. *Id.*, at 7-8.
- 5) 押村高『国際正義の論理』講談社現代新書、2008 年、12 頁。このような内容は国際法（とりわけ現代国際法）規範の発展とそのまま重なる。日本の「国際法学会」もまた、一般財団法人として 2011 年制定の「定款」の第 3 条（目的）において、「当法人は、国際公法、国際私法及び外交の理論及び実態を研究し、それによって、国際平和の維持及び国際正義の確立に貢献することを目的とする。」（強調は筆者による）と定めた。ここで「国際正義」は国家間正義たる国際正義や世界正義などを区別する意味で用いているのではなく、それらを含む広義の意味で用いられているのは文脈から明らかである。
- 6) 同上、12-13 頁。
- 7) 渡部茂己「グローバル・ガバナンスにおける統治機関としての国連—地球共同体の立法機能、行政機能、司法機能を担う国際機構システム—」秋月弘子・西海真樹・中谷和弘編『人類の道しるべとしての国際法—平和、自由・繁栄をめざして（横田洋三先生古稀記念論文集）』国際書院、2011 年 10 月、15-43 頁を参照。
- 8) 吉川元「序章 グローバル化とグローバル・ガヴァナンス」吉川元・首藤もと子・六鹿茂夫・望月康恵編『グローバル・ガヴァナンス論』法律文化社、2014 年、2 頁。
- 9) 同上。
- 10) 同上、9 頁。
- 11) 後藤玲子「ローカル正義・グローバル正義・世代間正義」『立命館言語文化研究』第 22 巻 1 号、2010 年、108 頁。
- 12) 同上。
- 13) ディビッド・ミラー（富沢克他・訳）『国際正義とは何か—グローバル化とネーションとしての責任』風行社、2011 年、19 頁および 322 頁。

- 14) 渡部茂己『国際機構の機能と組織—新しい世界秩序を構築するために—』国際書院、第2版 1997年、45-8頁参照。
- 15) 岡野八代「序章 グローバル・ジャスティス研究へのいざない」内藤正典・岡野八代『グローバル・ジャスティス—新たな正義論への招待—』ミネルヴァ書房、2013年、1頁。
- 16) 田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、487頁。
- 17) 川本孝史「正義」猪口孝他編集委員『政治学事典』弘文堂、2000年、567-8頁。
- 18) ハンス・ケルゼン（宮崎繁樹他・訳）『正義とは何か』木鐸社、1975年、4頁。
- 19) John Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press (1971, reprint 2005), at 7.
- 20) 団藤重光『法学入門』筑摩書房、1973年、26頁。
- 21) 同上。
- 22) 押村高「介入はいかなる正義にもとづきうるか—誤用と濫用を排して—」『思想 国際社会における正義』993号、2007年1月 8-24頁。
- 23) 望月康代「国際社会における移行期正義—試論」秋月弘子・西海真樹・中谷和弘編『人類の道しるべとしての国際法—平和、自由・繁栄をめざして（横田洋三先生古稀記念論文集）』国際書院、2011年10月、488頁。
- 24) 団藤、前掲注(20)、26頁、195頁。
- 25) 同上、194頁。
- 26) 新村出編『広辞苑 第4版』CD-ROM マルチメディア版、岩波書店、1996年。
- 27) Cf. 田畑茂二郎『国家平等観念の転換』秋田屋、昭和21年を参照。特に、145頁以降。
- 28) 井上達夫『世界正義論』筑摩書房、78-9頁。しかし一般論として。
- 29) E. D. Dickinson, *The Equality of States in International Law*, Harvard University Press (1920), at 334.
- 30) Rawls, *supra* note 19, at 85. (邦訳文は、矢島鈞次・監訳『正義論』紀伊國屋書店、1979年、66頁を参考とした。ただし一部のみ異なる。)
- 31) *Id.*, at 85-6. (同上、66-7頁)
- 32) *Id.*, at 86-8. (同上、67頁)
- 33) 田畑、前掲注(27)、19頁。
- 34) 深津栄一・渡部茂己「国際機構の表決手続にみる国家平等原則の展開—絶対的平等と相対的平等の調整に関する最近の動向—」『日本法学』第50巻2号、1984年。
- 35) 押村、前掲注(5)、126頁。
- 36) 同上、132頁。
- 37) ミラー、前掲注(13)、10頁。

- 38) 内藤・岡野、前掲注(15)。
- 39) 井上、前掲注(28)。
- 40) ユルゲン・トリッティン (今本秀爾・監訳、エコロ・ジャパン翻訳チーム・訳) 『グローバルな正義を求めて』緑風出版、2006 年。伊藤泰彦 『貧困の放置は罪なのかーグローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院、2010 年。
- 41) 井上、前掲注(28)、110 頁。
- 42) 後藤、前掲注(11)、107-123 頁。
- 43) 同上、109 頁および 121 頁。
- 44) 同上、109 頁。
- 45) Rawls, *supra* note 19, at 4. 訳文は、矢島監訳、前掲注(30)、4 頁による。
- 46) 井上、前掲注(28)、33-48 頁。
- 47) 同上、34 頁。
- 48) 後藤、前掲注(11)、109 頁。
- 49) 同上、109-110 頁。
- 50) 同上、110 頁。
- 51) 「社会正義は、正義論のサブ領域である。…社会正義は富や負担の不平等を問題とする。」(押村、前掲注(5)、136 頁)。ただし、本稿の社会正義はこの概念よりは広く、「社会における正義」といった意味合いである。たとえば、後述する国連、ILO、UNESCO などの基本条約中に掲げられているものであり、ロールズも「社会正義」を広義で用いる。
- 52) Cf. R. St. J. Macdonald, "The United Nations Charter: Constitution or Contract?" in *The Structure and Process of International Law: Essays in Legal Philosophy, Doctrine and Theory*, Martinus Nijhoff (1983). (深津榮一・渡部茂己・訳『国連憲章は基本法(国際社会の憲法)か契約(国家間の条約)か?』(カッコ内は筆者の注記)『日本法学』第 50 巻 4 号、1985 年、83-124 頁))
- 53) 昭和 24 年 6 月 10 日法律第 205 号
- 54) 吉川、前掲注(8)、11 頁。
- 55) 井上、前掲注(28)、10 頁。
- 56) 同上、20 頁。
- 57) 岡野、前掲注(15)、6 頁。
- 58) 同上。
- 59) 押村、前掲注(5)、220 頁。
- 60) ミラー、前掲注(13)、18-19 頁。
- 61) 同上、19 頁。

- 62) 同上。その後で、「社会正義という観念は一方で社会科学の発展を前提し、他方で産業、教育、健康管理の規制のための諸策をもたらすことのできる政治制度を前提にしている。このような条件が整ってはじめて、現在行われている権利、機会、資源の分配がすべての市民を公正に扱っているかどうかということが意味ある実際の問題となる」と述べていることに筆者も同意する。
- 63) 同上、16 頁。
- 64) 同上。
- 65) ミラーは「グローバルな平等主義」を考えるときに、まず「資源の平等」と「機会の平等」について検討している。
- 66) ミラー、前掲注(13)、79 頁。
- 67) 同上、79-80 頁。
- 68) 同上、81 頁。
- 69) 同上、82-3 頁。
- 70) 同上、66 頁。
- 71) World Day of Social Justice
- 72) Report of the Secretary-General A/59/2005 : in larger freedom – towards development, security and human rights for all.
- 73) 拙稿「人権保障と国連システム」渡部茂己編『国際人権法』国際書院、2009 年、36-41 頁参照。
- 74) 井上、前掲注(28)、37 頁。
- 75) 同上、37-8 頁。
- 76) 同上、38 頁。
- 77) 渡部編、前掲注(73)。
- 78) 押村、前掲注(5)、68-9 頁。
- 79) 国連アカデミック・インパクト Japan ウェブサイト [http://www.academicimpact.jp/about/about_principle/] (2014 年 8 月 15 日参照)
- 80) OECD Aid statistics [<http://www.oecd.org/dac/stats/data.htm>] (2014 年 10 月 17 日参照)。日本 (0.17%) や米国 (0.19%) は 0.2% にも届かない。
- 81) 井上、前掲注(28)、39 頁。
- 82) 同上、254 頁。
- 83) 押村、前掲注(5)、110 頁。
- 84) 三上貴教「翻訳 国際政治における四つの社会学—アレクサンダー・ウェント著『国際政治の社会理論』第 1 章』『修道法学 (広島修道大学)』第 25 巻 1 号、2001 年、334-268 頁。
- 85) 参考：1996 年「核兵器使用・威嚇の合法性事件 (国連総会諮問)」国際司法裁判所勧告的意

見 (I.C.J.Reports 1996 (I), p.256, para.75) も同旨で、具体的条約のリストを示している。

86) たとえば、饗場は(饗場和彦「人道的介入における『違法だが正当』とする概念について」『国際公共政策研究(大阪大学)(黒澤満教授退職記念号)』第13巻1号(2008年)、9頁)、「国際連合憲章下の現代国際法規範においては、合法的な武力行使として容認されるのは国連による集団安全保障としての武力行使と、自衛としての武力行使しかないのであるから、現代における戦争の違法化の思考はその両ケースを「正しい」とみなすある種の正戦論の思潮を内包する。」と指摘する。

87) Article 2 (4) of the Charter of the United Nations : All Members shall refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations.

88) 国際裁判については、裁判により解決することを合意していること、また、原則として判断基準(裁判準則)として必ず守るべき義務がある「法」のみが用いられていることから、それに基づく判断結果にも従う義務があることを前提としている。また、その前提を踏まえて「裁判」という解決手段を当事者が選択している。

89) 井上、前掲注(28)、20頁。

90) 渡部、前掲注(7)、15-43頁。

91) ハンス・ケルゼン(宮崎繁樹・他訳)『正義とは何か』木鐸社、1975年、157頁。

92) 井上、前掲注(28)、45頁。

93) 参照、本多美樹『国連による経済制裁と人道上の諸問題「スマート・サンクション」の模索』国際書院、2013年。吉村祥子『国連非軍事的制裁の法的問題』国際書院、2003年。

94) 地域に限定して核兵器の持ち込みや使用を禁止する地域的核禁止の諸条約について、マイケル・ハメルグリーン(M. Hamel-Green)著/渡部茂己・訳「ラロトンガ南太平洋非核地帯条約と地域的安全保障への貢献献(The Rarotonga South Pacific Nuclear-Free Zone Treaty)」国際連合大学編『地域の平和と安全保障の構図(紛争と平和の世界的文脈・2)』国際書院、1990年、1-50頁。

95) Cf. Gowlland-Debbas, V., "The Limits of Unilateral Enforcement of Community Objectives in the Framework of UN Peace Maintenance", *EJIL* vol. 11, no. 2 (2000). [<http://www.ejil.org/pdfs/11/2/531.pdf>] (2014年8月15日参照)

96) 元来、その目指すところは、「極端な人権侵害や集団殺害などの重大な犯罪を見逃さず、法の支配を国際犯罪にまで拡大して確立すること」、また、「この種の重大犯罪を行った者を確実に処罰すること」であり、その意味で、むしろ「移行期司法」と訳す場合がある(横田洋三「移行期司法と国際法—東ティモールの事例を中心として—」『中央ロージャーナル』第2巻2号、2005年、69-82頁)。

- 97) Report of the Secretary-General on the Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies, United Nations Security Council, S/2004/616, 23 August 2004.
- 98) *Id.*, at para.8., 邦訳は、望月、前掲注(23)、481 頁。具体的内容は別稿で取り扱いたい。
- 99) 土佐弘之「移行期における正義（transitional justice）再考—過去の人権侵害と復讐／赦し、記憶／忘却の政治—」『社会科学研究（東京大学）』第 55 巻 5-6 号（2004 年 3 月 19 日）、81 頁注(3)。
- 100) 岡野八代「第 9 章 グローバルに正義を考える」内藤・岡野、前掲注(15)、204 頁。
- 101) 同上。
- 102) ミラー、前掲注(13)、17 頁。

（常磐大学 国際学部 教授）

研究ノート

わが国の農業の現状と担い手不足による法人化の問題点

—第六次産業における会計の複雑化を中心として—

田 邊 正

Issues of Incorporation in Agricultural Situation and Deficiency of Heir in Japan

—Complication with accounting of the sixth industry—

はじめに

わが国の農業の現状は大きく変化しつつある。現在、わが国の農業就業人口は、約 240 万人であり、そのうち 60 歳以上の者は 75% を超えている。このことから、わが国の農業では、明らかに担い手が不足していることが解る。

戦後、わが国では、様々な農業政策を実施してきた。これらは、第二次産業及び第三次産業への就業者が増加するにあたって、農業の拡充を目的に農業経営の大規模化及び効率化を目指してきたわけだが、その殆どは成功したとは言い難い。また、これらの農業政策には、農業協同組合が関係しており、農家と農業協同組合との強い関係が、農業政策を失敗に追い遣った原因とも考えられる。この失敗によって、若手は農業に魅力を感じることが出来ず、担い手不足の問題が生じているわけである。

担い手不足を解消するための打開策として、法人化が急速に進んでいる。これに TPP の問題も追い打ちをかけ、農業構造が変化しつつあり、農業経営の大規模化及び効率化を本格的に進める法人も生じてきている。情報通信技術を本格的に導入する者又は六次産業化を進める者等というように、従来の農業経営から変化が見受けられている。このような現象にともなって、農業を一つのビジネスと捉え、若手が積極的に参入するようになってきた。

しかし、家族経営が中心であった農家を法人化すれば、様々な問題が生じてくる。そこで、本稿では、まず、わが国の農業の現状を、耕地面積、農業総産出額及び生産農業所得、農業就業者、農家の所得について統計を用いて説明する。次に、法人の六次産業化による影響として、複式簿記を導入するわけだが、そこから生じる会計への影響について述べることにする。

1、わが国の農業の現状

(1) 耕地面積

耕地とは、農作物を耕作するための土地のことである。田とは、穀物を栽培するための農地であり、水稻を田に水を張って栽培する水田が一般的である。したがって、ここでは、稲を栽培する農地のことを田とする。畑とは、稲以外の穀物を栽培するための農地であり、野菜、豆、芋、果樹等が栽培される。また、水を張らない耕地であるため、水のない田ということで陸田とよぶこともある。畑には、樹園地、牧草地、普通畑というように大別される。

〔図表 1〕 耕地面積及び作付延べ面積

単位：万 ha

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
耕地面積	462.8	460.9	459.3	456.1	454.9	453.7
田	251.6	250.6	249.6	247.4	246.9	246.5
畑	211.2	210.3	209.7	208.7	208.0	207.2
作付延べ面積	426.5	424.4	423.3	419.3	418.1	—
耕地利用率 (%)	92.2	92.1	92.2	91.9	91.9	—

〔図表 2〕 耕作放棄地面積

単位：万 ha

	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年
耕作放棄地	24	34	39	40
農家	16	21	22	21
土地持ち非農家	8	13	16	18

〔出所〕 農林水産省大臣統合統計部公表 (2013)「農林水産省統計 平成 25 年耕作面積」農林水産省 p1. にもとづいて著者作成。

〔図表 1〕 から解るように、わが国の耕地面積は、453 万 7,000ha であり、このうち田は、246 万 5,000ha で、畑は 207 万 2,000ha となっている。このことから、田畑別の面積割合は、田が 54.3% となり、畑が 45.7% となる。ちなみに、1961 年の耕地面積は、約 609 万 ha であり、その年を境に徐々に減少している。

一方、〔図表 2〕 から解るように、耕作放棄地は、40 万 ha である。耕作放棄地とは、耕地であったが、過去一年以上作物を栽培せず、ここ数年は再度耕作する見込みがない土地のことである。1995 年と 2010 年を比較すれば、土地持ち非農家の所有する耕作放棄地は、10 万 ha も増加し約 2.2 倍の増加である。農家の所有する耕作放棄地は、2005 年をピークにして、2010 年は 1 ha だが若干減少している。

おそらく、土地持ち非農家は担い手がいらないために、耕作放棄地にせざるを得ないと予測され

る。したがって、高齢者の農業従事者が農業という生業から離れたら、そのまま耕作放棄地になってしまうし、何年間も耕作放棄地の状態であるため、なかなか耕作機会は訪れないと考えられる。一方、農家の所有する耕作放棄地は、高齢のため耕地を減らさなければならないということから、耕作放棄地が発生すると予測される。しかし、農業への若者の参入によって、担い手として耕地を引継ぎ、さらに、比較的荒れ方が酷くない耕作放棄地を耕地とする試みによって、〔図表 2〕の農家のような数値が示されているのかもしれない。この数値は横這いか又は若干の減少を示していくと予測される。

(2) 農業総産出額及び生産農業所得

農業経済の指標として、農業総産出額と生産農業所得がある。農業総産出額とは、農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を回避するために、種子及び飼料等の中間生産物を控除した数量に農家庭先価格を乗じて計算された金額である。農家庭先価格とは、都市の中心市場における農産物の市場価格から中心市場までの運搬費を控除した価格のことである。一方、生産農業所得とは、農業総産出額から物的経費を控除して経常補助金等を加算した農業純生産の金額である。具体的には、農業総産出額に所得率を乗じて経常補助金を加算して計算した金額である。〔図表 3〕は、平成 22 年及び 23 年の農業総産出額を示したものである。

〔図表 3〕から解るように、2012 年の農業総産出額は 85,251 億円であり、2011 年よりも 2,788

〔図表 3〕 2011 年及び 2012 年の農業総産出額

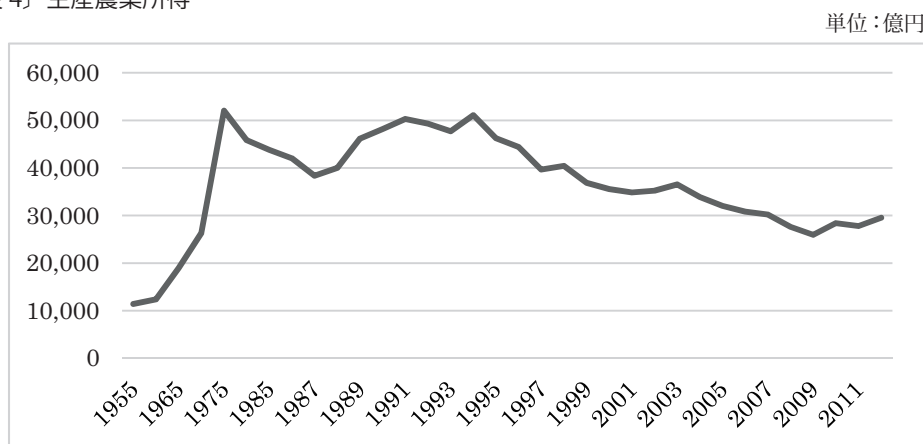
区分	2011 年		2012 年		前年度増減率 (%)
	実額 (億円)	構成比 (%)	実額 (億円)	構成比 (%)	
農業総産出額	82,463	100.0	85,251	100.0	3.4
耕種計	56,394	68.4	58,790	69.0	4.2
米	18,497	22.4	20,286	23.8	9.7
野菜	21,343	25.9	21,896	25.7	2.6
果実	7,430	9.0	7,471	8.8	0.6
花き	3,377	4.1	3,451	4.0	2.2
工芸農作物	1,983	2.4	1,962	2.3	△ 1.1
その他	3,764	6.7	3,724	4.4	△ 1.1
畜産計	25,509	30.9	25,880	30.4	1.5
肉用牛	4,625	5.6	5,033	5.9	8.8
乳用牛	7,506	9.1	7,746	9.1	3.2
豚	5,359	6.5	5,367	6.3	0.1
鶏	7,530	9.1	7,239	8.5	△ 3.9

〔出所〕農林水産省大臣統合統計部公表 (2013)「農林水産省統計 平成 24 年農業総産出額及び生産農業所得」農林水産省 p4. にもとづいて著者作成。

億円の増加である。ちなみに、2012年の国内総生産 4,737,771 億円のうち農業は 48,351 億円であり、2011年の 45,440 億円よりも当然増加している¹。この数値は、以前よりも回復の兆しが窺われる。1985年の農業総産出額は 116,295 億円で過去最高であったが、徐々に低迷していき現在に至っている。2010年の農業総産出額は 81,214 億円で過去最低の数値であったが、ここ数年は右肩上がりである。特に米の総産出額については、2010年の 15,517 億円から、ここ二年間で約 30%の増加である。

後述するが、この回復の兆しには、農業への若者の参入が影響していると考えられる。若手の参入は、積極的な農業経営を試みようとし、農業経営の大規模化及び効率化を目指していると考えられる。〔図表 4〕は、生産農業所得の推移を示したものである。

〔図表 4〕 生産農業所得



〔出所〕農林水産省大臣統合統計部公表（2013）「農林水産省統計 平成 24 年農業総産出額及び生産農業所得（全国）」農林水産省 p.7 にもとづいて著者作成。

〔図表 4〕から解るように、生産農業所得は、1994年の 51,084 億円から徐々に低迷していたが、2009年から増加しており、2012年には 29,541 億円になっている。この数値の推移は、ほぼ農業総産出額と同様の動きであり、農業総産出額が増加すれば、生産農業所得も増加する。農業総産出額に占める生産農業所得の割合が、農業従事者の手許に残る金額の割合を示すことになる。すなわち、その割合が所得率に近い数値となる。2012年は 34.6% となっていた。1975年までは 50%を超えており、1998年までは 40%台で推移していた。現在では 30%台を推移しているわけだが、これは輸入農産物による価格競争によって農家庭先価格が低下し、一方で運搬費等の流通コストが負担となっている。このことを踏まえれば、流通コストを含めて生産コストを削減する必要がある。ちなみに、2006年に、政府は「21世紀新農政 2006」のなかで食料供給コストを二割削減す

1 農林水産省 HP「GDP（国内総生産）に関する統計」<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/01.html>（最終検索日 2014 年 1 月 30 日）

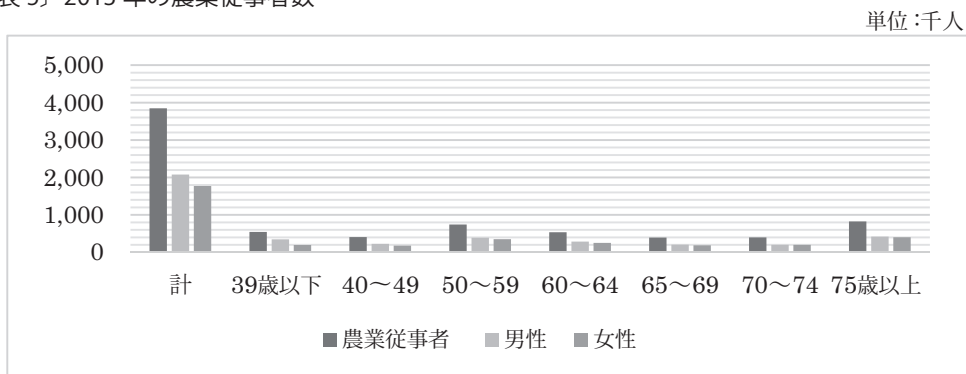
る目標を掲げ、「食料供給コスト縮減アクションプラン」に取り纏められた。

(3) 農業就業者

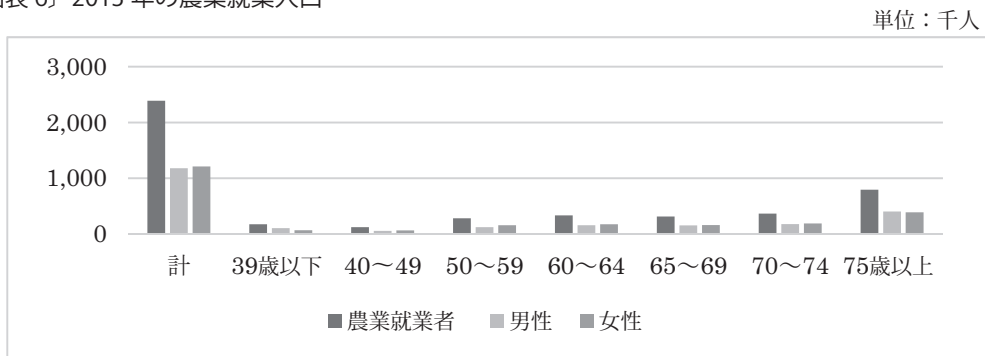
農業従事者とは、15歳以上の農家世帯員のうち調査日前一年間に自営農業に従事した者のことである。そして、農業就業者とは、15歳以上の農家世帯員のうち調査期日前一年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが農業の従事日数の方が多い者のことである。〔図表5〕及び〔図表6〕は、2013年の農業従事者数及び農業就業人口を年齢層別に分類したものである。

〔図表5〕から解るように、2013年の農業従事者数は約384万人であり、各年齢層で男性の方が僅かながら上回っている。ただ、農業従事者数では、五十代以下の割合も多く、約170万人が農業に従事しており約44%を占めている。これは農業を主としない兼業の者は、休暇を活用して農業に従事するため、これらの年齢層の人数が含まれるからである。一方、〔図表6〕から解るように、農業就業人口の数値は農業従事者数と異なる意味をもち、2013年の農業就業

〔図表5〕 2013年の農業従事者数



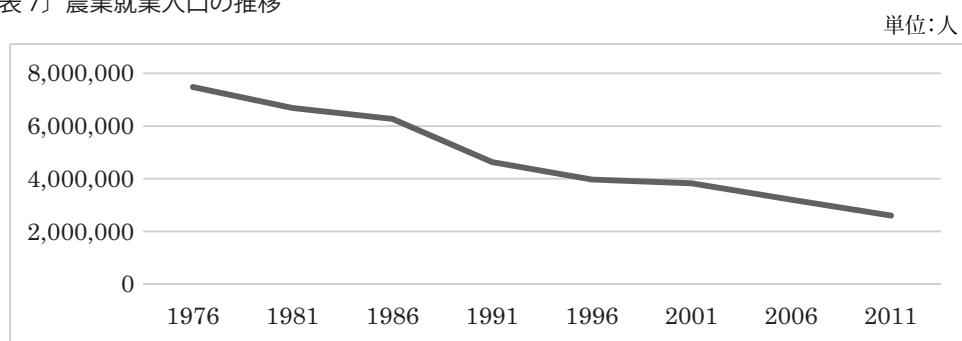
〔図表6〕 2013年の農業就業人口



〔出所〕農林水産省大臣統合統計部公表 (2013)「農林水産省統計 平成25年農業構造動態調査の結果」農林水産省 pp.26-31.
にもとづいて著者作成。

人口は約 239 万人であり、四十代以下の割合は極端に少なくなっている。五十代以下の農業従事者の割合は約 44% であったが、農業就業人口の割合は約 24% となっている。このことは、農業を主の生業としている者は、60 歳以上の者が約 76% であるということである。企業では通常 60 歳が定年であるため、農業では定年を超えた者が中心となって、わが国の農業構造を支えているのである。ただ、後述するが、農業への若手の参入によって、将来的には農業就業人口の年齢層による割合もかなり変化が現われてくると予測している。〔図表 7〕は、農業就業人口の推移を示めたものである。

〔図表 7〕 農業就業人口の推移



〔出所〕農林水産省大臣統合統計部公表（2013）「農林水産省統計 農業構造動態調査」農林水産省 にもとづいて著者作成。

〔図表 7〕から解るように、農業就業者人口は、1976 年の約 748 万人から 2013 年の 239 万人まで右肩下がり形で減少している。ちなみに、1960 年の農業就業者人口は約 1,454 万人であった。このような状況では、当然、担い手不足という問題は生じてくる。このように、農業就業人口の高齢化によって担い手がいらないことから、農業への若手の参入が注目されているが、高齢を理由に離農せざるを得ない人数を上回することは不可能である。したがって、農業就業人口は数年でさらに急激な減少が予測される。この減少によって、農業就業人口の年齢層による割合も是正されることであろう。

(4) 農家の分類と所得

農家の分類として、専業農家及び兼業農家がある。専業農家とは、世帯員のなかに兼業従業者がいない農家のことであり、一方、兼業農家とは、世帯員のなかに一人以上の兼業従業者がいる農家のことである。さらに、兼業農家は第一種兼業農家及び第二種兼業農家に分類される。第一種兼業農家とは、農業による所得が主となる兼業農家のことであり、一方、第二種兼業農家とは、農業による所得が従となる兼業農家のことである。〔図表 8〕は、専業農家及び兼業農家の推移を示したものである。

〔図表 8〕 専業農家及び兼業農家の推移

単位: 万戸

	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
専業農家	47.3	42.8	42.6	44.3	45.1	43.9	42.3	41.5
兼業農家	249.8	175.7	191.1	152.0	118.0	112.2	108.1	103.9
第一種兼業農家	52.1	49.8	35.0	30.8	22.5	21.7	22.2	20.5
第二種兼業農家	197.7	172.5	156.1	121.2	95.5	90.5	85.9	83.4

〔出所〕 農林水産省大臣統合統計部公表(2013)「農林水産基本データ集 農家に関する統計」農林水産省 にもとづいて著者作成。

〔図表 8〕 から解るように、専業農家及び兼業農家は減少している。これは農業従事者数及び農業就業人口が減少しているので当然のことである。ただし、専業農家は減少しているといいながら、23 年間に約 12% の減少で横ばいに近い推移であるが、兼業農家は約 48.5% の減少で減少幅が大きいといえる。このことは農業が他の産業よりも効率性が芳しくないことから、離農していることを示していると考えられる。したがって、前述した農業総産出額及び生産農業所得の減少とも比例しているわけである。さらに、効率性ということを考慮すれば、兼業農家の減少に歯止めが利くことはない。

次に、農業所得及び労働力の状況を考慮して農家を分類すれば、主業農家及び副業的農家に分類される。主業農家とは、年間 60 日以上農業に従事する 65 歳未満の世帯員がいる農家のうち農業所得が所得のうち 50% 以上である農家のことである。農業所得が所得のうち 50% 未満であれば準主業農家となる。また、副業的農家とは、65 歳未満の世帯員がいない農家のことである。〔図表 9〕 は、主業農家及び副業的農家の推移を示したものである。

〔図表 9〕 主業農家及び副業的農家の推移

単位: 万戸

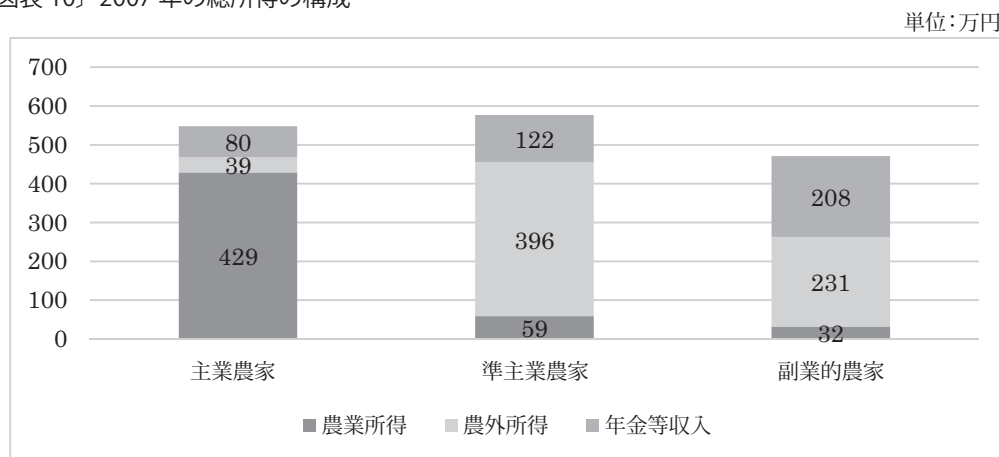
	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
主業農家	82.0	67.8	50.0	42.9	36.0	35.6	34.4	32.5
準主業農家	95.4	69.5	59.9	44.3	38.9	36.3	34.4	33.3
副業的農家	119.6	127.9	123.7	109.1	88.3	84.3	81.7	79.8

〔出所〕 農林水産省大臣統合統計部公表(2013)「農林水産基本データ集 農家に関する統計」農林水産省 にもとづいて著者作成。

〔図表 9〕 から解るように、主業農家及び副業的農家は減少している。これは農業従事者数及び農業就業人口が減少しているので当然のことである。しかし、上述した専業農家及び兼業農家の推移と比較すれば、主業農家の戸数が、専業農家の戸数よりも 9 万戸少ないことが解る。このことは農業を生業としている 65 歳以上の世帯員のみの農家が如何に多いかを示しており、主業農家に準主業農家を加えた戸数よりも副業的農家の戸数が上回っていることから解る。

そこで、農家の所得も何らかの影響を及ぼしているのではないかと考え、所得との関係について

〔図表 10〕 2007 年の総所得の構成



〔出所〕 農林水産省 HP 「(1)農林構造と農林経営の動向」 農林水産省 にもとづいて著者作成。

述べてみる。〔図表 10〕は、主業農家及び副業的農家の総所得の構成について示したものである。

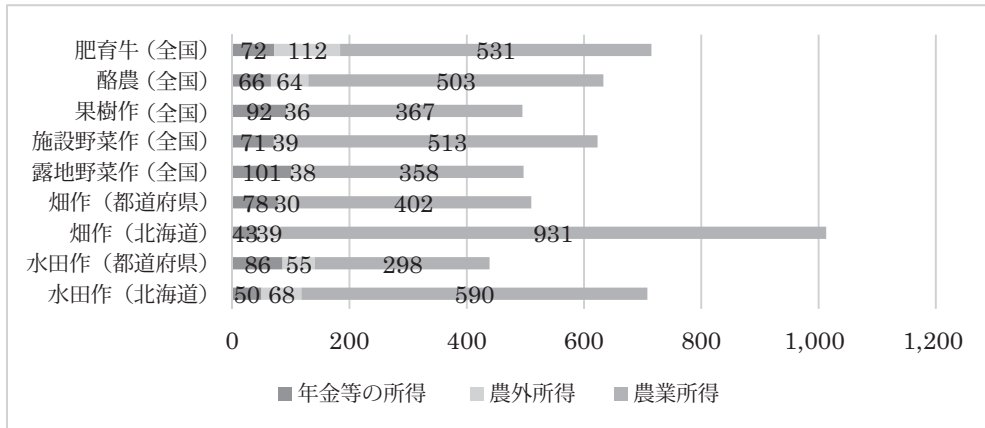
〔図表 10〕から解るように、主業農家の総所得は 548 万円であり、その約八割が農業所得となっている。ここで、農業所得とは、農産物の販売収入から農業経営費を控除したものである。準主業農家及び副業的農家は農業所得の割合が一割にも満たない。したがって、農業を生業とすれば平均で 429 万円は所得を得ることができるということであり、当然、それ以上に所得を得ている者もいるわけである。ちなみに、2013 年に、国税庁から発表された「民間給与実態統計調査－調査結果報告－」によれば、業種別の平均給与で農林水産・鉱業は 284 万円となっており、平均給与は 2012 年で 409 万円、2007 年で 437 万円となっている²。この数値のみで判断すれば、農林水産・鉱業の所得は低いと考えられるが、これは農業を主的な生業としない準主業農家及び副業的農家を含めた平均であるため、正確な判断とはいえない。よって、主業農家の農業所得の平均で判断すれば、決して他産業の平均給与よりも極端に低いとはいえないのではなかろうか。〔図表 11〕は、農業類型別にみた主業農家の所得である。

〔図表 11〕から解るように、地域によって農業所得の金額が異なっており、畑作及び稲作の農業所得は北海道では極端に高くなっている。これは耕地面積を拡大することによって効率性を向上することが可能ということを示していると考えられる。また、北海道の畑作では農業所得の平均が 931 万円であることから、耕地面積を拡大することによって、農業経営の大規模化を図れば、農業生産力の向上が見込まれ、他の産業に劣らない収益を上げることが可能と予測される。このような改革によって、主業農業の所得は是正されることが考えられる。

2 国税庁長官官房企画課公表（2013）「民間給与実態統計調査－調査結果報告－」国税庁 p9.

〔図表 11〕 2007 年の農業類型別にみた主業農家の所得

単位:万円



〔出所〕「農業構造及び所得の動向」農林水産省 2009年2月 p5. にもとづいて著者作成。

2、担い手不足による影響

(1) 担い手不足による法人化の必然性

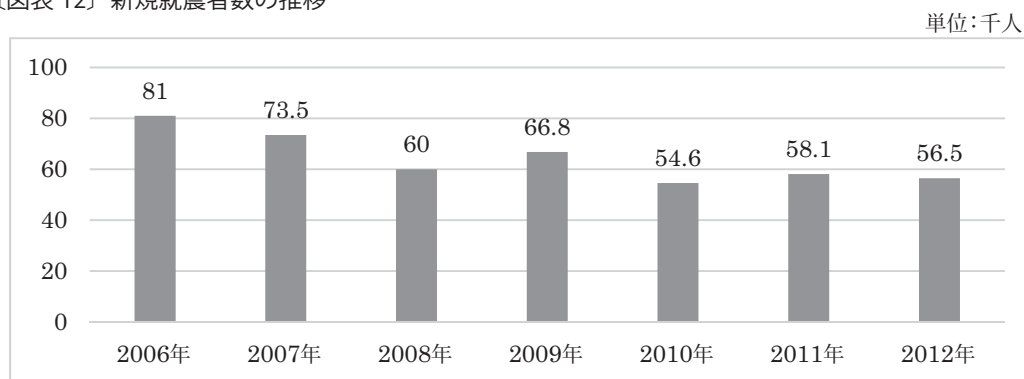
農業就業人口は右肩下がり減少しており、担い手不足が深刻な問題となっている。また、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement 又は Trans-Pacific Partnership）の交渉参加によって、将来的な方向性は、関税の撤廃へと向かうことが予測される。したがって、海外の安価な農産物の輸入に対して、わが国の農林水産業は競合することになる。その際、現在のわが国の農業構造では、全く太刀打ちできない現状である。前述したように、2013年の農業就業人口約239万人のうち、60歳以上の者が約76%という状況であり、担い手不足していることは明らかである。〔図表 12〕は、新規就農者数の推移を示したものである。

〔図表 12〕から解るように、2013年の新規就農者数は約56,480人であり、その人数は減少していることが解る³。そして、その内訳は、新規自営農業就農者が44,980人、新規雇用就農者が8,490人、新規参入者が3,010人となっており、39歳以下の新規就農者数は15,030人となっている。この数値から若手の参入が明確に増加しているとは予測し言い難い。ただ、毎年、一定の若者が農業に就農していることも確かであり、新規自営農業就農者の人数が増加すれば、若手の参入が見込めるとも考えられる。

跡継ぎでなければ農家にはなれないという風潮も払拭され、農業をビジネスと捉える若者も現わ

3 新規就農者は、新規自営農業就農者、新規雇用就農者、新規参入者に分類される。新規自営就農者とは、生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者のことである。新規雇用就農者とは、新たに法人等に常雇い（年7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者のことである。そして、新規参入者とは、土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者のことである。

〔図表 12〕 新規就農者数の推移



〔出所〕農林水産省大臣統合統計部公表（2013）「農林水産省統計 平成 24 年 平成 24 年新規就農者調査の結果」農林水産省 p1. にもとづいて著者作成。

れており、農業に対するイメージも徐々に変わりつつある。前述したように、専業農家の戸数は横這いに近いが、第一種及び第二種兼業農家は減少している。このことは、主業農家の総所得の構成から解るように、現代では農業に特化すれば、他産業従事者と同様の所得を得ることが可能であると考えられる。

したがって、担い手不足を解消するという問題ではなく、海外の安価な農産物の輸入に対抗するため、農業経営の大規模化及び効率化を目的とした農業に特化した組織作りが必要かと考えられる。そのためには、多様な農家の任意組織を法人化する必要性があると考えられ、法人化することによって担い手不足の解消の糸口になるかと予想される。〔図表 13〕は、農業生産法人数の推移を示したものである。

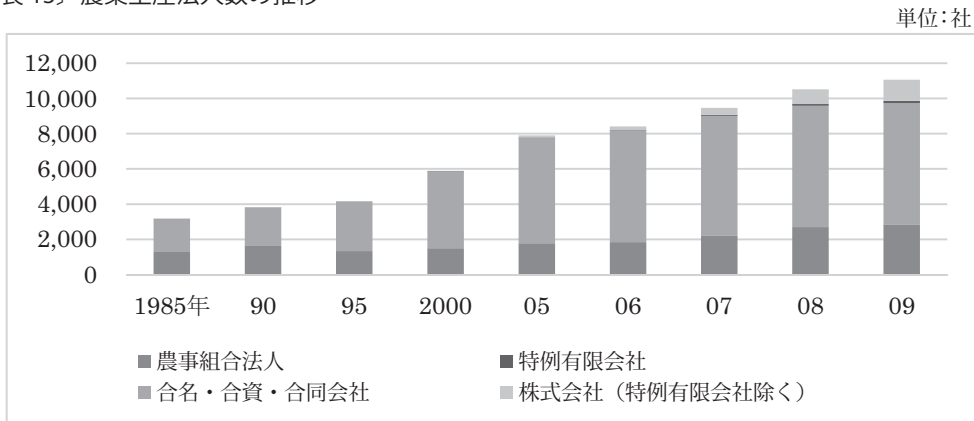
〔図表 13〕から解るように、農業生産法人数は増加しており、2009 年の農業生産法人の内訳は、農事組合法人が 2,855 社、特例有限会社が 6,878 社、合名・合資・合同会社が 131 社、株式会社が 1,200 社である。2005 年から 2009 年までの推移から、農業生産法人数は、7,904 社から 11,064 社へと年々増加しており約 40% の伸び率である。このように、農業生産法人が増加している理由には、集落営農による任意組織が、法人化したと考えられるが、農事組合法人及び株式会社の増加は、それを顕著に現している。

法人化することによって、様々な利点が考えられるわけだが、そのなかで就労条件の整備による有能な人材の確保という利点は大きい⁴。すなわち、農業生産法人を一企業として捉えれば、担い手不足という問題は解消されるわけである。

したがって、TPP の交渉参加によって、農業経営の大規模化及び効率化を目指した農業構造の

4 法人化による利点として、家計と経営の分離、信用性の向上、有能な人材の確保、経営発展の可能性等があげられる。一方、財務上の利点として、法人税と所得税の課税の違いによる節税、税制上の特例措置の適用、融資枠の拡大等もあげられる。

〔図表 13〕 農業生産法人数の推移



〔出所〕 農林水産省 HP「平成 21 年度 食料・農業・農村の動向」農林水産省 にもとづいて著作作成。

変更には拍車がかかり、同時に、若手の参入が農業生産法人の在り方を大きく変えていくのではなかろうか。将来的には、巨大な農業生産法人も誕生することが予測されるし、誕生しなければ海外の安価な農産物の輸入には対抗できないであろう。

(2) 農業経営の六次産業化の会計への影響

平成 22 年 12 月 3 日に、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が創設された⁵。すなわち、農業経営の六次産業化を推進する六次産業化法である。そのなかで、一次産業としての農林漁業、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図って地域資源を活用した新たな付加価値を生出すものと六次産業の位置付けしている。要は、農業者自身が農産物を加工及び販売することで、二次産業の事業主が得ていた加工賃及び三次産業の事業主が得ていた流通マージン等の付加価値を直接得ることで活性化を図るというものである。

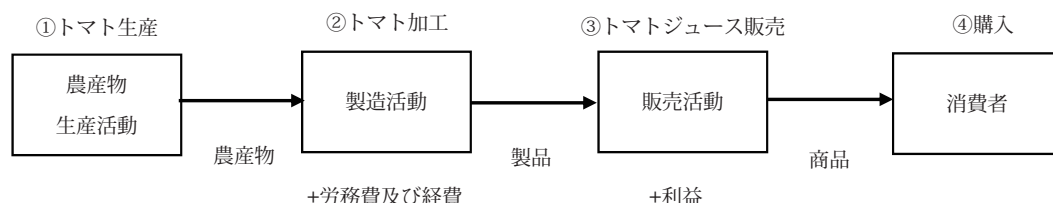
六次産業という名称は、一次産業と二次産業と三次産業を加算して六次産業という説と一次産業と二次産業と三次産業を乗じて六次産業という説がある。従来は造語であったが、現在では農林水産省でも六次産業という名称を使用し、一般的に普及しているといえる。また、六次産業が寄せ集めであるということを否定し、三つの産業のうちどれかがゼロであれば成立しないということと有機的及び総合的という意味を強調して、それぞれの産業を乗じるという後者の説が再認識されている⁶。〔図表 14〕は、六次産業の仕組みを示したものである。

〔図表 14〕から解るように、トマトジュース製造及び販売における六次産業の一例を挙げてみた。

5 平成 23 年 3 月 1 日に、第二章の「地域資源を活用した農林水産業者等による新事業の創出等」において六次産業化関係について規定されている。

6 六次産業という名称の生みの親である今村奈良臣名誉教授（東京大学）は、後者の説が適正であると述べている。

〔図表 14〕 六次産業の仕組み

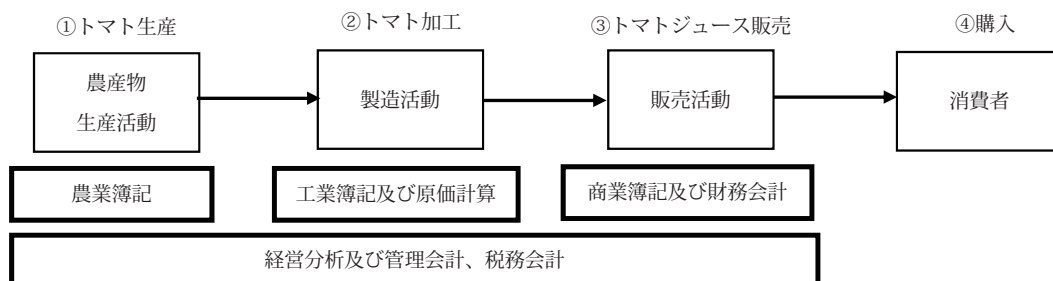


〔出所〕 著者作成。

農業生産法人でトマトを生産していた場合、このトマトが農産物として生産されるわけだが、従来は市場に卸して販売するだけであったが、一部のトマトを加工して付加価値をつけてトマトジュースとして販売すれば、生産から販売まで担うことになり、より多くの利益を得ることが可能になる。収穫したトマトの一部をトマトジュースの製造加工に送り、そこで従業員がトマトを搾って、さらに調味料等で味を調整して、トマトジュースとして完成する。ただ、その場でカップに注いで販売すれば、そのまま問題ないが、トマトジュースという商品を消費者に販売するならば、それを瓶詰してパッケージを貼らなければ、トマトジュースという製品は完成しない。

トマトジュースの製品製造原価は、トマトという農産物を材料として、それに従業員の手間を金額に換算した労務費及び加工の際に発生した経費を賦課する。さらに、それ以外にかかった瓶詰及びパッケージにかかった追加投入材料の原価も賦課する。そして、この製品製造原価をトマトジュースの製造本数で除すれば、一本あたりの製品製造原価が計算されることになる。この一本あたりの製品製造原価に利益を加算して販売価格を決定するわけだが、当然、市場で販売されているトマトジュースの販売価格を鑑みて、製品製造原価にもとづいて利益の調整をしなければならない。ここで述べたことは、製品製造から商品の販売価格決定までで、会計では工業簿記及び原価計算が適用されるといえる。したがって、六次産業では、農産物生産活動、製造活動、販売活動と三つの活動にそれぞれ異なる会計が適用されることになる。〔図表 15〕は、六次産業のそれぞれの

〔図表 15〕 六次産業の活動と会計との関係



〔出所〕 著者作成。

活動と会計との関係を示したものである。

まず、トマトを生産するという農産物生産活動については農業経営を把握するために農業簿記を適用して帳簿を作成する。次に、生産されたトマトの一部を材料としてトマトジュースを製造するために利用するわけだが、製造活動では工業簿記を適用して帳簿が作成され、その際、原価計算によって製品製造原価を計算することになる。最後に、販売活動では商業簿記を適用して帳簿を作成することになる。また、農業生産法人は、利害関係者に対して財務諸表を外部に報告する役割があることから財務会計を適用することになる。したがって、企業会計原則、企業会計基準、会社法等の社会的規範又は法的規範の裏付けが必要となる。

それぞれの活動によって適用される会計は異なるが、これらの活動は農業生産法人のなかでの活動であるため、すべての活動を通じて意思決定のために経営分析及び管理会計を適用する必要性が生じる。そして、農業生産法人は法人として納税申告をしなければならない。その際、税務会計の知識が必要となる。したがって、農業の六次産業化によって、総合的な財務マネジメントが必要となると予測される。

(3) 六次産業による経営者の財務マネジメントの認識

六次産業化によって会計は複雑化すると予測される。しかし、従来の農業では農産物を農協等の一次集荷業者に卸すだけであったため、個人事業主は農産物を生産するプロフェッショナルではあるが、経営に関しては素人であった。まして会計及び経理については無頓着で、「どんぶり勘定」と揶揄されていた。

個人事業主の集まりである集落営農が法人化によって農業生産法人を設立し、新たな付加価値を生出すために六次産業化するわけだが、農産物を生産するプロフェッショナルが単に集まっただけで、製品開発及び加工ならびに営業に関しては素人同然なのである。このような状況で、六次産業化が上手くいくとは考えられない。農作物を利用した製品を製造し、それをネット等の媒体を通じて販売してみたが、予想したように商品が売れないため、在庫をかかえて撤退するというケースが多いといわれている。

したがって、製品開発及び加工のプロフェッショナルと営業のプロフェッショナルという人材を確保しなければならない。さらに、代表である経営者は農産物生産だけではなく、製造活動及び販売活動も一貫した視野で経営全般を考える必要がある。事業主は農産物を作るプロフェッショナルから経営のプロフェッショナルへと認識を変えていかなければならないのではなかろうか。その際、経営と会計は切離すことはできない関係にあり、前述したように、六次産業化によって、さらに会計は複雑化することになる。経営全般を考える前に、経営者は「数字が読める」ということが重要となる。すなわち、「どんぶり勘定」という認識から脱却しなければ、六次産業化は上手くいかないのである。

経営者のなかには、会計又は経理は税理士等の専門家に任せればよいという認識の者が多数いるであろう。しかし、農業経営の大規模化及び効率化を目的とした組織作りが急務となり、従来の農業構造から大きく変化しなければならない。このことを考慮すれば、農業生産法人も一企業として捉え、代表の経営者は経営のプロフェッショナルであるという認識が必要となる。農産物を生産するプロフェッショナルのままでは経営に関しての認識が希薄なのである。経営の基礎となる技術又は知識が会計及び経理であって、専門家に任せるのではなく、経営者が積極的に関与するべきではなかろうか。

ただし、経営者が簿記を学習し会計ソフトを活用して経理も担当するからということで問題が解消されるわけではない。これは単なる帳簿付けである。これも経営者が経営のプロフェッショナルになるためのステップとして捉えることもできるが、財務諸表等を活用したうえでの意思決定を行うための会計的知識又は思考が必要なのである。大企業では当然であるが、中小企業の経営者も当然会計の重要さは認識し、財務諸表にもとづいた数値を意思決定に活用している。将来的に農業生産法人が展開していかなければ意味がない。そのためには農業生産法人の方向性を見据えた経営が要求され、意思決定のための会計的知識又は思考を経営者は修得しなければならない。

意思決定のための会計的知識又は思考とは、簿記という技術的な知識は当然であり、財務会計にもとづいた経営分析及び管理会計を中心とした財務マネジメントである。将来的な農業生産法人の戦略的展開に、財務マネジメントは必要不可欠と考えている。

現在、農業構造は転換期を迎えており、意欲的な若手の参入もみられ、ビジネスモデルを構築し、農業を一つのビジネスとして捉える者も存在する。このような経営者は、財務マネジメントを活用して売上を伸ばすことを考えているであろう。一方、従来の農産物を生産するプロフェッショナルであり、農業経営には無頓着で現状維持のままでよいという者も少なくない。すなわち、農産物づくりの職人である。このような経営者は、会計又は経理は税理士等の専門家に任せればよいと考えている。このように多種多様な考えをもつ経営者から、財務マネジメントについての認識は二極化することが予想され、この認識の違いから、従来の農業経営者は衰退することが予測される。

おわりに

農業就業者人口は、1976年の約748万人から2013年の239万人まで右肩下がりで減少している。これに対して、農業生産法人数は年々増加しており、2005年から2009年までで、7,904社から11,064社へ約40%の伸び率である。法人化は担い手不足の問題を解消するための打開策であり、個人事業主の集まりである集落営農によって地域農家で助け合っていた任意組織が法人化したというケースが多く見受けられる。しかし、農業就業者の高齢化に歯止めをかけるためには、若手を取込む仕組みを作らなければならない。わが国の政策として、新規就農総合支援事業を実施

しており、青年の就農意欲の喚起と定着を図っている。このような取組みによって、農業をビジネスの一つと考え、若手の参入も窺われるようになってきた。

しかし、個人事業主の任意組織が法人化した場合、その経営者が経営の知識を有していないことが多いと予測される。すなわち、農産物を作るプロフェッショナルだが、経営のプロフェッショナルではない。これは国策による保護及び農業協同組合が原因とも考えられる。近年、わが国では六次産業化が推進されているが、成功するケースは少ないといわれている。これも経営者の認識によるもので、製品開発及び加工ならびに営業に関しては素人同然なのである。

そして、六次産業化は法人の会計を複雑化することが考えられる。従来、家族経営が中心であった農家は、納税のための申告書の作成は重要であったが、会計については重要としていなかった。すなわち、「どんぶり勘定」的な会計思考であった。しかし、法人化されることによって、複式簿記の導入が必要なことから、経営者は会計の知識を必要不可欠とする。さらに、本格的に農業経営の大規模化及び効率化を図る場合には、経営者には簿記の知識だけでなく、「数字を読む」という財務マネジメントのセンスも必要とされる。ただ、若手の経営者のなかには経営及び会計に明るい者も少なくない。将来的に経営者の財務マネジメントについての認識は二極化することが予想され、必要ないと考える経営者は淘汰されるであろう。

本稿では、農業生産法人の経営者から会計思考について直接調査したわけではない。そのため、経営者の会計思考について調査をする必要性を感じている。現在、経営者の財務マネジメント認識に関してアンケート調査を実施している。

(常磐大学 国際学部 准教授)

研究ノート

茨城県における平成以降の信用保証協会保証実績の推移と背景

文 堂 弘 之 船 橋 信 正

A Study on the Transition of Results and the Background of Credit Guarantee System in Ibaraki Prefecture after the Heisei Era

1. はじめに

中小企業庁が公表している中小企業白書（2014 年版）によると、全国の常用雇用者のうち 62.7%にあたる 24,330,621 人が中小企業¹に雇用されている。地方においては、この比率はより高くなる傾向にあり、茨城県においては、常用雇用者の 83.5%にあたる 471,948 人が中小企業に雇用されている。

企業数²についていえば、全国では全体の 99.7%にあたる 3,852,934 社、茨城県では全体の 99.9%にあたる 85,709 社が中小企業である。こうした数値を見るだけでも中小企業の活動や雇用動向が、我が国の生産・消費などの経済動向にいかに大きな影響を与えているか窺い知ることができる。

他方、資金力などの経営基盤が弱い中小企業においては、金融機関からの融資による資金調達は規模の拡大や企業活動の維持を図るうえで生命線となるが、信用力も低いため必ずしも思うような資金調達ができるとは限らない。このような中小企業の信用力を補い、円滑な資金支援を実現するための代表的な公的機能のひとつが信用保証協会による信用保証制度である。また、信用保証制度はマクロ的な視点からも重要であり、不況期の経済対策の一環として、これまで数々の信用保証制度が緊急的に創設・活用されてきた経緯がある。

日本経済の動きに目を移すと、高度経済成長という表現に代表される戦後の昭和時代の経済規模拡大期とは異なり、経済停滞期、低成長期などと呼ばれる平成以降は、バブル崩壊、不良債権増加、

1 常用雇用者 300 人以下（ゴム製品製造業は 900 人以下、旅館、ホテルは 200 人以下、卸売業、サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、旅館、ホテルを除く）は 100 人以下、小売業、飲食店は 50 人以下）又は資本金 3 億円以下（卸売業は 1 億円以下、小売業、飲食店、サービス業（ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業を除く）は 5,000 万円以下）の企業を中小企業としている。

2 企業数は、会社数＋個人事業所（単独事業所及び本所・本社・本店事業所）数としている。

大手証券や銀行の相次ぐ破たん、金融機関による貸し渋り、リーマンショックなど、中小企業にとって逆風といえる経済環境が長く続いてきた。こうした厳しい経済環境の中で、中小企業の円滑な資金繰りを担う信用保証協会による信用保証制度は、どのように利用されてきたのであろうか。本研究ノートでは、中小企業金融の円滑化に関し重要な機能を担う信用保証制度について、特に平成に入ってから保証実績の動きを振り返るとともに、茨城県における特徴的な動きについて考察を加えてみることにする。

2. 信用保証制度の役割としくみ

まず、本章においては、信用保証協会を中心とする中小企業に対する信用保証の機能と、国の出資によりその信用保証の機能を再保険する制度全体を解説していくこととする。

(1) 信用保証協会の役割と概要

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき設立される公益法人で、中小企業が銀行など市中金融機関から融資を受ける際にその債務を保証することで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的としている。信用保証協会は各都道府県に1協会ずつ存在するほか、横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市にはその市を対象範囲とする信用保証協会が存在し、全国で51の信用保証協会がある。

前章でも述べたが、中小企業の経営基盤は一般的に大企業に比して脆弱で、その経営はとりまく経済環境の変化の影響を受けやすい。このような中小企業が市中金融機関から融資を受けようとする場合、その信用力の小ささから思うような融資を得ることができないケースも多い。

信用保証協会は、こうした状況を解消し、中小企業が円滑に資金を調達できるよう中小企業の委託に基づき金融機関に対して保証承諾を行う組織である。すなわち中小企業の資金調達の円滑化のために信用保証により中小企業の信用力を補完する役割を負っていると言える。なお、信用保証協会は信用保証の対価として借り手の中小企業から保証料を得ている。

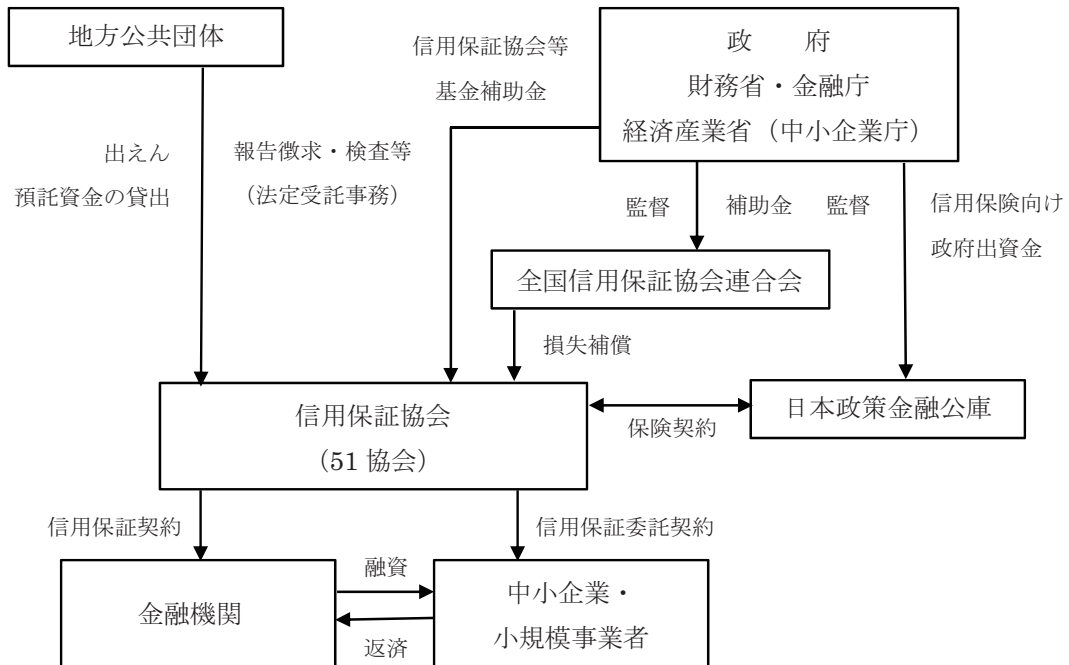
また、中小企業が何らかの理由で返済が困難になった場合、信用保証協会は中小企業に代わって金融機関に対して融資金の残額を弁済する。これを代位弁済という。代位弁済を行った信用保証協会は求償権を取得し中小企業または連帯保証人から債権回収を図ることになる。

(2) 信用保証機能と信用補完制度

信用保証協会を中心とするわが国の信用保証制度の特徴は、前記(1)で述べた信用保証協会が金融機関に対して中小企業の債務を保証する「信用保証機能」と、これを国の出資により日本政策金融公庫が再保険する「信用保険機能」が、連結した制度として運営されているところにある。この一体化された仕組みは「信用補完制度」と呼ばれている³。

3 日本の信用保証制度を外国の同様の制度と比較した文献として、岡田悟「信用保証制度をめぐる現状と課題」

図表 1 信用補完制度の仕組み



(出典) 全国信用保証協会連合会ホームページ「日本の信用保証制度 2014 年」より作成

信用保証機能の概要は以下のとおりである（全国信用保証協会連合会公式ホームページ「日本の信用保証制度 2014 年」および茨城県信用保証協会ディスクロージャー誌 2014 を参照している）。

まず、日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結する。この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受け、信用保証協会は、中小企業から受領した信用保証料のなかから、日本政策金融公庫に信用保険料を支払う。

中小企業の倒産等により、信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、信用保証協会は日本政策金融公庫に保険金の請求を行い、日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の 70% または 80% を保険金として信用保証協会に支払う。

信用保証協会は日本政策金融公庫から保険金を受領し、中小企業からの債権回収の義務を負い、代位弁済した中小企業からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付する。

3. 全国および茨城県における信用保証実績

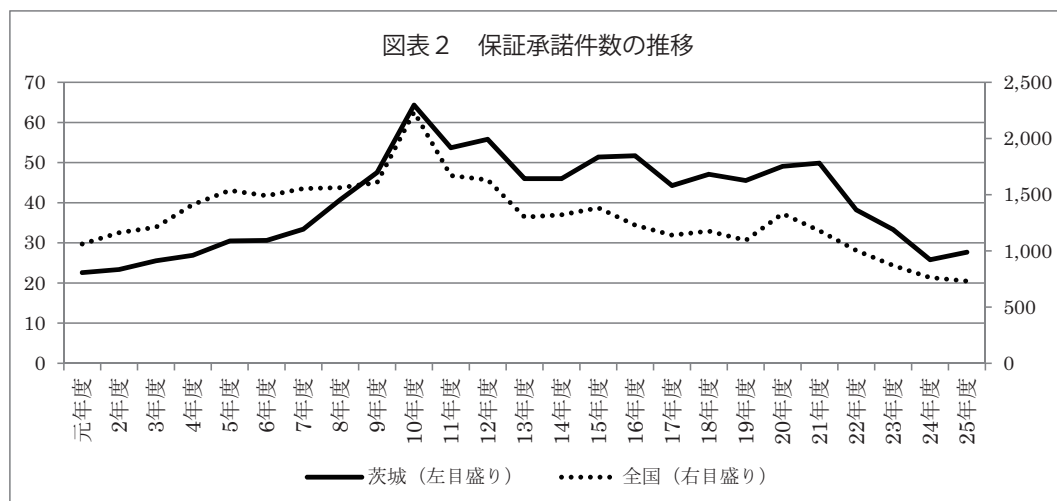
本章では、平成以降の茨城県における信用保証協会（本章において、以下、「協会」という）の

『調査と情報』第 794 号、2013 年 6 月、6-7 ページ、森田和正「日本の中小企業信用保証制度に関する諸問題」『豊橋創造大学紀要』第 7 号、2003 年、180-182 ページがある。

保証実績の推移を、全国の実績と比較しながら概観することとする。具体的には、「全国的な傾向」と、全国の実績と比較して明らかになる「茨城県における傾向」について述べる。

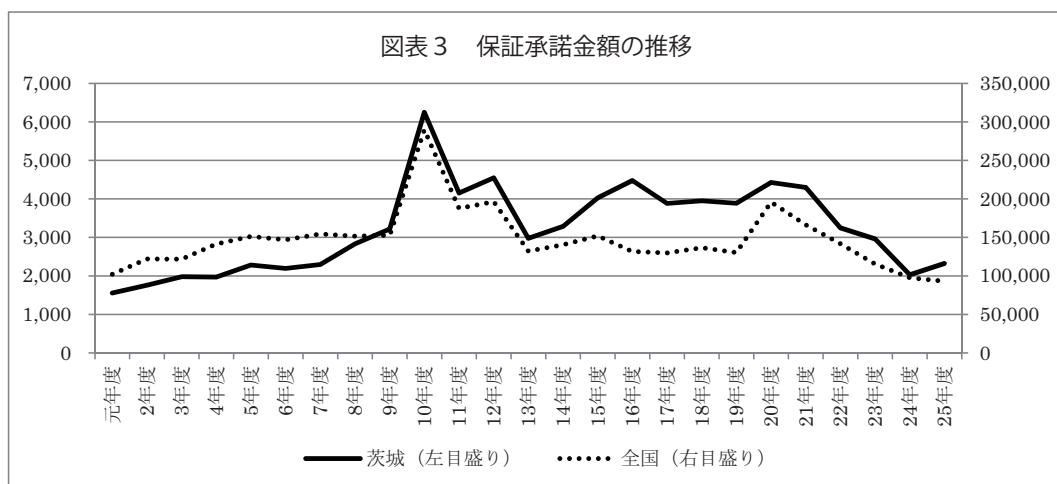
なお、ここでは、それぞれの実績推移における表層的・特徴的な傾向を指摘するにとどめ、実績の変遷の背景にある景気動向・金融環境の変化や信用保証制度の変更などについては、第4章で述べることにしたい。

(1) 各年度の保証承諾実績の推移



(注) 単位は千件。

(出典) 全国信用保証協会連合会「信用保証協会 信用保証制度の現状 (平成23年度版)」、
全国信用保証協会連合会ホームページ、茨城県信用保証協会提供資料 より作成



(注) 単位は億円。

(出典) 図表2に同じ。

各年度の保証承諾件数・金額とは、借り手である中小企業者の申込を受け、協会の審査承認を経て、当該年度中に金融機関にて実行された融資の件数・金額である。

＜全国的な傾向＞

図表 2 および図表 3 を見てみよう。

まず、平成元年度から平成 9 年度にかけて、全国における保証承諾実績は右肩上がりで増加しており、保証金額で見ると、10 兆円から 15 兆円まで保証実績を伸ばしている。その後、平成 10 年度に実績は急増する。10 年度の保証金額は前年度の 2 倍近い約 29 兆円を計上していることが分かる。信用保証制度が確立されて以降、昭和期における保証承諾実績は右肩上がりが増加しているため、60 年以上にわたる我が国のこれまでの信用保証の歴史の中で、平成 10 年度の実績が過去最高水準ということになる。

その翌年度の平成 11 年度の実績は前年度比では急落するも、11 年度から 12 年度までの実績は、平成 9 年度までの実績と比べ相対的に高い水準で推移しており、例えば、11 年度および 12 年度の保証金額は 19 兆円前後となっている。その後、平成 13 年度に再び実績を落としたあと 19 年度までは概ね横ばいあるいは漸減となっており、この間の保証金額は約 13 兆円から 15 兆円程度で推移する。しかし、平成 20 年度には、10 年度ほどではないものの前年度比で再び保証承諾実績が急増し、保証金額は 12 年度以来の 19 兆円を突破した。

平成 21 年度以降は、それ以前より減少傾向が強まり、現在に至っている。保証金額は、平成 24 年度、25 年度と連続して 10 兆円を下回り、平成に入ってから最低値を更新している。

＜茨城県における傾向＞

茨城県における保証承諾実績は、全国と同様、平成 10 年度にピークを迎える。保証金額で見ると、9 年度までは 1,500 億円から 3,000 億円程度で推移していたが、10 年度には 6,000 億円を超える実績となっている。

このように平成 10 年度にピークを迎え、その後減少する動きは全国と同じである。しかし、平成 11 年度以降の減少割合は全国とは少し異なっている。図表 2 および図表 3 のグラフの波形からわかるように、件数においては平成 11 年度から、金額においては平成 15 年度あたりから茨城県と全国のグラフの線の差が広がっている。

これをもう少し細かく見ていくために、平成 10 年度と比較したその後 9 カ年の各年度の減少率および 9 カ年平均の減少率を示したのが図表 4 および図表 5 である。9 カ年の平均減少率で見ると、茨城県では件数で 23.7%、金額で 37.4% であるのに対し、全国では件数で 40.6%、金額で 48.7% に上っている。

茨城県における平成以降の信用保証協会保証実績の推移と背景

図表 4 保証承諾件数の平成 10 年度比減少率

	茨城県			全国		
	保証承諾件数	10年度比減少率 (%)		保証承諾件数	10年度比減少率 (%)	
		単年度	11～19年度平均		単年度	11～19年度平均
10年度	64,322	—	—	2,235,638	—	—
11年度	53,712	▲ 16.5	▲ 23.7	1,669,584	▲ 25.3	▲ 40.6
12年度	55,811	▲ 13.2		1,631,783	▲ 27.0	
13年度	45,997	▲ 28.5		1,301,184	▲ 41.8	
14年度	45,983	▲ 28.5		1,320,510	▲ 40.9	
15年度	51,354	▲ 20.2		1,382,701	▲ 38.2	
16年度	51,692	▲ 19.6		1,229,488	▲ 45.0	
17年度	44,258	▲ 31.2		1,140,009	▲ 49.0	
18年度	47,101	▲ 26.8		1,175,809	▲ 47.4	
19年度	45,521	▲ 29.2		1,094,269	▲ 51.1	

(注) 保証承諾件数の単位は件。

(出典) 図表 2 に同じ。

図表 5 保証承諾金額の平成 10 年度比減少率

	茨城県			全国		
	保証承諾金額	10年度比減少率 (%)		保証承諾金額	10年度比減少率 (%)	
		単年度	11～19年度平均		単年度	11～19年度平均
10年度	6,250	—	—	289,666	—	—
11年度	4,154	▲ 33.5	▲ 37.4	187,776	▲ 35.2	▲ 48.7
12年度	4,548	▲ 27.2		196,335	▲ 32.2	
13年度	2,975	▲ 52.4		132,258	▲ 54.3	
14年度	3,285	▲ 47.4		140,427	▲ 51.5	
15年度	4,027	▲ 35.6		151,965	▲ 47.5	
16年度	4,479	▲ 28.3		131,629	▲ 54.6	
17年度	3,884	▲ 37.9		129,802	▲ 55.2	
18年度	3,949	▲ 36.8		136,591	▲ 52.8	
19年度	3,886	▲ 37.8		130,273	▲ 55.0	

(注) 保証承諾金額の単位は億円。

(出典) 図表 2 に同じ。

また、平成 20 年度にも保証承諾実績のピークを迎えるが、これも図表 2 および図表 3 のグラフの波形からわかるように、茨城県の平成 20 年度のピークはなだらかなものとなっている。この 20 年度の実績を前年度比増加率で比較したものが図表 6 である。金額で見ると、全国では 50.3% の伸びになっているのに対し、茨城県では 13.9% の伸びにとどまっていることが分かる。

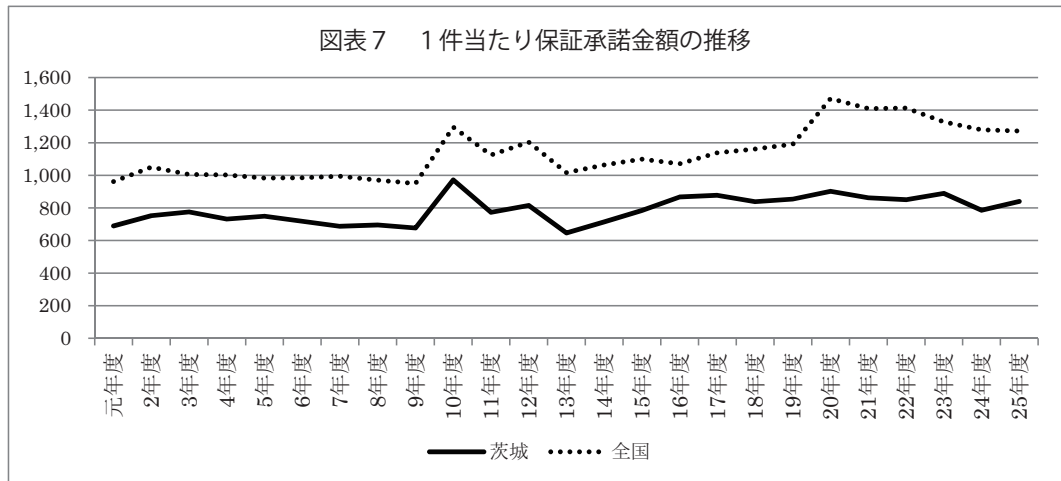
図表 6 平成 20 年度の保証承諾実績の前年度比増加率

	茨城県		全国	
	保証承諾実績	前年度比増加率 (%)	保証承諾実績	前年度比増加率 (%)
件数	49,066	7.8	1,330,882	21.6
金額	4,427	13.9	195,811	50.3

(注) 保証承諾件数の単位は件、保証承諾金額の単位は億円。

(出典) 図表 2 に同じ。

(2) 各年度の1件当たり保証承諾金額



(注) 単位は万円。
(出典) 図表2に同じ。

1件当たりの保証承諾金額とは、各年度の保証承諾金額を当該年度の保証承諾件数で除したものである。信用保証付融資の1件当たりの融資額ともいえる。

<全国的な傾向>

図表7を見てみると、全国の1件当たり保証承諾金額は、平成元年度から9年度にかけて1,000万円程度の水準で横ばいから漸減傾向で推移しているが、平成10年度には1,296万円へ大きく増加している。

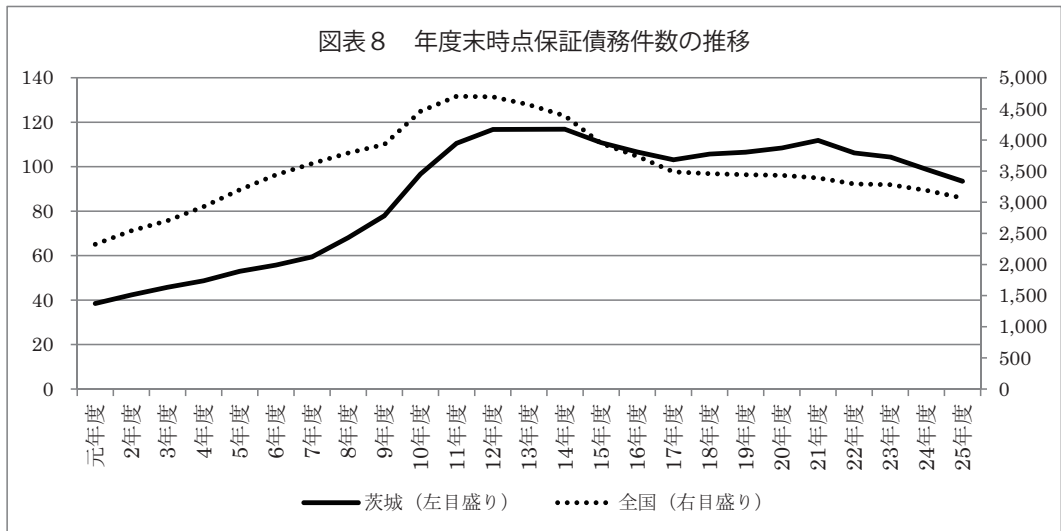
その後、平成11年度から19年度にかけて1,000万円から1,200万円の範囲で推移したのち、平成20年度に再び急増し1,471万円となっている。平成22年度以降は減少を続け、1,200万円台まで1件当たり保証承諾金額を落として現在に至っている。

<茨城県における傾向>

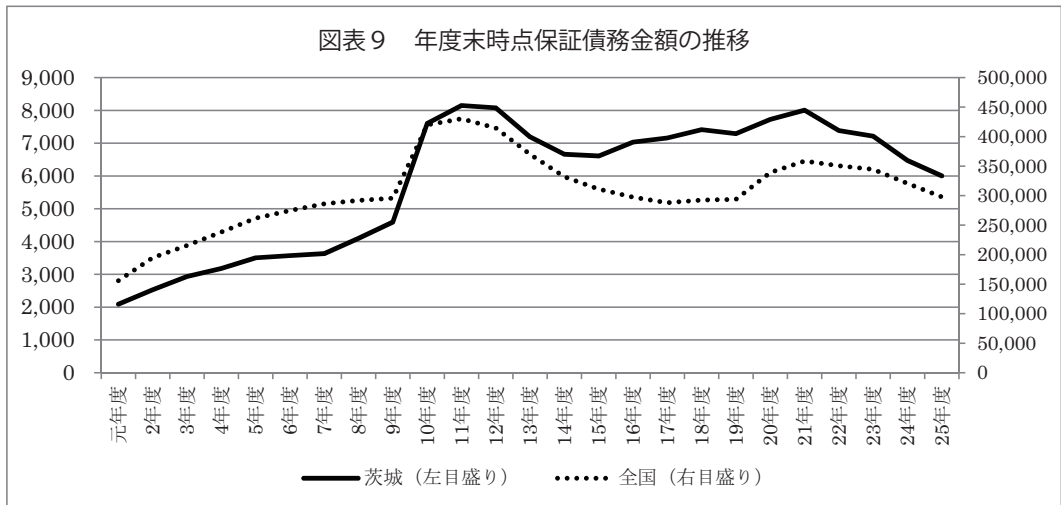
茨城県における1件当たり保証承諾金額のグラフは、平成19年度までは全国とほぼ同じ波形となっているが、その水準は700万円台から900万円台で推移することが多く、常に全国より2百万円～3百万円ほど低い水準にある。

また、平成20年度における茨城県の1件当たり保証承諾金額は、全国と異なり、前年度比で微増にとどまっている。その結果、平成20年度以降は全国との差が400万円から500万円に広がっている。また、全国におけるピークは前記の通り平成20年度に迎えているのに対し、茨城県では平成10年度の971万円がピークである。

(3) 年度末時点の保証債務残高の推移



(注) 単位は千件。
(出典) 図表 2 に同じ。



(注) 単位は億円。
(出典) 図表 2 に同じ。

保証債務残高とは、各年度末時点で保証債務の残っている融資の件数・金額をいう。信用保証付融資の返済が進めば、保証債務金額も減少することになる。

<全国的な傾向>

当然ながら、各年度の保証債務残高は、各年度の保証承諾実績（前記(1)参照）に大きく影響される。

図表 8 および図表 9 の通り、単年度の保証承諾実績が右肩上がりで増加している平成元年度から 9 年度にかけては、年度末の保証債務残高も右肩上がりで上昇している。同様に、年度の保証承諾実績が急増する平成 10 年度には年度末の保証債務残高も急増し、金額では前年度比 42% の伸び率となった。翌 11 年度には保証債務件数、金額ともピークを迎え、金額では 43 兆円を突破した。

その後、保証承諾実績が平成 13 年度から横ばいあるいは漸減で推移するため、保証債務残高も減少傾向となり、金額ベースで底となった平成 17 年度には 29 兆円を下回っている。

また、平成 20 年度に保証承諾実績が再び急増するため、金額においては、平成 21 年度に 2 度目のピークを迎える。このピーク時の金額は 35 兆 8,507 億円となっている。

＜茨城県における傾向＞

前記(1)で述べた各年度の保証承諾実績の傾向を受けて、茨城県において 11 年度頃に迎えるピーク以降の実績の落ち込みは全国ほど大きくない。また、全国における保証債務金額は 17 年度に底を迎えるのに対し、茨城県における保証債務金額は、平成 15 年度の 6,610 億円を底に再び増加に転じている。

保証債務残高の 2 度目のピークを迎える平成 21 年度についても、茨城県においては、平成 11 年度の 1 度目のピーク (8,148 億円) に肉薄する 8,008 億円であるのに対し、全国では 35 兆 8,507 億円と、平成 11 年度の 1 度目のピーク水準 (43 兆 191 億円) には遠く及ばない。この結果、茨城県と全国のグラフの波形は、その 2 度のピークの高さが大きく異なっている。

(4) 前年度末からの保証債務残高の純増減

前項(3)の年度末時点の保証債務残高を掘り下げるために、「前年度末からの保証債務残高の純増減」を以下の式で算出し、グラフにしたのが図表 10 および図表 11 である。

前年度末からの保証債務残高の純増減 (件数・金額)

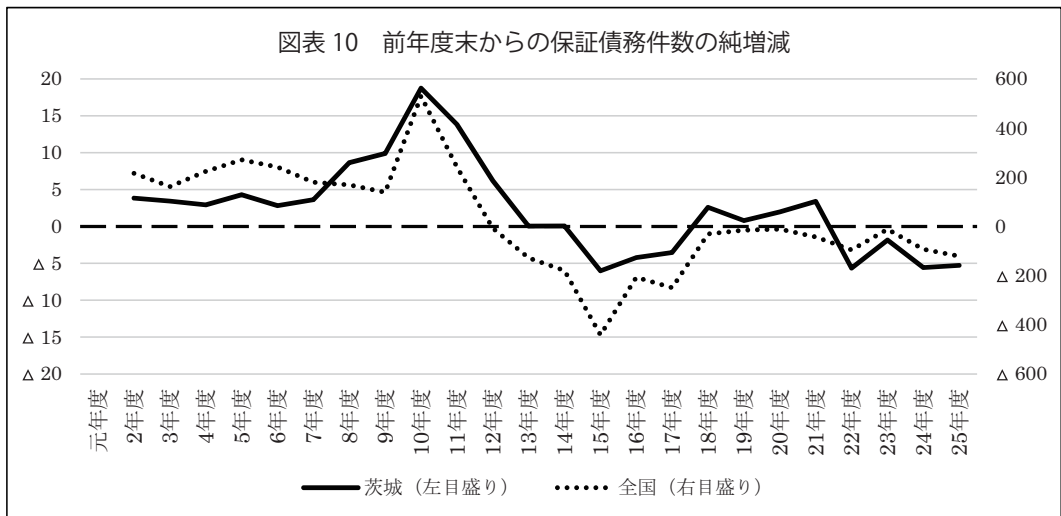
$$= \text{当該年度末の保証債務残高 (件数・金額)} - \text{前年度末の保証債務残高 (件数・金額)}$$

当然ながら、この「前年度末からの保証債務残高の純増減」がゼロより大きければ保証債務残高は前年度比プラス、ゼロより小さければ保証債務残高は前年度比マイナスとなる。

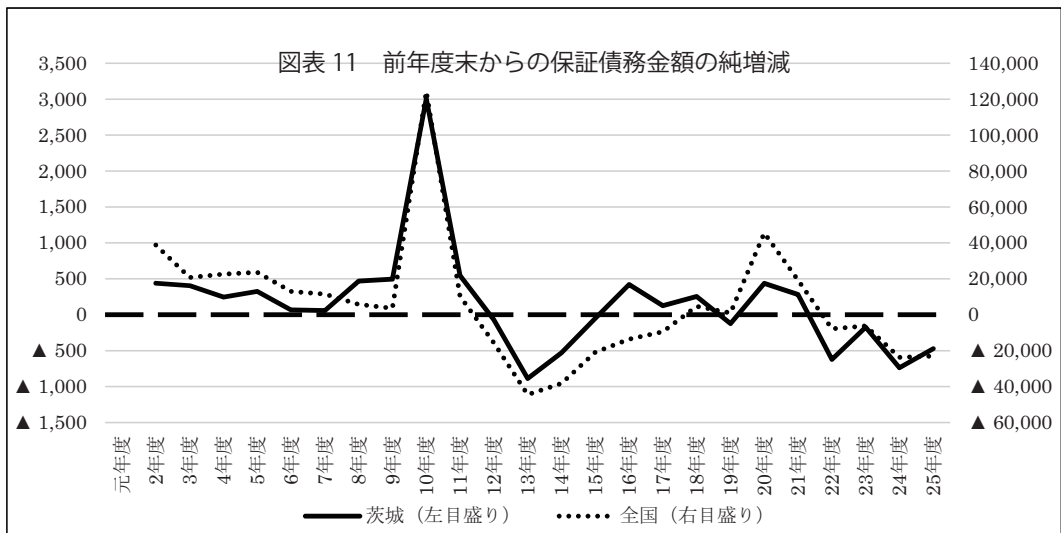
＜全国的な傾向＞

図表 10、図表 11 とともに、平成元年度から平成 11 年度までは常にゼロの線より上にあるが、平成 12 年度以降はゼロの線の下に沈むことが多くなっている。特に全国の保証債務件数においては、図表 10 の通り平成 12 年度以降ずっとマイナスであり、件数が減り続けていることがわかる。

図表 11 を見ると、平成 10 年度の保証債務金額の増加額改めて突出していることが分かり、全国では 12 兆 4,328 億円と前年度比 42% の増加率となっている。



(注) 単位は千件。
(出典) 図表2に同じ。



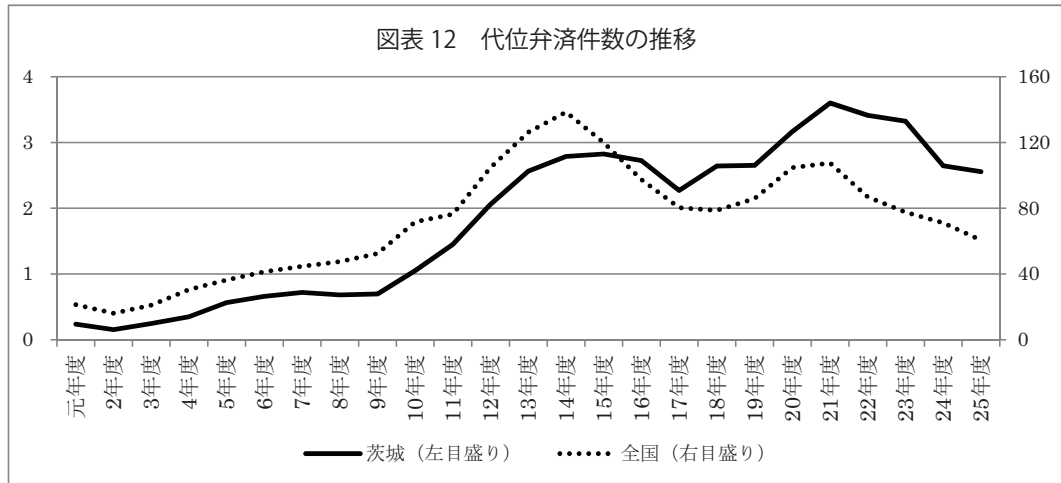
(注) 単位は億円。
(出典) 図表2に同じ。

<茨城県における傾向>

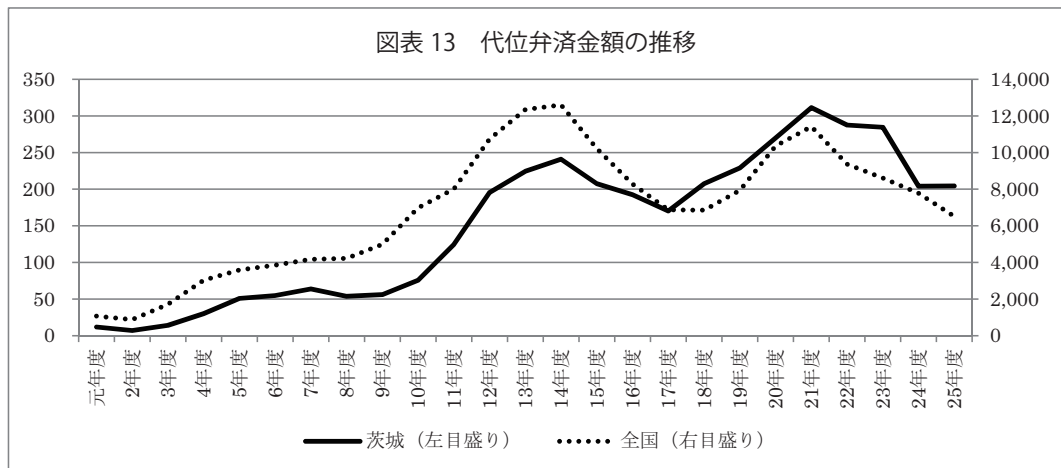
茨城県における前年度末からの保証債務残高の純増減では、金額ベースで見ると、全国および茨城県ともに平成13年度に底を迎えるが、全国では平成18年度までプラスに転じないのに対し、茨城県では全国より3年も早い平成15年度にゼロより上に浮上している。

また、平成20年度は全国、茨城県ともに増加するものの、その波形は全国に比べ茨城県の方がなだらかなのである。

(5) 各年度の代位弁済の推移



(注) 単位は千件。
(出典) 図表 2 に同じ。



(注) 単位は億円。
(出典) 図表 2 に同じ。

第2章で述べたとおり、代位弁済とは、信用保証付の融資金等が、中小企業者の倒産などの事由により金融機関へ返済できなくなった場合に、協会が金融機関に対して貸付残額を支払うことを言う。代位弁済件数・金額の多寡は景気動向に大きく影響されるほか、信用保証制度によっても影響される場合がある。

<全国的な傾向>

図表 12 および図表 13 を見ると、全国における代位弁済実績は平成2年度から上昇を続け、平成11年度から14年度にかけて増加の度合いを増していく。ピークとなる平成14年度の代位弁済金

額は1兆2,604億円まで増え、平成元年度の1,072億円から、13年間で約12倍まで膨らんでいくことが分かる。その後、6,852億円となる平成18年度まで代位弁済金額は減っていくが、平成21年度にかけて再上昇し、21年度の代位弁済金額は1兆1,420億円と2度目のピークを迎えている。22年度以降は再び減少傾向に入り、平成25年度の代位弁済金額は6,510億円となっている。

＜茨城県における傾向＞

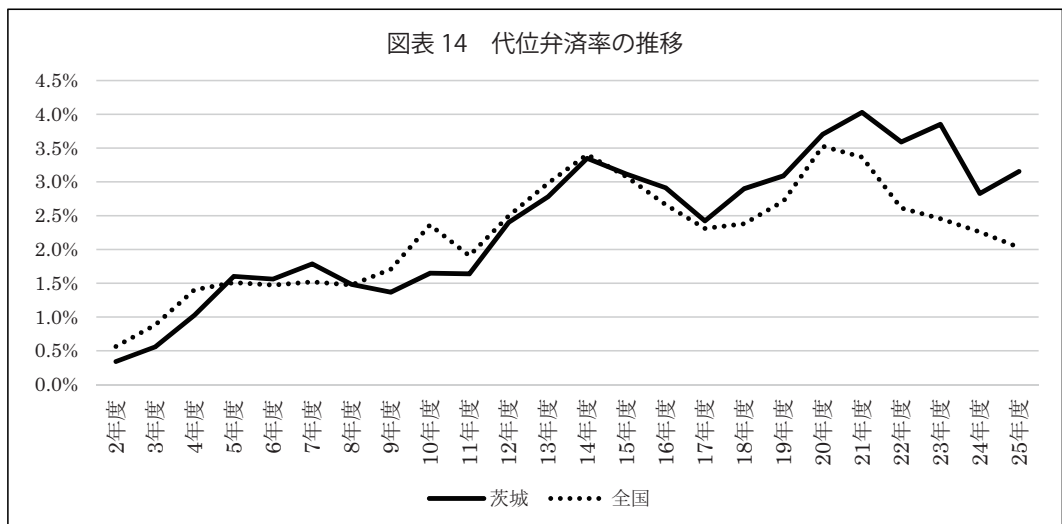
茨城県における代位弁済については、全国と同様に平成初期から上昇を続け、平成14年度にピークを迎え、その後いったん落ち着いたのち、平成21年度に2度目のピークを迎えている。

しかし、その二つのピークの高さには顕著な違いが見受けられる。すなわち、全国においては、1度目のピークである平成14年度の方が代位弁済金額が大きいのにに対し、茨城県においては平成14年度の代位弁済額が241億円、平成21年度の代位弁済額は311億円と3割近く2度目のピークの方が高くなっている点である。目盛りの単位が異なるため参考に過ぎないが、図表12および図表13のグラフを見ても、茨城県の代位弁済額が全国の代位弁済額を追い抜くような波形となっている。

(6) 代位弁済率の推移

前項(5)の代位弁済額の推移を掘り下げるために、「代位弁済率」を算出しグラフにしたのが、図表14である。

ここでいう代位弁済率とは、前年度末の保証債務金額を分母に、当該年度の代位弁済金額を分子にして以下の式にて算出するものとする。すなわち、期初時点であった保証債務のうち、どの程度が年度内に代位弁済を余儀なくされたかの割合を示すものである。



(注) 単位は%。
(出典) 図表2に同じ。

当該年度の代位弁済率＝当該年度中の代位弁済金額÷前年度末時点の保証債務金額

＜全国的な傾向＞

全国における代位弁済率は、平成 2 年度から 5 年度にかけて 0.6%から 1.5%へ上昇し、その後平成 9 年度までは 1.5% 近傍で推移した後、平成 10 年度に 2.4%、平成 14 年度には 3.4% まで上昇を続ける。その後、一旦は 2.3% 台まで下がるも、平成 20 年度には 3.5% にまで上昇している。それ以降は 2.0% まで減少して現在に至っている。

＜茨城県における傾向＞

茨城県における代位弁済率も平成 20 年度まではほぼ同じ波形を描いている。20 年度までの特徴的な相違点は、全国では平成 10 年度に 2.4% と大きく代位弁済率が上昇するのに対し、茨城県では 1.6% にとどまり大きな伸びは見られないことである。

茨城県の代位弁済率が全国の数値と大きく異なってくるのは、平成 21 年度以降である。21 年度には全国の代位弁済率は前年度比で減少するのに対し、茨城県では引き続き上昇し、4.0% を突破している。その後も、全国では 2% 台に落ち着くのに対し、茨城県の代位弁済率はおおむね 3.0% を超える水準となっており、グラフでも全国との差が顕著になっている。

(7) 各年度の保証債務の回収実績（代位弁済を除く）の推移

代位弁済を除いた保証債務の回収実績とは、代位弁済によることなく中小事業主自身が返済を行った協会保証付融資金の件数・金額のことであり、以下の算式により算出できる。

当該年度の回収実績（代位弁済を除く）（件数・金額）＝

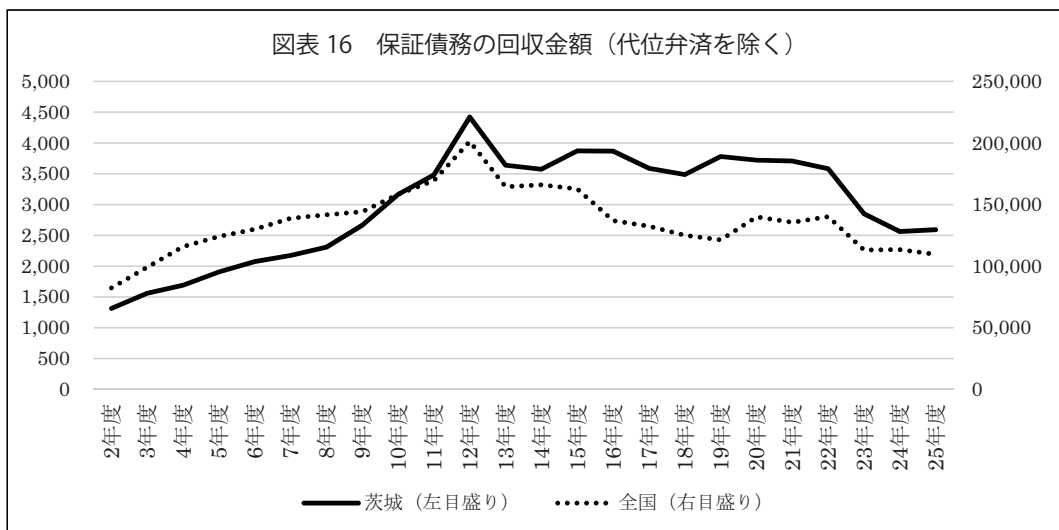
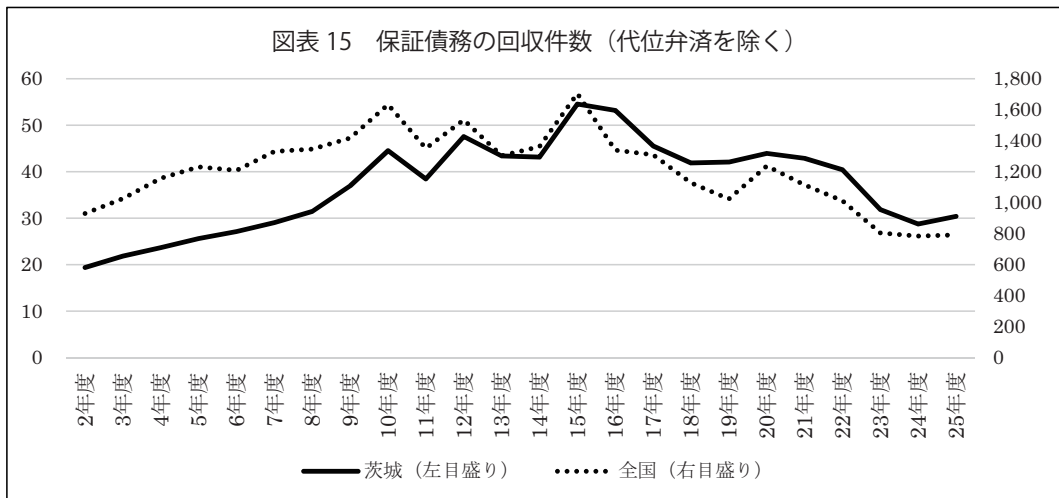
$$\begin{aligned} & \text{当年度中の保証債務実績（件数・金額）} - \text{前年度末からの保証債務残高の純増減額（件数・金額）} \\ & - \text{当年度中の代位弁済実績（件数・金額）} \end{aligned}$$

＜全国的な傾向＞

図表 15、図表 16 を見ると、保証債務の回収実績のグラフの波形はそれぞれ図表 2、図表 3 の保証承諾実績のグラフの波形に似ていると言える。ただし、そのピークなどは保証承諾実績のグラフに比べ後ずれしている。金額について見るために図表 3 と図表 16 を比較してみると、保証承諾金額は平成 10 年度と平成 20 年度の 2 度のピークを迎えるが、回収金額のピークは、それぞれ 2 年後の平成 12 年度と平成 22 年度にピークを迎えている。

一方、件数について見るために図表 2 と図表 15 を比べると、保証承諾件数の最大のピークは平成 10 年度であるのに対し、回収件数の最大のピークは 5 年後の平成 15 年度に迎えている。なお、保証承諾件数についても平成 20 年度に急増はしているが、ピークといえるほど高くなく、回収件

茨城県における平成以降の信用保証協会保証実績の推移と背景



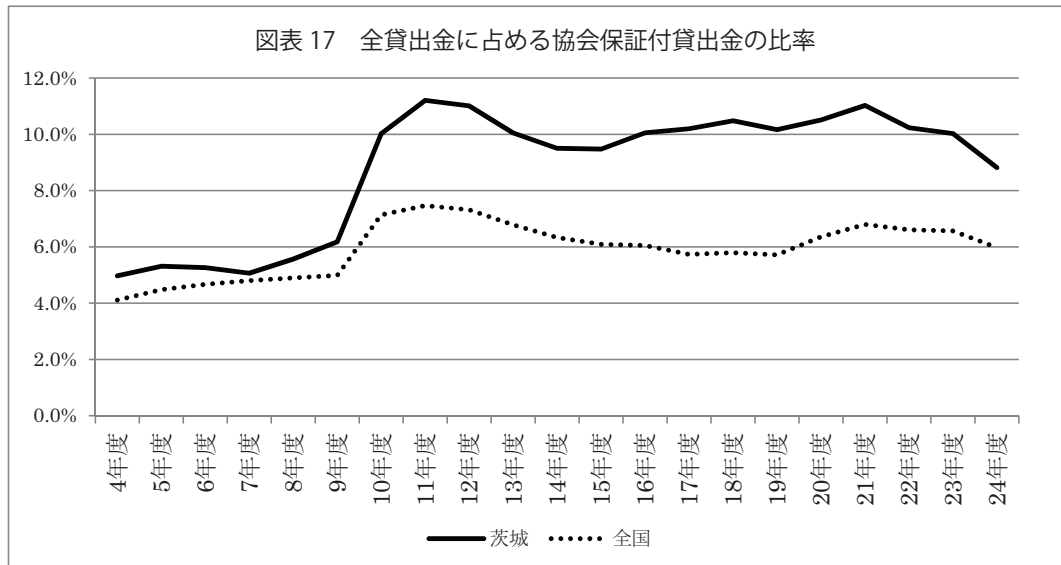
数については、これに対応するピークらしき増加は認められない。

<茨城県における傾向>

図表 15 および図表 16 からわかる茨城県における保証債務の回収実績のグラフの波形も、図表 2、図表 3 の保証承諾実績のグラフの波形に比較的に似ている。ただし、金額で見ると、保証承諾金額の平成 10 年度のピークに対しては、回収金額も 2 年後の平成 12 年度に最大のピークを迎えているが、茨城県における保証承諾金額の平成 20 年度のピークはさほど突出したものではなかったためか、これに対応する回収金額のピークは見受けられない。

件数については、全国と同様に、保証承諾件数の最大のピークを平成 10 年度に迎え、回収件数の最大のピークはその 5 年後の平成 15 年度に迎えている。

(8) 全貸出金に占める協会保証付貸出金の比率



(注) 単位は%。

(出典) 全国信用保証協会連合会「信用保証協会 信用保証制度の現状 (平成 23 年度版)」、
全国信用保証協会連合会ホームページ、茨城県信用保証協会提供資料
金融ジャーナル増刊号金融マップ 2005 年版～2014 年版 より作成

金融機関が行う融資のうち、協会保証付融資はどの程度なのだろうか。この水準と推移を測るため、以下の算式で全貸出金に占める協会保証付貸出金の比率を算出した。分子は協会保証付貸出金と同義となる保証債務残高を用いた。また、正しく測るためには、分母は、信用保証制度の対象先である中小企業向け貸出金とするべきであるが、これを正確に把握することは困難であるため、個人や大企業に対する貸出金も含む全貸出金を分母とした。

全貸出金に占める協会保証付貸出金の比率

$$= \text{当該年度末の保証債務残高 (＝協会保証付貸出金の残高)} \div \text{当該年度末の全貸出金}$$

<全国的な傾向>

全国における全貸出金に占める協会保証付貸出金の比率は、平成 9 年度まで 4.1% から 5.0% の範囲で推移している。保証債務残高が急増する平成 10 年度には、この比率は 7.1% に急上昇し、翌 11 年度にピークとなる 7.5% に達している。

その後、緩やかに減少し、平成 17 年度には 5.7% にまで比率を落としているが、平成 20 年度には

保証承諾実績が再び急増するため、同比率も 6.4%に急上昇し、翌 21 年度に 6.8%に到達している。

<茨城県における傾向>

茨城県における全貸出金に占める協会保証付貸出金の比率のグラフは、全国の波形と似通っているが、その水準は全国よりも高位にある。平成 9 年度までは、5.0%から 6.2%の範囲で推移したが、全国と同様、茨城県においてもピークを迎える平成 11 年度にその水準は 11.2%に達し全国との差を 3%台に広げている。それ以降は概ね 10%台で推移し、全国との乖離幅も 3%台から 4%台のまま現在に至っている。

なお、図表 16 の波形は、全国及び茨城県ともに図表 8 の年度末時点の保証債務金額の推移と似通っている。これは、全国および茨城県ともに、保証債務残高の動きに比べ全貸出金の動きが小さいことによると推察される。

(9) 金融機関種類別保証承諾シェアの推移

ここでは視点を変えて、どのような金融機関が信用保証制度を活用しているか、いわゆる金融機関種類別のシェアをみることにする。ここでいうシェアとは、年度の保証承諾実績の合計を分母とし、金融機関種類別の保証承諾金額を分子にして、比率を算出したものである。

金融機関種類別保証承諾シェア

＝各年度の金融機関種類別の保証承諾金額÷当該年度の保証承諾金額合計

なお、協会保証の付いていない貸出金の金融機関種類別のシェアについてはもともと都道府県ごとに異なり、全国との比較を行っても意義は少ないことから、ここでは茨城県内の数値のみで特徴をとらえたい。

<茨城県における傾向>

図表 18 を見ていくことにする。

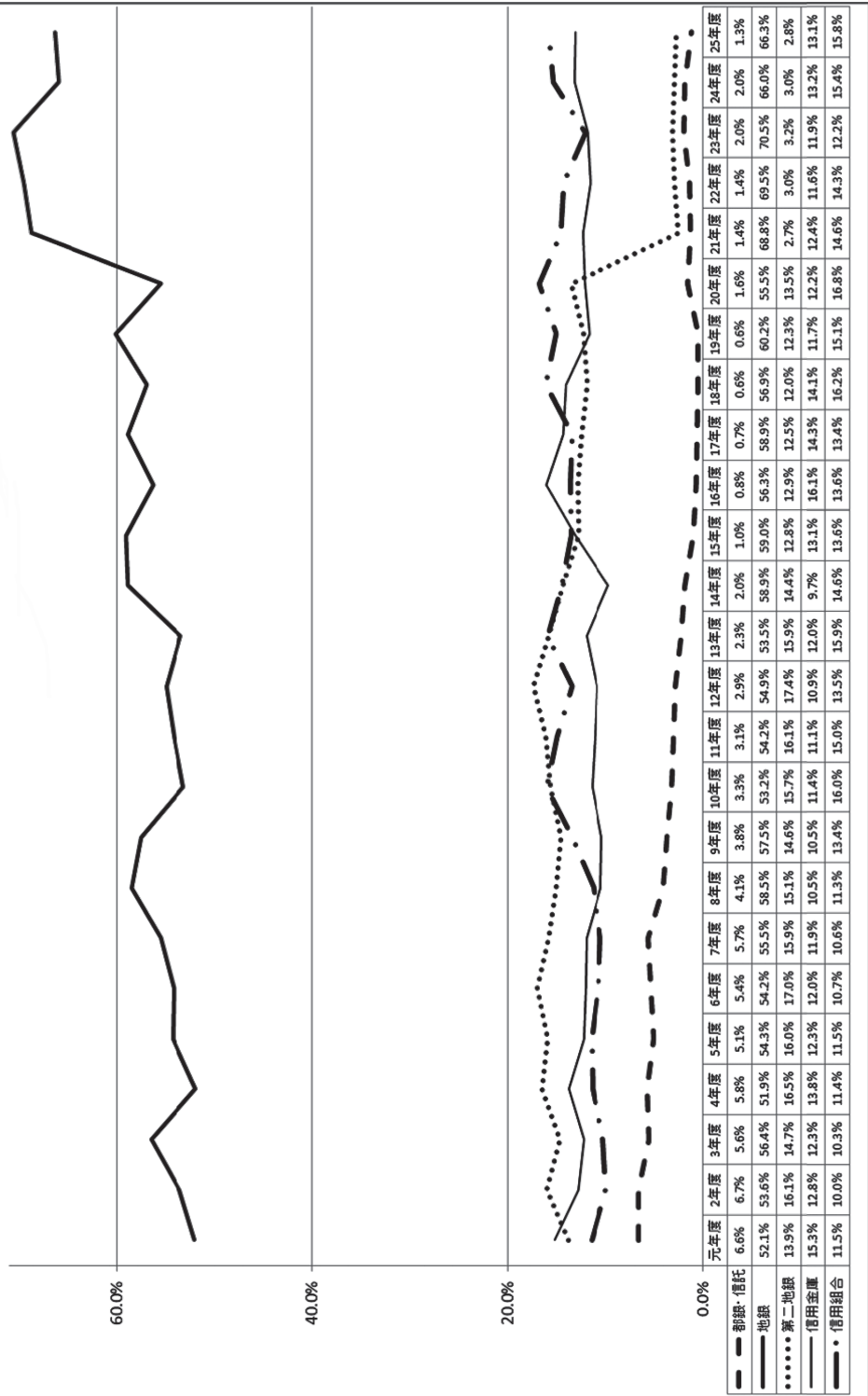
まず、地銀については、全体の半分以上のシェアを誇っており、また、平成元年度は 52%だったものが、平成 20 年度を過ぎると 70% 近辺にまで上昇している。

一方、第二地銀は 10%台前半で推移してきたが、平成 21 年度に大きくシェアを落としている。ただし、このシェア低下については、第二地銀であった茨城銀行が地方銀行である関東つくば銀行（現筑波銀行）と合併したことによるものであり、地銀の 21 年度のシェア増加もこれによるものと考えられる。

信用金庫については、途中 10%台を下回る年度もあったが、全体としては、11%から 13%台のシェアを維持しているとみることができる。

信用組合は、平成 8 年度まで 10%から 11%台で推移してきたが、平成 10 年度には 16%にまで

図表 18 金融機関種類別保証承諾シェアの推移



(注) 単位は%。
(出典) 茨城県信用保証協会『茨城県信用保証協会60年史』、茨城県信用保証協会ホームページより作成

シェアを拡大し、その後概ね 13% から 16% の範囲で推移しており、平成に入ってから第二地銀および信用金庫を上回った形となっている。

最後に、都銀・信託においては、平成元年度は 5% を超えていたが、最近では 1% 近傍にシェアを大きく落としている。

4. 信用保証実績の背景

本章では、前章で明らかにしてきた茨城県および全国の平成以降の信用保証実績の推移を、その実績の変遷の背景にある景気動向・金融環境の変化、信用保証制度の変更などと照らし合わせながら、見ていくこととしたい。

なお、ここでは、(1)平成元年度から平成 8 年度まで、(2)平成 9 年度から平成 19 年度まで、(3)平成 20 年度から平成 25 年度まで、の 3 つの時期に分けて述べることとする。

(1) 平成元年度から平成 8 年度まで

この時代は、昭和 61 年 12 月から平成 3 年 2 月にかけての 51 ヶ月におよびいわゆるバブル景気が終焉し、この期間に高騰した株式や地価が急激に下落するバブル崩壊を経て、「失われた 10 年」と呼ばれるその後の景気低迷期と重なる時期である。

昭和 61 年 11 月を底にした景気拡大は、不動産投資による資産価格上昇、個人消費などに支えられ、平成 2 年度までは上昇基調を維持するが、その後の株価・地価等の下落、在庫調整の長期化による企業活動の停滞、個人消費の伸び悩み、円の急騰などが我が国を長期の景気低迷に向かわせた。

バブル崩壊後の不況期において、売り上げ低迷や売掛先の倒産による資金繰り悪化、バブル崩壊による担保価値不足などを背景として、中小企業や金融機関における協会保証付融資の需要が高まっていった。また、信用保証制度においても、国の経済対策として、資金需要の大口化、資産デフレによる担保不足などへ対応すべく、昭和 63 年、平成 5 年、平成 7 年と立て続けに 1 社あたりの保証限度額の引き上げが行われた（図表 19）。また、茨城県においても、中小企業者の資金調達手段として、いくつもの低利の融資制度が創設されたほか（図表 20）、自治金融など市町村金融制度が積極的に活用された。これらの制度は協会保証付が条件となっており、信用保証の利用の幅を広げる効果を果たした。

こうした環境下にあったことから、前章で述べたとおり、保証承諾実績は平成 8 年度まで漸増傾向で推移していったものと考えられる。また、保証債務残高も順調に伸び、平成 8 年度の保証債務金額は平成元年度末比で、全国で 87% 増、茨城県で 96% 増と大きく増加した。

一方で、バブル期の過剰な設備投資、バブル後の不況による販売不振などを背景に、企業倒産が増加したことにより代位弁済額も増大していった（この時期の倒産件数の推移については、(4)で

図表 19 協会の保証限度額の引き上げ

実施年	普通保証額	無担保限度額
昭和 63 年	7,000 万円→1 億 2,000 万円	1,000 万円→1,500 万円
平成 5 年	1 億 2,000 万円→2 億円	1,500 万円→2,000 万円
平成 7 年	引き上げ無し	2,000 万円→3,500 万円

(出典) 全国信用保証協会連合会『信用保証協会 信用保証制度の現状 (平成 23 年度版)』より作成

図表 20 この期間に創設された茨城県の主な融資制度 (協会保証付)

創設年	融資制度名
平成 4 年	茨城県緊急経営支援融資制度
平成 7 年	茨城県中小企業パワーアップ融資
平成 8 年	茨城県連鎖倒産防止等緊急融資

(出典) 茨城県信用保証協会『茨城県信用保証協会 60 年史』より作成

触れる図表 23 を参照のこと)。前章(6)で触れた代位弁済率は、平成元年度から平成 8 年度にかけて全国で 0.6%から 1.5%に上昇し、茨城県でも 0.3%から 1.5%と大きく悪化した。

(2) 平成 9 年度から平成 19 年度まで

この時代は、戦後最大の不況期に入った平成 9 年度から始まり、その後の景気回復の実感に乏しい景気拡大時期に続いていく。

平成 9 年度は、一部の大手銀行や証券会社が相次いで破たんし、金融システムへの不安が一気に高まり、多額の不良資産を抱えていた銀行の貸し渋り問題が発生した。こうしたなか、貸し渋りへの対策として、政府は平成 10 年に総額 40 兆円規模⁴の中小企業融資枠を設定した。信用保証協会は、これに基づき、中小企業金融安定化特別保証制度の取り扱いを平成 12 年 3 月末までの期限付き⁵で平成 10 年 10 月から開始した。

中小企業金融安定化特別保証制度は、信用保証協会の審査が必要であったものの、保証要件が大幅に緩和され実質破たん状態などにない限り保証が受けられたため、金融危機下での中小企業者への円滑な資金供給を実現した一方で、中小企業や金融機関のモラルハザードを引き起こしたとの批判^{6 7}もある。

4 このうち信用保証協会枠は 20 兆円であった。信用保証協会枠はのちに 30 兆円にまで拡大される。

5 のちに平成 13 年 3 月末まで延長される。

6 「(中小企業金融安定化) 特別保証は、事実上、無審査だったため、淘汰されるべき企業まで融資を受け、中小企業のモラルハザード (倫理の欠如) を招いたという批判が根強い」(平成 14 年 7 月 29 日 日本経済新聞 3 面)

7 某大手地銀が、中小企業金融安定化特別保証を利用し自らの債権回収を促す通達を営業店に出していたことが報道され、これが参議院予算委員会でも質疑されるなど、問題となった。(平成 10 年 12 月 7 日 朝日新聞 夕刊 2 面など)

この中小企業金融安定化特別保証制度の創設により、前章で述べた通り、平成 10 年度の保証承諾実績と 10 年度以降の保証債務残高は急激に増加し、それぞれこの時期に歴代最高額を刻んでいる。茨城県を例にとると、平成 10 年度の総保証承諾金額のうち、実に 49.3%にあたる 3,081 億円がこの金融安定化特別保証制度で利用されており、そのインパクトの大きさが分かる。また、前章(2)において、1 件当たりの保証承諾金額が平成 10 年度に大きく増加していることを示したが、金融安定化特別保証制度は、無担保保証額を 5,000 万円に拡大した制度であったことが要因であろう。

一方で、前記の通り保証要件が緩和された中小企業金融安定化特別保証制度の利用拡大は、結果として代位弁済実績にも大きな影響を与えたと言える。前章(5)において解説した通り、代位弁済実績は平成 11 年度から 14 年度にかけて増加の度合いを増しており、中小企業金融安定化特別保証制度創設の 4 年後の平成 14 年度に代位弁済金額のピークを迎えている。全国においてこの平成 14 年度の数値が歴代最高の代位弁済金額となっている。

その後、設備投資の底打ちなどから、景気は回復に向かい、平成 14 年 2 月から 19 年 11 月までの 69 カ月間拡大が続いた。しかし、この景気拡大は、企業の輸出や設備投資等によるもの、かつ派遣やパートなど賃金の低い非正規労働者を活用したもので個人消費に繋がらず、平均経済成長率も 2.1%⁸と低かったため、景気回復の実感には乏しかった。

こうした環境下、全国における保証承諾金額は、中小企業金融安定化特別保証制度の取扱いがなくなった平成 13 年度以降、中小企業金融安定化特別保証制度創設前の水準に戻し、その後平成 19 年度までほぼ 13 兆円から 15 兆円の範囲で推移している。保証債務残高についても、保証承諾実績が落ち着く中で、前章(3)にて述べたとおり、13 年度から 19 年度まで漸減していく。

代位弁済金額についても、全国においては平成 14 年度にピークとなる 1 兆 2,604 億円を計上した後、景気が回復する中で減少に向かい、平成 18 年度には 6,852 億円まで減少した。

なお、保証承諾実績、代位弁済などについて、特に平成 13 年度以降の茨城県における推移は全国とは異なっている点が多いが、これについては、後記(4)にて仮説も交えて触れていきたい。

(3) 平成 20 年度から平成 25 年度まで

平成 20 年には、その前年に起こったサブプライムローン問題に端を発した米国バブル崩壊により、資産価格の暴落が起こった。米大手投資銀行のリーマン・ブラザーズも例外ではなく多大な損失を抱えており、平成 20 年 9 月に、リーマン・ブラザーズは連邦破産法第 11 章の適用を申請し破たんした。

これにより、リーマン・ブラザーズが発行している社債や投信を保有している企業への影響、取

8 昭和 40 年からのいざなぎ景気では、平均経済成長率は約 11%であった。

引先への波及と連鎖の恐れなど、米国経済に対する不安が広がり、世界的な金融危機へと連鎖した。日経平均株価も大暴落を起こし、9 月 12 日の終値は 12,214 円だったが、10 月 28 日には一時は 6,994.90 円まで下落し、1982 年 10 月以来 26 年ぶりの安値を記録した。

こうした未曾有の景気悪化に対応した制度として、平成 20 年 10 月に原材料価格高騰対応等緊急保証制度⁹が創設された。この保証制度は、信用保証協会が一定の審査を行うこと、特定業種に利用が制限されたことが中小企業金融安定化特別保証制度とは決定的に異なっていたが、それでも未曾有の危機において、中小企業者および金融機関における需要は増大した。この結果、全国における平成 20 年度の保証承諾金額は前年度比 50% の増加となった。保証債務金額も平成 21 年度に 35 兆 8,000 億円を突破している。

一方、代位弁済金額を見ると、平成 19 年度から 21 年度にかけて急上昇しており、これはサブプライムローン問題やリーマンショックを受けて、企業倒産が増加したことによるものと推察できる。

その後、リーマンショック後の不況から回復する過程で、平成 21 年度をもって緊急保証制度が終了したことなどから保証承諾実績は減少していき、代位弁済金額も同様に減少していく。

(4) 茨城県における特徴についての考察

前記(1)～(3)においては、全国の平成以降の協会保証実績の推移を、景気動向・金融環境の変化、信用保証制度の変更などを踏まえてみてきたが、前章で見てきたとおり、全国と茨城県とでは異なる傾向も見られた。ここでは、以下のふたつの特徴の背景について考察を試みる。

- ① 保証承諾金額の推移のグラフ（図表 3）について、平成 14 年度までは全国と茨城県における波形はほぼ同様であるにも関わらず、平成 15 年度以降は違いが見受けられる点。
- ② 代位弁済金額の推移のグラフ（図表 13）における 2 度のピークについて、全国では平成 14 年度の方が平成 21 年度より高いのに対し、茨城県ではその反対となっている点。

①については、大きく次の 2 点が要因として考えられる。

第 1 の要因は、協会保証付貸出金に限らず、茨城県における全貸出金の需要が、全国に比べ高かったことである。

前章(7)でも触れた個人や大企業も含む全貸出金残高について、平成 14 年度から 19 年度の伸び率を見ると、図表 21 のようになる。

9 原油に加え原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援するため、原材料価格高騰対応等緊急保証制度が創設された。当初、原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰の影響を強く受けている 545 業種の中小企業者が対象とされた。その後、制度名を緊急保証制度に変え、事業規模総額も平成 21 年度までに 30 兆円まで拡大された。

茨城県では、平成 15 年度を除き各年度残高は増加しており、14 年度から 19 年度までの期間の増加率は 2.28% となっている。一方で、全国においては、この期間の伸び率はマイナスとなっている。これらから、茨城県におけるこの期間の資金需要の伸びが全国よりも大きいと推察され、これが協会保証承諾実績に反映したと考えられる。

図表 21 平成 15 年度～ 19 年度的全貸出金の前年度比増加率

	茨城県		全国	
	全貸出金残高	前年度比増加率 (%)	全貸出金残高	前年度比増加率 (%)
14年度	70,126	—	5,239,046	—
15年度	69,768	▲ 0.51	5,106,441	▲ 2.53
16年度	69,921	0.22	4,916,566	▲ 3.72
17年度	70,201	0.40	5,024,395	2.19
18年度	70,724	0.75	5,050,377	0.52
19年度	71,728	1.42	5,137,812	1.73
14年度から19年度までの増加率		2.28	—	▲ 1.93

(注) 全貸出残高の単位は億円。

(出典) 金融ジャーナル増刊号金融マップ より作成

第 2 の要因は、茨城県において、県の制度融資¹⁰ および金融機関との提携保証制度¹¹ 活用が盛んであったことである。

平成 10 年度に創設され取扱いが急増した中小企業金融安定化特別保証制度は、平成 12 年度末で終了した。これを受けて平成 13 年度の保証承諾実績は、全国、茨城県いずれにおいても前年度比で減少するが、茨城県においては、14 年度の県制度融資の取り扱いが前年度比 23.3% 増の 858 億 5,800 万円を計上する¹² など、保証承諾実績を下支えしたことが窺える。

また、平成 14 年 10 月、茨城県信用保証協会は、協会独自の保証制度として、スコアリングシステムを活用した金融機関との提携保証を開始した。この提携保証制度は、各金融機関が有する格付システムと保証協会の保証審査機能を組み合わせることで、原則申し込みの翌営業日に審査結果が出せる点で当時としては画期的な制度であった。こうした提携保証制度の特徴が中小企業や金融機関の需要に合致しその後取り扱いを伸ばしていったと思われる¹³。また、図表 22 の通り、提携

10 自治体と金融機関、信用保証協会の三者が協力して実施する融資。中小企業は自治体が指定する利率や返済期間などの条件で、金融機関から資金を借り入れる。自治体は融資に必要な資金を預託したり、利子補給したりすることで金融機関の貸出を支援。信用保証協会の保証があるため金融機関は貸し倒れの危険性を低減できる。

11 信用保証協会と金融機関が個別に制度内容を決定し、提携する保証制度。

12 「茨城県では連鎖倒産防止を目的とする平成 14 年度の「セーフティネット融資」が、前年度の 4.4 倍の 112 億円 8,000 万円に膨らんだ。平成 14 年度は 30 億円の融資枠を 6 月までに使い切り、9 月補正予算編成で融資枠を 120 億円に拡大。平成 15 年度は 100 億円の枠を用意した。」(平成 15 年 5 月 22 日 日本経済新聞 地方経済 41 面より抜粋)

13 茨城県信用保証協会『茨城県信用保証協会 60 年史』(茨城県信用保証協会、2009 年 12 月、68 ページ)によると、平成 15 年度、16 年度、17 年度の保証業務の状況について記述している個所において、いずれ

図表 22 茨城県信用保証協会の主な提携保証制度（その後取り扱いを中止したものを含む）

提携保証制度名	提携金融機関
ゼブリー	常陽銀行
ラピール	関東つくば銀行（当時）
フューチャーサポート	足利銀行
チャージ	千葉銀行
元気宣言	茨城銀行（当時）
エクスプレス	東日本銀行
隼	水戸信用金庫
ゆうき	結城信用金庫
からしんアクト	烏山信用金庫
ちょうしん	銚子信用金庫
隆盛	佐原信用金庫
太白	茨城県信用組合
商中	商工中金 水戸支店
当貸プライム	金融機関共通
イマージ	金融機関共通

（出典）茨城県信用保証協会ホームページ より作成

保証制度の種類や提携金融機関も順次拡充していった。

続いて、②については、企業倒産の結果を反映したものと考えられる。

中小企業が、事業の継続を断念し法的整理を進める場合、振り出した手形が不渡りとなった場合、銀行など金融機関からの融資の返済が困難となった場合など、金融機関と契約している銀行取引約定書¹⁴に定めた「期限の利益喪失事由」に該当すると、当該中小企業は期限の利益を喪失し、金融機関は直ちに当該中小企業に対する融資金の回収を図ることとなる。融資の中に、信用保証付の融資がある場合には、金融機関は信用保証協会に対し代位弁済手続きを行う。融資金の期限の利益を喪失した中小企業は、それ以上金融機関からの支援は望めず、多くのケースで「倒産」となる。

金融機関からの融資金のひとつでも返済が困難という状況になれば、当該中小企業は「期限の利益喪失事由」に該当することになる。すなわち、金融機関が信用保証協会付の融資だけ回収をあきらめ代位弁済を受け一方で、同じ企業に対するその他の融資金は引き続き支援を継続するということは考えにくい。このため、信用保証協会による代位弁済が起きればかなりの確率で倒産となり、代位弁済と倒産は非常に近い関係性があると考えられる。

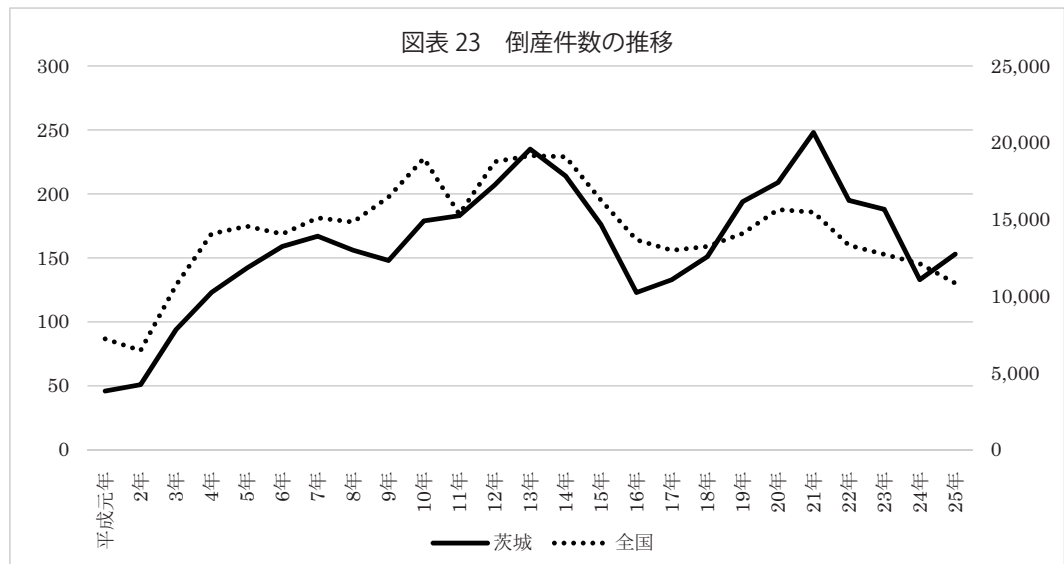
の年度においても、保証承諾額や保証債務残高が増加した要因として「県内金融機関との提携保証の伸び」を挙げている。なお、茨城県信用保証協会に対し、提携保証制度の利用実績の開示を求めたが、「一般に公開しているデータでなく開示はできない」との回答が示された。よって、県内金融機関との提携保証の伸びについての具体的な数値は入手できない。

14 銀行など金融機関と継続的な融資取引を行う場合の基本約定書。

茨城県における平成以降の信用保証協会保証実績の推移と背景

図表 23 は全国および茨城県における倒産件数の推移を示したグラフである。全国の推移を見ると、平成 13 年に 19,164 件と最大のピークを迎えている。その後、平成 20 年にもピークを迎えるが 15,646 件と 13 年の水準には及んでいない。一方、茨城県においても、2 度のピークを迎える点は全国と同様であるが、平成 13 年の 235 件に対し、平成 21 年の 248 件と 2 度目のピークの方が大きくなっている。図表 23 のグラフは、代位弁済件数・代位弁済金額の推移を示した図表 12 及び図表 13 のグラフとよく似た波形となっており、全国では最初のピークの方が高く、茨城県では 2 度目の方が高いという特徴も同様であることが分かる。

次に、茨城県においては平成 21 年度における倒産件数が最も多い要因について考察する。考察に当たり様々な切り口が考えられるが、ここでは業種別に倒産件数を見てみることにする。すると、



(注) 単位是件。なお、年度ではなく暦年（1月から12月）の集計となっている。

(出典) 東京商工リサーチホームページおよび同社提供資料 より作成

図表 24 平成 21 年の業種別倒産件数

業種	茨城県	(比率)	全国	(比率)
農・林・漁・鉱業	2	0.8%	77	0.5%
建設業	74	29.8%	4,087	26.4%
製造業	35	14.1%	2,619	16.9%
卸売業	28	11.3%	2,192	14.2%
小売業	29	11.7%	1,693	10.9%
金融保険業	0	0.0%	92	0.6%
不動産業	13	5.2%	596	3.9%
運輸業	20	8.1%	575	3.7%
情報通信業	1	0.4%	583	3.8%
サービス業他	46	18.5%	2,966	19.2%
合計	248	100.0%	15,480	100.0%

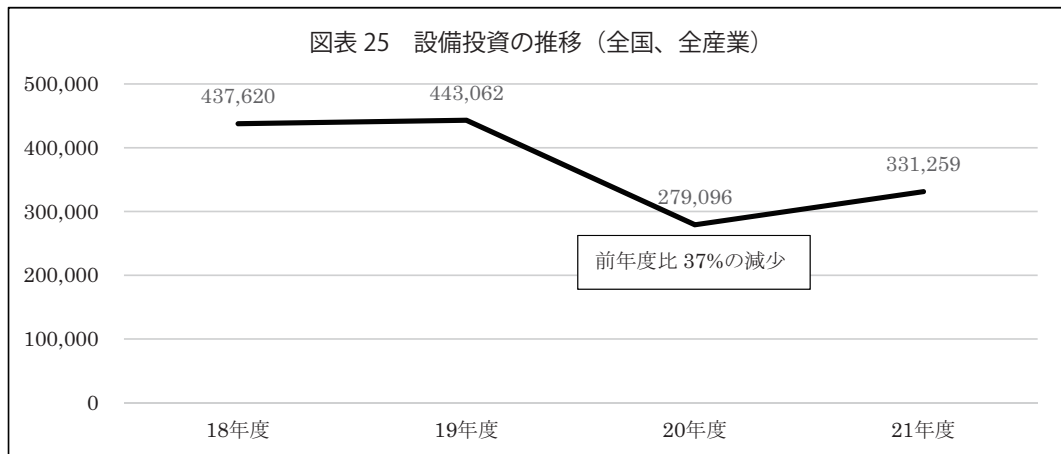
(注) 単位是件。なお、年度ではなく暦年（1月から12月）の集計となっている。

(出典) 東京商工リサーチホームページおよび同社提供資料 より作成

21 年度の倒産の多い要因のひとつに建設業の倒産の増加が明らかとなってくる。

図表 24 は、茨城県および全国における業種別の倒産件数である。全国においても建設業の倒産件数が突出しておりその比率は 26.4% に上っているが、茨城県においては 29.8% と全国より 3% 以上高くなっている。

リーマンショック後の企業の設備投資は、図表 25 の通り、世界的な不況から平成 20 年度に前



(注) 単位は億円。

設備投資額は、対象年度中の有形固定資産（土地を除く）増減額＋減価償却費＋特別減価償却費 で算出
(出典) 財務省 法人企業統計 より作成

図表 26 平成 21 年の業種別事業所数

業種	茨城県	(比率)	全国	(比率)
農林漁業	912	0.7%	33,911	0.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	100	0.1%	2,921	0.0%
建設業	17,470	13.3%	583,616	9.7%
製造業	11,952	9.1%	536,773	8.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	242	0.2%	8,897	0.1%
情報通信業	1,004	0.8%	77,996	1.3%
運輸業、郵便業	3,642	2.8%	148,559	2.5%
卸売業、小売業	34,155	26.0%	1,555,486	25.7%
金融業、保険業	1,757	1.3%	91,982	1.5%
不動産業、物品賃貸業	6,491	5.0%	408,691	6.8%
学術研究、専門・技術サービス業	4,524	3.5%	244,174	4.0%
宿泊業、飲食サービス業	14,898	11.4%	781,265	12.9%
生活関連サービス業、娯楽業	12,575	9.6%	514,589	8.5%
教育、学習支援業	4,970	3.8%	225,434	3.7%
医療、福祉	6,949	5.3%	374,737	6.2%
複合サービス事業	816	0.6%	38,617	0.6%
サービス業（他に分類されないもの）	7,653	5.8%	375,082	6.2%
公務（他に分類されるものを除く）	1,019	0.8%	40,570	0.7%
合計	131,129	100.0%	6,043,300	100.0%

(注) 単位は事業所。

(出典) 茨城県ホームページ (平成 21 年度経済センサス) より作成

年度比 37% の大幅減少、21 年度も低調なまま推移した。一方で、図表 26 の通り、茨城県の事業所数を業種別にみると、建設業の比率が 13.6% と全国に比べ 3.6% も高いことが分かる。これらから、建設業に大きな逆風が吹く中で、建設業の比率の高い茨城県においては、その影響が顕著だったと推察することができる。

5. おわりに

本研究ノートでは、中小企業にとって厳しい経営環境となった平成の時代において、信用保証制度がどのように活用されてきたのか、その利用実績の推移と背景について考察を加えてきた。第 3 章、第 4 章において見てきたように、保証承諾や代位弁済など信用保証協会の保証動向は、その時々の中小企業の資金繰りや倒産の状況といった背景からくる個々の事象を積み上げた結果であるが、一方で、特に不況下においては、新たな保証制度の創設などという形で国の経済政策を反映するものでもあることが明らかになった。また、茨城県における保証動向を見ると、自治体や地域金融機関と信用保証協会との連携の状況、企業倒産の動向などにも影響を受けることが浮き彫りになった。なお、前章(4)において、茨城県における特徴についての考察を行ったが、これらはある一つの方向から捉えた仮説に過ぎない。協会保証付融資での支援額の多寡や倒産の発生状況については、当該地域の金融機関の支援スタンス、信用保証協会の審査スタンスなど、様々な要因によって左右されることを付け加えておく。

今後、安定した景気環境の中では、銀行など金融機関は保証協会の信用保証を使わずに自らリスクをとって中小企業に融資するというケースが増えるであろうが、金融機関が利潤を追求する民間企業である以上、いずれ訪れる不況期においては、貸し倒れの多発を恐れ回収の可能性に疑問の残る融資案件に二の足を踏むであろう。そうした観点から、中小企業の金融円滑化を目的とした信用保証協会による公的な保証制度の必要性は、今後も保たれると思われる。

また、緊急時の保証制度は、通常、保証の条件が緩和されるため、その後の代位弁済が増加する傾向にある。これを捉えて「公費の無駄遣い」との批判を受けることもあるが、信用保証協会が中小企業の資金繰りの円滑化を目的とした公的な機関であり、当該新保証制度が経済対策として創設されたものであることを鑑みれば、やむを得ないと考えるべきであろう。ただし、借り手である中小企業や貸し手である金融機関のモラルハザードを発生させないような取組は重要であり、監督当局によるモニタリングや審査基準の明確化などが必要であると考え¹⁵。

いずれにしても、信用保証協会の保証制度の利用によって、中小企業の資金繰りが円滑になりそ

15 信用保証制度に伴う金融機関のモラルハザード問題に関連する発見事実として、不良債権を多く抱える地域銀行ほど信用保証制度を多用する傾向があることが明らかにされている（近藤万峰「リーマン・ショック後における地域銀行の信用保証制度の利用状況」『商学研究』（愛知学院大学論叢）第 52 巻第 1・2 号、2012 年 1 月、117-131 ページ）。

れが中小企業の事業の発展、ひいては日本経済の発展につながる事が理想である。しかし、中小企業の倒産が増加し代位弁済が増えれば、公費の投入額は増加する一方で、結果として金融機関は代位弁済により貸し倒れを逃れるという形で恩恵を被ることになる。これまでも責任共有制度の導入¹⁶など一部対策が講じられてはいるが、この点は、信用保証協会による信用保証制度の根本的な課題であり、今後も中小企業金融の円滑化という制度の目的を中心に置きつつ、金融機関の公共性や責任、公費投入とのバランスなどが継続的に議論されていくこととなろう¹⁷。

文堂弘之 (常磐大学 国際学部 教授)

船橋信正 (社会保険労務士、齋藤金融・年金・相談事務所 副所長)

16 信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的とする制度で平成 19 年 10 月に導入された。それまでは原則 100%保証 (全部保証) であった保証付融資について、金融機関が原則として 20%のリスクを負担する仕組みに変更したもの。なお、保証制度によっては、引き続き信用保証協会の 100%保証となっているものもある。

17 信用保証制度の政策効果に関する多様な議論や研究については、岡田、前掲書、7-9 ページを参照されたい。

研究ノート

戦後日米交流と日米協会の新たな模索 (1951 - 1955 年)

飯 森 明 子

Exchange Activities of the America-Japan Society in the former half of 1950s

1. はじめに

1955 年 6 月 11 日、東京に国際文化会館が開館した。米国ロックフェラー財団の支援を受けて設立されたこの会館は、終戦から 10 年を経て経済復興をすすめる、国際社会に復帰したばかりの日本と、米国や各国との国際交流、とりわけ知識人によるいわゆる「知的交流」の場を提供した。確かに冷戦期米国は東アジアにおける反共の砦としての役割を日本に期待しており、その方針に沿って米国ソフトパワーの諸活動が組織的におこなわれていたことは、近年主として米国側資料による先行研究によって次々と明らかにされている⁽¹⁾。

一方、それに対応する日本は、1950 年前後の時期、戦後復興が進みようやく国際社会に復帰したものの、日米交流の相手となる日本側の組織はごくわずかであった。その中で、戦間期から日米関係の変化に大きく影響を受けつつも日米交流を担い、現在も活動している団体が一般社団法人日米協会（以下、本稿では「協会」と略す）である。

これまでに筆者は協会所蔵の業務資料などに基づいて、1917 年の設立前後から 1950 年まで日米関係を背景に時期区分し、国際交流団体の活動実態についていくつかの論考を出してきた⁽²⁾。戦前は排日移民運動や日本の対中政策をめぐる日米外交のなかで、協会の会合は官の政治家や軍将校のみならず、民の知識人と財界人とが一堂に会するいわば「外交の舞台」となった。また青少年や女性にも国際交流の担い手としての道を開いて、日米交流を長期的包括的に発展継続させてきた。太平洋戦争中は一時活動停止を余儀なくされたが、戦後は占領下の日米要人往来に際し、協会が外務省と GHQ や在日米大使館との間で連絡を密にしながら諸行事を引き受け、米国の対日政策を発表することもあった。

とくに第 3 代会長 (1940 - 1950) 樺山愛輔は、外務省関係者だけでなく駐日大使グレー (Joseph C. Grew) との個人的交流もあり、太平洋戦争前後の会長として注目できる人物である。その上樺

山は協会のみならず、のちに国際交流基金へと発展する国際文化振興会理事長としても国際交流に関わった。協会の記録から、筆者は 1930 年代以来協会で実務において指導力を発揮した人物が樺山の右腕であった財界人小松隆であったこと、そして 1934 年の国際文化振興会の設立前後、具体的な運営方法のノウハウに協会との接点があったことを明らかにした⁽³⁾。すなわち国際交流の活動では官主導による国際文化振興会が成立する以前から、半官半民の性格を持っていた協会が日米交流において主導しており、日本における国際交流機関の体制作りや実動に影響を与えていたといえよう。

樺山の国際交流分野での戦後の業績は国際文化会館の開館支援のために国内で奔走したことであろう。国際文化会館前に没したものの、その名は現在も国際文化会館に“樺山ルーム”として人々の記憶にとどめられている⁽⁴⁾。とするなら国際文化会館の目的に国際交流、とりわけ日米交流をあげている以上、国際文化会館開館と同時に協会との関係が断絶するわけではないとしても、同様な目的を有する団体はどのような活動を行っていたのか、当事者資料で検証する必要があるだろう。

そこで、まずは本稿では 1951 年から国際文化会館が開館する 1955 年初夏までの時期を扱う。この時期は朝鮮戦争の勃発から休戦まもなくの東西冷戦のさなかであり、いわゆる 55 年体制が現れるまで国内政治はやや不安定な状況であった。経済も日本が復興から高度経済成長へと体制転換を準備する時期である。日米外交では朝鮮戦争や度重なる核実験と第五福竜丸事件など、冷戦下の日本の姿勢を問われる事態が起きた時期といえよう。したがって日米交流においても、米国側の働きかけに、日本側でもその後活発になる国際交流活動を前に、様々な模索が試みられていたと推測される。

そこで、樺山会長を引き継いだ小松隆第 4 代会長（1950－1960）時代前半の協会活動について業務資料から検討する。そして戦後日本側民間の一団体となった日米協会が、米国側の文化政策にどのように関わったのか、どのように他の組織機関と連関していくのか、これらを確認し、その歴史的意義を考察することが本稿の目的である。以下、時系列に協会の活動を確認していくこととし、これ以降の時期については、冷戦期の日米関係の変容や国際交流活動の潮流の変化をふまえて稿を改めたい。本研究は筆者の一連の日米協会に関する研究の中で最も現代に近い時期を扱ったものであり、今後も当該期以降の研究を進めていく。

2. 1951 年

1950 年 12 月 19 日の理事会で、樺山は会長を辞任し副会長の小松隆が会長に就任した。年明け早々、1951 年 1 月小松新会長は実行委員会で活動方針について「日米関係の中心たる Public Meeting としたきこと、之れかため米国商業会議所及宣教師団の協力を仰きたき」と述べ、「本委員会の協力と各委員の腹藏なき意見を求」めるとともに、協会に「若返りの必要」⁽⁵⁾があり、定例会以外にも随時有力米国人来日の際に会合を開くことの他、姉妹機関や小委員会の創設などの点を

検討した。1920 年代から樺山との強い連携で協会をリードしてきた小松が会長に就任し、改めて組織拡大に意欲的な姿勢だったことがわかる。

協会内には戦前から様々な委員会が組織され合議運営されていた。具体的に活動企画を中核となつて検討する実行委員会メンバー⁽⁶⁾は、とくに財界人や強い財界人脈を持つ人々が多い。事実、協会運営に財界人がリーダーシップを発揮していくのが 1950 年代の特徴の一つであり、それは協会での午餐会での演説にもその特徴があらわれる。

1 月下旬、GHQ 経済科学局長顧問のファイン (Dr. Sherwood M. Fine) は「現在の日本経済外観」のタイトルで「すこぶる有意義適切なる講演」をおこない、「一同熱心に傾聴」した⁽⁷⁾。2 月 2 日ダレス (John Foster Dulles) 特使歓迎午餐会では 500 余名がダレスの「講和の性格を決定する諸原則を表明と集団保障の措置に言及」した「約 1 時間に亘り熱誠なる演舌」⁽⁸⁾を聞き、日本国内は日本の独立への道筋が明らかにされたことに歓喜した。このような場を協会が提供したこと自体、協会が日米外交の重要な場であることを示しており、ダレス演説を会報として作成配布することとなった。この 1951 年前半は、機関誌 Bulletin が戦後ようやく復活し、GHQ 経済担当者や日銀一万田久登ら日米財界関係者の講演や会合が頻繁に開かれ、集まった日米財界人に支援と協力を求めた時期であった。

7 月共和党の前大統領候補デューイ (Dr. Thomas E. Dewey) の歓迎会には、吉田茂首相他衆参両院議長、最高裁長官、閣僚や政党、各界の首脳ら 500 名以上が参加し、「講演は直接米国に放送され」「大成功裡に散会」した⁽⁹⁾。ダレスやデューイ来日歓迎行事は、占領下の日本政府に代わって政財界を集めた歓迎行事だけでなく、協会のその後の性格にもつながる人々の集まりでもあった。この直前の 6 月、樺山は、詳細は不明であるが、幹部昼食会で「戦前と今日の日米親善の在り方の変化等」⁽¹⁰⁾について述べており、日本の国際社会復帰とともに、協会の活動が変化する兆しを示唆する。

この年の初夏以降、ダレスの歓迎会や講演録発刊にみられるように、国内財界人に対して日米関係の政治的啓発が活発となっていく。他にもペリー来航開国百周年記念事業について全国各地での準備委員会を設置すること、あるいは講和全権帰朝の歓迎会について井口貞夫外務事務次官より「経団連に任せる」⁽¹¹⁾という連絡が入った。また法務省関係者から「本会は政治的言論に関係ある団体とみなさるゝにつき団体等規正令による届出をなした方がよいと勧告」⁽¹²⁾があった。あるいは吉田首相の側近である「自由党増田甲子七幹事長は会員となりたるも他党幹事長に招待状を発した手前振合上招待を送る」⁽¹³⁾こともあった。このように政府と財界の間にあって様々な場面で政治的配慮を求められていることが確認できる。と同時に「法人会員の獲得につとむる様」⁽¹⁴⁾幹部らは国内の担当を区分けして、とくに金融と重工業関係企業の入会勧誘を進め、個人・法人会員を増加させた。

また 11 月下旬のバークレー (Alben Barkley) 副大統領夫妻の突然の来日には GHQ の指示によ

り「上へ下への大騒動」⁽⁸⁵⁾で特別午餐会を開き、1ヶ月後のダレス夫妻来日の歓迎会では在日米国商工会議所（ACCJ）・日本商工会議所共催歓迎会の事実上の手配をおこなった。さらにやや先の時期まで目を向けると1952年正月、ペリー来航開国百周年記念事業計画について樺山が吉田茂首相に打診すると、吉田は非常に喜んで、政府は計画を支援すると話しつつ⁽⁸⁶⁾、同時に財界主導による活動を望んだ。

ペリー来航開国百周年を記念する諸事業は東京のみならず、横浜、神戸、新潟、下田、横須賀の各地商工会議所や財界人との相互連携をもたらし、同時に法人会員増強の流れも後押しした。これは日本政府としては実施困難な歓迎会合を協会に一任して、政治的役割を負わせていたといえるだろう。一方、協会はこのような会合を通じて会員会費の獲得につとめ、財界関係者の積極的支援を引き出したともいえる。さらにACCJにまで広げた財界ネットワークを再構築して、日米貿易拡大の土台が作られていく。それは戦前と比べて、評議員や理事会における財界関係者の増加と知識人の減少傾向からも確認できる。

3. 1952 年

戦後1951年に発刊が再開された機関誌“Bulletin, America-Japan Society”には直近の歓迎会の模様と主賓らの演説記録がある。しかしながら、1952年から1953年2月については機関誌は残るが、協会の運営組織やその事務活動が活発だったかどうか詳細は不明である。実は戦後、協会業務記録の記載量や内容には濃淡があり、1952年は業務日誌である「日誌」への記録量が非常に少ない。協会にリーダーシップを備えた実務担当者がいたか、さらにその担当者がどれだけ詳細に事務記録を残したかが、業務記録の保存とも大きく関わっていたようだ。この年は小松会長がロータリークラブ代表として渡米したり、女性秘書が交代したりと、実務がやや手薄であったことも否めない。

とはいえ、1952年の協会の活動が不調だったわけではない。2月国務長官ラスク（Dean Rusk）が日米関係について演説したほか、2月3月の例会にもGHQ関係者が登壇、4月にはニューヨーク日本協会の会長であるロックフェラー3世（John D. Rockefeller III）が「変化する世界情勢」を、5月にはマーフィー（Robert D. Murphy）駐日大使が「日米の連綴系と相互安全保障の問題」を語った。6月クラーク（Mark W. Clark）極東軍司令官が「朝鮮動乱と米軍の使命」の題で演説、9月にはドゥーマン（Eugene H. Dooman）元駐日大使館参事官が「日米関係の回顧と分析」を論じた。11月にはアリソン（John M. Allison）国務次官補が「日本と自由アジア諸国の関係」を語るなど、とりわけ講和条約発効の前後、米国側外交交渉担当者が直接会員らを前に米国側の対日姿勢を演説することの多い一年であった。

他にもこの時期、米国側では日本に対する情報対策が様々な角度から積極的におこなわれ、協会で演説した文化人にもその影響が確認できる。9月メジャーリーグ野球連盟会長のチャンドラー

(Albert B. Chandler) は「野球を通じての日米親善」を語り、ポール・ラッシュ (Paul Rusch) は「日本に於ける民主主義の実践と清里に於ける試み」を語った。1952 年から国際文化会館の開館に先立ち、日米「知的交流委員会」も動き出していた⁽⁷⁷⁾。

それ以上に、戦前からの日米学生会議、戦後直後のバンクロフト基金など学生支援に積極的だった日米協会では、この年教育分野における青少年や学生を対象とする人的交流を包括的にとりまとめる支援にとりわけ積極的であった点は注目できる。たとえば、ハーバード夏期セミナーもその一例である。他に国際基督教大学 (ICU) 設立にも協会幹部や会員が多く関与しており、協会が同大学へ米国人学生 5 万人による 1 ドル寄付贈呈式を開催した。日本国内では相互理解の担い手としての学生への支援が活発になっていた一方で、日米の諸団体がそれぞれ独自に学生の募集や支援をおこなうことも煩雑になり、やがてそれらを一元化する動きが現れてくる。

4. 1953 年

1953 年、米本国では赤狩りの旋風が吹き荒れた時期であった。疑いを受けた米国太平洋問題調査会 (IPR) はやがて活動の収束を余儀なくされる。戦前にはかつて協会でも日米両国 IPR 関係者の意見交換と交流が続いたが、戦後とくに 1954 年第 12 回 IPR 京都会議開催に際して協会が直接関与した記録はない。いや、日本でも戦後社会主義や共産主義政党が誕生して反米世論に影響を与えていたため、学生・青少年に対する親米感情を促進する対策に協会も関わっていくことになる。しかも青少年や学生に対する諸事業には、各大学や学校、キリスト教系教会のみならず、文部省、外務省など政府関係機関との連携も求められ、その事業全体を調整統括し官民の窓口としての役割を協会が担うことになる。

現存記録の少ない 1953 年 1 月にもハーバード夏期セミナー委員会は開かれており、選考方法や基準が検討されていた。とくに委員会メンバー 11 名のうち 4 名が女性であり、日本女子大、津田塾大、東京女子大の 3 女子大学長が委員に含まれていた⁽⁷⁸⁾。開戦前にも協会は女子学生への支援を進めていたが、戦後はそれ以上に女子学生の留学を期待した時代であった。

1953 年 3 月、実務担当として武藤義雄主事が協会に加わると、業務記録は詳細に記録されるようになった。5 月以後協会の青年委員会では米国留学生援助に関する諸団体懇話会での議題調整を担当することとなり、ハーバード夏期セミナーなど協会による学生対象事業への関与はより活発になった。たとえば 7 月の園遊会はフルブライト、内外協力会、グルー基金、女子学生クラブなどから留学支援を得た学生の他、教員、文部省から文部次官と国際文化課長らを交えて盛大に開かれた。

ところで、一般向け反共啓発事業としての映画は占領期からおこなわれていた⁽⁷⁹⁾。1953 年 6 月から協会も米国広報文化交流局 (USIS) のフィルム委員会と接点を持ち始め、米大使館映画課とも検討した上で月例試写会をおこなうこととなり、米国から日本に対する文化広報の窓口としての

役割が確定される。

だが、戦後しばらくは映画のもつ娯楽性が日本の大衆に歓迎されたとはいえ、この時期になると反共啓発としての性格をもつ映画への疑問が協会から現れてくる。7 月試写会での米国映画は対日戦における米空母艦の活躍を示すもので、日本での上映に「日本側米国側それぞれ」から賛否両論が出たほか、フィルム委員会でも他に映画 3 本を検討したが、そのうち 2 本は「宣伝臭味強」⁽²⁰⁾いと酷評された。その反動だろうか、8 月フィルム委員会で検討した 4 本は、和歌山の水害とそれに対する米国の援助活動を伝えるものと、他 3 本は米国人の日常生活を紹介するものであった。それでも日本人が米国の物資豊かな日常生活に憧憬を抱くには十分なシーンであろう。この後も USIS フィルム委員会は開かれたが、まもなく特別企画委員会に吸収されることになる。

前述のように協会個別の行事はそれぞれ進む一方で、1953 年から翌年にかけて米国から日本政府へ再軍備を求める圧力は強まっていた。1953 年 6 月アリソン駐日大使の着任は協会の活動や開国百周年に関する特別企画委員会⁽²¹⁾の動きにも影響を与える契機となった。アリソンは協会の臨時総会をかねた特別午餐会で名誉会長に選ばれ、「日米ノ緊密ナ関係、世界ノ情勢ト日本ノ立場ヲ説キ、特ニ米国ノ対日方針ニ関連シ刻下ノ問題デアル MSA 援助問題ニ触レ、米国ガ日本ニ対シ再軍備又ハ対朝鮮出兵ヲ求ルモノニ非ザル点ヲ強調シテ米国ノ態度ヲ明カニシタ」⁽²²⁾。

続いて開かれた理事会委員長合同会では婦人会や横浜日米協会会員など、協会会員以外にも催しを開放することを検討する一方で、同好会の性格をもつような実質の一般人向け交流行事について、「此の種の催しは他に多数行はれ居るを以て、日米協会に於て敢て之を行ふ必要はなしとの結論」⁽²³⁾を得た。すなわち、これまでのような日米交流の大衆向拡大方針から手を引こうとしていること、と同時に左派知識人や労働運動の活発な反米活動に苦慮して、協会が政治的活動や形而上的な知的活動に意欲を示したことを意味する。

9 月スタンフォード大学名誉教授の市橋俊はタイトル「日米関係の回顧と検討」のもと、「日米関係の史的回顧を行ひ、現在我国に起りつゝありと報ぜられている反米感情に言及し、之を余りに重大に取るべきでない」と述⁽²⁴⁾べ、協会関係者や親米派日本人に対する慰撫の意を表している。続いて 10 月実行委員ヒギンズ（Wallace L. Higgins）の提案も、12 月反米思想の予備調査の検討も、協会が国内左派知識人の反米運動拡大を懸念し、対応を模索していたことを伝える。

一方、「知的」交流委員会との連携事業も、国際文化会館開館を前に活発になっていた。10 月、知的交流委員会の招きで来日したサタデー・レビューの編集者ノーマン・カズンズ（Norman Cousins）は、「将来に対する若干の推測」と題して協会で講演した。この講演について協会記録は、「日本に於ける所謂反米感情を取り上げて、その様なものは本質的に存在していないと説き」、「米ソの関係は重大ではあるが、イデオロギーの対立により戦争が生ずるものではない」、「日本の再軍備問題、憲法問題に言及し、日本は軍国主義の為めでなく、国論の目的の為に再軍備することに

より、憲法問題を解決出来る」、「結局真の平和こそは最善の保障であると語り、将来に対する推測としては自分は楽観するものであると結んだ。近來の名演説で来会者に多大の感銘を与えた」と記録している⁽²⁵⁾。やがてカズンズは後述の被爆者への支援事業に関与していく。

5. 1954 年

すでに協会は反共一辺倒のあからさまな思想宣伝への疑問を示すことはなかったとはいえ、国内世論とも一線を画す協会独自の政治的性格をみせ始めるのが 1954 年であった。

それが顕著に表れたのが、協会における財界との関係の変化と法人会員の増強運動である。従来から日米貿易増進を望む日米財界人や ACCJ 関係者が会合する機会はあったが、朝鮮戦争の後も日本の対米輸出は増大し、両国の貿易拡大への期待はいっそう高まっていた。1954 年 2 月、来日中の太平洋沿岸各地およびホノルル商工会議所会頭ら一行を外務省と合同主催で、井口大使のための特別午餐会に招待し、井口大使も「日米加関係、日米関係の緊密性を強調する演説を行」⁽²⁶⁾った。

だが、その直後の理事会で、最近協会と ACCJ との合同主催午餐会が相次いだことに「余り頻繁に合同主催を行ふのは考えものであるとの説が会員一部に行はれている」ことが話題となり、「各理事は両団体は其の性格目的を異にするを以て成るべく共催を避くることを可とする意見であった。勿論両者が友好関係を保ち相互に協力することは望ましいが、夫々其の独自の性格を明確にする方が望ましいとのことに意見一致した」⁽²⁷⁾。すなわち財界関係者を中心とする胎動が現れるとともに、政治外交と財界が一線を引こうとする動きが現れてきたのである。

そこへ 3 月 1 日、ビキニ環礁における米国の水爆実験で日本漁船第五福竜丸が被爆するビキニ事件が発生した。国内にくすぶっていた反米世論は反核兵器運動とも重なり一挙に拡大した。協会ではこの時期、直接事件に言及した記録は確認できないが、入会委員会は、移動の少ないはずの法人会員から退会者が相次いだことに懸念を隠せなかった。

3 月中旬、協会の興味深い 3 つの動きが記録に残る⁽²⁸⁾。ひとつは、高松宮邸に赴き、事務官に高松宮に百周年晩餐会の出席を願い出たこと、次に目黒総理公邸に首相秘書官と会い、吉田首相外遊前に協会で首相への壮行会を開きたいと願い出たこと、さらに外務省岡崎外相を訪問し、百周年晩餐会での演説を依頼したことである。これは、協会が慎重な姿勢をとり様々な方面に同時にアプローチを重ねて、政府とともに百周年事業へ周到な準備を始めたこと意味する。すなわち国内の対米批判の世論を意識しつつも、協会は親米を掲げる政府与党への支援体制を整え始めたのである。

4 月 9 日「百年祭晩餐会」⁽²⁹⁾は下田、久里浜、新潟、神戸、横浜各地の記念事業の終わりであり、「日米関係の第二世紀の門出を祝」う場として 362 名が出席した。席上、高松宮は「開国当時の史実を回顧して今後日米両国が一層緊密な関係を維持せんことを望まれ」と演説し、アリソン大使も「ペルリ来航以前からの日米交渉歴史より説き起して日米の友好関係を論じ」た。とりわけ岡崎

外相は、「日米の提携を説き特に占領中米国が日本に供与した援助物資に対し、日本は決済の意図あることを明らかにし、又最近の所謂反米思想の問題に触れてその誇張せられ居る点を指摘し、最期に過般ジキニに於ける水爆実験による日本漁船の被害問題に関連し之に対する日本政府の態度を明かにすること等、極めて具体的な問題を含む演説を試み大いに注目を惹いた⁽³⁰⁾」。協会も日米外交関係継続の再確認を評価した。

同 4 月末には知的交流委員会の招待で来日中のコロンビア大学教授のカーマン（Harry J. Carman）が「変わりゆく世界と道徳的価値」と題した講演をおこない「科学的進歩の現代に於て道義の高揚が緊要」⁽³¹⁾と強調した。一方、協会内部では翌 5 月特別企画委員会で「反米感情に関する武井氏提出の調書の処置方を協議し、結局武井氏に於て之を簡略にして再提出のことに決」⁽³²⁾した。核兵器や科学技術の発展をめぐり、根強い反米世論にも配慮しつつ、対策を拙速におこなうことに慎重だったことがうかがわれる。

このような冷戦下の思想や科学技術と倫理の問題が問われる事態のなかで、日米交流と相互理解に一步先に貢献できるのは学生と財界である。事実、協会の学生支援事業は大きな役割を得て一挙に活発になった。ハーバードセミナー委員会により、推薦学生の選考やハーバード大学教授キッシンジャー（Henry A. Kissinger）との連絡調整窓口業務の他、1954 年春からは青年委員会の斡旋による留学生の相談や援助について新機関が設置された⁽³³⁾。

留学生相談所の運営方法として「小松、小池厚之助、Richard Heggie、斎藤惣一、William Braden、等を Trustee とする Trustship を作りその決定する方針に従ふこと」⁽³⁴⁾が決定した。こうして日本側文部省、外務省と、米国大使館の他、学生関連諸団体との連絡調整の役割を担って活発に会合を重ねた。さらに特筆できるのは、学生支援活動の財政不足の場合には協会が負担し、それをチャリティ晩餐会や法人会員の拡大により補おうとしていたことである⁽³⁵⁾。おりから戦前から活躍していた経営者たちが相次ぐパージ解除により社会活動に復帰し始めており、日米関係の促進支持を表明するためにも協会への加入を積極的に呼びかけて、法人会員を拡大させた時期であった。

11 月には米国商工会議所前会頭のジョンストン（Eric A. Johnston）歓迎会を ACCJ と共催、法人会員も多数集まった。「主賓ジョンストン氏は The Challenge of the Future なる演題の下に雄弁を振ひ、映画の使命、共産主義の不合理、中共貿易の取るに足らざること、資源開発の必要、自由諸国の提携、経済の充実等を論」⁽³⁶⁾じた。戦後初の会員名簿も作成されて実業界のネットワークを充実させ、さらに ACCJ と日本商工会議所とは、協会の協力を得て、翌年 5 月半ば戦後初の首都での国際会議となる国際商業会議所（ICC）東京会議を成功させた。この時も米国代表レセプションを協会が主導して米大使館、外務省、ACCJ などと調整し盛大に開いた。戦後復興を最優先させた吉田内閣が日米貿易促進のために経済界を支援した一例でもあった。

6. 1955 年

1954 年 12 月吉田茂内閣が倒れ、1955 年は日本内政にとって大きな転換を迎えることになる。国際関係や日米関係にとっても 1955 年は中国やアジア・アフリカ非同盟諸国の興隆に日本がどのように向き合うのか、対米関係への姿勢も問われる時期であった。

3 月米国対外活動本部長官スタッセン (Harold E. Stassen) はアジア諸国を訪問後、来日した。スタッセンは政府財界首脳と接触した後、協会の特別午餐会で「初めて公式演説」し、「食事終了後小松会長歓迎の演説を行ひ、アリソン大使スタッセン氏紹介演説を行ひ、次でスタッセン氏はアイゼンハワー大統領のアジア地域経済開発計画に付て述べ、重光外相から受取つたアジア地域開発に関する日本政府の覚書に付て歓迎の意を表し、日本経済力の伸長に言及した」⁽³⁷⁾ 記録が残る。この日、重光葵外相、河井彌八参院議長、一万田尚登蔵相、河野一郎農相、大村清一防衛庁長官、鶴見祐輔厚相、新木栄吉日銀総裁、門脇季光外務次官らが出席し、成立まもない鳩山一郎民主党政権も、吉田茂政権からの日米関係を引き継ぐ姿勢を示した。

一方、協会の活動では、戦後減少していた日本文化紹介への関心が戻り始め、国際文化会館開館にはずみをつける企画があらわれた。2 月特別企画委員の企画により森暢が日本美術史を推古時代から時代順に仏像絵画などのカラースライドを使いながら「亜細亜大陸の美術の影響を受けつつ日本的発展を遂げる日本美術の推移を説明」⁽³⁸⁾ した。だが協会による日本文化を紹介する活動は、戦前に比べると戦後は小規模で回数も減少する。

一方、学生支援事業の活動は関連団体や各大学同窓会に呼びかけられて設立された学生文化交流委員会 (JCCIS) に協会が加わったこともあり、いっそう活発になっていた。6 月青年委員会と JCCIS との合同会が開かれたが、席上、フルブライトや今期の米国留学の日本人学生送別会等について検討し、「留学生相談所電話料 6 ヶ月分の資金として Asia Foundation より 9000 円の寄附」⁽³⁹⁾ が報告された。すなわち米国が支援するアジア財団からの寄付を協会が窓口となり、留学生相談所へ仲介していたことが確認できる。

それ以上に、国内の青年世代に強くアピール出来るのが被爆した若い女性たち、いわゆる「原爆乙女」⁽⁴⁰⁾ への治療支援であった。前年 9 月、ビキニでの水爆実験で被爆した第五福竜丸乗組員が死亡し、協会でも「ビキニ水爆実験犠牲者の問題に現れたような排米思想に付て何らかの方策を講ずる必要ある」⁽⁴¹⁾ と懸念しており、根強い日本の反米反核兵器運動に配慮しておこなわれた。カズンズの提案では、ニューヨークで民間委員会を作り、2 名の米国人専門医を訪日させて広島に被爆女性を 20 名米国に連れていき、ニューヨークにあるシナイ山病院で整形外科の手術をおこなって、4 ヶ月～6 ヶ月の治療後帰国という計画で、「一切の費用を米側の出資にて賄ふ。往復には米空軍が飛行機を配慮す。而して日本より 2 名又は 3 名の整形外科医を同行せしむ」⁽⁴²⁾ というものである。

カズンズによれば 53 年秋に着想した⁽⁴³⁾ というこの計画は、3 月初め臨時理事会⁽⁴⁴⁾ において以下を

決定した。すなわち治療する 20 名の選択は広島災害対策委員会がおこなったうえで、1) 協会と切り離して米側委員会に対応する日本側委員会を組織する、2) 米側委員会の構成を調べた上、日本側委員会の構成を決定する、3) 堀内謙介に委員会を主導してもらうというものであった。3 月下旬、堀内を委員長とする「広島少女援護委員会」(Committee for Hiroshima Girls)⁽⁴⁵⁾ が設けられた。

4 月第 1 回同委員会で同行日本人医師を東京より 1 名、広島より 2 名を選ぶ他、「婦人シャペロンを同行せしめることは絶対に必要である」⁽⁴⁶⁾ と配慮し、被爆女性の飛行場までの旅費は広島側で負担し、岩国から 5 月初め出発することが決定した。協会は直ちに外務省千葉欧米局長、竹内第一課長や外務省針谷渡航課長、日銀為替管理局松岡武雄を訪ね、被爆女性の「旅券発給に付配慮を依頼」⁽⁴⁷⁾ するなど、とりわけ国内の関係諸機関を仲介していたことが確認できる。かくして 5 月 5 日、被爆女性 25 名と医師 2 名と看護婦、牧師谷本清⁽⁴⁸⁾ と記者、米人は医師ほかスタッフ 4 名を含む計 35 名が、米極東空軍の輸送機で岩国を発ちニューヨークへ向かった。

国内では核兵器や放射能に対する厳しい反米世論が盛り上がっていた一方で、新たなエネルギーとしての原子力利用が求められる時代も到来していた⁽⁴⁹⁾。反核運動にも配慮しながら、日本政府は原子力の平和利用推進を進めたい強い意欲を持っていた。

このような場合に財界会員らを多く含む協会での講演は注目できる。4 月定例午餐会でマサチューセッツ工科大学助教授のグッドマン (Dr. Clark Goodman) の講演は「原子力に関する説明より説き起し、原子炉の種類、ウランウム鉱より原子力を得る方法と、重水又は石墨を用いる方法との内何れか日本に適するかの問題等に言及し、日本で原子力の開発を行ふ必要あることを述べ、極めて有益な講演であった⁽⁵⁰⁾」。

しかし、このような活動は協会が日本政府や米国政府の代弁者や支持者となるのか、民間世論を米国に向けて議論の場を提供するのか。日米関係と官民の思惑が複雑に交錯するなかで協会がどのような役割を果たすのか、果たしうるのか。かつては協会において日米の意見の相違やそれぞれの方針を議論しながら相互理解を進めようとしていた。しかし、もはやこのような域を超えて、戦後の国際交流団体に政治的態度が問われる時期がやってきたのである。

7. おわりに

本稿で論じた 1951 年から 1955 年初夏までの間にロックフェラー 3 世は 3 度来日していた。1951 年 2 月ダレスとともに、同年 10 月から 11 月にも国際文化会館設立のために来日した。さらに 1954 年 2 月の来日には協会がニューヨーク現代美術館中庭に建設される日本家屋の模型を展示し、三笠宮夫妻が出席する歓迎会を開催した。その後 1957 年にも来日し、協会で歓迎した記録がある。国際文化会館と協会の情報交換や連携もなされるようになった。

ただ、国際文化会館と協会の間に当初からやや溝が存在していたことも事実だろう。松本重治

によれば、「今度の計画は、自分がこれまでやってきた日米協会とかそういうものとは格段の違いのある、大きな規模で、内容のある事業なのだ」⁽⁶¹⁾と樺山が協会に飽き足らなかったことを明かしている。一方で松本のいうように、国際文化会館は「超一流の思想家、学者を早くアメリカから日本に」⁽⁶²⁾招き、個人の直接的な接触を重視した欧米の知的かつ文化における知識人指導者の交流に重点を置いていた。

一方、日本伝統文化の発信を戦前から重視してきた「国際文化振興会にて宮内庁楽部に交渉し来る 31 日楽部音楽場にて舞楽催さることとなり同会より各国際団体に参入券を分配し、当協会へは 30 枚配布ありたるを以て」⁽⁶³⁾協会との連携も続いていく。

とするなら、1950 年代前半国際交流が財界人らの力を得て活発になったとはいえ、それぞれの機関や組織の発信の方向性や交流の対象者、交流専門分野の特化と細分化は徐々に、だが着々と進んでいたといえる。それは協会にとっては従来の日米包括的交流から「知的」交流においても財界連携においても、日本文化の発信においても文化交流の最大の担い手ではなくなることを意味する。一方で、細分化専門化が進む日米交流において、国際文化会館など他の組織では担うことが困難な問題に、冷戦下の日米外交における日本政府の広報者として新たな役割を期待されていく下地を作ることになったといえるだろう。よって、国際文化会館開館以後の協会の役割については、校を改めて考察する。

1955 年 6 月 11 日、「国際文化会館 本日開館 落成披露 リセプション行はる、協会より武藤出席す」⁽⁶⁴⁾。ここから協会にとっても国際交流においても新たな歴史の幕が上がることになる。

注

- (1) 戦後国際文化交流の概観については、戦後日本国際文化交流研究会、平野健一郎監修『戦後日本の国際文化交流』（勁草書房、2005 年）、日米外交における文化交流を主としてアメリカ側の資料を駆使した研究として、山本正編『戦後日米関係とフィランソロピー ―民間財団が果たした役割、1945～1975 年―』（ミネルヴァ書房、2008 年）、松田武『戦後日本に於けるアメリカのソフト・パワー ―半永久的依存の起源』（岩波書店、2008 年）、藤田文子『日米知的交流計画』と 1950 年代日米関係『東京大学アメリカン・スタディーズ』第 5 号、2000 年、同「1950 年代アメリカの対日文化政策 ―概観」『津田塾大学紀要委員会』第 35 号、2003 年などを主として参照した。
- (2) 日米協会の演説資料や業務資料を使用し戦前の日米外交史を論じ、これまでに発表した拙稿を総括したものとして、簗原俊洋・飯森明子共著「第 1 章 第一次大戦下の日米協会設立と日米協力の模索―1917-1931」、同共著「第 2 章 暗雲立ちこめるなかで ―1931-1940」社団法人日米協会編五百旗頭真・久保文明・佐々木卓也・簗原俊洋監修『もう一つの日米交流

史 日米協会資料で読む 20 世紀』（中央公論新社、2012 年、23－124 頁）をあげる。また本稿当該期については、同書、楠綾子「第 3 章 戦後日米関係の再生 － 1948－60」が日米協会における日米要人演説記録を駆使して戦後日米外交を詳しく論じている。参照されたい。また、昭和期の日米協会の詳細については、拙稿「日米協会にみる戦前昭和期の日米交流 － 交流活動の発展とジレンマ」『常磐国際紀要』第 16 号、2012 年、「太平洋前後の日米協会（1939－1950）」『常磐国際紀要』第 17 号、2013 年、および「戦間期軍関係者の日米交流 － 日米協会の活動記録から」『渋沢研究』第 27 号、2015 年を参照されたい。

- (3) 拙稿「第 1 回太平洋問題調査会の参加者、小松隆の生涯 － 戦前の国際交流活動を中心に」山岡道男編著『太平洋問題調査会〔1925－1961〕とその時代』（春風社、2010 年）参照。
- (4) 国際文化会館の広報活動は非常に活発で、多数の研究書もあるが、本稿では Kato Mikio, *The First Fifty-Five Years of the International House of Japan* (Tokyo, 2012) 等を参照した。
- (5) 「日誌 第二号」（日米協会所蔵）。戦後の業務日誌として「日誌」が 1947 年から 1978 年まで現存し、この他機関誌・関係書類等が協会に所蔵されている。本稿では「日誌 第二号」から「日誌 第四号」を使用しカタカナ表記をひらがな表記に改めた。本調査研究にあたり、一般社団法人日米協会に大変お世話になりました。ここに記して心より感謝申し上げます。
- (6) 1951 年実行委員会：小松会長、木村重治（グルー基金）、東ヶ崎潔（ジャパン・タイムス）、柳谷午朗（日米協会）、関根勇吉（三井鉱山）、西川元一郎（トランスワールド・インダストリー）、太田忠行（経団連）、川崎寅雄（農林省）、William E. Braden（パシフィック・プロジェクト経営者）、Frank S. Booth（日本エンジニアリング社長）
- (7) 「日誌 第二号」。
- (8) 同上。
- (9) 同上。
- (10) 同上。
- (11) 同上。
- (12) 同上。
- (13) 同上。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 同上。
- (17) 松本重治『昭和史への一証言』（毎日新聞社、1986 年）などを参照した。
- (18) 1953 年 1 月 23 日付書類、樺山愛輔関係資料 No.360－2（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (19) 占領期の米国政府による広報宣伝活動については、土屋由香『親米日本の構築 － アメリカの

対日情報・教育政策と日本占領』(明石書店、2009 年)が詳しい。

- (20) 「日誌 第三号」。(日米協会所蔵)。
- (21) 1953 年 4 月 24 日特別企画委員会出席者：吉沢清次郎、川崎、東ヶ崎、田端利夫、ファーンネス (George A. Furness)。なお、この頃から外務省出身の川崎が協会の活動に関わるが多くなる。
- (22) 「日誌 第三号」。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 同上。
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 同上。
- (29) 同上。
- (30) 同上。
- (31) 「日誌 第三号」。
- (32) 同上。元海軍将校の武井大助は 1917 年から 1919 年米国コロンビア大学に留学、帰国後協会に入会、海軍主計中將で終戦を迎えた。戦後はパージ解除後、昭和産業社長として、協会委員として活躍した。
- (33) 同上。参加関係団体は、文部省調査局国際文化課、米大使館人物交流課、グルー＝バンクロフト基金、東京女子学生クラブ、自由アジア協会、米国留学生会、ハーバード・セミナール (小松隆)、留学生会、ミシガン大学同窓会、日米協会青年委員会 (Braden 山田忠義他事務 3 名) で、Braden が 4 月 24 日議長を務めた。ハーバード大学夏期国際セミナーについては、久野明子「ハーバード大学夏期国際セミナー (1952-1960)」前掲『もう一つの日米交流史』188-189 頁を参照されたい。
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 同上。
- (38) 「日誌 第四号」(日米協会所蔵)。
- (39) 同上。
- (36) 同上。
- (40) 「原爆乙女」は当時広く使用されていた語であるが、「日誌 第四号」では「広島少女、Hiroshima Girls」の語が使用されている。なお広島平和記念資料館の展示記述は近年「被爆

した若い女性たち」と改められている。詳しくは、高雄きくえ「『原爆乙女』とジェンダー」『女性史学』第 20 号、2010 年を参照されたい。

- (41) 同上。
- (42) 同上。
- (43) 1956 年 11 月 6 日講演録は *Bulletin*, 1956 Vol.5 No.4. および谷本清『広島原爆とアメリカ人 ―ある牧師の平和行脚』（NHK ブックス、1976 年）を参照されたい。
- (44) 「日誌 第四号」。臨時理事会出席者：小松、佐藤喜一郎、東ヶ崎、Graham Parsons、堀内謙介、千金良宗三郎。
- (45) 同上。「広島少女援護委員会」（Committee for Hiroshima Girls）メンバー：John Howes（ノーマン・カズンズの友人、フルブライト交換学者）、松本瀧蔵（広島選出衆院議員、内閣官房副長官）、東ヶ崎潔（日本タイムス社長）、小川優（日本タイムス主筆）、Miss Barbara Stiles（ガールスカウト）、Winthop Long（Scottish Rites Bodies）、橋本寛敏（聖路加国際病院長）、堀内謙介、小松隆（協会会長）、浜井信三（広島市長）谷本清（広島流川教会牧師、広島平和センター財団）、高木八尺（知的交流日本委員会）、佐藤喜一郎（三井銀行社長）、葛西嘉資（日本赤十字社神戸支所、日本赤十字社副社長）、塩田広重（医博、東大名誉教授、および日赤病院長）、都築正男（医博 東大名誉教授）、田中峰子（最高裁長官田中耕太郎夫人）。
- (46) 「日誌 第四号」。
- (47) 同上。
- (48) 本稿で論じた出発直前に関する記述は、前掲『広島原爆とアメリカ人』174－175 頁参照。
- (49) 黒崎輝「第五福竜丸事件と日米事件 ―核兵器をめぐる摩擦と協調の源流―」『年報日本現代史 2014 ビキニ事件の現代史』現代史料出版、第 19 号、2014 年。
- (50) 「日誌 第四号」。
- (51) 前掲『昭和史への一証言』240 頁。
- (52) 同上、237 頁。
- (53) 「日誌 第四号」。
- (54) 同上。

（常磐大学 国際学部 非常勤講師）

研究ノート

Reducing the Number of Failing Students

Rika Otsu and Francisco Gonzales

Abstract

We investigated the attitudes of students repeating EFL classes in a university setting towards the classes and their teachers in order to find suitable ways to reduce the number of students who have to repeat classes. Preliminary results of the questionnaire indicated that teachers' enthusiasm positively affected student success. We will discuss the roles of teachers in motivating students in the languages classroom.

Keywords: motivation, motivational strategies, teachers' roles

Introduction

Reducing the number of students who repeat an English class, who we refer to as repeaters, is an important concern for ESL/EFL teachers. One possible way to address this concern is to encourage and maintain students' motivation. Doing so will likely lead to various types of positive outcomes, such as increased task engagement, increased attendance, passing a course, etc. While the assumption of a direct link between motivation and achievement should be viewed with caution, as Dörnyei and Ushioda (2011) point out, it stands to reason that a language learner who achieves in some manner (e.g., passing a language course or test) is at least motivated in some way (i.e., motivation orientation, see Brown, 2007) and to some degree (i.e., intrinsic and extrinsic motivation, see Brown, 2007). This point of view also seems to be supported by the results found in Bernaus and Gardner (2008) that stated integrativeness, attitudes toward the learning situation, and instrumental orientation did indeed predict the motivation to learn English and that motivation was a positive indicator of English achievement.

This paper examines motivation by discussing the attitudes of students who repeat EFL courses in a Japanese university toward the courses and their teachers, and it attempts to find ways to reduce the number of repeaters. Six core variables were targeted in the questionnaire administered during this

study. The six variables targeted were (a) the degree to which the students felt the benefits of the class, (b) students' opinion of class difficulty, (c) students' attendance as affected by class difficulty, (d) the teachers' enthusiasm in class, (e) the teachers' words to the students, and (f) the teachers' knowledge and teaching style. These variables contain within them an assorted array of motivational factors affecting learners both internally and externally. Therefore, each of these variables along with comments elicited from a questionnaire will be considered in detail in the discussion section in order to analyze their motivational elements.

Since the variables examined in this study are both internal and external in nature and the teachers in this study may have influenced these variables to varying degrees by their behavior, this paper primarily discusses research that has gathered empirical data on motivational strategies employed in the classroom. Furthermore, motivational strategies were chosen because they are an interface between the teacher and the student that the teacher can manipulate and regulate to help produce positive outcomes. Taking all of this into consideration, examining studies that have gathered empirical data on the effectiveness of motivational strategies will be beneficial in relating them to and supporting the findings of this study.

Literature Review

This literature review examines research that has empirically investigated motivational strategies employed in the classroom. Guilloteaux and Dörnyei (2008) mention two distinct types of motivational strategies. This study will be using the first type they mention, which defines motivational strategies as instructional interventions implemented by the teacher in order to elicit and stimulate student motivation.

While recommendations for motivational strategies are available (e.g., Dörnyei, 2001; Williams & Burden, 1997) , there is not enough evidence demonstrating their effectiveness. In fact, we are aware of only a small number of studies that aimed to provide such data (Alrabai, 2011; Bernaus and Gardner, 2008; den Brok, Leevy, Brekelmans, and Wubbels, 2005; Cheng and Dörnyei, 2007; Dörnyei and Csizér, 1998; Guilloteaux, 2010; Guilloteaux and Dörnyei 2008; Sugita and Takeuchi, 2010).

It was Dörnyei and Csizér (1998) who first conducted an investigation that placed recommendations of motivational strategies under empirical scrutiny. They examined the perceived importance and frequency of use of motivational strategies employed by Hungarian EFL teachers across various language teaching institutions ranging from elementary schools to universities. One weakness with their study was that it provided only perceived measures based on teacher beliefs. Actual measures were not obtained. Despite this weakness, one of several important benefits gained from their study was that they produced a succinct list of 10 macrostrategies that could be applied in the classroom.

The top 10 motivational strategies are:

1. Set a personal example with your own behavior.
2. Create a pleasant, relaxed atmosphere in the classroom.
3. Present the tasks properly.
4. Develop a good relationship with the learners.
5. Increase the learners' linguistic self-confidence.
6. Make the language classes interesting.
7. Promote learner autonomy.
8. Personalize the learning process.
9. Increase the learners' goal-orientedness.
10. Familiarize learners with the target language culture. (Dörnyei & Csizér, 1998, p.215)

This is highly useful for teachers who need practical guidance and concise direction on what aspects of motivation they can realistically target in their classrooms. It has also been used in subsequent studies to compare the perceived measures of those macrostrategies to macrostrategies valued and used in different cultural settings.

Dörnyei and Csizér's (1998) study has been replicated in other cultural and institutional contexts. Two particular studies were conducted by Cheng and Dörnyei (2007) and Guilloteaux (2013) in Taiwan and South Korea, respectively. Some interesting findings from their studies related to the differences between how teachers in Taiwan and South Korea viewed the importance and frequency of use of motivational strategies compared to their Western counterparts in Hungary. Studies in Taiwan and South Korea reported "displaying appropriate teacher behavior" as the top perceived important strategy, and "promoting learners' self-confidence" was also a highly important perceived strategy, though to a lesser degree in South Korea. These findings coincide with Dörnyei and Csizér's (1998) original list and in all studies these macrostrategies appeared in the top half of the list. They also prove that some motivational macrostrategies are valued across vastly different cultural and ethnolinguistic contexts.

Some differences between the studies conducted in Taiwan and South Korea with the one conducted in Hungary will now be considered. In all contexts, the macrostrategies "make the learning tasks stimulating" and "promote learner autonomy" were placed in the lower half of the final importance rankings. In Hungary, making tasks interesting was ranked sixth and promoting autonomy was ranked seventh. However, these macrostrategies received even lower rankings in Taiwan, at seventh and tenth, and especially low rankings in South Korea coming in at the bottom of the rankings. In South Korea, both categories received Z-diff scores of -0.33 and -0.67 , which alarmingly indicates that

both are significantly underused by teachers in relation to their already perceived low importance. Another unique finding that occurred in the South Korean context was that all motivational strategies were underused relative to their perceived importance. These differences show that making learning stimulating and promoting autonomy are not highly valued in Taiwan or South Korea, and that not all motivational strategies are universal in their application across cultures.

Transferability of motivational strategies across cultures with notable similarities, like the ones found in Taiwan and South Korea who share a similarly strong Confucian heritage, showed some discrepancies. For example, Korean teachers hardly ever used and placed very little value on the macrostrategy “create an accepting, friendly classroom climate and a cohesive learner group with appropriate group norms” when compared to Taiwanese teachers. In light of these studies’ findings, it seems clear that teachers must deeply consider not just the cultural but also the local contexts of their classrooms when deciding on which motivational strategies to employ. Both studies indicate the complexity of motivation within and across cultural contexts.

An interesting study that addresses the weaknesses found in the previous studies was conducted by Guilloteaux and Dörnyei (2008) . Their study employed a unique classroom observation instrument to gather real-time data on motivational strategies used in the classroom in addition to a student motivational state questionnaire and a postlesson teacher evaluation scale. By gathering real-time data on motivational strategies used and data on the students’ motivational dispositions, they found that the teacher’s motivational practice does indeed affect students’ motivated behavior. This was shown through strong and positive correlations between the composite motivational measures examined in the study. Establishing this link makes the justification and reasons for employing motivational strategies in the classroom become much more clear.

Method

Participants

16 Japanese university students, all of whom were sophomores or above, participated in this study. The students belonged to two different faculties: Foreign language and Law. English was a required subject for both groups. The participants had failed the *Reading Strategies I* class, whose focus was how to read English passages effectively. Therefore, they had to take the same class again with a different teacher.

Data Collection Procedure

A questionnaire was produced, and it mainly targeted the three areas of (a) class benefits, (b) level of class difficulty, and (c) the impressions of teachers according to the idea of six variables mentioned

in the introduction (See Appendix A) . The questionnaire included nine questions, 12 five-point Likert scale items ranging from 1 (*definitely not*) to 5 (*definitely yes*) subsumed within some of the questions, three questions eliciting comments regarding reasons for answers chosen in previous questions, and one free comment section regarding anything the participants desired to convey. The questionnaire inquired about both the first and second class that the participants had taken. The questionnaire was administered at the end of the semester of the second class. It was completed anonymously, which took about 10 minutes, while the teacher was not present.

Data Analysis

All the questionnaire data were entered into a Microsoft Excel file in order to calculate the mean, median, mode, standard deviation, and range of the participants' answer scores to the questions. Then, taking Dörnyei and Ushioda's (2011) suggestion, we decided to use Williams and Burden's (1997) framework of L2 motivation to classify the participants' comments by the different internal and external motivational elements they displayed. We also referred to Dörnyei and Ushioda's (2011) simplified table of Williams and Burden's (1997) framework when assigning categories to students' comments because it listed all factors in an easily readable and accessible table (See Appendix B).

Results

Table 1 shows the results of the first question about the class benefits. The mean, median, and mode were higher in the second class, which indicates that the second class seemed to be slightly more beneficial in maintaining their English reading skills than the first class.

Table 1 . Was the Class Sufficiently Useful in Maintaining Your Reading Skills? (n=16)

	1 st class	2 nd class
Mean	3.313	4.063
Median	3	4
Mode	3	5
SD	0.946	0.854
Range	3	2

Additionally, some participants wrote comments to support their answers. There were eight comments in total:

1. "In the second class, the teacher let us learn English in various ways, which I thought was very meaningful."
2. "In the first class, we just read the textbook."

Reducing the Number of Failing Students

3. "The distance between teacher and student was closer in the second class."
4. "After failing the first class, I realized that learning English really depends on one's motivation through the second class."
5. "I was able to choose the second class from some selections, which made my second time learning successful."
6. The second class pushed us to make an effort to read, so I liked it."
7. "The second teacher was simply fun and motivated us."
8. "The second teacher let us learn from the basic reading strategy."

The results of our question, which asked about the students' opinions of class difficulty showed that most students were neutral as shown in Table 2. Answers as to whether the level of the class affected the students' attendance in the third question looked varied as shown in Table 3. From the results, no tendency could be interpreted; however, it should be noted that both classes seemed to have almost identical results.

Table 2. Was the Degree of Class Difficulty Appropriate for You? (n=16)

	1 st class	2 nd class
Mean	3.438	3.500
Median	3	3
Mode	3	3
SD	1.031	0.966
Range	4	3

Table 3. Did the Degree of Class Difficulty Affect Your Attendance? (n=16)

	1 st class	2 nd class
Mean	3.000	3.250
Median	3	3.5
Mode	3	5
SD	1.506	1.612
Range	4	4

Table 4 shows the results of teachers' enthusiasm that the students perceived in class. It shows that the teacher from the second class seemed to be viewed as a more enthusiastic teacher than the teacher from the first class since the mean, median, and mode in the second class were very high compared to the ones found in the first class. Also, the dispersion level is quite low as well as the range.

Table 4. Did You Feel the Teachers' Enthusiasm in Class? (n=16)

	1 st class	2 nd class
Mean	3.000	4.688
Median	3	5
Mode	1	5
SD	1.506	0.479
Range	4	1

Table 5 displays how motivated students were by the teachers' encouragement. It showed the same tendency as Table 4, which means that the teacher from the second class seemed to be more successful in motivating students than the teacher from the first.

Table 5. Were You Ever Motivated to Learn by the Teachers' Encouragement? (n=16)

	1 st class	2 nd class
Mean	2.938	4.500
Median	3	4.5
Mode	3	4
SD	1.340	0.516
Range	4	1

Table 6 reveals how motivated students were by the teachers' knowledge and teaching style. Judging from the mean, standard deviation, and range, which had approximately a one-point difference, it may show that the participants recognized that the knowledge and teaching style of the second teacher positively affected their motivation slightly more than that of the first teacher.

Table 6. Did the Teachers' Knowledge and Teaching Style in Class Affect Your Motivation in Learning English? (n=16)

	1 st class	2 nd class
Mean	2.813	3.875
Median	3	4
Mode	3	4
SD	1.424	0.885
Range	4	3

Also, the participants wrote the following comments when answering the questions in Table 4, 5, and 6.

1. "The second teacher said to me "ganbatte! (cheer up) , and her encouraging characteristics

made me accept her words gratefully.”

2. “The second teacher often talked to me and asked me how my studying was going.”
3. “The second teacher said to me ‘you can do it!’ and I was very motivated by this.”
4. “The second teacher said to me, ‘let’s study English hard together!’”
5. “The second teacher understood how hard I was trying to study English. Though I think I am a fool, the teacher kept encouraging me by telling me that I was not a fool.”
6. “The second teacher praised my homework!”
7. “The second teacher sometimes used English movies with subtitles. It was very interesting. Totoro’s English version was strange and fun.”
8. “The second teacher was a fluent English speaker. The teacher looked cool.”

Discussion

Now we will consider the reasons why the second class seemed to be slightly more beneficial in maintaining students’ English skills than the first class according to the results shown in Table 1.

There are several factors to consider. First, most of the comments students provided seemed to be influenced by various internal and external motivational factors of Williams and Burden’s (1997) framework (See Appendix C). The internal factors observed in the students’ comments include almost all components except for “developmental age and stage.” The external factors mainly include the microfactor “teachers” subsumed by the macrofactor “Significant others” and the microfactors “comfort” and “resources” subsumed by the macrofactor “The learning environment.” Thus, the content of the comments participants wrote showed that a wide variety of internal factors as well as the external factors of the teacher creating a suitable learning environment affected their opinion of how beneficial the class was in maintaining their English reading skills. Guessing from the comments, it seems that the second teacher successfully employed activities that aroused the students’ curiosity and kept them challenged. It also seems that the students were encouraged to have a sense of autonomy to set their own goals, which may have led to minimizing their negative feelings and attitudes toward themselves and learning English.

Regarding the appropriateness of the degree of class difficulty, Table 2 and Table 3 showed that most students were neutral about both classes. No tendency could be interpreted. This may be because the university English program has its system to place students according to their English proficiency levels when they entered this English program, and teachers are told their class levels as well as lists of textbooks appropriate for each level which were already chosen by the program board members. Each

teacher is to choose a textbook from the list, and plan lessons. Therefore, one possible reason why no students answered in extremely negative ways about the class level could be that the university English program is successful in placing students in the appropriate one. Another possible reason is that the Likert scale we employed has five points, which allows students easily to score the middle score “three” when they are not quite sure. Therefore, the result may possibly mean that the students were not able to judge their own level objectively.

The students’ comments about teachers (see Appendix C) seem to display a certain pattern that helps us understand why the teacher from the second class seemed to be perceived as a more enthusiastic and knowledgeable teacher than the teacher from the first class. In almost all comments, the microfactor “anxiety, fear” subsumed by the macrofactor “Other affective states” appeared often. As for the external factors, the microfactor “the nature and amount of feedback and appropriate praise” found under the macrofactor “The nature of interaction with significant others” was notably prevalent. It may indicate that the second teacher cared not only about class practice, but also about interaction with the students, giving feedback and praise quite often. It may sound quite normal that teachers interact with students, but when teachers become busy, it may be difficult to talk to each individual. Busyness notwithstanding, considering the comments made by the students, the second teacher seemed to take scrupulous care of the students, which seemed to be well accepted, appreciated, and clearly noticed by them.

Conclusion

This study investigated ideas for reducing the number of repeaters. The results of this study indicate that students seem to benefit from a variety of learning environments that require them to participate more actively rather than simply reading English. Therefore, teachers may need to create a learning environment where students can be actively involved. Also, our study seems to show that motivational strategies do influence students’ motivated behavior. Displaying teacher motivated behavior, such as giving words of praise to the students continuously over the course of a semester, seems to positively affect students’ attitudes toward learning, which seems to increase their motivation, and seems to lead to the positive outcome of passing the class. This assumption is supported not only by the results presented in this study but also by the fact that all repeaters passed the second class. Interestingly, several motivational strategies compiled in the top ten motivational strategies list presented in Dörnyei and Csizér’s (1998) study were used effectively to produce positive outcomes in this study. As previously mentioned, the positive outcome of passing the class was achieved by all students in the class, and it should also be noted that the students’ general attitudes towards learning English seemed to be

improved.

For future studies, there are some things that should be carefully improved. First, the sample size should be increased. Our study only included 16 participants, and only the half of them wrote their comments. In order to provide stronger evidence in support of motivationally based teaching, a larger sample size will be needed. Furthermore, only descriptive statistics were calculated, so, in order to obtain more accurate and detailed results, both the quality and quantity of the questionnaire need to be improved, and inferential statistics should be used. Another thing is that students were asked to answer the questionnaire only at the end of the second class semester. It means that they may not have remembered the first class and its teacher well enough compared to the second class and its teacher. Thus, in the future studies, the timing of the questionnaire should be carefully planned.

References

- Alrabai, F. A. (2011). Motivational instruction in practice: do EFL instructors at King Khalid University motivate their students to learn English as a foreign language? *Arab World English Journal*, 2, (4), 257 – 285. Retrieved from <http://www.awej.org/images/AllIssues/Volume2/Volume2Number4Dec2011/9.pdf>
- Bernaus, M., & Gardner, R. C. (2008). Teacher motivation strategies, student perceptions, student motivation, and English achievement. *Modern Language Journal*, 92 (3), 387 – 401. Retrieved from [users.telenet.be/cr32258/language motivation.pdf](http://users.telenet.be/cr32258/language%20motivation.pdf)
- Cheng, H. F., and Dörnyei, Z. (2007). The use of motivational strategies in language instruction: The case of EFL teaching in Taiwan. *Innovation in Language Learning and Teaching*, 1, 153 – 174. doi: 10.2167/illt048.0
- den Brok, P., Levy, J., Brekelmans, M., & Wubbels, T. (2005). The effect of interpersonal behavior on students' subject-specific motivation. *The Journal of Classroom Interaction*, 40 (2), 20 – 33. Retrieved from http://www.academia.edu/234334/The_effect_of_teacher_interpersonal_behaviour_on_studentsubject-specific_motivation
- Dörnyei, Z. (2001) *Motivational strategies in the language classroom*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Dörnyei, Z., & Csizér, k. (1998). Ten commandments for motivating language learners: results of an empirical study. *Language Teaching Research*, 2 (3), 203 – 229. Retrieved from <http://www.zoltandornyei.co.uk/uploads/1998-dornyei-csizer-ltr.pdf>
- Dörnyei, Z., & Guilloteaux, M. J. (2008). Motivating language learners: A classroom-oriented

- investigation of the effects of motivational strategies on student motivation. *Tesol Quarterly*, 42(1), 55 – 77. Retrieved from
<http://www.zoltandornyei.co.uk/uploads/2007-guilloteaux-dornyei-tq.pdf>
- Dörnyei, Z., & Ushioda, E. (2011). *Teaching and researching motivation*. Harlow: Longman
- Guilloteaux, M. J. (2010). Caring behaviors of highly motivating and less motivating Korean teachers of English. *The New Korea Association of English Language and Literature*, 52 (2), 329 – 354. Retrieved from
http://www.academia.edu/1132002/Caring_Behaviors_of_Highly_Motivating_and_Less_Motivating_Korean_Teachers_of_English
- Guilloteaux, M. J. (2013). Motivational strategies for the language classroom: Perceptions of Korean secondary school English teachers. *System*, 20, 1 – 12. Retrieved from
<http://dx.doi.org/10.1016/j.system.2012.12.002>
- Sugita, M., & Takeuchi, O. (2010). What can teachers do to motivate their students? A classroom research on motivational strategy use in the Japanese EFL context. *Innovation in Language Learning and Teaching*, 4 (1), 21 – 35. doi:10.1080/17501220802450470
- Williams, M., & Burden, R. (1997). *Psychology for language teachers*. Cambridge: Cambridge University Press.

Appendix A

The questionnaire

This is a questionnaire about the first and the second *Reading strategies* I classes you took. Please circle the numbers to answer the following questions. We would like to use the information we gain here for our future classes.

About class:

Q1. Was the class sufficiently useful in maintaining your reading skills?

1st class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

2nd class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

Q2. Please write your frank opinion on why you think so in Q1.

Q3. Was the degree of class difficulty appropriate for you?

1st class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

2nd class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

Q4. Did the degree of class difficulty affect your attendance?

1st class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

2nd class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

About teachers:

Q1. Did you feel the teachers' enthusiasm in class?

1st class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

2nd class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

Q2. Were you ever motivated to learn by the teachers' encouragement?

1st class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

2nd class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

Q3. Please write down examples of Q2 if you have any.

Q4. Did the teachers' knowledge and teaching style in class affect your motivation in learning English?

1st class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

2nd class) definitely yes 5 4 3 2 1 definitely not

Q5. Please write down the example of Q4 if you have any.

Please write down any comments freely if you have.

Thank you very much.

Appendix B

Table 3.2 Williams and Burden's framework of L2 motivation
(Williams and Burden, 1997)

INTERNAL FACTORS	EXTERNAL FACTORS
Intrinsic interest of activity: • arousal of curiosity • optimal degree of challenge Perceived value of activity: • personal relevance • anticipated value of outcomes • intrinsic value attributed to the activity Sense of agency: • locus of causality • locus of control RE process and outcomes • ability to set appropriate goals Mastery: • feelings of competence • awareness of developing skills and mastery in a chosen area • self-efficacy Self-concept: • realistic awareness of personal strengths and weaknesses in skills required • personal definitions and judgements of success and failure • self-worth concern • learned helplessness Attitudes: • to language learning in general • to the target language • to the target language community and culture Other affective states: • confidence • anxiety, fear Developmental age and stage Gender	Significant others: • parents • teachers • peers The nature of interaction with significant others: • mediated learning experiences • the nature and amount of feedback • rewards • the nature and amount of appropriate praise • punishments, sanctions The learning environment: • comfort • resources • time of day, week, year • size of class and school • class and school ethos The broader context: • wider family networks • the local education system • conflicting interests • cultural norms • societal expectations and attitudes

Appendix C

About Class

Comment (C)1: “In the second class, the teacher let us learn English in various ways, which I thought was very meaningful.”

Internal factors	External factors
-Intrinsic interest of activity • arousal of curiosity	-Significant others: • teachers
-Perceived value of activity • personal relevance, • intrinsic value attributed to the activity	-The learning environment • resources
	-The nature of interaction with significant others: • mediated learning experience

C2: “In the first class, we just read the textbook.”

Internal factors	External factors
-Intrinsic interest of activity • arousal of curiosity • optimal degree of challenge	-Significant others: • teachers
	-The broader context • Conflicting interest
	-The learning environment • resources

C3: “The distance between teacher and student was closer in the second class.”

Internal factors	External factors
- Other affective states • (no) anxiety, fear	-Significant others: • teachers
	-The learning environment • comfort

C4: “After failing the first class, I realized that learning English really depends on one’s motivation through the second class.”

Internal factors	External factors
-Sense of agency • locus of causality • locus of control RE process & outcomes? • ability to set appropriate goals	-Significant others: • teachers
-Self- concept • personal definitions and judgments of success and failure	
-Attitudes • to language learning in general • to target language	
-Mastery • self-efficacy	

C5: “I was able to choose the second class form some selections, which made my second time learning successful.”

Internal factors	External factors
-Sense of agency • locus of causality • locus of control RE process and outcomes	-Learning environment • time of day, week, year, and size of class

C6: “The second class pushed us to make an effort to read, so I liked it.”

Internal factors	External factors
-Intrinsic interest of activity • optimal degree of challenge	-Significant others • teachers
-Perceived value of activity • personal relevance • anticipated value of outcomes • intrinsic value attributed to the activity	-The learning environment • class ethos
-Sense of agency • locus of causality • locus of control RE process & outcomes	
-Mastery • feeling of competence • self-efficacy	
-Attitudes • to language learning in general • to the target language	

C7: “The second teacher was simply fun and motivated us.”

Internal factors	External factors
-Intrinsic interest of activity • arousal of curiosity	-Significant others • teachers
-Attitudes • to language learning in general	-The learning environment • comfort
-Other affective states • (no) anxiety, fear	

C8: “The second teacher let us learn from the basic reading strategy.”

Internal factors	External factors
-Intrinsic interest of activity • optimal degree of challenge	-Significant others • teachers
-Perceived value of activity • personal relevance	-The learning environment • resources • comfort
-Self-concept: • realistic awareness of personal strength and weakness in skills required	-The nature of interaction with significant others: • mediated learning experience
-Mastery • feelings of competence • awareness of developing skills and mastery in a chosen area	

Reducing the Number of Failing Students

About Teachers

C1: “The second teacher said to me “ganbatte!” (cheer up) , and her encouraging characteristics made me accept her words gratefully.”

Internal factors	External factors
-Attitudes to language learning in general	-Significant others teachers
-Other affective states (no) fear, anxiety, - confidence	-The nature of interaction with significant others the nature and amount of feedback
	-The learning environment comfort

C2: “The second teacher often talked to me and asked me how my studying was going.”

Internal factors	External factors
-Attitudes to language learning in general	-Significant others teachers
-Other affective states (no) fear, anxiety	-The learning environment comfort
	-The nature of interaction with significant others the nature and amount of feedback

C3: “The second teacher said to me, ‘you can do it!’ and I was motivated by this.”

Internal factors	External factors
-Sense of Agency: - locus of causality - locus of control RE process and outcomes	-Significant others teachers
-Other affective states - confidence (no) anxiety	-The nature of interaction with significant others - the nature and amount of feedback - the nature and amount of appropriate praise
	-The learning environment comfort

C4: “The second teacher said to me, ‘Let’s study English hard together’.”

Internal factors	External factors
-Other affective states (no) anxiety, fear	-Significant others teachers
	-The learning environment - class ethos - comfort
	-The nature of interaction with significant others the nature and amount of feedback

C5: “The second teacher understood how hard I was trying to study English. Though I think I am a fool, she kept encouraging me by telling me that I was not a fool.”

Internal factors	External factors
-Self-concept • self-worth concern • learned helplessness	-Significant others • teachers
-Other affective states • confidence • anxiety, fear	-The nature of interaction with significant others • the nature and amount of feedback • the nature and amount of appropriate praise
	-The learning environment • comfort

C6: “The second teacher praised my homework!”

Internal factors	External factors
-Mastery • feelings of competence • self-efficacy	-Significant others • teachers
-Other affective states • confidence • (no) fear, anxiety	-The nature of interaction with significant others • the nature and amount of feedback • the nature and amount of appropriate praise
	-The learning environment • comfort

C7: “The second teacher sometimes used English movies with subtitles. It was very interesting. Totoro’s English version was strange and fun.”

Internal factors	External factors
-Intrinsic interest of activity • arousal of curiosity	-Significant others • teachers
-Attitudes • to language learning in general • to the target language	-The learning environment • resources • comfort
-Other affective states • anxiety, fear	-The nature of interaction with significant others: • mediated learning experience

C8: “The second teacher was a fluent English speaker. She looked cool.”

Internal factors	External factors
-Intrinsic interest of activity • arousal of curiosity	-Significant others • teachers
-Attitudes • language learning in general • to the target language	-The broader context: • Societal expectations and attitudes

大津理香 (常磐大学 国際学部 助教)

Gonzales, Francisco (Academic Coordinator, Intensive English Language Center,
Extended University Division, California State University, Bakersfield)

研究ノート

時事に現れた日本の諸課題とその共通要因

— 「提言的日本人論」による改善策の考察：
「思考・行動様式まで問われている」ことへの国民的「気づき」の必要性

小 磯 滋

**An Attempt to Identify the Common Causes of the Problems of Japan
— with a proposed approach to the current issues from an angle of the Japanese way of thinking**

まえがき

現在、日本には政治から社会にいたるまで重大、深刻な課題が山積み続けている。課題ごとにどのような立場を取るかは別として、「特定秘密保護法」「集団的自衛権是認」といった国の方向を大きく変える一連の重大政策に関する与党の強引とも言える政権運営、後を絶たない国会議員の「政治とカネ」の問題、解消されない「年金崩壊」の危機、都議会を含む地方議員の公金不正使用容疑や低劣さの露呈、福島第1原発事故処理で後を絶たない深刻な報告、国際競争激化の中で懸念される労働生産性の低さ、改善のきざしが見えないいじめ問題等々、その数は尋常でない。

こうした課題続出の背景には、何か共通の要因があるのではないか——日本の現状を見ていて、筆者は、数十年続いている日本のさまざまな事柄の観察と考え合わせ、その発生の要因として、日本社会あるいは我々日本人一般が持ち合わせている共通の何かがあり、それを突きとめ、その改善を図らなければ課題は続出し続けるのではないかと考えてきた。考察の結果、日本人に特徴的な思考・行動様式をあらたな視点で特定するだけでなく、それを生む心理的動機からさらにその淵源まで見出し、相互の因果関係に基本的に法則性（経験則）ありと考えるに至った。そして、日本の課題をその考えに照らして整理すれば、日本社会の状況改善策を探る上で何かの役に立つのではないかと考え、本稿をまとめることにした。

本稿に関心を寄せて下さる方の便宜のため、ここでその考察から得た結論を要約すると次のようになる。日本の課題の多くを生んでいる要因として、我々日本人の思考・行動様式があり、状況改善のためにその様式まで問われている、というあらたな認識が必要なのではないか。我々日本人

に頻繁に共通して見られ、指摘されることもある主要な思考・行動様式に：(i)「自己主張を控える」；(ii)「物ごとをハッキリさせない（あいまいにする）」；(iii)「控え目を好しとする」；(iv)「“いい人”でいようとする」；(v)「周囲にどう思われるかを重視する」；(vi)「言い訳を用意しながら発言・行動する」；(vii)「権威を有難がる（権威信奉）」；(viii)「集団志向・人間関係重視・仲間意識が強い」——がある。そして、こうした思考・行動を生む心理的動機は：①『敵を作りたくない』；②『嫌われたくない』；③『恥かしい・きまり悪い思いをしたくない』；④『“波風”・異質への不安・抵抗感』；⑤『権威・有力者・仲間に期待する』——に集約できる（この思考・行動様式と動機を合わせて以下「日本人の特徴」。第2章で詳述）。さらに、「日本人の特徴」を生み出す淵源は、日本という「逃げ場のない狭い閉鎖社会」（国だけでなく、社会的・心理的に形成される部分社会を含む）にあり、「日本人の特徴」は、その社会で“うまく”生きるための“知恵”として醸成され機能してきたと見ることができる。

もう一つ、「日本人の特徴」を生むと考えられる要素が別にある。それは「強い情緒性」である。卑近な例として、「美談・感動話に弱い」「議論が感情的になる」「報道にも感情が込められる」などの傾向が挙げられる。「強い情緒性」の淵源は解明困難だと思うが、そこに潜む危険性として、真実を覆い隠したり、あるべき姿から目を逸らせるために利用したりされかねないことがあり、無視できない重要なことと考える。その問題意識から、本稿では「強い情緒性」も勘案してテーマの考察をする。

そして、日本の課題と「日本人の特徴」の因果関係への国民的気づきとその省察に基づく一定の行動——『嫌われたくない』ために「“いい人”でいようとする」等我々の無意識の発想・言動を見直し、抑制するなど——によって状況の改善が図れると考える（以上の考えを総合して以下「提言的日本人論」）。

過去40年以上、留学と海外赴任を含め諸外国（人）との接触・交流が多かったこともあり、日本と日本人についてつねに考えてきた。その中で、自分が生まれ育った日本が、内外から見て多くの重大な課題を抱えている現実を前に残念に思うと同時に、その改善のために自分の観察と考察を何かの役に立てられないものかと考えてきた。そして、課題の背後にある共通の思考・行動様式にとどまらず、何がそれを生み出しているのかまで遡ることによって改善・解決策を見出せるのではないかと考えた。

その一環で、筆者は2006年、常磐大学来訪の留学生向けの授業用を主目的に、それ以前の約30年の観察と考察をもとに、英文で日本人論をまとめた（「An Invitation to the Inner Mind of the Japanese — Toward a Theory of the Japanese Way of Thinking」『常磐国際紀要第10号』2006年3月）。多くの先人の日本人論も参照した上、日本人一般に共通して観察される思考・行動様式を自分なりの視点で整理し、そうした様式を生み出す動機と淵源を探り、考察した。本稿はそれを下敷きにしているが、

その後も、現在に至るまで基本的に結論は変わらず、むしろ当時の考えを支持・補強する材料が蓄積され続け、より広範な事象を説明できるようになったことから、法則性ありと考える域に達した。そこで、これまでの考察の結果を同じテーマであらためてまとめたものである。

日本人の思考・行動様式については多くの研究があるが、現象・特徴を指摘するにとどまったり、かぎられた側面へのアプローチであったり、また、原因にまで遡ることに欠けるきらいがあった。さらに、我々はどうすべきかまで言及したものは見当たらない。筆者は、かねてから我々日本人の思考・行動様式の淵源まで突き止めたいと考えてきた。そして、課題続出という日本の状況に鑑み、重大あるいは深刻な課題発生の共通要因を「日本人の特徴」とその淵源に照らして考察することによって改善策を探り、提案したいと考えた。提案内容を縮めて言えば、状況改善のため、「日本人の特徴」まで問われているという国民を揚げた「気づき」とその省察に基づくいくつかの「行動」(努力)である。「提言的日本人論」はその改善のための一つのアプローチとしてまとめたものだが、その目的から、諸説も視野に入れ、可能なかぎり総合的な考察をこころがけた。その結果を整理したものが図 1 である。

思考・行動様式は生育の過程で形成されたものだから変えることなどできない、と考える向きが多いであろうことは承知している。しかし、日本の課題続出は、あきらめの許されない状況にあり、改善のためのあらゆる方法・アプローチを必要としているのではないだろうか。今や「提言的日本人論」のような新しい視点からのアプローチも動員して改善策を探ることが必要だと考える。あきらめてはいけないと思う。そう考えるのは、本稿で取り上げる課題をはじめ数々の重要課題に対し、少しでも早く有効な策が次々に講じられないと、諸領域の状況の悪化によって、我々日本人が、これまでのような生活を維持できなくなる事態も予想しうるからである。国民の「将来不安」の現実化(年金崩壊や他の社会保障制度の不備による高齢者の行き詰まり、教育体制の悪化等)、景気の悪化(「将来不安」による消費低迷や産業の国際競争力低下等による)、日本経済の行き詰まり(国の財政破綻のおそれ、雇用不安、地方の衰退、所得格差拡大等)、原発事故再発による生活基盤の破壊、日本の海外での武力行使(ひいては戦争)現実化の懸念など、よく考えると不安材料は多々ある。

あきらめない努力が無駄でないことを示す例はあるし、理性を持ち合わせた人間の思考・行動であるから、調整不可能ということはないだろうと考える。国レベルで「民度が上がり、人々の行動も街の清潔さも改善された」といった報告は参考になるであろう。私事になるが、典型的な日本人と自覚する筆者は、大学時代までに身につけていた「日本人の特徴」を相当程度変えることができた。大学卒業後、約 30 年間勤務した日本企業の企業文化(社風)と仕事上の必要が相まって、「日本人の特徴」の問題点に「気づき」、納得していくつかの是正、補正、抑制などの「行動」(努力)を重ねた。そして、「特徴」を必要な程度以上に変えることができたことは、自他ともに認

めるところとなった。

なお、本稿では、「日本人」を、少くとも祖父母以降の直系親族全員が日本で生まれ育ち、日本に在住する人々として考察する。また、「日本人の特徴」は、日本人だけが持ち合わせているものというのではなく、日本人に相対的に顕著に見られる特徴ということである。人間としての思考・行動様式は、どの国民、民族、人種にも共有されていて当然であるが、そのうちどの部分が顕著に現れるかは、居住地域の風土の影響などもあり国民、民族、人種などによって異なると考えられる。また、誤解を防ぐために付け加えると、本稿の目的から、多々ある日本人の美点（同じ特徴が美点・長所として現れる場面・事例）への言及は割愛し、課題として現れる事項のみに焦点を当てた。

日本社会の課題は枚挙にいとまないが、本稿では、基本の明確化、紙面の制約などのため、取り上げる課題は、重大あるいは深刻で恒常的、構造的と思われるものにしぼった。同じく、大づかみあるいは単純化も是とした。これは、テーマの大きさから、広範で多岐にわたる問題を取り上げ、専門分野、知見、能力を超える冒険をしているため当然のことでもある。だが、本稿で示す内容は、筆者が日本人の一人としてつぶさに観察し、考察を重ね、また多くの日本人および外国人との間で検証をくり返し、支持・共感を得てきたことも事実である。これらの点について、寛大なご理解を頂き、本稿の視点と提言の内容に焦点を当ててご覧頂ければ幸いである。

本稿が日本の将来のために何らかの役に立つことを信じ、これを多くの方々にご覧頂いて一部でも参考にして頂けることを願う次第である。

第1章 時事に現れた日本の課題と構造的発生要因

まえがきで例示したように、現在の日本はさまざまな領域で多種多様な課題を抱え続けているが、本稿では、マスメディアで大きくまたは頻繁に取り上げられてきた諸問題（時事）で、中長期的視点から改善・解決を要するものを課題として考察する。まず、諸課題を列举すると：国の方向を変えるような政策に関する与党の強引な政権運営（特定秘密保護法成立、集団的自衛権是認、武器輸出三原則の変更他）；「年金崩壊」の危機；1000兆円を超す日本の借金；「失われた20年」の総括・省察のないまま「アベノミクス」と名づけて推進される従来型の政策；半世紀以上もの実質的政権交替の不在；政権交替がないままの頻繁な首相・閣僚交替；複数の違憲判決が出ても放置され続ける「一票の格差」；低劣な政治家のレベル露呈と有権者の責任感欠如；選挙・政治に介在し続ける非民主的・非政策的要素（「地盤・看板・カバン」「世襲議員」「派閥」「党内ヒエラルキー」「しこりを残すから党首候補を一本化」「政治とカネ」等）；議員の法律違反（容疑）も「当選で禊」が通用する政治；深刻な選挙投票率低下；磐石な「官僚支配」；福島原発事故対応の危うさと政官業優先の原発再稼働；国際的に見て低い労働生産性；無くならない談合；改善のきざしが見えないいじめ問題；続く学生の学力・思考力低下；子供・若者のコミュニケーション力・マナー・社会

性不足——など、政治から社会にいたるまで深刻な数と質である。

これらは、いずれも報道され周知のことであるが、恒常的または構造的と思われるものを選び、その発生の要因を考える。便宜的に「政治・行政」、「産業・企業」、「社会」の 3 つの領域に分けて考察する。

1. 政治・行政

以下に(1)政権交替の欠如、(2)政権交替がないままの首相・閣僚の頻繁な交替、(3)「官僚支配」の 3 点を個別に取り上げるが、発生要因から見ると、その間には因果関係の連鎖があり、政策への民意の反映という面だけを取っても、全体として、民主主義政治システム（民主制）の機能不全ともいうべき状態になっている。そして、その背景に「日本人の特徴」が潜んでいると見ることができる。その連鎖を簡単に示すと：「政策以外の要素（「世襲」、「地盤・看板・カバン」、人間関係等）が強く作用する選挙・政治→政治家・政党の固定的支持→政治家・政党の慢心と鍛練不足→官僚依存→頻繁な首相・閣僚交替→官僚支配」——と表現できる（図 3 参照）。そして、我々国民（有権者）にはそうした構造を作り上げてしまった責任がある、という認識は十分共有されているとは思われない。

(1) 政権交替の欠如と民意反映の偏り—非民主的・政策的要素の作用による固定的支持の帰結：

日本には、第二次大戦後半世紀以上もの間、本格的な政権交替がなかった。ほとんどの期間、実質的に“一党独裁”が続いてきた。この表現が正確さを欠くとすれば、“保守独裁”と言うことはできるであろう。民主制のしくみという点から考えて、異常あるいは機能不全と見るべきことと思われるのだが、そのような明確な指摘は聞かない。近代民主制は、政策・政権運営の是非・成否の評価によって政党・政治家の支持が決まるしくみだと考えれば、同じ政権政党に、半世紀以上もの間、政権を失うような政策導入や政権運営が一度もなかったということは考えにくい。実際、長い間政権を担ってきた自民党には、支持を失ってもおかしくない事態は何度もあった。同党議員の不祥事もさることながら、国民の深刻な将来不安の一つである「年金崩壊の危機」を招き、有効な対策を取らないままにしてきた責任は自民党にある。我々国民にとっては、「年金崩壊」だけでも大きな将来不安（医療・介護を含めるとさらに大きくなる老後の不安）であり、そのために GDP の 6 割を占める個人消費がなかなか伸びないのではないかと考えると、その将来不安が解消されないかぎり日本経済は再生しない、と見ることは十分可能であろう。このこと一つをとっても、その重大さから、自民党は長期間政権を失っても不思議ではなかった。しかし、有権者（の多く）はそれを忘れたかのように、本格的政権交替が始まるかと思わせた民主党から早々に政権を取り上げ、自民党に戻した（2012 年）。「野党がだらしないから」「民主党がダメだったから」という声はよく聞かれるが、その状況を作ったのもまた有権者だったと考えなければならない。あまりにも長い間実質的に同じ政党が政権を独占し、他の政党は政権を担った経験が皆無だったのだから、政権運営に未熟さがあったことには無理からぬ面があると見るべきであろう。だが、もう

少し任せてみるべきだ、という声はほとんどなかった（米国では国民の間に、「新大統領には２期（８年）は政権を任せ、だめなら下りてもらおう」という伝統的意識があるという）。筆者は、国民（有権者）の側に「本格的変化ないし不安定に臆病」という事情があるのではないかと考えているが、そのような指摘は聞かない。自民党政治の“総決算”だったとも言える「失われた２０年」、「１０００兆円を超える日本の借金」、自民党が推進してきた「狭い地震大国」に４０基以上の原子力発電所建設およびその事故で明らかになった予防・対応策の不備、原発事故後の冷却汚染水処理体制の不備（浄化ではなく貯蔵のみ等）、安全性検証不足（の指摘）や事故発生時の住民避難体制が未整備でも進められる各地の原発再稼働など、重大な問題が存続し、強引な政権運営が続いても政権交替の見込みは薄い状況（政界の「一強多弱」状態）である。

「世襲議員」、「地盤・看板・カバン」、「政治とカネ」などは、問題視されながらもならない（自民党で、２０１２年に安倍晋三総裁が誕生したときの総裁候補４人は、全員「世襲議員」であった）。また、法律違反（容疑）のあった議員も「当選で禊が済んだ」といった関係者の意識にも、民主制の運営上看過できないものがある（大きな非難は聞こえてこない）。「一票の格差」の問題も、「違憲・違憲状態」の判決が複数（最高裁の判決を含む）出てもまだ放置状態が続いている。法治国家でもある日本の民主制は、機能していると言えるのだろうか。これらのことは、日本の政治・選挙には「政策以外の要素」（非民主的・政策的要素）が強く作用していることを示している、と言えるのではないだろうか。

選挙が「政策以外の要素」で動き、同じ政治家に対する固定的支持をもたらしている事情を示す例がある。筆者はかつて、テレビ局の取材で、一人の有権者が取材カメラが回中、地元選出の議員に対し「この集まり（地元関係者の祝儀が葬儀）に花輪の一つもくれないのでは、応援を続けられなくなる」と言っている場面をテレビ画面で見た。「政治とカネ問題」につながる事情の一端を示す例だと思った。「恩義ある〇〇先生を落選させて恥をかかせるわけにはいかない。今こそ恩に報いるときだ。」と言った有権者達の話さえ聞いたことがある。これは、「何があっても〇〇先生・〇〇党」の図式であり、そうした姿勢も政権交替欠如の一因になっているのではないだろうか。

かねてから指摘されているが、政権交替欠如の主な弊害として、(イ)政権党を支持しない有権者の意向（民意）がいつまでもたっても政治・政策に反映されないこと、(ロ)政党・政治家が鍛えられず、長期には慢心も生まれ易くなる（横暴な政権運営にもつながる）こと、(ハ)与党議員は緊張感を欠く反面、継続的支持の確保に注力する（支持者が議員の頻繁・丁寧な「選挙区回り」を当然視している地域もめずらしくはないようだ）あまり、勉強も研鑽もおろそかになり官僚依存につながりやすいこと、(ニ)官僚機構との関係が親密になり過ぎ「なれ合い・もたれ合い」（“癒着”と言われることもある）も起きやすいこと、などがある。

このように見てくると、「強引な政権運営」も上記のような事情の帰結と言うべきものであることがわかる。集団的自衛権是認という事実上の憲法改正を、一内閣による解釈と閣議だけで決定す

るという動きに代表される政府の強引と言うべき政権運営が続く。国論が大きく分かれる政策であるが、十分な議論がないまま進められる。それでも、政権交替が起きるきざしはない。国会（衆院）で圧倒的多数を与えられた政権ゆえ、予想できた動きでもある（自民党は長年、「好き放題おやり下さい」と解釈できる支持を得ている）。政権運営が横暴・強引だとしても、それは結果であり、それを可能にしているのは、それを許す与党への根強い圧倒的支持である。それも、半世紀を優に超える長期間、固定的に続いてきた支持である。「年金崩壊の危機」、「失われた 20 年」、「1000 兆円を超える日本の債務」のいずれにも主要な責任のある自民党は、政権を握り続けている。あらゆる情報・知見を持ち、関連政策を立案・運用してきた官僚機構にも大きな責任があると思うが、そうした指摘は少ない。一方では、国民（特に若者）には政治無関心・諦め、選挙での棄権などが進展している。棄権者が政策に不満を述べる様子を見聞きしていると、棄権・“お任せ民主主義”には、結果をそのまま引き受けなければならない責任がある民主制についての理解欠如があるように見える。

(2) 政権交替がないままの頻繁な首相・閣僚交替と政治の信頼喪失―「大臣ポストの目的化・分配・争奪」構造：

周知に属するが、戦後（1945 年以降）の内閣成立回数を見ると、約 70 年の間に成立した内閣は 36 に上る。1 内閣の存続期間は、平均すると 2 年にも満たない。2 年以上続いたのは 12 内閣、5 年以上続いたのはわずか 3 内閣である。存続期間が 1 年以下だった内閣が 11 もある。閣僚交替を見ると、最近 8 年間（第一次安倍内閣以降）だけで、不祥事、失言が原因で交替した大臣だけでも 16 人に上る。毎年 2 人の大臣が交替していたことになる。それに内閣改造による閣僚交替が加わる。また、戦後、内閣による国会解散は 25 回あった（2014 年 12 月現在。世界第 1 位）。

このような状況で、各大臣はきちんと任務を果たしていたのか、また、どのようにして行政が機能してきたのか、不思議に思わざるを得ない。だが、そのような問題提起はあまりされてこなかった。内閣改造、閣僚の更迭、辞任など、事情はいろいろにしても、戦後の首相と閣僚の在任期間はあまりに短い。各大臣が取り組む課題は一つひとつが大難題であり、この頻度では、首相、閣僚がどんなに有能でも任務をきちんと遂行できるとは思えない。かつて、あるジャーナリストが、リー・クアンユー元シンガポール首相から「日本はなぜこれほど頻繁に首相が交替するのか」と聞かれ、答えに窮したという（その質問には、それできちんと任務が遂行できるのか、日本の信用に影響する、という含意があったようだ）。本稿の考察は、同元首相の質問への答えにもなるはずである。

頻繁な首相・閣僚の交替があった基本的な理由を考えると、政治家の意識と政権政党（自民党）内の事情から、大臣ポスト獲得が目的化し、“大臣ポストの争奪・分配”が行われてきたのではないかと考えられる。できるだけ多くの党員に大臣経験の機会を与えるためと考えられる（大臣ポスト獲得には、親・先祖議員の存在、党内派閥、集金力、当選回数等が重要な意味を持つとされる）。現に、一部ジャーナリストも、自民党では、総裁が、党内各派閥からの要望に応じ、派閥の力関

係を勘案して大臣ポストを派閥に“分配”してきた、という見方を示している。自民党内の派閥間勢力争いによる「首相（総裁）下ろし劇」が報道されたことも何度かある。大臣ポストが政治家の目的になり、閣僚任命が“順番待ち”に対応した大臣ポストの“争奪・分配”の結果だとすれば、大臣の多くは、必ずしも担当省庁の業務に能力・適性が十分あるとはかぎらない。また、党内（各派閥）にはヒエラルキーもあって、政治資金集金力、当選回数、先輩・後輩格などによって“順番”が決まる慣例も今では知られている。「世襲議員は党内出世が速いんです」とメディアに言った防衛大臣もいた。そして、大臣ポストを得た議員は「勉強から」はじまり、すぐに交替するのでは担当分野に精通する時間も十分あるとは思えない。大臣就任の際、「三つの用語を知っていれば大臣が務まる」と発言をして顰蹙を買った議員もいた。また、ある大臣は、就任挨拶で担当の財務省の官僚に対し「私の頭は空っぽだからどんどん洗脳してほしい」と言ったことが取り上げられたこともある（朝日新聞 2007 年 11 月 21 日）。このような実態でどうして行政が機能するのか。上記のような状況でも行政が機能しているのは、行政を事実上すべて官僚が動かしているからと考えざるを得ない。「日本の官僚は能力が高い」という外国からの評価も知られている。問題は、そうしたことを認識している国民が必ずしも多くないように見えることと、政治・行政が官僚任せの状態になっていることである。官僚は、政策導入では民意を優先する立場にはなく、民意を反映させるのは政治家（大臣）であり、大臣が意思決定をし、官僚に指示を出すことによって民意が反映されることになっているはずである。

(3) 「官僚支配」と民意反映不十分な硬直的行政—政治家の鍛錬・主導不足による官僚依存の帰結：

官僚の役割を簡単に言えば、政治が決めた政策を実施することであろう。官僚が政策立案を越え、実質的に決定の役割を担っているという指摘は間々なされ、「官僚支配」と称される状況は今や専門家以外の間でも認識されている（学生に官僚の役割を聞いてみることもあるが、「世の中を仕切ること」と答えることがめずらしくない）。

「官僚支配」の弊害はすでに指摘されているが、主なものとして(イ)政策への民意反映（国会議員の任務）が十分でなくなるおそれがある、(ロ)官僚の属性から、政策（運用）が保守的・硬直的になりがち、(ハ)規制の存続・拡充（＝権限の維持・拡大）の方向になりがち、などがある。この他にも、官僚機構の立場・権限に影響のある行政改革や財政再建（＝予算削減）の壁になりうる、という指摘もなされている。官僚の能力が高いことは国にとって頼もしいことであるが、所期の任務を越えることには問題がある。「官僚支配」の弊害は指摘されながら、その磐石さは揺ぎないようである。「官僚支配」は政権交替欠如と頻繁な大臣交替が生み出したもの（「政権交替欠如・大臣の頻繁な交替→政治家の鍛錬不足→政治の官僚依存→官僚支配」という表現が可能）であり、経済再生を妨げる要因にもなる「岩盤規制」などもその帰結の一つであろう（背後に特定の部分利益追求勢力あり）。消費税の増税は年来の「財務省の悲願」なのだという。そして、増税による増収

の使途に明確さを欠くものがあることは、マスメディアもたびたび指摘している。

上記(1)、(2)で見てきたことから、「官僚支配」が成立したのは、政治家と有権者の側に責任があると考えなければならないのではないだろうか。大臣である政治家が「固定的支持」維持のため、選挙区の方を向きがちになることはかねてから多くの指摘がある。そのために、大臣の任務遂行を官僚に依存しがちになることが始まった、と言われるのは納得の行くところである。政策の策定・運用で政治家が（本来の任務以外に注力して）官僚機構に依存しすぎ、両者間に“癒着”も生まれ易く（「バラマキ型政策は双方の利害が一致」の指摘あり）、ひいては能力ある官僚機構に支配されるに至ったという見方は成り立つ。そして、政治家のそうした行動を許容してきたのは国民（有権者）である。その要因として、やはり国民の「政治家の役目は有権者への個別便益の提供、そういう人を支持」、「官＝権威（口出しできない相手）」というような意識が作用していると思われる。ここでも、有権者の認識不足とそれに基づく政治家・政党と有権者との特殊な固定的相互関係が基礎にあると考えざるをえない。

2. 産業・企業

(1) 福島原発事故で明らかになった予防・対応体制の不備―「原子力村」形成の帰結：

原子力発電推進に当たっては、政府以下「安全」を前提にし、事故の予防策や対処策なども十分に行われてこなかったことは知られるようになった。福島原発事故によって必要となった冷却水処理も、放射性物質の浄化ではなく汚染水の単なる貯蔵という対策しかなかったことからわかる。明らかになったことで重大なのは、「日本では震度 6 以上の地震がいつでもどこでも起きうる」という狭い地震大国に 40 基以上の原発が建造されていたことである。そして、全国的に進んでいる原発再稼働が、強い反対論・安全性検証要請などを押して進められていることも問題である。これらの背景には、「原子力村」という政官業の連携があるとされる（2014 年 7 月 28 日付朝日新聞に「関電歴代首相に年 2000 万円―72 年から 18 年間献金」の記事あり）。少なくとも、地元をはじめとする民間諸方面が要請する事故の省察、安全性の検証等が不十分のままの原発維持・推進の動きは、「政官業優先」であり、「民優先」とは言えないであろう。原発問題は、ひとり電力会社だけのものではなく、政治・行政とも不可分の関係にあることは周知である。その関係の下においてであるが、福島原発事故で明らかになっていることに、(イ)事故予防・対応体制の欠如（訓練、予防・対応の体制・装備等）、(ロ)事故対応体制の不備（汚染水処理を含む装備、組織体制、補償等）、(ハ)「原子力村」形成とそこから生じたと思われる不明確な管理・責任体制などがある。福島原発の事故処理・廃炉作業は、汚染水処理をはじめ「手探り」で行われている状態と言われる。福島原発事故後、凍土壁による汚染水流出遮断策は成功していないし、注入され続ける冷却水の浄化装備はなく、貯蔵するしか方法がないことが明らかになった（事故後 NHK の解説者は、事故直後に建屋爆発を避けるために行った「ベント」（屋内気体放出）の検討の際、必要な「フィルター」（放射性

物質浄化装置）が装備されていなかったことを指摘していた）。これらだけでも、事故対処体制の重大な不備と言えるのではないか。また、原発再稼働は、周辺住民の避難体制（計画）が未整備でも進められようとしている。

福島原発事故の予防・対応が「政官業優先」になったのは、「原子力村」が形成されていたことが大きく関係しているという見方は、事故以来マスメディアでも何度も取り上げられている。政界の支持獲得、官界の権限維持・拡大、業界の便益の三つの利益が合致した形で原発が推進されてきたという見方は周知のことである。

(2) 国際的に見て低い労働生産性ー背景に日本的経営・ビジネス習慣：

日本は、国際的に見て労働生産性が低い状態が続いている。労働生産性の低さは、経済のグローバル化（世界一体化）が進む中、激化を増す国際競争上深刻な課題として懸念されている。労働生産性を示す「一人当たり GDP」で主要先進国中最下位である。同じく、労働者全体に占める長時間労働者の割合も最大である（日本経済新聞 2014 年 6 月 29 日）。最近指摘されるように、長時間労働が多い理由の一つに「気遣い残業」がある。本人の業務は区切りがついて帰宅できる状態にあるが、周囲への配慮から“付き合い”で残業するケースである。また、潜在顧客への売り込みなどで、成約までに営業担当者が何度も足を運び、「可愛がられたり、信用できるヤツだと思われる」といらないと成約に至らない」といった日本ではめずらしくない商習慣も、生産性が高くない要因として指摘される。もう一つ考えられるのは、日本企業に少なくない「決断・リーダーシップよりコンセンサス重視」という意思決定スタイルである。全会一致、稟議書、「関係者の納得」、「根回しが重要」などの意思決定方式はごく一般的である。意思決定に時間がかかることになる。これらはいずれも、日本の企業人には「なるほど」と受け止められるところではないだろうか。日本的商習慣の例とも言える。それは、日本ではそうした経営・ビジネスのスタイルが根強く、変えるのが簡単でないことにもなる。

長時間労働については、それを軽減するため「有給休暇取得を法律で義務化」しようとする動きがあるが、今こそ、企業人の意識改革による改善が望まれるのではないだろうか。

(3) 談合ー「なれ合い・もたれ合い」を背景にした競争回避と産業・経済への悪影響：

談合は、業界によっても差はあるが、非難と反省が行われながらもさまざまな企業の間でくり返されてきた。最近も、2020 年の東京オリンピック開催に向けて始まった、新国立競技場の建設計画が進む中、工事の発注をめぐる現施設解体と新競技場建設の入札に関わる業者間の談合が浮上した（2014 年 10 月）。従来から、建設業界をはじめ日本の産業界ではさまざまな談合事件があった。一時期、米国を含め内外から、日本の業界の体質に問題があるのではないかと非難されたこともあった。

談合については、一部の業界・企業で「ギスギスした競争をして骨身（利益）を削るようなこと

をせず、皆で仲良く話し合い、平等にもうけるのがなぜ悪いのか」という思いがある、ということが知られている。談合の背景にある一面の真理を伝えており、また、そこには日本の古い体質のようなものも垣間見える。社会のさまざまな場にある「なれ合い・もたれ合い」関係の一つの現れ方とも言える。低迷を続ける経済の中、業種・企業によっては、立場の強い納入先（企業）からの強い値下げ要求を単独では断りきれないが、同業他社と連帯できれば価格維持ができる、といった状況に追い込まれることはありうる。そうした事情によって、同業者間で申し合わせて価格の維持・引き上げを実現しようとする場面はあるであろう。また、公共事業の競争入札方式による発注などでは、少しでも利幅を増やしたい業者としては、価格競争を避け、値下げなしに受注したいという誘惑にかられるような事情もあるであろう（また、発注する公共団体などから希望発注価格などを聞き出し、高い提示価格で受注したいといった誘惑が起きることもありうる）。そして、実際に関係業界や公共団体などとの話し合いや情報交換により、競争することなく価格が決められることもある。そうしたケースでは、日本で活発な業界団体活動や業界付き合いが談合の温床になることが少なくない。しかし、競争回避（特に談合）は、資本主義のもとでは市場経済の破壊につながるもので違法（独禁法違反）となるばかりでなく（刑法も、談合を国家利益を害するとして犯罪にしている）、企業自身にとっても、競争回避の結果、技術・競争力が磨かれず、企業・業界の衰退を招くといった“自滅行為”にもなりうるものでもある（特にグローバル競争の進展の中では）。また、公共事業の場合は、税金の不正使用にもなるものであり、許されるものではない。さらに、談合のような競争回避が多くの業界で行われているとすれば、日本産業の「低い労働生産性」の一因になっているのではないか、という視点からも改善を追求する必要がある。日本で独禁法が成立したのは戦後であるが、経済のグローバル化が進展し、国家・企業間の国際競争も激しさを増す中、談合は、もはや改めなければならない発想と行動である。

3. 社会

いじめ問題は、大きな事件が起きたときにだけ報道されるが、いじめは依然としてなくなり、小中高校合わせて毎年十万件単位で（文科省に）把握されているという。学校では校内暴力事件もあとを絶たない。また、教育関係者を悩ませ、社会問題となっている「モンスターペアレンツ」もなくなったという報告は聞かない。また、しつけやコミュニケーション力不足をはじめとする子供・若者たちの基礎能力の不足も問題として解消されてはいない。若者を採用する側の産業界からも指摘が続いている。

「個性教育」も、「今の君のままでいいのだ」というような教育になってしまった面もあり、生徒達が勉強をする心の準備もすることなく登校し、一日を過ごすなどの状況を作ってしまったというジャーナリストもいる。また、大学生の学力は、「全入時代」の背景もあってか、語彙、表現力をはじめ、かつては高校までに身につけていた基礎学力の不足は改善されていない。何より「グロー

バル化」の進展とともに否応なく強化が求められる「考える姿勢と力」には向上の様子はない。

ここでは、このような課題の中から、「いじめ問題」、「学生の考える力・姿勢の不足」、「従来型の発想・行動に潜む課題」を選んで考察する。

(1) 「いじめ」問題―固定した閉ざされた空間が温床：

学校でのいじめ発生は、日本にかぎったことではなく、また人間関係や教育態勢面だけが原因とは言えないであろう。普及した IT（情報技術・機器）による「匿名性」獲得などもいじめを助長する要因ないし背景になっていると思うが、日本のいじめ問題で重要な要素は、やはり日本人の人間関係のありようにあると筆者は考える。

いじめは、複数の生徒が一人（少数）を攻撃する形をとる点では共通している。同一のクラスのような閉ざされた空間で仲間を形成し、特定の者を何らかの「異質」を理由に攻撃・排除・無視することによってダメージを与える、というのが一般的のようである。2014 年には全国で 20 万件の事案が把握されているという。そして、親も学校も有効な対応策が取れず、追い詰められて、いじめから脱するためには転校するしかない、というのも一般的のようである。その学校では逃げ場がないからである。また、いじめをするグループにはリーダー的な人間がおり、ある種のヒエラルキーがあることもあるらしい。グループと一緒にいじめないと自分もいじめの対象にされてしまうからグループの側になる、という事情もあるようだ。また、いじめグループの構成員が、リーダーらの意に反して離脱すると怒りを買って、いじめの対象になることがあるという。いずれも、対策は非常にむずかしであろう。そして、いじめが原因と思われる自殺があっても、なかなか責任の所在が明確にならなかったり、いじめの存在自体がなかなか肯定されなかったりすることが多いことも報道されてきた。

いじめのこうした状況には、「群れる」、「異質を排除（攻撃）する」、「狭い閉鎖社会」、「逃げ場がない」、「敵になりたくないから・嫌われたくないから同調」という要素が共通してあるように思われる（これらは、まさに本稿で言う「逃げ場のない狭い閉鎖社会」の現象である）。また、教育関係者の側にも、（制度的に対応・責任体制が十分でないことがあるにしても）「保身」と「仲間意識」のようなものが介在して対応が十分でなくなっている面があるように見える。

何人かの米国人留学生に聞いてみたことがあるが、米国でも友人がグループ（仲間）を作ることにはあるが、グループのメンバーの出入りは自由で、離れたからといって非難したり敵視したりいじめたり、というようなことはないという。これは、米国社会の個人主義的側面を表すもので、まずは「個」があり、「個」が確立していることを示しているのではないかと。「グループ形成＝『相互依存・庇護関係、一体化、平穏』」ではないのであろう。学校をはじめ日本社会を省みるとき、参考になる話である。また、米国は、元来物心ともに「異質の集まり」であり、“出入り自由”の国であるから、変化にも慣れているであろう。また、国土も広大で人の移動・移住も多いことを

考えると、米国は「逃げ場のない狭い閉鎖社会」の対極にあると考えてよいだろう（筆者は米国を「逃げ場のある広い開放社会」と考えている）。いじめと対策を考える上で非常に参考になることであらう。

(2) 学生の「考える」力・姿勢の不足—画一的・知識偏重型教育の産物：

大学生の学力が次第に落ちているという説は以前からあるが、筆者の知る範囲でも、語彙、文章力をはじめ高校までに身につけているはずの基礎学力がやはり下がり続けているように思われる。何より懸念されるのは、「考える姿勢と力」の不足である。「幅広く関心・疑問を持ち、自分で考え、表現・主張する」訓練は、今も、学校教育で最も不足していることの一つではないだろうか。さらに懸念されるのは、日本では、時としてそういう姿勢が好まれない面があるという点である。画一教育あるいは知識偏重教育の“後遺症”か、「皆と同じように」「疑問を持たない」「主張より協調」といった発想・姿勢が身についているように見える。実は、画一教育が「全体の調和」「同調的言動」に違和感を感じない我々日本人の感覚に“なじむ”面があり、主張につながる「考える姿勢と力」は、むしろ必要とされなかった可能性がある。その意味で、今後は、日本人全体に「考える姿勢と力」の強化が求められると考えるべきではないだろうか（「若者の選挙投票率が30%」という状況にもつながっているかもしれない）。

(3) 従来型の発想・行動に潜む課題—「あるべき姿より状況対応」に大きな問題：

「政権交替の欠如」、「頻繁な大臣交替」、「官僚支配」、「労働生産性低迷」、「政官業優先の原発運営」、「談合」、「いじめ」、「考える教育・訓練不足」——これらの発生には、「あるべき姿の追求」が十分でなく、「本来機能すべきもの」が機能していない、という共通の要因があるように見える。それは、「世界のどの国にもある」何かではなく、我々日本人に顕著で、従来から特に意識せず自然に発想・行動している何かではないか。「日本人の特徴」のいくつかを、できるかぎり上記課題に対応させて挙げると、「人間関係重視」「周囲への（過剰な）配慮」「仲良く公平に」「国・“お上”・偉い人には信用・依存・遠慮」「事を荒立てない・『和』を乱さない→同調」「他の人と一緒・同じなら安心→同調」「皆と違う人間・言動（異質）への抵抗感→異質排除」「主張→“波風”＝行儀悪い」などがある。これらは、我々日本人一般によく見られることだが、それだけに、あるべき姿の追求、事実関係の確認、立場の明確化など、状況の改善に不可欠な作業・ステップの妨げになっているのではないかと。そして、“波風”・異質に抵抗感を感じる情緒性も手伝って、「穏便・無難」志向となり、既成事実黙認、変化（＝リスク）忌避という「保守」の要素の行き過ぎにまでつながって、課題の発生防止や解決・改善の妨げとして作用しているのではないかと。

また、我々日本人の強い情緒性が、諸問題の本質を冷静に見極める目を曇らせ、行政や責任者の迅速な対応や問題解決のための追求を鈍らせる危険性も見逃せない。

第2章 日本の諸課題発生の共通要因としての「日本人の特徴」

日本の諸課題の背景に「日本人の特徴」あり——が本章で示したいことである。前章で挙げた課題を個別に見て行くと、前提となる考え方から入る。

日本人の思考・行動様式については、内外で「日本人論」に分類される数多くの研究がなされている。筆者も同じテーマに長年強い関心を持ち、観察と考察を続ける者の一人として、公表されている多くの研究を参照してきた。本稿の考察もそれらの成果を前提あるいは参考にしているので、「提言的日本人論」による考察の前に、過去の主要な研究の中から、「提言的日本人論」の妥当性を検証する上で参考にもなるいくつかの研究を選び、その概要の紹介からはじめたい。

1. 日本人の思考・行動様式に関する主要な研究（日本人論）の指摘（要約筆者）

(1) ルース・ベネディクト（“The Chrysanthemum and the Sword”, Charles Tuttle, 1954 年）：

日本人の行動は集団志向と恥によって特徴づけられる。行動を起こす際、世間がどう思うかを非常に気にかけ、世間で恥をかかないことを是とする。他人に迷惑をかけず、恥をかかせないことも重視し、自己の権利を護る場合であっても、他人に迷惑をかけ恥をかかせる行動は控える（これは集団主義の中核的価値観である）。

(2) 中根千枝（『タテ社会の人間関係』講談社現代新書 1967 年）：

日本社会では、人の行動は社会の独立した個人同士の関係ではなく、タテの人間関係の秩序に決定的な影響を受ける。学者間の議論でも、年齢や経験を尊重して先輩格への反論は慎むことがある。よく指摘される日本人の批判精神や論理的思考の欠如も、そうしたタテの関係に由来している。

(3) 土居健郎（『甘えの構造』弘文堂 1971 年）：

日本の育児のし方が日本人の「甘え」を生み出している。母と子の非常に親密な関係が人間関係の基礎をなしており、その結果、人々は情緒的安定を希求し、他人への依頼心を持ち、平等に扱われることを期待することになる。義理人情重視、島国性、社会のタテ型構造も「甘え」から生じる。

(4) 浜口恵俊（『日本人らしさの再発見』講談社 1988 年）：

日本人はコンテクスト（脈絡、関係性）を重視する国民で、人間関係を非常に大切にし、友好関係を保全するために自己抑制もする。自分が関係または所属する人々・組織（イエ、コミュニティ等）のためであれば、自説や立場に執着しないし、進んで他の意向に合わせることさえある。日本人は、そうすることが長期的に見て自己の利益につながると考えており、その姿勢は実は戦略的なものであり、単純な集団主義ではない。

(5) 村上泰亮、公文俊平、佐藤誠三郎（『文明としてのイエ社会』中央公論社 1979 年）：

日本人の特徴としてたびたび指摘される集団志向は、「人間関係主義」というべきもので、日本社会は、それを基礎とする「イエ社会」と考えるべきである。日本社会は(i)「イエ」的組織の原理と(ii)「ムラ」の原理と西洋民主主義の原理を結合したような「ムラ」的民主システムの二つを併せ

持っている。「ムラ」型社会は平等原理を持っており、その社会秩序は、表に出ないある種のリーダーシップに導かれたコンセンサス原理によって保たれている。日本社会の核である「イエ社会」が日本の経済成長を実現させたのだが、その過程で、しばらくは(i)「イエ」的組織の原理と(ii)「ムラ」的民主システムは併存していたが、戦後は後者が優勢となった。

これらを見てわかることの一つは、日本人の特徴は示されているが、その特徴がどこから生じているのかが必ずしも明確にされていないことである。これら以外にも、日本人論ないし日本論は実に多くが世に出されている。しかし、筆者のかぎられた知見の範囲ではあるが、日本人の特徴の淵源まで解明したものは見当たらない。さらに、我々日本人はどうすべきかまで示されたものは見られない。筆者の関心はかねてからそこに向いており、日本人の思考・行動様式に関わる課題と淵源との関係を総合的に考察し、我々はどうすべきかまで探ってみたいと考えてきた。それができれば、課題を抱える状況の改善策を考える一助になるのではないかと考えた。以下がその考察結果である。

2. 「提言的日本人論」

「提言的日本人論」は、日本が抱える重要な課題の多くは「日本人の特徴」が根源的な要因として作用していると考え、「日本人の特徴」を再認識した上、その淵源にまで遡って改善策を考え、提言しようとするものである。そこでは、日本社会を「逃げ場のない狭い閉鎖社会」と見て、そこに生きるがゆえに生まれる「日本人の特徴」を分析し、日本が抱える数多くの課題との因果関係を探り、「日本人の特徴」についてのあらたな「気づき」とその省察を踏まえた一定の「行動」(是正、補正、抑制等)によって状況改善とあらたな発生の抑制が可能になると考える。

まず、「提言的日本人論」の全体をキーワードの流れにして示すと:「逃げ場のない狭い閉鎖社会」→「日本人の特徴」→課題統出→「特徴」と課題の因果関係に関する「気づき」と省察に基づく「行動」が必要——のようになる。

ここでは、「逃げ場のない狭い閉鎖社会」の「社会」を、国全体だけでなく、また会社のように制度的に形成されたものだけでなく、組合や反社会的団体のようなものを含め、一定の人々によって共通の目的・理由のもとに社会的・心理的に形成され、継続的に活動・存在する各種の部分社会を含むものとする。また、「逃げ場のない狭い閉鎖社会」が属性的に生み出したり必要としたりするものに「相互依存・庇護関係、一体性、平穏」があるとする。

「逃げ場がない」というのは、物理的に逃げ隠れする場所がないというだけでなく、その社会の中で、構成員がどこに居ても概ね特定され探し当てられる(あるいはそうしたがる人が多い)状態にあることである。戸籍の存在や刑事訴追のような制度上のことだけではなく、「どこの誰か(人種・出身、所属、地位等)」「どういう人か(素性、職歴、人柄、行動パターン等)」などが比較的容易に認識・把握されうる社会的環境条件を含む。「逃げ場」がなければ、地域的に広くても事実上「狭い」ことになるであろう。

「逃げ場のない狭い閉鎖社会」を、社会の原型に近いもので、歴史学で言う「ムラ」を比定して考える（但し、特定の居住・活動の場所がない場合も想定する）。同「社会」の要素とそこから醸成されるであろう構成員の心理的傾向を整理すると図2のようになる。国・社会は、生命・財産を集団で保全することを原初的目的として形成されると考えられるが、目的達成のために、秩序維持をはじめ構成員に何らかの内部的要請・期待値が出てくるであろう。そこで生きるために自然に「相互依存・庇護関係」が生じるとともに、構成員の「一体性」（目的達成のため。特にいざという場合に必要）と「平穏」が望まれるであろう（「平穏」は社会が長期間安定していれば自然に生まれるものでもであろう）。また、そこから離れることは生活にかかわることが多いであろうから、そこに留まることを選択せざるを得ないという点で実質的に「逃げ場」がなく、「狭い」ことになる。そこで、構成員は、原初的目的をはじめとする便益享受の前提となっている「相互依存・庇護関係、一体性、平穏」を崩さないよう心がけるとともに、他の構成員にも同じことを期待するであろう。また、孤立は、（その社会を離れることと同様）生存を脅かしかねないので、何とか避けたいことであろう。心地よく生きるために友好的な人間関係を保とうとするであろうし、長い交流による信頼関係が大切なものとなるであろう。また、いざというときには、有力者を頼りたくなるであろう。一方、「閉鎖」状態が長く続き、安定・平穏が保たれれば、「平穏」を乱したり目的達成をも危うくしたりするかもしれない“波風”、異質（新規参加者、異質な構成員・言動）には警戒感を抱くのも自然である。同じ心理から、変化一般に抵抗感を抱くようになることも十分考えられる（変化忌避は「保守」の本質的要素の一つである）。構成員が、そうした発想・行動によって「相互依存・庇護関係、一体性、平穏」に寄与しようとするとともに他の構成員にもそれを期待し求めることは、社会形成の目的から見て自然である。たびたび指摘・問題視される日本人の「個」の欠如も、実はこのような社会では望ましいことであるゆえに生じた結果かもしれない。相互依存・庇護関係が整っていれば、自立して“たくましく”なる必要はなく、むしろ周囲に「頼り」、「甘える」方が「従順」と同様可愛いがられる要素にもなるのではないか。他方、社会の構成員の数が増えれば（社会の規模が拡大すれば）、目的達成のため何らかの規範（ルール）や組織が必要となるであろう。集団内のヒエラルキー（階層構造）はその一例と見ることができる（『タテ社会の人間関係』が指摘する「タテ社会」構造もその結果）。

この観点から、「逃げ場のない狭い閉鎖社会」において、その構造を淵源として構成員に醸成されるであろう発想（心理的動機）をまとめて列挙すると：①「敵を作りたくない」；②「嫌われたくない」；③「恥かしい・きまり悪い思いをしたくない」；④「“波風”が立つことおよび異質を敬遠する」；⑤「（『逃げ場』の代替として）権威・有力者・仲間に期待する」——になる。これらは、我々日本人の公私の生活から考えてみると、いずれも「世の中」で“うまく”、心地よく生きるためのものであることがわかる。また、同様に、日本がこの「逃げ場のない狭い閉鎖社会」に当ては

まることが見えてくる。

ここで、「日本人の特徴」が「逃げ場のない狭い閉鎖社会」を淵源とする因果関係の流れで整理すると——「逃げ場のない狭い閉鎖社会」→「敵を作りたくない」「嫌われたくない」「恥かしい・きまり悪い思いをしたくない」「“波風”が立つこと、異質を敬遠する」「(『逃げ場』の代替として)権威・有力者・仲間に期待する」(以上、心理的動機)→(i)「自己主張を抑制する」;(ii)「物ごとをハッキリさせない(あいまいにする)」;(iii)「控え目を好しとする」;(iv)「『いい人』でいようとする」;(v)「周囲にどう思われるかを重視する・他人のことが気になる」;(vi)「言い訳を用意しながら発言・行動する」;(vii)「権威を有難がる(権威信奉)」;(viii)「集団志向・人間関係重視・仲間意識が強い」(以上、思考・行動様式)——ということになる(図 1 参照)。まえがきでも触れたが、本稿では、上記の心理的動機と思考・行動様式両方を合わせて「日本人の特徴」としている。

日本人に特徴的な言動が、このようなメカニズムによって生み出されると考えると、「日本人の特徴」発生の理由が納得できるのではないだろうか。そして、日本の課題の多くにこのメカニズムが関わっていることが見えてくるとともに、この視点から、状況改善策も見出せるのではないかと考えられる。その目的で、以下に前述の日本の諸課題と「日本人の特徴」との関係を考える。これらの課題と「日本人の特徴」の関係は、主要かつ典型的なもので、これら以外にも当てはまる事項が数多くある。同時に、当然ながら、事項・課題によって、「日本人の特徴」の関わり方が間接的であったり複合的であったりすることも確認しておきたい。

3. 日本の諸課題と「日本人の特徴」との関係

これまでの考察をもとに、「日本人の特徴」がどのように前述の日本の諸課題の発生要因になっているか(因果関係)を、図式的に整理すると以下のようなになる(大きくくりだが、図 1 で因果関係を整理してある)。前述の 3 つの分類に対応させて考える(主たる因果関係を示すため、前章同様、各事項に副題を付けた)。

3-1. 政治・行政

- (1) 「政権交替の欠如」—日本的な固定的関係(「仲間意識・人間関係重視・集団志向」他)に起因：
 ・“保守独裁”の根源＝「逃げ場のない狭い閉鎖社会」→『“波風”・異質への抵抗感』(＝変化への抵抗感)→「平穏」・「無難」志向→“保守”支持の固定化
 ・固定的支持の直接要因＝「権威・有力者・仲間への依頼心・期待」
 ・固定的支持の方法＝「地盤(「仲間」)・看板(権威・有力者)・カバン(カネ)」
 ・固定的支持の結果＝「世襲議員」、政権交替欠如
 ・「族議員」「派閥」＝「仲間」のための個別・部分利益追求
 <補足>支持の理由として、「先代にお世話になったから」「大臣経験者・官僚出身(「権威」)だから(能力があるだろう)」「街の名士・有力者だから(信用できる)」「選挙区に便益をもたらしてく

れそうだから」「これまでも支持してきた（仲間だ）から（安心）」などは、身近でも聞かれる。

(2) 「政権交替がないままの首相・閣僚の頻繁な交替」—「権威信奉」「仲間意識」の産物：

・「大臣経験者・官僚出身＝権威・有力者」を支持＝「権威信奉」

・派閥形成と“大臣ポスト獲得競争・分配”＝「集団志向」「仲間意識」→「派閥」→「内と外」→
“ポスト競争”

<補足>官僚側にも「仲間意識」が存在し、政治家との関係で団結する力学が働くと推測するのは自然（民主党政権が「政治主導」を掲げたが実現しなかったことはそれを示唆）。

(3) 「官僚支配」—「仲間意識・集団志向・人間関係重視」「権威信奉」の複合：

・有権者による固定的支持→政治家の鍛練不足→大臣（政治家）の官僚依存→政・官の密着（「仲間意識」）

・官僚による大臣（国民の代表という「権威」）の利用（＝政・官の相互依存関係成立）→大臣コントロール→官僚支配

・官の「仲間意識」（団結、自己利益の維持・拡大）＋政治と利害一致（「バラマキ型政策」等）→
構造磐石化

3－2. 産業・企業

(1) 「福島原発事故」の予防・対応体制の不備—「権威依存」「仲間意識」「集団志向」の産物：

・「権威」依存＋「集団志向」「仲間意識」→政府の原子力推進政策→ビジネス→「仲間」形成（「原子力村」）（含研究者）→対批判の団結（集団志向）

(2) 国際的に見て低い労働生産性—「仲間意識」「嫌われたくない」「恥かしい思い・きまり悪い思いをしたくない」の産物：

・「気遣い残業」＝『嫌われたくない』→周囲への「配慮」

・「決断・リーダーシップよりコンセンサス」＝『（決断によって反対者を）敵に回したくない』『（独断による失敗で）恥をかきたくない』『権威・有力者・仲間への依頼心』→「関係者・上司への根回し」「稟議制」「全会一致」

・「成約には熱意、人柄、信用が必要」＝『異質への抵抗感・警戒心』『仲間意識』

(3) 談合—「仲間意識」の延長線：

・談合＝長い業界付き合いで「仲間意識」醸成（含業界団体活動）

・「官製談合」＝「権威（官）への依頼心」「（官との）仲間意識」

<補足>官・業の間に「天下り」などを通じた特別な交流があることは知られている。

3－3. 社会

(1) 「いじめ」問題—「逃げ場のない狭い閉鎖社会」が温床：

・「逃げ場のない狭い閉鎖社会」→「集団志向」「仲間意識」→「仲間」形成→「閉鎖性」→「異質」

排除・攻撃＝いじめ

(2) 学生の「考える」力・姿勢の不足―「自己主張抑制」と画一的教育の相乗：

・「強い個性・自己主張＝異質」→歓迎されない（「平穏・和」を乱す）→画一的教育→「疑問を持たない・考えない・主張しない」が「無難」→考える姿勢育たず

(3) 社会生活上の従来型の発想・行動に潜む課題―「日本人の特徴」すべてが潜在的要因：

・平穏を乱す者への抵抗・警戒感→「いい人」「同質＝仲間」を志向→「個性より協調性」「カドを立てない・事を荒立てない」→問題提起・議論を避ける→課題解決の妨げ

・「強い情緒性」→「美談・感動話・苦勞談・涙に弱い」「間違いを指摘されると感情的に反発する」「報告・分析に感情・評価が混入」→課題解決の妨げ

・「権威信奉」→「偉い人が答えにくい質問は控える」他→責任追及の妨げ

＜補足＞①「日本人の特徴」は、前述の「政治・行政」、「産業・企業」、「社会」で取り上げた課題すべてに対し、国民・市民として、我々日本人全員に直接・間接に何らかの関係があると考えられる。(イ)「政権交替の欠如」「頻繁な大臣交替」「官僚支配」には日本人の「権威・有力者・仲間」の意識が、(ロ)「労働生産性低迷」には「仲間意識」や「嫌われたくない」心理が、(ハ)「原発事故」「談合」には「仲間意識」という心理が、(ニ)「いじめ」には「集団志向・仲間意識」「敵を作りたくない」「嫌われたくない」といった心理が、それぞれ直接・間接に関わっていると考えれば、日頃常識として思っている発想・行動に留意する必要があるのではないかということになる。

②我々日本人にある「強い情緒性」も、いくつもの課題に関係していると考えることができる。たとえば、政治家・政党への支持にしても、「人柄」や「話し方」などが作用してはいないかどうかまで見直してみる必要がある。また、政治家がよく使う情緒に訴えるような言葉・表現（「全身全霊」「火達磨になって」「美しい国」等）に影響されやすいこともある。政治家の情緒訴求的修辞に騙されないよう注意をする必要がある。誰が打ち出したかわからないが、東日本大震災の後に現れた「絆」という言葉も、ややもすると、本来政治・行政が担うべき政策や制度の不備（真実）を覆い隠すために利用されかねない（たとえば『民間の絆で乗り越えて欲しい』というような意図）危うさを持っている。肝心なところで情緒に流されたりしないよう注意を要すると思われる。情緒性の強さが、政治・行政の課題への対応にどのように関係しているのかを整理すると、図4のように示すことができる。図4では、「強い情緒性」が、有権者による「政治家・政党への固定的支持」と相まって「官僚天下」を作り上げた構図が明らかになるよう整理した。

「日本人の特徴」についてこのように述べてくると、「日本人のすべてがだめなのか」という反応があり得るので、そうではないことにあらためて触れておきたい。一人のある性格が、場面によって美点としても欠点としても現れうるのと同様、日本人全体としても、さまざまな特徴が場面・状況によって美点になったり欠点になったりすると考えるのが正しいのではないだろうか。まえがき

でも触れたように、本稿では、状況改善のためという目的から、意図的に「欠点」として現れている場面、事項だけを取り上げている。

第3章 思考・行動様式まで問われていることへの国民的「気づき」と「行動」の必要性—提言

前章までに見てきたように、日本の課題の多くが「日本人の特徴」に由来していると考えられるが、そうだとすれば、我々日本人は何をすればよいのかを考える。

我々日本人にまず必要と思われることは、「日本人の特徴」が、増え続ける日本の諸課題発生の要因となっているのではないかという「気づき」（疑問・問題意識）である。そして、その「気づき」をもとにした政治・行政、産業・企業、社会など我々日本人の生活・活動全般にかかわる課題に対する考え方・姿勢を見直し、従来の思考・行動を是正、補正、抑制するといった「行動」を提言したい。

提言の内容を比喩的に、大づかみに言うと、「我々日本人の多くは、“思考・行動の自由”を有しているが、“自主規制”によって、自らその行使を制限しているような状態にある。その状態に気づき、“自主規制”を解いて“自由”を全面的に行使してはどうか。」のように表現できる。以下に示すのが具体的内容である。

勿論、この提言だけで課題のすべてが改善・解決するものではないが、以下の「気づき」と「行動」は改善・解決策探求の基礎の一つになるのではないかと考える。

提言1. 幅広く「疑問を持ち、自分で考え、主張する」姿勢を強め、かつ子供・生徒・学生たちをはじめ周囲の人々に対してもこの姿勢を奨励・支持・許容すること——このことは、諸課題改善のすべての基礎ないし出発点となり、長期的にも必要と考える。この姿勢に欠かさないことは、本質重視と合理精神と理性である。

2. 発想・思考として、①『敵を作りたくない』；②『嫌われたくない』；③『恥かしい・きまり悪い思いをしたくない』；④『権威・有力者・仲間を頼る』；⑤『“波風”・異質への不安・抵抗感』——という発想・思考の傾向を場面ごとに可能なかぎり抑制すること

3. 行動として、(i)「自己主張を控える」；(ii)「物ごとをハッキリさせない(あいまいにする)」；(iii)「控え目を好しとする」；(iv)「“いい人”でいようとする」；(v)「周囲にどう思われるかを重視する」；(vi)「言い訳を用意しながら発言・行動する」；(vii)「権威を有難がる(権威信奉)」；(viii)「集団志向・人間関係重視・仲間意識が強い」——という行動の傾向を場面ごとに可能なかぎり抑制する（文学的に言えば、周囲、立場など状況への配慮を極力抑え「のびのびと」自分の考えを押し出した行動をするようところがける）こと

4. この「行動」の先に、あるいはそれを通して、各方面で「逃げ場のない狭い閉鎖社会」の存在を再認識し（「気づき」）、それを少しづつでも打ち破る努力（「行動」）をすること——我々

日本人は無意識のうちに「逃げ場のない狭い閉鎖社会」の形成に参加したり寄与したりしているかもしれないという認識のもとに。

5. 見方・考え方において、まずは感情を抑制し、理性を優先させること——抽象的なので、(価値観ではなく)方法論としての発想の具体例を示せば——「形」より「中身」/「態度」より「能力」/「協調性」より「個性」/「和」より「あるべき姿」/「いい人になる」より「目的の実現」/「雰囲気」より「目的」/「同調」より「自己実現」/「無難」より「冒険=成長」/「平穩」より「新鮮」/「権威」より「内実」/「地位」より「実力」/「声の大きさ」より「合理性」などが挙げられる。留意し避けるべき姿勢の例としては——「事実と評価・感想の混在」/「報告・分析・議論に感情が混入」/「美談・苦勞談への過度の感動」/「涙を流して謝られると無条件に許してしまう」/「嫌いな人の話は(内容が正しくても)聞き入れない」などを挙げることができる。

以上の提言の実践のため、学生をはじめとする若い人たちにも広く理解されやすいよう、出発点として望まれる「姿勢」の平易・簡潔・網羅的な表現を試みれば、「(イ)何事にもまずは疑ってかかり、(ロ)納得できなければ(相手や状況にかかわらず)納得できるまで(冷静に)突っ込み、確かめる」という表現が可能である。これで提言のすべてを表現できるわけではないが、提言内容の多くを示すことができるように思われる。念のために付け加えると、この姿勢がすべての日本人に欠けているというのではない。また、特別新しいものでもない。だが、筆者自身をはじめとして、日本人が日頃の生活の中で、相手や周囲への配慮などから、この姿勢を無意識のうちに抑制していることが少なくないように思われる。そこで、こぞってこのような姿勢を持ち、あるいは強め、かつ推奨してはどうか、という趣旨である。

以上を見て、我々日本人に求められるのがどのような人物像ないし生き方なのか明らかでない、という指摘が出るのが予想される。それに対する用意として、テレビドラマの例で適切さを欠くかもしれないが、具体的(イメージ)になり便宜なので持ち出すと、刑事ドラマ『相棒』の主人公「杉下右京」のような「考え方」と「行き方」(スタイル)が適当な例の一つになるのではないかと考えている。そのポイントは、本質だけにこだわって余計な配慮や感情を削ぎ落とし、合理精神に基づいて取る理性的なアプローチと言動である。あのような人物は、愛嬌のある「いい人」が好まれる傾向にある現実の日本社会では、「奇人・変人」扱いされ、あまり好感を持たれないであろう。だが、今はそこが問題でありうる、という「気づき」が必要だと考える。今後の日本は、あのようなスタイルに違和感を持たず、むしろ応援・奨励するぐらいにならないと、グローバル化が進展する世界の中で、明るい未来は望めないのではないかと(実は、筆者は、同主人公と非常によく似た人物と数年間一緒に仕事をした。その間、仕事は非常にスムーズに運びよい成果を出すことができた。何より、性格や態度など気にならず、やり取りが本質的で明快だったことから大変楽しく仕

事ができた)。「形」より「中身」を重視してのぞむ姿勢が大切ではないだろうか。物ごとの評価・判断に当たっては(とりわけ人物の評価に当たっては)、「外見」「態度」「地位」などばかり重視してものごとを見ると、評価・判断を誤る怖れがある。このことは、情緒性が強いと思われる我々は、「理性」を優先してのぞむことが重要だということになる。

「本意ではないが『空気を読んで』あるいは無意識に、周囲に同調した言動になってしまった」というようなことは、経験のない人の方が少ないのではないかと思うが、これなども見直してみる余地があると筆者は考えている。自分のこととして考えてみると、「空気を読む」の中身は、心理として(イ)「異質」と思われ「嫌われ」たりすることの回避、(ロ)「仲間」扱いされなくなることの回避、(ハ)雰囲気や壊さない「配慮」(“親切心”)などが思い当たる。無意識だとすれば、そうした反応が身についているのであろう。ここで重要なことは、そこに「情緒」の働きがある点である。注意していないと、「嫌われたくない」心理などに起因する「付和雷同によって事態が思わぬ方向に動いてしまう」といったことはありうる。「情緒性」が、これまでに見てきた日本の課題発生要因になりうる例である。

あとがき

福澤諭吉は、明治時代に早くも「この国民にしてこの政府あり」と言った。そして、1960年代、政治学者・丸山眞男は、「民主制は、出来上がったしくみではなく、国民が作り上げて行くプロセス」であり「個人的利益の追求だけでは足りず、政治に無関心な国民が多いのは問題だ」と指摘した。これに対しては、文芸評論家・思想家の吉本隆明が国民の個人的利益追求を擁護し、かつ「民衆には暗黙の思想がある」と主張して論争になったことはよく知られている。論争の中で重要なことは、民主制国家の国民は、つねに構成員としての姿勢が問われるということであろう。

言うまでもないことだが、本稿の議論の検証にも関わることなので敢えて触れると、現代社会の基礎である民主制のもとでは、「主権在民」は即「責任在民」であり、我々は評論家ではいられず、責任者として政治の結果を引き受けなければならない立場にあることを再確認したいと思う。考えてみると、民主制は、大変面倒でエネルギーの要る制度であり、また冷酷でもある。特に、棄権者は議員達が決めた政策に不満は言えない立場になる。棄権した有権者は、議員に“お任せ”(白紙委任)したようなもので、議員達が決めた政策に不満は言えない立場になる。30%程度という若者の投票率の低さが問題視されている。その状況下では、若者の「年金制度不備の被害者」という声も支持することはできない。また、有権者全体の衆院選投票率も下落し続け、50%を割るかもしれないとされる中、「支持に値する野党がないから棄権」という声も聞かれるが、その状況を作り上げてしまったのも我々国民だという「気づき」があらためて必要なのではないか。“被害者顔”ばかりはできないと考えなければならないと思う。どんなに面倒でも、理解が困難でも、

政治・行政には関心を持ち続け、理解に努め、そして「理性」を優先して積極的にのぞまなければならないのではないだろうか。

あるとき英国の弁護士に、(日本の国会議員を念頭に) 英国の国会議員は lawmaker (国会議員・立法家) としての能力は十分にあるか、と聞いてみた。その弁護士は「英国では上院が最高裁判所の役割を果たしていることはあなたも知っているでしょう。」と答えた。日本の国会議員 (lawmaker) は、国会議員の役割をどのように認識しているだろうか。一部には「国会議員は地元に便益をもたらすのが役目」と考える向きもあるように言われるが、そうだとすれば「気づき」不足と言わざるを得ない。

筆者は日頃から、学生に「幅広く関心・疑問を持ち、自分で考え、表現・主張する」姿勢を身につけることの重要性を強調している。学生の成長の基盤として不可欠なだけでなく、その姿勢が一般化することが日本に望まれており、よりよい日本のために役立つことを確信しているからでもある。まことに残念ながら、この姿勢は、教育の最重要目的の一つでありながら、従来の学校教育に最も欠けていることのひとつのように思われる。自らを振り返っても事実と言わざるを得ない。課題の多い日本の将来のため、「日本は変われるか」という命題が、これまで、内外で幾度となく提示されてきたが、十分応えられてきたとは思えない。応えられていない理由の一つには、この姿勢の欠如があると筆者は考えている。

なお、本稿の考察には、歴史的視点などいくつか別の視点からの検証の余地があることを承知している。ただ、これまで、そうした視点からも一定の考察はしてきており、その範囲では、本稿の考えは他の視点からの検証にも耐えるのではないかと考えている。

とはいえ、「提言的日本人論」の妥当性については、各方面からご指摘・批判を頂き検証を重ねて行きたいと考えている。加えて、外国との比較研究による妥当性の検証もできれば、と思っている。比較研究を進める際には、社会・制度的側面から、「広い開放社会」として米国が、「広い閉鎖社会」として中国が、「狭い開放社会」としてシンガポールがモデルと位置づけられるのではないか、というようなことを考えている。

ともあれ、本稿の視点と提言が、今後の日本のためにわずかでも役に立てば幸いである。

参考文献

- Benedict, R., "The Chrysanthemum and the Sword", Charles Tuttle, 1954 年
中根千枝『タテ社会の人間関係』講談社現代新書 1967 年
土居健郎『甘えの構造』弘文堂 1971 年
村上泰亮、公文俊平、佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』中央公論社 1979 年
浜口恵俊『日本人らしさの再発見』講談社 1988 年

時事に現れた日本の諸課題とその共通要因
—「提言的日本人論」による改善策の考察：
「思考・行動様式まで問われている」ことへの国民的「気づき」の必要性

土居健郎『表と裏』弘文堂 1989 年

朝日新聞経済部『大蔵支配—歪んだ権力』朝日新聞社 1997 年 7 月

K.v. ウォルフレン（篠原勝訳）『日本 / 権力構造の謎』早川書房 1991 年 11 月

柳田邦男『この国の失敗の本質』講談社 1999 年 1 月

岩崎育夫『アジア政治とは何か』中央公論社 2009 年 12 月

石川真澄、山口二郎『戦後政治史 第3版』岩波書店 2010 年 11 月

鈴木賢志『日本人の価値観』中公新書 2012 年 1 月

中北浩爾『現代日本の政党デモクラシー』岩波書店 2012 年 12 月

川本明『なぜ日本は改革を実行できないのか』日本経済新聞社 2013 年 4 月

永山靖生『バカに民主主義は無理なのか』光文社 2013 年 1 月

信田智人『政治主導 vs. 官僚支配』朝日新聞社 2013 年 4 月

ダロン・アセモグル、ジェイムズ・A・ロビンソン（鬼澤忍訳）『国家はなぜ衰退するのか』早川
書房 2013 年 8 月

薬師寺克行『現代日本政治史』有斐閣 2014 年 9 月

古賀茂明『国家の暴走—安倍政権の世論操作術』(株) KADOKAWA 2014 年 9 月

『週刊東洋経済』東洋経済新報社 2014 年 9 月 20 日号

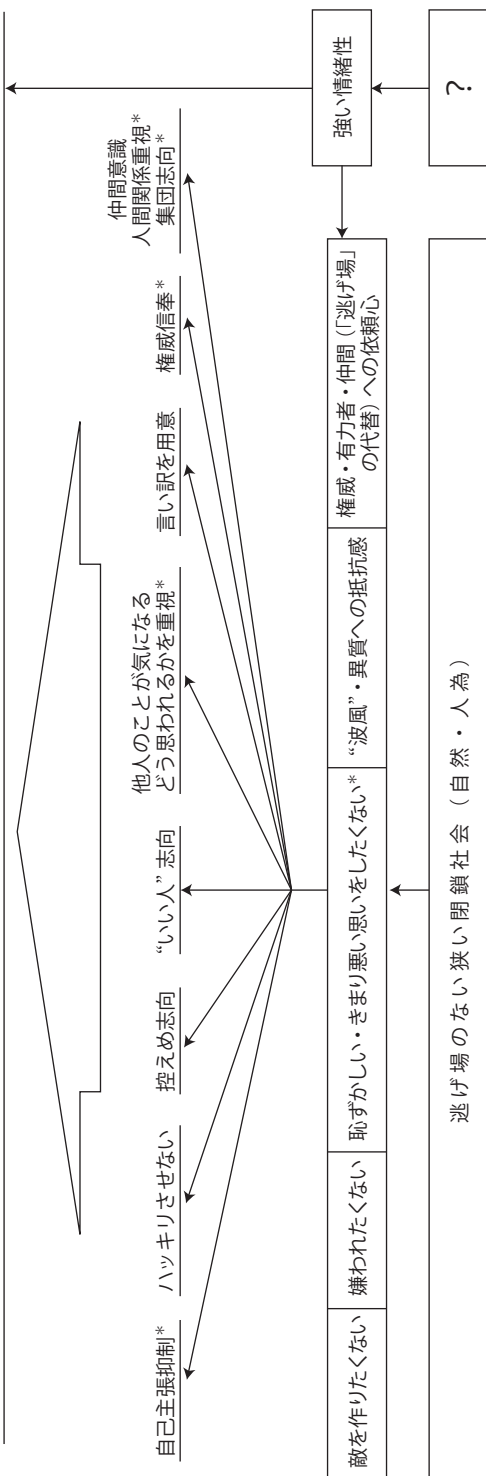
（常磐大学 国際学部 教授）

「逃げ場のない狭い閉鎖社会」の構成員の思考・行動様式と帰結・動機・淵源

“うまく生きるための知恵”が課題にも

政治・行政	産業・企業	社会
●情緒訴求的修辞：「誠心誠意」「不遺餘」「火達磨になつて」 ●「悪い切つた政策」「美しい国」 ●議院の法律違反（容疑）も「当選で祿さ」 ●言い訳、まやかしの政治：行政手法：「審議会行政」「玉虫色」「建前と本章」「暫定」「小出し」「なし崩し」 ●様子見、八方美人、「和・有力者依存」*外交・政治 ●議院批判をしない官僚出身の評論家 ●特定、部分（仲間）利益追求：「族議員」「派閥」 ●「原子力村」形成→狭い地震大国に40基以上「原発事故予防・対応、再稼働官営優先」 ●「選挙区への利益誘導で集票」「政治とカネ」「天下り」 ●「原水村」形成→狭い地震大国に40基以上「原発事故予防・対応、再稼働官営優先」 ●政権交代欠如／頻繁な首相・閣内交替→官権支配* ●選挙：政治に非民主、政策の要請なし：「閥族」 ●「人柄」：地盤・看板・カバン／「世襲議員」「族議員」 ●「派閥」「しこり」を残す→空席候補一本化（「党内ヒエラルキー」*） ●保身・保守性「無難」志向／決断（敵）を作りうる／失敗ありうる	●統一的新卒採用／柔軟性欠く労働市場 ●マスメディアにも情緒性・画一性・権力への遠慮 ●周囲への配慮*「気遣い残業」 ●決断・リーダーシップよりコンセンサス* } 労働生産性低迷 ●取引条件より「執意」「人柄」「閥族」* } ●非契約社会／訴訟回避 ●事実究明に「論理で人を傷つける」の反発も	●同調的言動：「歩けば歩けば」「就活レック」（依頼心／孤独感回避） ●画一的・成績重視教育→個の抑制／劣後感 ●個・知的冒険心・主張力・表現力の妨げ／いじめ ●「甘い」*「自己・身内偏重」の育て→嫉・基礎訓練の欠如／「モンスター・ペアレント」自立志・社会性不足／「道徳」の特別科目化 ●不明確な意見・立場表明／あいまい（敵・嫌・恥発生の防止） ●報告・分析・論議に感情混入 ●情緒性が政治・行政・企業に利用される虞：「愛国心」「絆」「根性」 ●仲間形成→閉鎖性／異質排除／ヒエラルキー／いじめ ●個より協調性*／「空気を読む」「カードを立てない」「出る杭は一」→考える力・独創性・主張力の妨げ ●固定的政策・政治家支持→政権交代欠如／「政変・政治家鶴えられず」→官僚支配* ●「官＝権威・お上」「内実と関係のない」「私立より国公立」 ●「官尊政支配」* →長期・信頼関係重視（…）

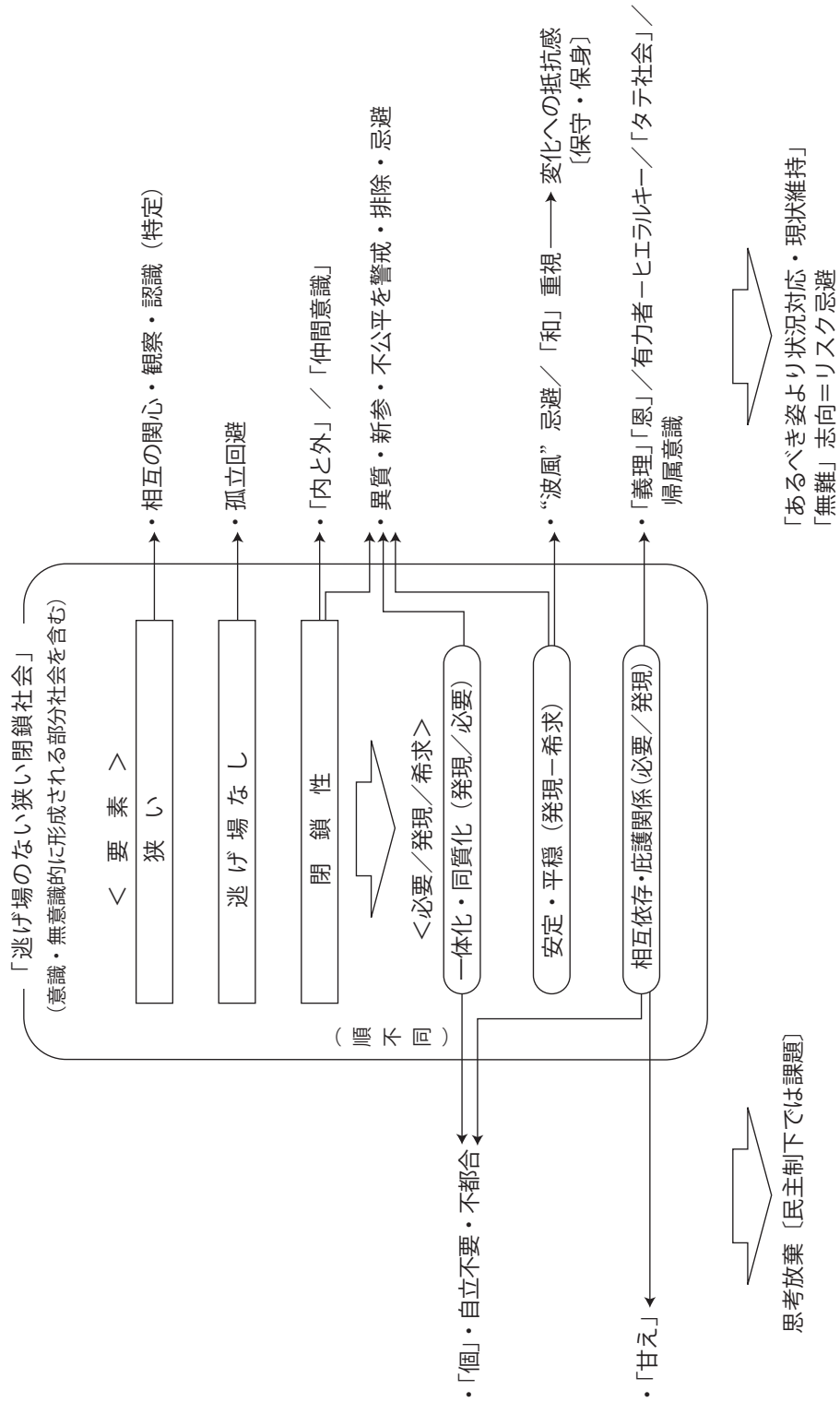
＜思考・行動様式＞＜淵源＞



注：1）本文で触れていない事項、必ずしも課題とは言えない事項を含む

2)*: 指摘する日本人論あり

「逃げ場のない狭い閉鎖社会」の要素と生み出すもの



時事に現れた日本の諸課題とその共通要因
 — 「提言的日本人論」による改善策の考察：
 「思考・行動様式まで問われている」ことへの国民的「気づき」の必要性

図3

日本の首相・閣僚はなぜ頻繁に交替するのか

— 日本の政治・行政の構図 —

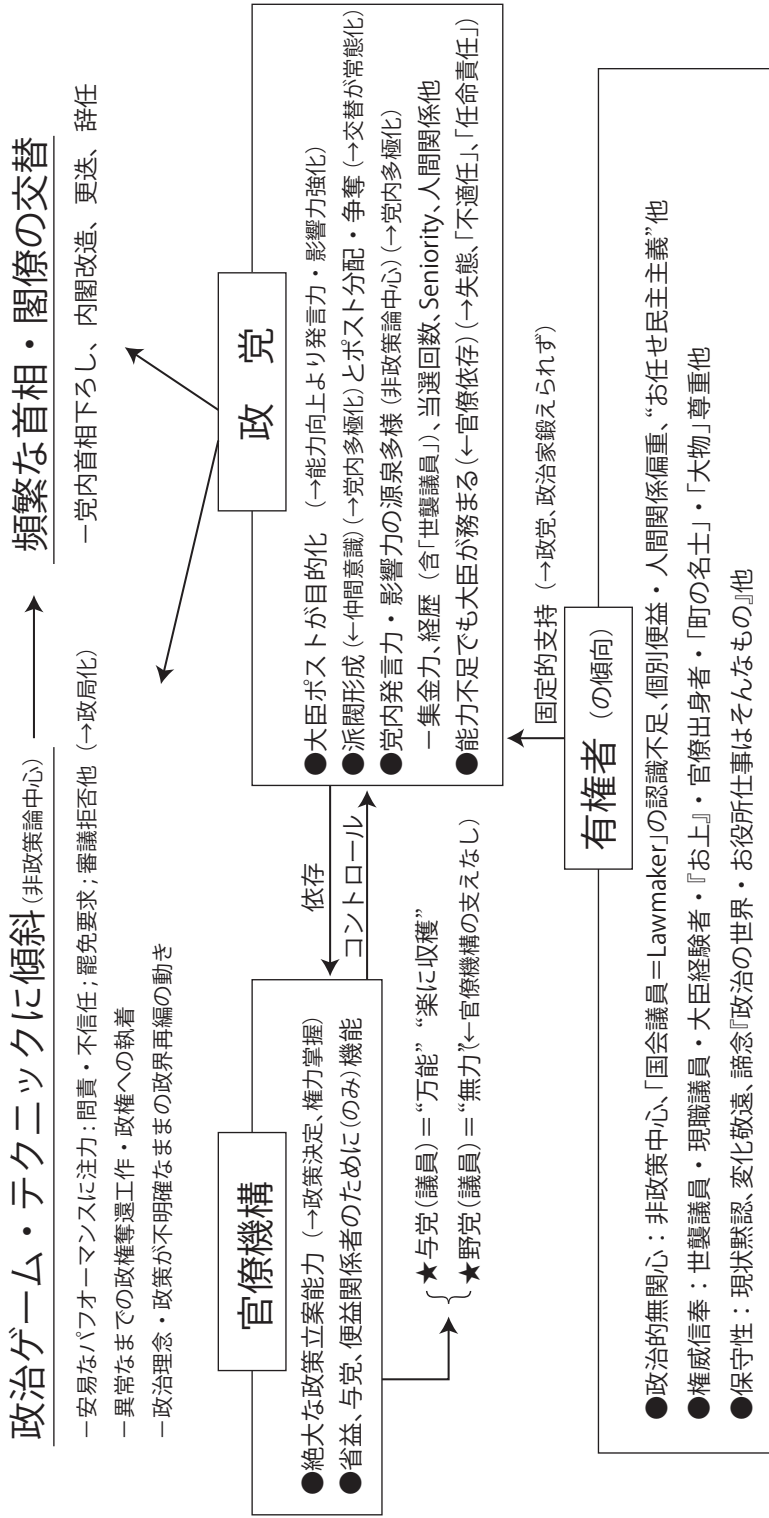
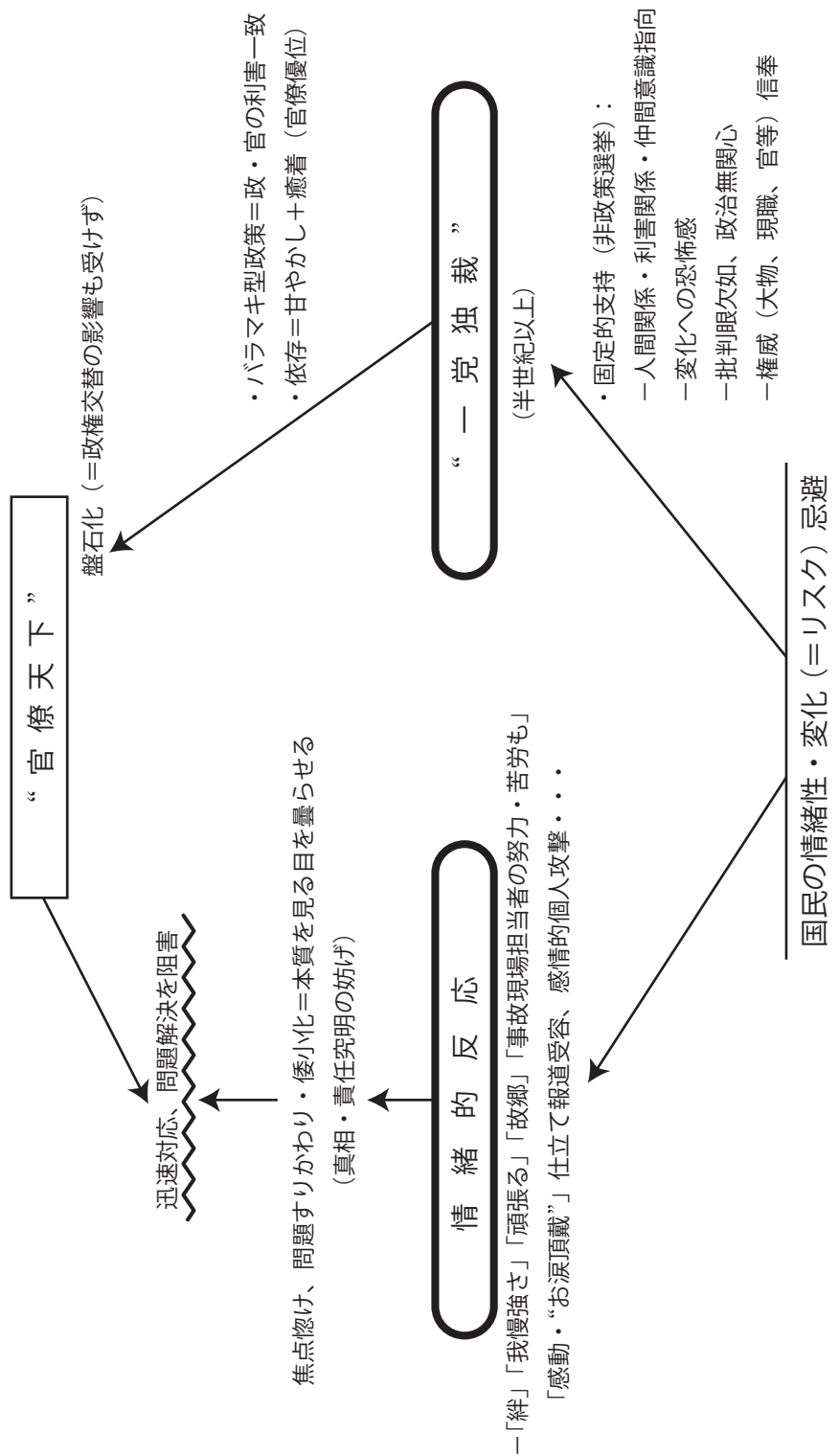


図4

日本の政治・行政の構造的機能不全－最大級の問題噴出で顕在化

－震災復興、原発事後対応（「原子力村」、政治弱体、「情報かくし」、「早々の『収束宣言』」、「枢要議事録不在」等）他



時事に現れた日本の諸課題とその共通要因
－「提言的日本人論」による改善策の考察：
「思考・行動様式まで問われている」ことへの国民的「気づき」の必要性

常磐大学国際学部・常磐国際紀要寄稿規程（抜粋）

平成8年11月14日

（目 的）

第1条 常磐大学国際学部は、教育研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、研究紀要『常磐国際紀要（Tokiwa International Studeis Review）』（以下「紀要」と言う。）を発行する。

（投稿資格）

第4条 紀要の投稿資格者は、国際学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

（掲載内容）

第5条 委員会は、別に執筆要項を定め、研究論文、研究ノート、書評、学界展望、委員会が特に認めるもの等（以下「論文等」と言う。）を募集し、編集する。それらの内容は、次の通りとする。

1. 論文は、理論的かつ実証的な研究成果の発表を言う。
2. 研究ノートは、論文作成の途中にあって、著者の研究の原案や方向性を示したものを言う。
3. 書評は、新たに発表された内外の著書・論文の紹介を言う。
4. 学界展望は、諸学会における研究動向の総合的概観を言う。

② 前項に規程するものは、未発表を原則とする。

（掲載内容の選考）

第6条 委員会は、第5条第1項に規程するものについて、委員会が委嘱した者の査読を経た後に、「掲載の適否」を判断する。

② 委員会は、投稿者に対して、必要に応じて、内容の修正を求めること、または掲載見送りをすることができる。

（配 付）

第7条 （第1項略）

抜刷は、論文等の執筆者に対して、50部を配付する。それを越えて必要とする場合には、印刷費を請求者が負担する。

附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. この規程は、平成8年11月14日より施行する。

上掲条項は「常磐大学国際学部研究紀要発行規程」による。

なお執筆にあたっては「国際学部紀要執筆要項」を厳守されたい。

※第2条、第3条及び第8条～第10条は省略。

編 集 後 記

『常磐国際紀要』19号が完成し皆様に届けることができました。この3月には退職・異動で複数の先生が国際学部を離れることは残念ですが、4月には新しい先生方を迎えます。新入生の数もほぼ確定し、新年度の体制が整ってきました。このようななか『常磐国際紀要』に今回、研究論文9編、研究ノート5編を掲載できたことは喜ばしいことです。

紀要完成までには多くの方々にお世話になりました。査読にご協力いただきました学内外の先生方には改めて御礼申し上げます。また、学事センターの原航平氏、印刷・製本の㈱タナカの上田薫氏にも感謝申し上げます。

研究紀要編集委員会

土居 守 樋口 恒晴 R.J.Betts
辻川 美和 佐竹 正夫

常磐大学国際学部紀要 常 磐 国 際 紀 要 第19号

2015年3月31日 発行

非 売 品

編集兼発行人 常磐大学国際学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 渡部 茂己 電 話 029-232-2511(代)

印刷・製本 株式会社タナカ

Tokiwa International Studies Review

No.19

March, 2015

CONTENTS

Articles

- Possibility of Applying the International Accounting Standards No.41 "Agriculture" Tadashi Tanabe 1
- Hamlet in The Wayfarer (Kōjin)*: The Influence of Soseki's Interpretation of *Hamlet* Miwa Tsujikawa 25
- Considering the Chinese Nationalist Party's Logic in Governing Xinjiang in the 1940s Keiji Kinoshita 49
- The Influence of L1 Vowel Categories on the Identification of English Vowels Atsushi Chiba 69
- The French Influence on the Multiple Negation in Middle English: A Corpus Based Study
..... Reiko Ito 89
- The Chinese Communist Party's Ability to accommodate seen in Direct Election of Local People's Congress
– From the Perspective of the correspondence to the Independence Candidates Mari Nakaoka 99
- Bid Premiums and the Interrelation between Stock Price Momentums in Japan
: Contrasting Premium Offers and Discount Offers Hiroyuki Bundo 119
- Essai sur la théorie de l'Amour (le désir de vie) d'Anatole France, de Freud, de Platon, et de Bouddha
– De l'amour physique jusqu' à la philosophie, l'unification de l'espèce humaine et le bouddhisme –
..... Mamoru Doi 141
- Global Justice as the Raison d'être of International Organizations
: With Regard to the Maintenance of Global Peace and Security by the United Nations
..... Shigemi Watanabe 159

Research Notes

- Issues of Incorporation in Agricultural Situation and Deficiency of Heir in Japan
– Complication with accounting of the sixth industry – Tadashi Tanabe 187
- A Study on the Transition of Results and the Background of Credit Guarantee System
in Ibaraki Prefecture after the Heisei Era Hiroyuki Bundo, Nobumasa Funabashi 203
- Exchange Activities of the America-Japan Society in the former half of 1950s Akiko IImori 231
- Reducing the Number of Failing Students Rika Otsu, Francisco Gonzales 245
- An Attempt to Identify the Common Causes of the Problems of Japan
– with a proposed approach to the current issues from an angle of the Japanese way of thinking
..... Shigeru Koiso 263

College of Applied International Studies
Tokiwa University